# 新潟県税務統計要覧

平 成 19 年 版 (平成 18 年度)

新潟県総務管理部税務課

### はじめに

平成18年度のわが国の経済は、企業部門の好調さに支えられて前年度に引続き堅調な回復を維持してきましたが、年度後半は消費に弱い動きが見られました。実質経済成長率は2.1%と5年連続のプラス成長を持続しましたが、名目成長率は1.4%にとどまり、デフレ傾向からの脱却は引き続いての課題となっています。

こうした経済環境の中、本県の18年度税収は、景気回復に伴う企業部門の業績回復などの増収要因に支えられ、個人県民税・法人県民税・法人事業税・地方消費税など主要税目において軒並み増収となり、県税収入全体の決算額は260,660百万円 (対前年比+6.5%、+15,886百万円)と、3年連続で前年度を上回りました。

また、県税収入率も昨年度を0.01ポイント上回る98.49%を記録し、2年連続で上昇するとともに、3年連続で全国1位を確保することができました。

バブル崩壊後の長引く不況の中、新潟県では歳入に見合った歳出構造への転換と中長期的な収支の均衡を目標とする「財政健全化計画」(平成11年11月策定)及び平成16年度までに達成すべき具体的目標を設定した「財政健全化プログラム」(平成14年1月策定)に基づき歳出の抑制と歳入の確保を図ってきました。しかし、交付税の大幅な削減や災害復旧による歳出増など他律的・突発的な要因が重なり、わが国全体の景気が回復局面にあるとはいえ予断を許さない状況が続いています。

県財政の実質収支黒字を維持し、財政再建団体転落の危機を回避するための平成28年度までの指針を定めた「新潟県財政運営計画」(平成17年9月策定)において、自主財源の中核となる県税収入の確保は、歳入面における最重点課題に位置付けられています。

我々税務職員は、本県を取り巻くこのような潮流の中で、「中長期的な税収の確保」と 「適正で公平な職務の遂行」という職責を全うすべく、より積極的な税務行政の執行に努め なければならないと考えています。

平成19年10月

新潟県総務管理部税務課

### 凡

- 1 各表において特に表示のないものは、平成18年度の歳入歳出に係るものであり、平成18年度出納閉鎖日(平成19年5月31日)現在における状況に基づいて作成したものである。
- 2 各表ともできる限り従前のものを踏襲し、その利用効果を高めることとしたが、内容についてはやむをえず修正を加えたものもある。

# ] 次

第1	財政	に関す	る調

1	歳入決算の累年比較調	2
2	歳出決算の累年比較調	3
3	県税収入の推移に関する調 (昭和62年度~平成18年度累年別)	4
4	県税歳入予算の補正状況調	6
5	県税収入額と基準財政収入額との比較調	7
6	交付金等控除後の実質収入額	8
第2	調定及び収入に関する調	
<i>7</i>  3 <b>–</b>		
1	県税収入状況調 (税目別、平成16年度~平成18年度累年別)	11
2	税目別調定比率調 (平成16年度~平成18年度累年別)	
3	税目別調定額調 (昭和62年度~平成18年度)	
4	県税収入額の推移(昭和62年度~平成18年度)	
	納期内納税状況調	•
	1) 事 務 所 別	16
	2) 税 目 別	
7	県税収入状況調 (事務所別)	20
	県税調定収入状況調 (月別)	
	1) 個人県民税	
(:	② 法人県民税	
;)	3) 県民税利子割	
,	4) 個人事業税	
(;	5) 法人事業税	23
((	3) 地方消費税	23
(′	7) 不動産取得税	24
(8	③ 県たばこ税	24
(9	引 ゴルフ場利用税	25
(1	0 自 動 車 税	25
4.	1) 鉱 区 税	
(1	2) 核 燃 料 税	26
(1	③ 県固定資産税	26
	4) 自動車取得税	
	5 軽油引取税	
	6) 狩 猟 税	
		26
	税目別県税収入状況調(事務所別)	
	1) 個人県民税	
	2) 法 人 県 民 税	
;)	3) 県民税利子割	30

(4)	個人事	業 税		32
(5)	法人事	業 税		32
(6)	地方消	費 税		32
(7)	不動産取	得税		34
(8)	県 た ば	こ税		34
(9)	ゴルフ場和	引用税		36
(10)	自動耳	<b>車</b> 税		36
(11)	鉱区	税		36
(12)				
(13)				
(14)				
(15)	軽油引			
(16)				
(17)				
	合			
		•	以入) 決算額調	
11	税外収入科目	目別調源	定収入状況調(事務所別)	44
~~ <u>~</u>	+m 1¥ 1— B	- <del></del> -	- <del> </del>	
第3	課税に関	₹96	>記制	
1	旧形幼科美名	<b>夕 李</b> 米h 今	等調	40
	<b>個人県民</b>		于问	40
			果状況調(事務所別)	10
			以方法別賦課状況調(市町村別)	
(3)			人市町村民税の割合(年度別)	
(4)			定収入状況調(市町村別)	
,			区取扱費調 (市町村別)	
	法人県民		A-MARRIE (18-5) (186)	-
			犬況調	60
	県民税利子		, <b>1/2 Carl</b> 5	
			る調	62
			 ☑義務者等に関する調	
(3)	県民税利	子割交价	寸金の交付額調 (市町村別)	63
	県民税配当			
(1)	県民税配当	当割に	関する調	64
(2)	県民税配当	当割交伯	寸金の交付額調 (市町村別)	64
6	県民税株式領	<b>ණ譲渡</b>	听得割	
(1)	県民税株式	代等譲渡	度所得割に関する調	65
(2)	県民税株式	代等譲	度所得割交付金の交付額調 (市町村別)	65
7	個人事業	税		
(1)	個人事業和	党の所行	导金額等調 (業 種 別)	66
(2)	)	"	(事務所別)	68
(3)	個人事業和	兑課税戶	所得金額の階層別調 (事業別)	70
8	法人事業	税		
(1)	法人事業和	党の調源	定状況調	72
(2)	法人事業和	兑課税戶	所得金額の階層別調	74
(3)	法人事業科	党の月別	引調定状況調	76

(4	4) 法人事業税等の非課税の状況調	77
(5	5) 法人事業税の資本金額段階別法人数調	76
9	地 方 消 費 税	
(1	1) 地方消費税の調定状況調	78
(2	② 清算金収入額、清算金支出額等に関する調	78
(3	3) 地方消費税交付金の交付額調 (市町村別)	79
	不動産取得税	
(1	1) 不動産取得税の取得区分別課税状況調 (種 類 別)	80
(2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(4		
11		
	県たばこ税の月別調定状況調	86
12	ゴルフ場利用税	
	コルン 場所が   10 ゴルフ場利用税の調定状況調	87
	2) ゴルフ場利用税交付金の交付額調 (市町村別)	
	A Table A Marketin	01
13	1977年度税 特別地方消費税交付金の交付額調	22
14	自動車税	00
14	日 動車税の車種別課税状況調	00
15	自動車代の車種別球性(A)が調	90
15	www ら 枕 鉱区税の調定状況調	00
10		98
16	新 猟 税 ※※※・	00
47	狩猟税の調定状況調	99
	宗 回 た 貝 连 杭 l) 大規模償却資産に係る固定資産税の算出基礎	100
	1) 入衆侯眞却員座にはる固足員座杭の昇山基礎	
		100
	自動車取得稅。當今此四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	400
(1		
(2		
(3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(4		
(5	——————————————————————————————————————	106
	軽油引取税	
(1		
(2		
	3) 更正・決定状況調	112
	減免申請等の処理状況調	
,-	1) 申請の処理区分	
(2	"""	
	工場誘致条例等による減免額調	
22	不服申立ての処理状況調	116
第4	徴収に関する調	
1	滞納整理状況調	118
2	督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調	120

3	3	滞納額に対する処置状況調	120
4	4	徵収猶予処理状況調	
	(1)	) 該 当 条 項 別	122
	(2)	) 事 務 所 別	122
į	5	滞納処分の停止状況調 (税目別)	124
(	6	過誤納金等の還付充当状況調	126
-	7	不納欠損理由別処理状況調	128
•		参考資料	
•		税務機構等	
		) 税 務 機 構 図	
	(2)	100000000000000000000000000000000000000	
		)研修概要	134
2		税務職員の定数等調	
		) 税 務 職 員 数	
		) 所 属 別 内 訳	
3	3	特殊勤務手当の支給に関する条例等 (税務職員関係抜すい)	136
4	4	徴税費に関する調	137
į	5	徴税費の科目別調 (決算額)	138
(	5	口座振替に関する調	139
7	7	納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調	139
8	8	個人県民税徴収成績優良市町村	140
9	9	地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調 (平成9年度~平成18年度)	141
1	0	各都道府県税の調定収入状況調	142
1	1	都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調	143
1	2	県税の税率等の推移 (昭和25年度~平成19年度)	144
1	3	地域振興局県税部等一覧	182
1	4	管 内 図	183

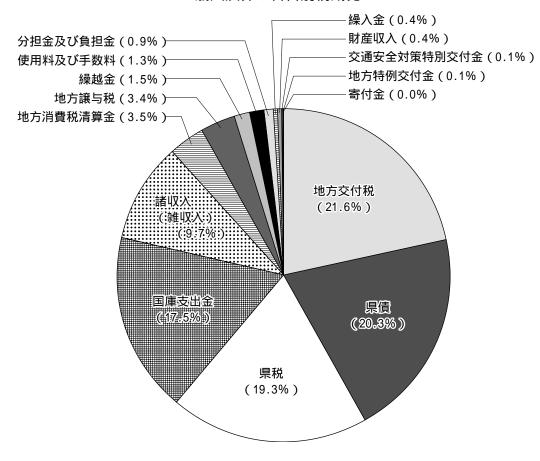
# 第1 財政に関する調

- 1 歳入決算の累年比較調
- 2 歳出決算の累年比較調
- 3 県税収入の推移に関する調 (累年別)
- 4 県税歳入予算の補正状況調
- 5 県税収入額と基準財政収入額との比較調
- 6 交付金等控除後の実質収入額

### 1 歳入決算の累年比較調

					(単位:	円, %)
区 分科 目	平成16年度	比率	平成 17 年度	比率	平成 18 年度	比率
県税	233,117,025,044	14.6	244,774,333,479	18.3	260,660,134,346	19.3
地 方 消 費 税 清 算 金	50,644,335,130	3.2	46,566,327,695	3.5	47,763,741,789	3.5
地 方 譲 与 税	10,880,837,000	0.7	19,615,500,000	1.5	45,980,847,368	3.4
<sub>(</sub> 所 得 譲 与 税	4,143,911,000	0.3	13,059,612,000	1.0	39,561,283,368	2.9
地方道路譲与税	6,252,096,000	0.4	6,088,562,000	0.5	5,940,402,000	0.4
一石油ガス譲与税	480,464,000	0.0	456,772,000	0.0	453,741,000	0.0
し航空機燃料譲与税	4,366,000	0.0	10,554,000	0.0	25,421,000	0.0
地 方 特 例 交 付 金	6,571,782,000	0.4	15,024,311,000	1.1	950,664,000	0.1
地 方 交 付 税	301,537,971,000	18.9	297,753,910,000	22.2	292,276,340,000	21.6
交通安全対策特別交付金	1,032,112,000	0.1	1,031,915,000	0.1	1,094,363,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	15,528,699,124	1.0	13,301,272,248	1.0	11,540,081,542	0.9
使 用 料 及 び 手 数 料	19,781,898,805	1.2	19,329,454,695	1.4	18,317,952,562	1.3
国 庫 支 出 金	231,143,142,099	14.5	278,615,508,741	20.8	236,586,725,165	17.5
財 産 収 入	1,998,354,628	0.1	2,194,682,847	0.2	4,943,448,382	0.4
寄 付 金	69,513,131	0.0	157,918,545	0.0	27,983,827	0.0
繰 入 金	32,365,624,775	2.0	10,008,707,006	0.7	5,334,836,243	0.4
諸収入(雑収入)	137,772,163,689	8.7	134,256,241,858	10.0	131,031,144,532	9.7
県債	536,791,000,000	33.8	245,525,300,000	18.3	274,394,800,000	20.3
繰 越 金	12,761,584,571	8.0	12,711,269,384	0.9	20,575,075,890	1.5
合 計	1,591,996,042,996	100.0	1,340,866,652,498	100.0	1,351,478,138,646	100.0

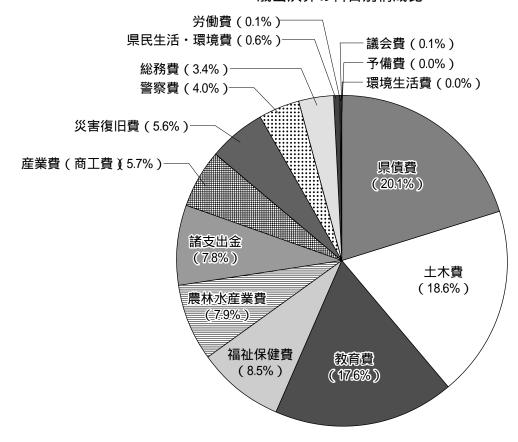
#### 歳入決算の科目別構成比



### 2 歳出決算の累年比較調

(単位:円,%) X 分 平成16年度 平成17年度 平成18年度 比 比 率 率 比 率 科 目 費 議 会 1,591,369,488 0.1 1,578,412,609 0.1 1,559,574,264 0.1 総 務 費 375,329,866,410 23.8 58,712,023,161 4.5 44,239,758,611 3.4 県民生活・環境費 0.9 0.6 14,724,706,193 10,140,369,251 8.0 8,274,304,636 福祉保健費 98,842,516,582 6.3 103,363,761,849 7.8 112,024,500,673 8.5 労 費 4,840,118,158 0.3 1,822,044,059 0.1 1,677,269,815 0.1 費 産 80,901,865,405 5.1 76,848,772,643 5.8 74,465,808,431 5.7 (商工費) 農林水産業費 131.301.674.323 8.3 118.392.725.359 9.0 104.024.183.926 7.9 土 木 232,115,288,497 14.7 236,629,078,112 17.9 244,913,262,415 18.6 警 察 費 54,817,021,723 3.5 3.9 4.0 51,965,525,544 52,064,620,243 教 育 費 17.6 237,876,085,528 15.1 232,177,005,348 17.6 231,642,609,227 災害復旧費 30,396,021,364 1.9 72,217,784,355 5.5 74,051,584,224 5.6 債 213,561,403,083 254,791,127,148 19.3 264,057,105,677 20.1 費 13.5 諸支出金 102,986,836,858 6.5 101,652,947,170 7.7 102,895,171,179 7.8 「うち地方消〕 31,504,771,130 2.0 31,110,984,695 33,041,563,789 2.5 2.4 **費税清算金** 備 費 0 0.0 0 0.0 0 0.0 環境生活費 0 0.0 0 0.0 0 0.0 合 計 1,579,284,773,612 1,320,291,576,608 100.0 1,315,889,753,321 100.0 100.0

#### 歳出決算の科目別構成比

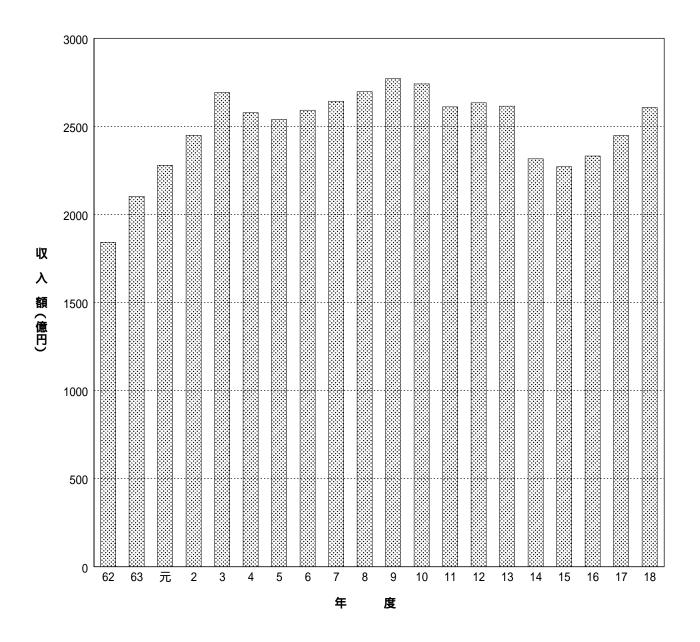


# 3 県税収入の推移に関する調 (昭和62年度~平成18年度累年別)

区 分 年 度	一般会計歳入総額 <sub>(A)</sub>	対前年度比	県税収入予算額 <sub>(B)</sub>	対前年度比	調定	<b>額</b> (C)	対前年度比
	円	%	円	%		円	%
昭和62年度	872,507,085,928	108.6	182,988,000,000	103.9	186,58	9,780,469	103.6
昭和63年度	885,752,142,957	101.5	209,282,000,000	114.4	212,67	3,794,669	114.0
平成元年度	938,897,592,528	106.0	226,360,508,000	108.2	230,05	4,026,762	108.2
平成2年度	1,016,505,202,301	108.3	243,903,000,000	107.7	247,15	6,964,653	107.4
平成3年度	1,076,742,257,849	105.9	268,309,000,000	110.0	272,21	3,479,710	110.1
平成 4 年度	1,154,264,860,443	107.2	257,500,000,000	96.0	260,23	3,537,797	95.6
平成 5 年度	1,282,782,990,370	111.1	253,600,000,000	98.5	256,66	4,027,851	98.6
平成6年度	1,274,625,061,868	99.4	258,800,000,000	102.1	261,85	8,732,383	102.0
平成7年度	1,306,854,430,212	102.5	263,670,000,000	101.9	267,09	9,995,409	102.0
平成8年度	1,360,865,776,523	104.1	268,400,000,000	101.8	273,70	2,608,702	102.5
平成 9 年度	1,307,084,635,867	96.0	276,500,000,000	103.0	280,73	6,979,493	102.6
平成10年度	1,423,268,583,647	108.9	273,200,000,000	98.8	277,73	0,604,112	98.9
平成11年度	1,414,316,769,902	99.4	260,300,000,000	95.3	265,49	7,782,016	95.6
平成12年度	1,363,032,076,781	96.4	262,803,000,000	101.0	268,06	1,899,109	101.0
平成13年度	1,371,282,170,031	100.6	261,339,000,000	99.4	265,86	3,250,800	99.2
平成14年度	1,302,948,492,845	95.0	231,533,000,000	88.6	235,80	5,045,044	88.7
平成15年度	1,273,158,105,855	97.7	226,707,000,000	97.9	231,35	7,425,552	98.1
平成16年度	1,591,996,042,996	125.0	232,771,000,000	102.7	237,69	2,511,364	102.7
平成17年度	1,340,866,652,498	84.2	244,502,000,000	105.0	248,54	1,969,403	104.6
平成18年度	1,351,478,138,646	100.8	260,547,000,000	106.6	264,66	6,576,127	106.5
	, ,,,	- 2.0	,,,		- 1,00	, -,	

区 分年 度	収	入	<b>額</b> (D)	(D) / (A)	対前年度比	対前年度伸長額	(D) / (B)	収 入 率
			円	%	%		円 %	%
昭和62年度		184,13	3,155,913	21.1	103.8	6,717,551,2	07 100.6	98.7
昭和63年度		210,22	7,546,534	23.7	114.2	26,094,390,6	21 100.5	98.8
平成元年度		227,85	1,754,643	24.3	108.4	17,624,208,1	09 100.7	99.0
平成2年度		244,89	1,176,127	24.1	107.5	17,039,421,4	84 100.4	99.1
平成3年度		269,17	3,672,405	25.0	109.9	24,282,496,2	78 100.3	98.9
平成 4 年度		257,73	4,210,815	22.3	95.8	11,439,461,5	90 100.1	99.0
平成 5 年度		253,87	7,204,895	19.8	98.5	3,857,005,9	20 100.1	98.9
平成 6 年度		259,16	2,529,027	20.3	102.1	5,285,324,1	32 100.1	99.0
平成7年度		264,28	3,804,215	20.2	102.0	5,121,275,1	88 100.2	98.9
平成8年度		269,61	1,305,600	19.8	102.0	5,327,501,3	85 100.5	98.5
平成9年度		277,08	7,929,886	21.2	102.8	7,476,624,2	86 100.2	98.7
平成10年度		274,03	1,778,648	19.3	98.9	3,056,151,2	38 100.3	98.7
平成11年度		261,00	6,052,351	18.5	95.2	13,025,726,2	97 100.3	98.3
平成12年度		263,31	6,810,419	19.3	100.9	2,310,758,0	68 100.2	98.2
平成13年度		261,44	4,468,281	19.1	99.3	1,872,342,1	38 100.0	98.3
平成14年度		231,59	5,301,651	17.8	88.6	29,849,166,6	30 100.0	98.2
平成15年度		227,03	2,438,575	17.8	98.0	4,562,863,0	76 100.1	98.1
平成16年度		233,11	7,025,044	14.6	102.7	6,084,586,4	69 100.1	98.1
平成17年度		244,77	4,333,479	18.3	105.0	11,657,308,4	35 100.1	98.5
平成18年度		260,66	0,134,346	19.3	106.5	15,885,800,8	67 100.0	98.5

### 県税収入額の推移



# 4 県税歳入予算の補正状況調

<u>(単位:千円)</u>

114	調定	\\ <del>\\</del>		補		正				
税 目 	調定区分	当 初	6月補正	9月補正	12月補正	2月補正	3 月専決	最終予算額		
個 人 県 民 税	現	36,887,000	-	-	-	650,000	54,000	37,591,000		
	繰	317,000	-	-	-	7,000	24,000	348,000		
	<b>計</b>	37,204,000	-	-	-	657,000	78,000	37,939,000		
法人県民税	現	13,291,000	-	-	-	1,943,000	293,000	14,941,000		
	繰	10,000	-	-	-	0	1,000	11,000		
	<b>計</b>	13,301,000	-	-	-	1,943,000	292,000	14,952,000		
県 民 税 利 子 割	現	1,449,000	-	-	-	355,000	95,000	1,899,000		
個 人 事 業 税	現	2,435,000	-	-	-	32,000	10,000	2,477,000		
	繰	23,000	-	-	-	1,000	1,000	21,000		
	<b>計</b>	2,458,000	-	-	-	31,000	9,000	2,498,000		
法人事業税	現	71,020,000	-	-	-	6,281,000	69,000	77,370,000		
	繰	24,000	-	-	-	0	11,000	35,000		
	<b>計</b>	71,044,000	-	-	-	6,281,000	80,000	77,405,000		
地方消費税譲渡割	現	29,659,000	-	-	-	753,000	61,000	30,351,000		
地方消費税貨物割	現	3,960,000	-	-	-	419,000	163,000	3,704,000		
不動産取得税	現	7,732,000	-	-	-	515,000	38,000	7,179,000		
	繰	77,000	-	-	-	17,000	1,000	61,000		
	<b>計</b>	7,809,000	-	-	-	532,000	37,000	7,240,000		
県 た ば こ 税	現	5,217,000	-	-	-	154,000	31,000	5,032,000		
	繰	0	-	-	-	0	0	0		
	<b>計</b>	5,217,000	-	-	-	154,000	31,000	5,032,000		
ゴルフ場利用税	現	680,000	-	-	-	64,000	13,000	757,000		
	繰	2,000	-	-	-	1,000	0	3,000		
	<b>計</b>	682,000	-	-	-	65,000	13,000	760,000		
自 動 車 税	現	35,693,000	-	-	-	330,000	11,000	35,374,000		
	繰	40,000	-	-	-	4,000	2,000	46,000		
	<b>計</b>	35,733,000	-	-	-	326,000	13,000	35,420,000		
鉱 区 税	現	55,000	-	-	-	1,000	0	56,000		
	繰	0	-	-	-	0	0	0		
	<b>計</b>	55,000	-	-	-	1,000	0	56,000		
核 燃 料 税	現	3,136,000	-	-	-	503,000	0	3,639,000		
県固定資産税	現	1,080,000	-	-	-	12,000	0	1,092,000		
自動車取得税	現	8,842,000	-	-	-	269,000	40,000	8,613,000		
	繰	0	-	-	-	0	0	0		
	<b>計</b>	8,842,000	-	-	-	269,000	40,000	8,613,000		
軽油 引取税	現	30,804,000	-	-	-	1,249,000	19,000	29,574,000		
	繰	141,000	-	-	-	52,000	2,000	91,000		
	<b>計</b>	30,945,000	-	-	-	1,301,000	21,000	29,665,000		
狩 猟 税	現	54,000	-	-	-	1,000	0	55,000		
産業廃棄物税	現	239,000	-	-	-	13,000	0	226,000		
	繰	0	-	-	-	0	0	0		
	<b>計</b>	239,000	-	-	-	13,000	0	226,000		
旧法による税	現	0	-	-	-	0	0	0		
	繰	2,000	-	-	-	1,000	0	1,000		
	<b>計</b>	2,000	-	-	-	1,000	0	1,000		
合 計	現	252,233,000	-	-	-	7,646,000	51,000	259,930,000		
	繰	636,000	-	-	-	59,000	40,000	617,000		
	<b>計</b>	252,869,000	-	-	-	7,587,000	91,000	260,547,000		

#### 5 県税収入額と基準財政収入額との比較調

(単位:千円) X 分 (A)県 税 収 入 額 基準財政収入額 標準税収入額 × 100 (A) - (C) (C) 税 目 (52,371,331)(112.5)(5,812,444)県 民 稅 54,838,019 34,919,165 46,558,887 117.8 8,279,132 (36,475,830)(106.9)(2,366,850)個 人 37,980,375 25,581,735 34,108,980 3,871,395 111.4 法 人 14.958.676 8,835,349 11.780.465 127.0 3.178.211 (936,825)(139.9)(267,384)子 利 割 1,898,968 502,081 669,441 1,229,527 283.7 事 業 税 9.653,169 79,908,645 52,691,607 70,255,476 113.7 個 人 2,501,959 1,585,608 2,114,144 118.3 387,815 法 人 77,406,686 51,105,999 68,141,332 113.6 9,265,354 (40.0)14,773,731) (9.861.658)税 地 方 消 費 24,635,389 34,055,248 18,476,542 138.2 9,419,859 割 30,350,620 譲 渡 14,081,694 18,775,592 161.6 11,575,028 貨 物 割 3,704,628 4,394,848 5,859,797 63.2 2,155,169 動産取得 7,246,112 5,428,926 7,238,568 100.1 7,544 たば こ 5,032,068 3,902,460 5,203,280 96.7 171,212 (235.964)(108.6)(18.656)ゴルフ場利用税 762,792 162,981 217,308 351.0 545,484 車 税 35,426,686 26,058,002 34,744,003 102.0 682,683 自  $\boxtimes$ 鉱 稅 56,500 40,948 54,597 103.5 1,903 固定資産 県 税 1,091,559 819,160 1,092,213 99.9 654 核 燃 料 稅 3,639,351 3,639,351 (776)( - ) (776)旧法による税 1,270 1,270 料理飲食等消費税 184 184 (592)(592)( - ) 特別地方消費税 1,086 1,086 (194,870,650)(102.6)(4,870,929)小 計 222,058,250 32,058,529 142,499,791 189,999,721 116.9 (2,871,527)(95,846) (96.8)自動車取得税 8,612,527 2,967,374 2,225,530 290.2 5,645,153 軽 油 引 取 税 29,707,421 24,225,276 32,300,368 92.0 2,592,947 狩 猟 税 55,203 55,203 産業廃棄物税 226,733 226,733 (227,731,534)(101.1)(2,464,071)合 計 260,660,134 168,950,597 225,267,463 115.7 35,392,671

<sup>(</sup>注) ()内の数字は、各税目の市町村交付分を控除した額である。

### 6 交付金等控除後の実質収入額

(単位:千円)

_	-		1				(単位:十円)
項	区分	平成16年度	対前年度比	平成17年度	対前年度比	平成18年度	対前年度比
			%		%		%
歳	県税決算額	233,117,025	102.7	244,774,333	105.0	260,660,134	106.5
///	地方消費税清算金	50,644,335	110.3	46,566,328	91.9	47,763,742	102.6
入	利子割精算金	18,406	58.2	3,563	19.4	2,913	81.8
	計	283,779,766	104.0	291,344,224	102.7	308,426,789	105.9
	地方消費税清算金	31,504,771	104.5	31,110,985	98.8	33,041,564	106.2
	利子割精算金	486	46.1	1,874	385.6	2,779	148.3
	徴収取扱費	2,436,500	99.3	2,400,794	98.5	2,693,572	112.2
	∫個人県民税	2,316,488	99.1	2,282,741	98.5	2,567,897	112.5
	地方消費税	120,012	104.6	118,053	98.4	125,675	106.5
歳	市町村交付金	34,805,290	110.8	32,489,240	93.3	32,928,600	101.4
	県民税配当割	332,313	_	606,350	182.5	838,434	138.3
	県民税株式等譲渡所得割	308,837	_	759,854	246.0	666,111	87.7
	県民税利子割	2,293,600	103.9	1,356,037	59.1	962,143	71.0
	√ 地方消費税	25,627,195	110.2	23,582,520	92.0	24,193,590	対前年度比
	ゴルフ場利用税	546,048	88.3	528,962	96.9	526,828	99.6
	自動車取得税	5,697,050	106.7	5,653,795	99.2	5,741,000	101.5
出	特別地方消費税	247	224.5	1,722	697.2	494	28.7
	納税報償金	730,607	95.7	760,036	104.0	799,279	105.2
	「ゴルフ場利用税	6,991	85.4	6,330	90.5	6,223	98.3
	軽油引取税	723,616	95.8	750,106	103.7	788,133	105.1
	産業廃棄物税	-	-	3,600	皆増	4,923	136.8
	計	69,477,654	107.3	66,762,929	96.1	69,465,794	104.0
	実質収入額	214,302,112	102.9	224,581,295	104.8	238,960,995	106.4

(注)納税報償金は特別徴収義務者分のみである。

# 第2 調定及び収入に関する調

- 1 県税収入状況調 (税目別・累年別)
- 2 税目別調定比率調 (累年別)
- 3 税目別調定額調
- 4 県税収入額の推移
- 5 納期内納税状況調 (事務所別・税目別)
- 6 県税徴収金 (本税) 決算額調
- 7 県税収入状況調 (事務所別)
- 8 県税調定収入状況調 (月別)
- 9 税目別県税収入状況調 (事務所別)
- 10 県税徴収金 (税外収入) 決算額調
- 11 税外収入科目別調定収入状況調 (事務所別)

### 1 県税収入状況調 (税目別, 平成16年度~平成18年度累年別)

									(単位	<u>: 千円)</u>
	年 度	平 成	, 16 年 ,	度	平 成	17 年	度	平成	18 年 /	度
税	目	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
				%			%			%
県	民 税	50,703,372	48,556,259	95.8	50,858,449	48,801,103	96.0	56,910,867	54,838,019	96.4
	[個 人	34,084,769	31,985,405	93.8	35,604,685	33,596,981	94.4	40,005,034	37,980,375	94.9
	∖法 人	12,291,338	12,243,589	99.6	12,896,973	12,847,331	99.6	15,006,865	14,958,676	99.7
	個法利業個法人人割稅人人	4,327,265	4,327,265	100.0	2,356,791	2,356,791	100.0	1,898,968	1,898,968	100.0
事	業税	63,980,076	63,602,968	99.4	68,733,470	68,337,503	99.4	80,344,181	79,908,645	99.5
	〔個 人	2,366,418	2,198,336	92.9	2,408,561	2,244,507	93.2	2,676,308	2,501,959	93.5
		61,613,658	61,404,632	99.7	66,324,909	66,092,996	99.7	77,667,873	77,406,686	99.7
地	方 消 費 税 演譲 渡 割	30,240,073	30,240,073	100.0	32,667,992	32,667,992	100.0	34,055,248	34,055,248	100.0
	〔譲 渡 割	26,759,818	26,759,818	100.0	29,567,554	29,567,554	100.0	30,350,620	30,350,620	100.0
	貨物 割	3,480,255	3,480,255	100.0	3,100,438	3,100,438	100.0	3,704,628	3,704,628	100.0
不!	動産取得税	6,833,930	6,459,058	94.5	9,078,065	8,704,594	95.9	7,647,878	7,246,112	94.7
県 ゴノ	たばこ税	4,997,318	4,997,318	100.0	4,948,220	4,948,220	100.0	5,032,068	5,032,068	100.0
ゴル	レフ場利用税	780,838	774,612	99.2	757,779	749,598	98.9	770,880	762,792	99.0
自鉱	動 _ 車 税	35,292,375	35,037,380	99.3	36,148,754	35,902,279		35,659,374	35,426,686	99.3
鉱	区税	55,449	54,822	98.9	55,740	55,347	99.3	56,918	56,500	99.3
核	_燃_料_税	2,844,543	2,844,543	100.0	2,134,493	2,134,493	100.0	3,639,351	3,639,351	100.0
県し	固定資産税	1,851,840	1,851,840	100.0	1,441,794	1,441,794	100.0	1,091,559	1,091,559	100.0
自身	動車取得税	8,368,537	8,368,537	100.0	8,583,100	8,583,100	100.0	8,612,527	8,612,527	100.0
軽	油引取税	31,454,581	30,070,090	95.6	32,800,720	32,139,133		30,542,849	29,707,421	97.3
県自軽狩産		58,223	58,223	100.0	57,013	57,013	100.0	55,203	55,203	100.0
	業廃棄物税	198,077	199,204	100.6	248,884	248,884	100.0	226,733	226,733	100.0
旧	法による税	33,279	2,098	6.3	27,496	3,280	11.9	20,940	1,270	6.1
[米斗士	理飲食等消費税	1,125	25	2.2	1,100	11	1.0	1,089	184	16.9
特.	別地方消費税	32,154	2,073	6.4	26,396	3,269	12.4	19,851	1,086	5.5
	猟者登録税	0	0	-	0	0	-	0	0	-
ĺλ	猟 税	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合	計	237,692,511	233,117,025	98.1	248,541,969	244,774,333	98.5	264,666,576	260,660,134	98.5

### 2 税目別調定比率調 (平成16年度~平成18年度累年別)

																		(単(	<u> 立:=</u>	<u> 千円)</u>
	年 月	麦	平质	丸 16	年	度			平点	t 17	年	度			平	成	18	年	度	
税	目	調	定	額	比		率	調	定	額	比		率	調	定	:	額	比		率
							%						%							%
県		兑	50,	703,372			21.3		, -	358,449			20.5		_	- / -	),867			21.5
	[個 /		- ,	084,769			14.3		, .	685,685			14.3			- /	5,034			15.1
	{法	<u> </u>	,	291,338			5.2		,	396,973			5.2			,	3,865			5.7
	[個 法 利 子 業	到 兑	,	327,265			1.8		, ,	356,791			0.9			,	3,968			0.7
事	業	兌		980,076			26.9			33,470			27.7				1,181			30.4
	151		,	366,418			1.0			108,561			1.0				3,308			1.0
	、は法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>,                                    </u>	,	613,658			25.9			324,909			26.7				7,873			29.3
地	方道費	兄	,	240,073			12.7		- , .	67,992			13.1		_	,	5,248			12.9
	譲渡	휀	,	759,818			11.3		,	67,554			11.9			,	),620			11.5
_	貨物			480,255			1.5			00,438			1.2			-, -	1,628			1.4
不冒	動産取得和	发		833,930			2.9		- , .	78,065			3.7				7,878			2.9
デーデー	た ば こ 和 ルフ場利用和	九 出		997,318 780.838			2.1 0.3			948,220 757,779			2.0 0.3				2,068 0.880			1.9 0.3
뭏	ルフ場利用和動車和	元   8		,			1			- , -					2		. ,			
쓠	動車和区	元 兑	30,	292,375 55.449			14.8		30,	48,754 55,740			14.6 0.0		3		9,374 5,918			13.6 0.0
弘	燃料和	元 兑	2	33, <del>44</del> 9 844.543			1.2		2.1	34,493			0.0				9.351			1.4
12	固定資産和	元 兑		851.840			0.8			141,794			0.6				1,559			0.4
东 白	固定資産和動車取得和	元 兑	,	368.537			3.5			83.100			3.5				2.527			3.3
軺	油引取和	元 兑	- ,	454,581			13.2		- , -	300,720			13.2			- , -	2,849			11.5
県ゴ自鉱核県自軽狩産	猟猟	兑	01,	58,223			-		02,0	57,013			-		Ū		5,203			-
産	業廃棄物	Ä		198.077			-		2	248,884			-				5.733			_
佰	法による	<b>党</b>		33,279			0.0		· <u>-</u>	27,496			0.0				),940			0.0
〔米斗	理飲食等消費和	<b>兑</b>		1,125			0.0			1,100			0.0				1,089			0.0
特	別地方消費和	Ŕ		32,154			0.0			26,396			0.0				851			0.0
狩	猟 者 登 録 和	兑		0			0.0			0			0.0				0			0.0
入	猟	兑		0			0.0			0			0.0				0			0.0
合	į	†	237,6	92,511		10	0.0		248,5	41,969			100.0		264	,666	,576			100.0

### 3 税 目 別 調 定

税目	個人県	民 税	法人県	民 税	県民税和	子割	個人事	業税	法人事	業税
年 度	調定額	対前年 度 比	調定額	対前年 度 比	調定額	対前年 度 比	調定額	対前年 度 比	調定額	対前年 度 比
		%		%		%		%		%
昭和62年度	34,924,547	106.0	13,438,756	115.3	-	-	1,639,985	112.1	59,839,939	103.7
昭和63年度	34,504,742	98.8	15,524,448	115.5	3,731,212	-	1,853,959	113.0	72,767,559	121.6
平成 元 年度	31,925,544	92.5	17,257,324	111.2	9,824,354	263.3	2,257,895	121.8	86,806,802	119.3
平成 2 年度	33,216,699	104.0	15,662,358	90.8	20,180,283	205.4	2,803,391	124.2	85,187,857	98.1
平成 3 年度	36,582,051	110.1	16,175,066	103.3	22,520,745	111.6	3,221,948	114.9	104,380,338	122.5
平成 4 年度	42,228,963	115.4	14,061,720	86.9	16,421,893	72.9	3,578,053	111.1	90,640,450	86.8
平成 5 年度	42,916,765	101.6	13,315,745	94.7	18,289,521	111.4	3,232,892	90.4	81,029,940	89.4
平成 6 年度	36,557,392	85.2	13,679,756	102.7	20.997.954	114.8	3,209,764	99.3	79.365.053	97.9
平成 7 年度	40,361,779	110.4	14,803,938	108.2	15,269,338	72.7	3,461,534	107.8	82,878,491	104.4
平成 8 年度	39,648,236	98.2	16,635,363	112.4	8,240,171	54.0	3,427,360	99.0	88,458,571	106.7
平成 9 年度	44.469.091	112.2	15,311,468	92.0	6.651.809	80.7	3.744.310	109.2	85.280.641	96.4
平成 10 年度	36,105,943	81.2	13,396,852	87.5	4,771,819	71.7	3,614,066	96.5	75,026,508	88.0
平成 11 年度	37,506,549	103.9	12,497,584	93.3	5,406,165	113.3	2,705,778	74.9	67,153,951	89.5
平成12年度	35,927,012	95.8	12,749,933	102.0	18.686.679	345.7	2,518,885	93.1	63,812,057	95.0
平成13年度	35,313,595	98.3	12,359,236	96.9	19.213.777	102.8	2,459,306	97.6	63.637.959	99.7
	,		,,		-, -,		,,		, ,	
平成14年度	34,165,125	96.7	10,990,647	88.9	5,990,734	31.2	2,395,815	97.4	54,196,105	85.2
平成 15 年度	32,431,263	94.9	11,370,823	103.5	3,684,872	61.5	2,215,108	92.5	56,930,830	105.0
平成 16 年度	32,203,926	99.3	12,253,517	107.8	4,327,265	117.4	2,215,427	100.0	61,445,524	107.9
平成 17 年度	33,623,183	104.4	12,858,091	104.9	2,356,791	54.5	2,242,964	101.2	66,156,602	107.7
平成 18 年度	38,142,774	113.4	14,961,075	116.4	1,898,968	80.6	2,516,713	112.2	77,444,029	117.1
1 120 10 1-150	30,112,771	1.0.1	. 1,001,010		1,000,000	00.0	2,010,110		, , 52.0	

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分による。ただし税外収入については滞納繰越分を含む。

	1H		Χιτα	ж	IH	++-	444.	1/1	1H	_	_	次	<u> </u>	1H	_	<b>4</b> 4 :	<del>-</del> -		±7	<u>.</u>		ΗП	114	<del> </del>	ᄯᇠ	<b>☆ ル</b> 伽 エネ	ч
	税	目	狩	猟	税	核	燃	料	税	固	定	貝	産	忧	Ħ	里刀 -	早月	以得 税	罕至	油	引	圦	税	生	<b>長</b> 発	棄物稅	飞
年	度		調定	至額	対前年 度 比	調	定額	対度	前年 比	調	定	額	対前 度		調	定	額	ᅜ	調	定	額	対i 度	前年 比	調	官 額	皮	
·					%			•	%					%				%					%	•		(	%
	]62 <del>年</del>			0,524	97.8		-		-			-		-	, -	61,		108.8	-,	198,4			01.7		-		-
	163 £			7,719	97.2		726,866		-			-		-	- ,	103,	-	124.4	-,-	036,3			05.5		-		-
	えん を			5,580	98.8		373,530		120.2			-		-	- , -	344,	-	102.6	-,	- , -	_		15.1		-		-
	2 1			4,491	97.8	,	502,490		529.9			-		-	10,2	- ,		106.3					17.2		-		-
半成	Ì 3 £	₹度	98	5,244	100.8	1,5	555,643	3	28.3			-		-	10,8	391,	268	106.2	22,8	369,4	195	1	05.7		-		-
	ὶ4 £			2,851	97.5	1,6	342,203	} '	105.6			-		-	10,8	372,	947	99.8				1	04.6		-		-
	ξ5 £			2,190	99.3	,	756,376		228.7			-		-	10,3	,		95.3					12.2		-		-
	Ì6 ₹		9	1,251	99.0	4,2	273,027	,	113.8			-		-	11,5	87,	554	111.8	35,0	98,3	392		30.8		-		-
	₹ 7 £			7,241	95.6		98,888		23.4			-		-	11,9	,		102.8	,	,			03.1		-		-
平成	Ì8∮	∓度	83	3,986	96.3	4,1	54,647	′ ′	115.9			-		-	13,2	238,	370	111.2	37,3	329,2	285	1	03.2		-		-
平成	Ì9 £	∓度	8	1,169	96.6	3,9	989,278	}	96.0	1,8	303,9	94		-	10,6	63,	000	80.5	36,1	129,7	'01		96.8		-		-
平成	रे 10 ई	∓度	76	5,889	94.7	2,3	31,847	7	58.5	4,0	)70,0	)13	22	25.6	9,4	166,	883	88.8	33,7	763,8	886		93.5		-		-
平成	t 11 £	∓度	73	3,486	95.6	2,2	290,881		98.2	2,9	97,6	83	7	73.7	8,9	34,	762	94.4	34,5	527,1	71	1	02.3		-		-
平成	ቪ 12 🕏	∓度	7	1,621	97.5	2,1	86,178	3	95.4	2,6	315,1	40	3	37.2	8,7	'91,	468	98.4	31,6	376,0	)77		91.7		-		-
平成	ो 13 ई	∓度	68	3,481	95.6	2,4	147,410	) '	111.9	1,8	379,5	69	7	71.9	8,6	315,0	668	98.0	31,4	137,1	75		99.2		-		-
平成	t 14 f	Ŧ度	65	5,708	96.0	1,3	364,344	ļ	55.7	1,8	376,4	181	(	9.8	7,7	97.9	905	90.5	30.9	906.5	70		98.3		-		-
平成	15 £	Ŧ度		2,546	95.2	,	066,406		78.2	,	721,4			91.7	,	,	346		,	592,8			95.7		-		-
	16 £		58	3,223	93.1	2,8	344,543	3 2	266.7	1,8	351,8	340	10	7.6	8,3	368,	537	104.6	30,5	507,2	251	1	03.1	19	8,077	,	-
	t 17 £		5	7,013	97.9	2,1	34,493	}	75.0	1,4	141,7	94	-	77.9	8,5	83,	100	102.6	31,7	729,9	957	1	04.0	24	8,884	125	.7
	18£		55	5,203	96.8	3,6	39,351		170.5	1,0	)91,5	559	7	75.7	8,6	12,	527	100.3					94.3	22	26,733	91	.1
				•																,							

平成16年度から狩猟者登録税と入猟税は統合され、狩猟税となっている。

平成15年度以前の狩猟税欄は、狩猟者登録税と入猟税の合計額を記載。

### 額 調 (昭和62年度~平成18年度)

																					(単位	:∃	<u>f円)</u>
地	方	消	費稅	į	不真	動産B	取得税	県た	ば	こ税	ゴル	フ場	利用税	自	動	車	税	鉱	X	税	税	目	
調	定	額	対前年度	<b>.</b> 比。	調	定額	対前年 度 比	調定	額	対前年 度 比	調定	額	対前年 度 比	調	定額	対度	前年	調	定額	対前年 度 比		年	度
			(	%			%			%			%				%			%			
		-		-	10,1	26,555	94.4		-	-		-	-	21,	550,076		101.7		73,110	99.4	昭和	62	年度
		-		-	12,2	85,109	121.3		-	-		-	-	22,	391,849		103.9		72,479	99.1	昭和	63	年度
		-		-	15,4	56,755	125.8	5,762	118	-	968	,372	-	23,	273,145		103.9		70,567	97.4	平成	元:	年度
		-		-	14,2	35,028	92.1	6,480	873	112.5	1,204	,110	124.3	24,	619,778		105.8		68,834	97.5	平成	2 :	年度
		-		-	14,6	06,843	102.6	6,532	906	100.8	1,346	,898	111.9	25,	897,073		105.2		67,280	97.7	平成	3 :	年度
					1E O	44.213	104.4	6,565	251	100.5	1.546	604	1110	27	348,214		105.6		67.021	99.6	平成	1	午亩
		-			- ,	44,213 36.468	-	6,673		100.5	,	,	97.8		340,214 664.266		103.6		66,895	99.8			
		-			,	30, <del>4</del> 00 91.919	-	6.805	-	101.0	1,512 1,478		97.7	- ,	081,306		104.6		66,021	98.7	平成   平成		
		-			, -	91,919 72.834		6.894		102.0	1,470	, -	-	,	548.445		104.9		64.276	96. <i>1</i> 97.4	平成   平成		
		-			- , -	12,034 49,139		6,956		100.9	,	,		- ,	021,107		104.9		62,207	96.8			
		•		•	15,5	49,139	99.0	0,930	590	100.9	1,392	.,791	91.4	JJ,	021,107		104.7		02,207	90.0	十成	0	牛皮
10,1	154,2	259		-	15,5	93,717	100.3	4,471	614	64.3	1,455	,769	104.5	34,	281,214		103.8		57,452	92.4			
36,0	)28,	752	354	.8	12,4	61,354	79.9	4,163	083	93.1	1,336	,514	91.8	35,	021,133		102.2		57,191	99.5	平成	10	年度
34,2	279,3	317	95	.1	9,4	47,589	75.8	4,951	259	118.9	1,234	,879	92.4	35,	400,279		101.1		57,636	100.8			
33,6	343,	512	98	.1	9,0	83,782	96.1	5,050	631	102.0	1,109	,025	89.8	35,	604,857		100.6		55,758	96.7	平成	12	年度
32,5	543,2	242	96	.7	9,6	90,324	106.7	4,948	624	98.0	979	,101	88.3	35,	980,557		101.1		55,913	100.3	平成	13	年度
316	522,2	280	97.	2	22	75,374	91.6	4,789	216	96.8	920	,271	04 N	36	121,780		100.4		56,510	101.1	平成	14	午度
	166.5		96		,	52,595		4.878		101.9		,277	94.0	,	622,642		98.6		55,903	98.9	平成平成		
	100,0 240,0		99		,	93,958		4,997		101.9		5,516	88.6	,	071,032		98.5		54,982	98.4			
	240,0 367,9		108		,	48,207		4,948		99.0		,553	98.0	,	920,645		102.4		55,347	100.7	平成   平成		
,	)55,2		100		,	46,20 <i>1</i> 21,008		5,032		101.7		,555	101.5	,	439,580		98.7		56,524	100.7	平成   平成		
34,0	JJJ,2	<u> 4</u> 0	104		1,3	Z 1,000	03.7	5,032	000	101.7	102	,033	101.5	JJ,	+35,500		30.7		50,524	102.1	一小儿	10.	十区

		旧法	I.	よる	税								$\overline{}$
県たばこ	消費税	娯楽施設		料理飲食等		特別地方	消費税	合	計	税 外	収 入	税 目	
調定額	÷+÷÷Æ	調定額	対前年度 比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度 比	調定額	対前年 度 比	調定額	対前年度 比	年	度
	%	•	%		%		%		%		%		
6,569,965		1,444,813	112.8	11,628,666	105.6	-	-	184,096,428	103.5	591,535			
6,595,157	100.4	1,644,364	113.8	12,795,775	110.0	-	-	210,430,861	114.3	613,818			
557,319	8.5	94,003	5.7	1,469,199	11.5	3,114,484	-	227,915,399	108.3	629,012			
-	-	602	0.6	15,579	1.1	3,979,061	127.8		107.6	711,280	_		
-	-	-	-	390	2.5	3,400,996	85.5	270,144,184	110.2	803,596	113.0	平成 3:	年度
-	-	-	-	-	-	3,160,741	92.9	257,385,578	95.3	785,662	97.8	平成 4:	年度
-	-	-	-	-	-	3,152,444	99.7	254,339,638	98.8	720,018	91.6	平成 5 :	年度
-	-	-	-	-	-	3,133,858	99.4	259,316,661	102.0	738,010	102.5	平成 6:	年度
-	-	-	-	-	-	3,081,388	98.3	264,533,365	102.0	752,018	101.9	平成 7:	年度
-	-	-	-	-	-	3,019,483	98.0	271,163,306	102.5	681,905	90.7	平成 8:	年度
_	-	_	-	_	_	2,911,240	96.4	277.049.726	102.2	974.170	142.9	平成 9:	年度
-	-	-	-	-	-	2,676,794	91.9	1 1 -	-	1.041,693			
-	-	-	-	-	-	2,465,374	92.1		95.5	1,024,505			
_	-	_	-	-	-	214,129	8.7		100.7	945,660			
-	-	-	-	-	-	-	-	261,629,937	99.2	809,919	85.6		
										, '			
_	_	_	_	_	_	_	_	232,135,474	88.7	738.408	91.2	平成 14:	任度
_	_	_	_	_	_	_	_	227,618,442	98.1	770,441	104.3		
_	_	_	_	_	_	_	_	233,898,009	102.8	698,436			
_	_	_	_	_	_	_	_	244,524,836	104.5	593,175		平成 17:	
_	_	_	_	_	_	_	_	261,167,925	104.8	689,950			
_	_	_	_	_	_	_	_	201,107,323	100.0	000,000	110.5	1 13% 10.	十汉

# 4 県 税 収 入 額

税目	個人県	民 税	法人県	民 税	県民税和	] 子割	個 人 事	業税	法 人 事	業税
年 度	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比
		%		%		%		%		%
昭和62年度	34,829,578	106.0	13,438,905	115.3	-	-	1,639,433	112.1	59,833,030	103.8
昭和63年度	34,465,924	99.0	15,505,676	115.4	3,731,212	-	1,854,641	113.1	72,699,412	121.5
平成元年度	31,888,043	92.5	17,253,495	111.3	9,824,354	263.3	2,255,467	121.6	86,760,966	119.3
平成 2 年度	33,173,351	104.0	15,648,482	90.7	20,180,283	205.4	2,799,470	124.1	85,140,229	98.1
平成 3 年度	36,497,991	110.0	16,160,271	103.3	22,520,745	111.6	3,206,997	114.6	104,327,480	122.5
平成 4 年度	42,033,334	115.2	14,036,112	86.9	16,421,893	72.9	3,554,320	110.8	90,487,663	86.7
平成 5 年度	42,724,056	101.6	13,268,646	94.5	18,289,521	111.4	3,195,556	89.9	80,888,491	89.4
平成 6 年度	36,455,667	85.3	13,686,744	103.2	20,997,954	114.8	3,220,257	100.8	79,354,675	98.1
平成 7 年度	40,227,050	110.3	14,794,805	108.1	15,269,338	72.7	3,442,400	106.9	82,875,945	104.4
平成 8 年度	39,496,765	98.2	16,604,764	112.2	8,240,171	54.0	3,406,348	99.0	88,317,654	106.6
平成 9 年度	44,168,382	111.8	15,312,386	92.2	6.651.809	80.7	3,705,494	108.8	85,250,389	96.5
平成 10 年度	35,941,171	81.4	13,383,937	87.4	4,771,819	71.7	3,591,604	96.9	74,991,840	88.0
平成 11 年度	37,341,821	103.9	12,493,037	93.3	5,406,165	113.3	2,690,547	74.9	67,132,998	89.5
平成 12 年度	35,803,838	95.9	12,734,724	101.9	18,686,679	345.7	2,521,293	93.7	63,778,794	95.0
平成13年度	35,136,570	98.1	12,358,694	97.0	19,213,777	102.8	2,456,792	97.4	63,623,410	99.8
平成 14 年度	33,971,376	96.7	10,994,511	89.0	5,990,734	31.2	2,368,164	96.4	54,201,946	85.2
平成 15 年度	32,262,037	95.0	11,359,216	103.3	3.684.872	61.5	2,220,685	93.8	56.861.925	104.9
平成 16 年度	31,985,405	99.1	12,243,589	107.8	4.327.265	117.4	2,198,336	99.0	61,404,632	108.0
平成 17 年度	33.596.981	105.0	12.847.331	104.9	2.356.791	54.5	2,244,507	102.1	66.092.996	107.6
平成 18 年度	37,980,375	113.0	14,958,676	116.4	1,898,968	80.6	2,501,959	111.5	77,406,686	117.1
	- 112-2		110		112		1 12		112-0	

	税	目	狩	猟	税	核	燃	料	税	固	定	資	産	税	自	動	車耳	以得税	軽	油	引	取	税	産	<b>業</b> 原	発 勇	<b>ミ物税</b>
年	度		収入	額	対前年 度 比	収	入額	対度	前年比	収	入	額	対前度		収	入	額	対前年 度 比	収	λ	額	対度	前年比	収	入	額	対前年 度 比
					%				%					%				%					%				%
	162 £			0,523	97.8		-		-			-		-	, -	- ,	037	108.8					03.0			-	-
	163 €			7,719	97.2		26,866		-			-		-	- ,	103,	-	124.4	-,	,			04.9			-	-
	元章			6,580	98.8		73,530		20.2			-		-	- , -	,	492	102.6	-,	- ,			14.5			-	-
	2 5			4,490	97.8	- , -	02,490		329.9			-		-	10,2	- ,		106.3					17.3			-	-
平成	₹3 £	<b>F</b> 度	9	5,243	100.8	1,5	55,643	3	28.3			-		-	10,8	391,2	268	106.2	22,	267,	669	1	03.3			-	-
	t 4 £		9:	2,851	97.5	1,6	42,203	3 1	05.6			-		-	10,8	372,	947	99.8	24,	566,	148	1	10.3			-	-
平成	t 5 £	₽度	9:	2,190	99.3	3,7	56,376	3 2	228.7			-		-	10,3	360,	629	95.3	26,	845,	738	1	09.3			-	-
	t 6 £		9	1,250	99.0	4,2	73,027	7 1	13.8			-		-	11,5	87,	554	111.8				1	30.7			-	-
平成	₹ 7 5	₽度	8	7,241	95.6	9	98,888	3	23.4			-		-	11,9	08,	305	102.8				1	03.1			-	-
平成	385	F度	8	3,985	96.3	4,1	54,647	7 4	115.9			-		-	13,2	238,	370	111.2	36,	238,	254	1	00.2			-	-
平成	t 9 £	₽度	8	1.169	96.6	3.9	89.278	3	96.0	1.8	303.9	994		_	10,6	63.0	000	80.5	36.	764.	784	1	01.5			-	-
	10 £		7	6,890	94.7	2,3	31,847	7	58.5	4,0	70,0	)13	2	25.6	,	,	883	88.8	33.	748,	460		91.8			-	-
	11 £		7	3,486	95.6		90,881		98.2	2,9	97,6	83		73.7	8,9	34.	762	94.4	33,	870,8	877	1	00.4			-	-
平成	12 £	F度	7	1,621	97.5	2,1	86,178	3	95.4	2,6	15,1	40	8	37.2	8,7	'91,	468	98.4	31,	429,	692		92.8			-	-
平成	້ 13 ⊊ີ	₽度	6	8,481	95.6	2,4	47,410	) 1	111.9	1,8	79,5	69	-	71.9	8,6	315,	668	98.0	31,	465,	783	1	00.1			-	-
						·														·							
平山	14 £	E度	6	5,708	96.0	1.3	64,344	1	55.7	1.8	376,4	181	(	99.8	7.7	97	905	90.5	30	642 :	339		97.4			_	_
	t 15 £			2,546	95.2	,	66,406		78.2	,	'21.4			91.7	,	,	346	102.6					95.7			_	_
	t 16 ±			8,223	93.1	,	44,543		266.7	,	351,8			07.6	- , -	368.		104.6					02.6	1	99,2	204	_
	t 17 £			7,013	97.9	,	34,493		75.0	,	41.7			77.9	,	,	100	102.6					06.9		48.8		124.9
	t 18 £			5,203	96.8	,	39,351		170.5	,	91,5	-		75.7	- , -	312,		100.3					92.4		26.7	-	91.1
1 137		اعدا	0.	0,200	00.0	5,0	.00,00			1,0	, .	,00		0.1	5,0	,,	<u>-</u>	.00.0	_0,	,			·-· ·	_	_0,1	-	J 1. 1

平成16年度から狩猟者登録税と入猟税は総合され、狩猟税となっている。 平成15年度以前の狩猟税欄は、狩猟者登録税と入猟税の合計額を記載。

### の 推 移 (昭和62年度~平成18年度)

													(単位	: 千	円)_
地方消	費 税	不動産耳	以得税	県 た ば	こ税	ゴルフ場	利用税	自動:	車税	鉱	X	税	税	<b></b>	
収入額	対前年度 比	収入額	対前年 度 比	収入	、額	対前年 度 比	/:	¥	度						
	%		%		%		%		%			%			
-	-	10,139,285	98.6	-	-	-	-	21,538,775	101.7	73	3,941	100.6	昭和(	32年	F度
-	-	12,276,533	121.1	-	-	-	-	22,388,340	103.9	72	2,400	97.9	昭和(	33年	F度
-	-	15,457,700	125.9	5,762,118	-	968,372	-	23,276,491	104.0	70	,497	97.4	平成:	元年	F度
-	-	14,080,980	91.1	6,480,873	112.5	1,204,110	124.3	24,615,641	105.8	68	3,703	97.5	平成	2年	F度
-	-	14,382,122	102.1	6,532,906	100.8	1,346,898	111.9	25,888,556	105.2	67	<b>7</b> ,416	98.1	平成	3 年	F度
		45 040 500	1007	0 505 054	400 5	4 5 40 004	4440	07 007 005	105.0	cc	. 070	00.0	ਜ਼⊢	1 A	c ##
-	-	15,346,563	106.7	6,565,251	100.5	1,546,694	114.8	, ,	105.6		5,972	99.3	平成		
-	-	14,405,051	93.9	6,673,022	101.6	1,512,588	97.8	28,656,365	104.8		5,714	99.6	平成		
-	-	12,876,088	89.4	6,805,217	102.0	1,478,197	97.7	30,066,497	104.9		5,961	98.9	平成		
-	-	15,510,274	120.5	6,894,681	101.3	1,431,040	96.8	31,534,015	104.9	-	1,401	97.6	平成		
-	-	15,397,533	99.3	6,956,588	100.9	1,392,791	97.3	33,006,254	104.7	01	,982	96.2	平成	۰ 4	一反
10,154,259	_	15,420,383	100.1	4,471,613	64.3	1,445,930	103.8	34,257,629	103.8	57	,227	92.3	平成	9 年	F度
36,028,752	354.8	12,434,988	80.6	4,163,083	93.1	1,337,346	92.5	34,978,235	102.1		,976	99.6	平成		
34,279,317	95.1	9,444,488	76.0	4,951,261	118.9	1,237,807	92.6	35,362,701	101.1		572	101.0	平成		
33,643,512	98.1	9,030,291	95.6	5,050,631	102.0	1,102,151	89.0	35,558,115	100.6	55	,623	96.6	平成		
32,543,242	96.7	9,680,108	107.2	4,948,624	98.0	986,805	89.5	35,945,646	101.1		,852	100.4	平成		
04 000 000	07.0	0.040.000	04.5	4 700 0 10	00.5	000.000	00.5	00 005 000	400 1			404.5	<del>1</del>		- <del></del>
31,622,289	97.2	8,840,986	91.3	4,789,816	96.8	920,229	93.3	36,085,298	100.4		3,394	101.0	平成		
30,466,584	96.3	8,622,897	97.5	4,878,964	101.9	856,248	93.0	35,585,601	98.6		,786	98.9	平成		
30,240,073	99.3	6,459,058	74.9	4,997,318	102.4	774,612	90.5	35,037,380	98.5		1,822	98.3	平成.		
32,667,992	108.0	8,704,594	134.8	4,948,220	99.0	749,598	96.8	35,902,279	102.5		,347	101.0	平成.		
34,055,248	104.2	7,246,112	83.2	5,032,068	101.7	762,792	101.8	35,426,686	98.7	56	5,500	102.1	平成 '	18 🗗	- 度

		旧 法	: IC	よる	税			Δ	計	税目
県たばこ	肖費税	娯楽施設	利用税	料理飲食等	消費税	特別地方》	肖費税	合	āΤ	枕 日
収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	収入額	対前年 度 比	年 度
	%		%		%		%		%	
6,569,965	99.3	1,447,694	112.7	11,667,475	106.5	-	-	184,133,156	103.8	
6,595,157	100.4	1,645,781	113.7	12,717,690	109.0	-	-	210,227,547	114.2	
557,319	8.5	94,319	5.7	1,600,843	12.6	3,089,232	-	227,851,754	108.4	
-	-	604	0.6	117,364	7.3	3,968,797	128.5	244,891,176	107.5	
-	-	-	-	41,780	35.6	3,390,687	85.4	269,173,672	109.9	平成 3 年度
-	-	50	-	22,065	52.8	3,141,919	92.7	257.734.210	95.8	平成 4 年度
-	-	-	-	21,196	96.1	3,121,066	99.3	253,877,205	98.5	
_	-	-	-	10,076	47.5	3,098,126	99.3	259,162,528	102.1	平成 6 年度
-	-	-	-	4,443	44.1	3,066,425	99.0	264,283,804	102.0	
-	-	_	-	3,801	85.6	3,011,399	98.2	269,611,306	102.0	
				,		, ,				
_	_	_	_	4,239	111.5	2,885,965	95.8	277,087,930	102.8	平成 9 年度
_	_	_	_	1,477	34.8	2,656,458	92.0	274,031,779	98.9	
_	_	_	_	892	60.4	2,439,757	91.8	261,006,052	95.2	
				1,378	154.5	255.682	10.5	263,316,810	100.9	
_		_		32	2.3	18,005	7.0	261.444.468	99.3	
_	_	_	_	32	2.0	10,003	7.0	201,444,400	33.3	一次13千皮
				40	450.4	0.700	07.4	004 505 000	00.0	亚世 44 左座
-	-	-	-	49	153.1	6,733	37.4	231,595,302	88.6	
-	-	-	-	33	67.3	4,967	73.8	227,032,439	98.0	平成 15 年度
-	-	-	-	25	75.8	2,073	41.7	233,117,025	102.7	平成 16 年度
-	-	-	-	.11	44.0	3,269	157.7	244,774,333	105.0	
-	-	-	-	184	1672.7	1,086	33.2	260,660,134	106.5	平成 18 年度

### 5 納期内納税状況調

#### (1) 事務所別

								( <u>È</u>	<u> 単位:円)</u>
	×	分	調	至 額	納期限内	勺納 税 額	納期	限内納	税率
事務	新		調定総額	左 の う ち 個人県民税を 除 ハ た 額	徴 収 総 額	左 の う ち 個人県民税を 除 い た 額	18年度 (A)	<b>17年度</b> (B)	(A) - (B)
							%	%	
村		上	2,454,970,959	1,611,421,089	2,016,923,837	1,183,520,601	82.16	81.82	0.34
新	発	田	13,302,691,784	10,806,693,681	11,893,974,370	9,436,211,594	89.41	88.77	0.64
新		津	4,018,040,154	3,273,380,339	3,218,597,867	2,486,911,166	80.10	78.26	1.84
新		潟	110,260,193,829	96,404,653,665	105,151,326,817	91,533,110,572	95.37	95.15	0.22
Ξ		条	14,322,643,603	10,918,047,502	13,079,528,765	9,724,660,352	91.32	88.75	2.57
長		岡	24,253,711,675	18,795,533,437	22,375,081,518	16,950,589,464	92.25	91.62	0.63
南	魚	沼	7,015,816,174	5,633,760,720	6,224,367,568	4,867,254,936	88.72	88.20	0.52
+	日	町	2,763,662,419	1,931,239,066	2,418,626,316	1,597,369,457	87.52	87.27	0.25
柏		崎	5,875,383,928	4,328,244,265	5,338,913,233	3,808,736,118	90.87	90.23	0.64
上		越	15,965,136,181	12,240,311,157	14,351,672,214	10,679,575,143	89.89	90.86	0.97
糸	魚	Ш	1,916,153,778	1,251,732,795	1,662,298,112	1,006,487,890	86.75	85.81	0.94
佐		渡	2,102,838,115	1,336,969,306	1,813,465,041	1,061,578,152	86.24	86.75	0.51
税	務	課	56,916,682,278	54,493,165,089	56,907,753,219	54,484,559,646	99.98	99.91	0.07
合		計	261,167,924,877	223,025,152,111	246,452,528,877	208,820,565,091	94.37	93.90	0.47

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

#### (2) 税 目 別

区分	調定額	納期限内納税額	納期	限 内 納 稅	率
税目	间 化 贺	<b>州为共为P区P公州为</b> 4九合共	18 年度(A)	<b>17 年度</b> (B)	(A) - (B)
			%	%	
法人県民税	14,961,075,300	14,614,697,877	97.68	97.49	0.19
県 民 税 利 子 割	1,898,968,427	1,890,559,180	99.56	97.82	1.74
個 人 事 業 税	2,516,712,900	2,019,931,700	80.26	80.08	0.18
法 人 事 業 税	77,444,029,000	76,211,899,075	98.41	98.74	0.33
地方消費税	34,055,247,828	34,055,247,828	100.00	100.00	0.00
不動産取得税	7,321,007,600	6,385,792,142	87.23	88.32	1.09
県 た ば こ 税	5,032,068,062	5,031,045,284	99.98	100.00	0.02
ゴルフ場利用税	762,699,200	718,745,350	94.24	92.04	2.20
自 動 車 税	34,159,979,000	23,461,199,123	68.68	68.26	0.42
鉱 区 税	56,524,000	56,205,400	99.44	97.79	1.65
核燃料税	3,639,351,100	3,639,351,100	100.00	100.00	0.00
県 固 定 資 産 税	1,091,559,100	1,091,559,100	100.00	100.00	0.00
軽油 引取税	29,911,866,248	29,470,719,046	98.53	98.91	0.38
産 業 廃 棄 物 税	226,733,346	226,277,686	99.80	99.15	0.65
計	213,077,821,111	198,873,229,891	93.33	92.77	0.56
(i 自 動 車 税 紙自動 車 取 得 税	1,279,600,600	1,279,604,800	100.00	100.10	0.10
紅自動車取得税	8,612,526,900	8,612,526,900	100.00	100.00	0.00
分 狩 猟 税	55,203,500	55,203,500	100.00	100.00	0.00
合 計	223,025,152,111	208,820,565,091	93.63	93.13	0.50

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

# 6 県税徴収金

区分	調定	 予 算 額	調	 定	ЧΣ	λ	不	納欠損
税目	調定区分	(A)	件数	税 額	件数	税 額(B)	件数	税 額
個 人 県 民 税	現 繰 <b>計</b>	37,591,000,000 348,000,000 37,939,000,000	7,319 0 7,319	38,142,772,766 1,862,260,835 40,005,033,601	7,319 0 7,319	37,632,287,402 348,087,147 37,980,374,549	0 0 0	1,043,402 166,070,547 167,113,949
法人県民税	現 繰 <b>計</b>	14,941,000,000 11,000,000 14,952,000,000	72,897 634 73,531	14,961,075,300 45,789,511 15,006,864,811	72,602 246 72,848	14,947,828,073 10,847,492 14,958,675,565	23 91 114	1,506,733 2,442,511 3,949,244
県 民 税 利 子 割	現 <b>計</b>	1,899,000,000 1,899,000,000	14,792 14,792	1,898,968,427 1,898,968,427	14,792 14,792	1,898,968,427 1,898,968,427	0 0	0
個 人 事 業 税	現 繰 <b>計</b>	2,477,000,000 21,000,000 2,498,000,000	32,938 924 33,862	2,516,712,900 159,594,899 2,676,307,799	32,699 209 32,908	2,480,895,105 21,063,717 2,501,958,822	0 66 66	9,173,766 9,173,766
法人事業税	現 繰 <b>計</b>	77,370,000,000 35,000,000 77,405,000,000	37,686 204 37,890	77,444,029,000 223,844,434 77,667,873,434	37,561 83 37,644	77,371,933,826 34,752,553 77,406,686,379	12 16 28	6,462,586 6,602,591 13,065,177
地方消費税譲渡割	現 <b>計</b>	30,351,000,000 30,351,000,000	12 12	30,350,620,270 30,350,620,270	12 12	30,350,620,270 30,350,620,270	0	0
地方消費税貨物割	現 <b>計</b>	3,704,000,000 3,704,000,000	12 12	3,704,627,558 3,704,627,558	12 12	3,704,627,558 3,704,627,558	0	0
不動産取得税	現 繰 <b>計</b>	7,179,000,000 61,000,000 7,240,000,000	33,566 1,453 35,019	7,321,007,600 326,870,088 7,647,877,688	33,291 244 33,535	7,185,063,585 61,048,209 7,246,111,794	1 49 50	118,500 22,109,051 22,227,551
県 た ば こ 税	現 繰 <b>計</b>	5,032,000,000 0 5,032,000,000	2,247 0 2,247	5,032,068,062 0 5,032,068,062	2,247 0 2,247	5,032,068,062 0 5,032,068,062	0 0 0	0 0 0
ゴルフ場利用税	現 <b>計</b>	757,000,000 3,000,000 760,000,000	486 16 502	762,699,200 8,180,623 770,879,823	481 3 484	759,854,082 2,938,000 762,792,082	0 0 0	0 0 0
自 動 車 税	現 <b>計</b>	35,374,000,000 46,000,000 35,420,000,000	1,083,290 6,016 1,089,306	35,439,579,600 219,794,728 35,659,374,328	1,245	35,380,674,840 46,011,426 35,426,686,266	62 831 893	2,054,369 29,927,639 31,982,008
鉱 区 税	現 <b>計</b>	56,000,000 0 56,000,000	1,134 13 1,147	56,524,000 394,000 56,918,000	1,133 0 1,133	56,480,400 20,000 56,500,400	0 0 0	0 0 0
核 燃 料 税	現 <b>計</b>	3,639,000,000 3,639,000,000	4 4	3,639,351,100 3,639,351,100	4 4	3,639,351,100 3,639,351,100	0	0
県 固 定 資 産 税	現 <b>計</b>	1,092,000,000 1,092,000,000	1 1	1,091,559,100 1,091,559,100	1 1	1,091,559,100 1,091,559,100	0	0
自動車取得税	現 繰 <b>計</b>	8,613,000,000 0 8,613,000,000	136,296 0 136,296	8,612,526,900 0 8,612,526,900	136,296 0 136,296	8,612,526,900 0 8,612,526,900	0 0 0	0 0 0
軽油 引取税	現 繰 <b>計</b>	29,574,000,000 91,000,000 29,665,000,000	4,001 195 4,196	29,911,866,248 630,982,762 30,542,849,010	3,982 19 4,001	29,616,617,882 90,802,665 29,707,420,547	0 0 0	0 0 0
狩 猟 税	現 <b>計</b>	55,000,000 55,000,000	3,450 3,450	55,203,500 55,203,500	3,450 3,450	55,203,500 55,203,500	0	0
産業廃棄物税	現 繰 <b>計</b>	226,000,000 0 226,000,000	235 0 235	226,733,346 0 226,733,346	235 0 235	226,733,346 0 226,733,346	0 0 0	0 0 0

# (本税) 決算額調

		1				T		(単位:円)
未	還付	未	納	収 /	率	予算額に対する 収入額の増減	調定区分	区分
件数	税 額	件数	税 額	本年度	前年度	(B) - (A)	公分	税目
0 0	342,235 83,684 425,919	0 0 0	509,784,197 1,348,186,825 1,857,971,022	98.66 18.69 94.94	% 98.40 15.71 93.84	41,287,402 87,147 41,374,549	現繰計	個人県民税
0 0 0	408,588 14,500 423,088	272 297 569	12,149,082 32,514,008 44,663,090	99.91 23.69 99.68	99.85 22.05 99.61	6,828,073 152,508 6,675,565	現 繰 <b>計</b>	法人県民税
0 0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	31,573 31,573	現 <b>計</b>	県 民 税 利 子 割
0 0 0	9,600 0 9,600	239 649 888	35,827,395 129,357,416 165,184,811	98.58 13.20 93.49	98.44 11.53 92.90	3,895,105 63,717 3,958,822	現 繰 <b>計</b>	個 人 事 業 税
0 0 0	2,569,400 3,104 2,572,504	113 105 218	68,201,988 182,492,394 250,694,382	99.91 15.53 99.66	99.91 8.85 99.66	1,933,826 247,447 1,686,379	現 繰 <b>計</b>	法人事業税
0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	379,730 379,730	現 <b>計</b>	   地方消費税譲渡割 
0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	627,558 627,558	現 <b>計</b>	│ │地方消費税貨物割 │
1 0 1	5,185 0 5,185	275 1,160 1,435	135,830,700 243,712,828 379,543,528	98.14 18.68 94.75	98.42 19.82 94.51	6,063,585 48,209 6,111,794	現 繰 <b>計</b>	不動産取得税
0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	100.00 - 100.00	100.00	68,062 0 68,062	現 繰 <b>計</b>	県 た ば こ 税
0 0 0	0 0 0	5 13 18	2,845,118 5,242,623 8,087,741	99.63 35.91 98.95	99.87 63.40 99.20	2,854,082 62,000 2,792,082	現 繰 <b>計</b>	  ゴルフ場利用税 
0 0 0	872,700 0 872,700	1,479 3,940 5,419	57,723,091 143,855,663 201,578,754	99.83 20.93 99.35	99.80 17.12 99.28	6,674,840 11,426 6,686,266	現 繰 <b>計</b>	自動車税
0 0 0	0 0 0	1 13 14	43,600 374,000 417,600	99.92 5.08 99.27	99.71 0.00 98.87	480,400 20,000 500,400	現 繰 <b>計</b>	鉱区税
0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	351,100 351,100	現 <b>計</b>	核燃料税
0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	440,900 440,900	現 <b>計</b>	県 固 定 資 産 税
0	0	0	0	100.00	100.00	473,100 0 473,100	現 繰 <b>計</b>	自動車取得税
0	0	19	295,248,366	100.00 99.01	100.00 98.05	473,100 42,617,882		
0	0	176 195	540,180,097 835,428,463	14.39 97.26	16.70 95.60	197,335 42,420,547	現 繰 <b>計</b>	軽油引取税
0	0 0	0	0 0	100.00 100.00	100.00 100.00	203,500 203,500	現 <b>計</b>	   狩  猟  税 
0	0	0	0	100.00	100.57	733,346	現 繰 <b>計</b>	産業廃棄物税
0	0	0	0	100.00	100.57	733,346	計	左来沈来10/10L

区分	調定区分	予算額	調	定	ЧΣ	λ	不	納欠損
税目	区分	(A)	件数	税 額	件 数	<b>税 額</b> (B)	件数	税 額
旧法による税								
料理飲食等消費税	現 繰 <b>計</b>	0 0 0	0 24 24	0 1,088,799 1,088,799	0 7 7	0 183,912 183,912	0 0 0	0 0 0
特別地方消費税	現 繰 <b>計</b>	0 1,000,000 1,000,000	0 473 473	0 19,850,571 19,850,571	0 20 20	0 1,085,767 1,085,767	0 71 71	0 3,049,917 3,049,917
合 計	現 <b>計</b>	259,930,000,000 617,000,000 260,547,000,000	1,430,366 9,952 1,440,318	261,167,924,877 3,498,651,250 264,666,576,127	2,076	260,043,293,458 616,840,888 260,660,134,346	98 1,124 1,222	11,185,590 239,376,022 250,561,612
平成17年度決算	計	244,502,000,000	1,467,422	248,541,969,403	1,456,047	244,774,333,479	1,292	266,864,644
差引增減額	計	16,045,000,000	27,104	16,124,606,724	26,105	15,885,800,867	70	16,303,032

<sup>(</sup>注) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

# 7 県 税 収 入

			調	定	<b></b>	λ		納 欠 損
事務	新		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
村		上	34,488	2,520,572,957	34,134	2,450,486,424	21	13,382,789
新	発	田	96,039	13,611,879,045	95,270	13,283,206,444	62	8,412,754
新		津	65,275	4,108,666,199	64,650	4,005,941,613	49	6,858,877
新		澙	433,210	112,022,638,264	428,584	110,155,943,003	727	104,531,788
Ξ		条	116,997	14,541,165,177	116,300	14,293,277,227	57	26,571,777
長		岡	179,343	24,659,708,743	178,038	24,249,599,228	83	33,375,372
南	魚	沼	56,368	7,192,679,185	55,672	6,975,472,682	59	11,168,695
+	日	町	28,843	2,798,975,232	28,770	2,744,124,573	5	1,162,148
柏		崎	46,127	5,963,847,575	45,856	5,871,897,744	67	7,258,377
上		越	108,629	16,245,150,738	107,969	15,705,126,607	83	33,914,386
糸	魚	Ш	21,140	1,939,936,186	21,123	1,917,192,880	4	1,396,530
佐		渡	24,598	2,144,674,548	24,315	2,091,183,643	5	2,528,119
税	務	課	229,261	56,916,682,278	229,261	56,916,682,278	-	-
合		計	1,440,318	264,666,576,127	1,429,942	260,660,134,346	1,222	250,561,612

<sup>(</sup>注) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

(単位:円)

(単位:円)

計

合

98.49

未	還	付	未	納	収)	率	予算額に対する 収入額の増減	調定区分	区分
件数	税	額	件数	税 額	本年度	前年度	(B) - (A)	区分	税目
					%	%			旧法による税
0 0 0		0 0 0	0 17 17	0 904,887 904,887	16.89 16.89	2.22 2.22	0 183,912 183,912	現 繰 <b>計</b>	料理飲食等消費税
0 0 0		0 0 0	0 382 382	0 15,714,887 15,714,887	- 5.47 5.47	- 6.45 6.45		現 繰 <b>計</b>	│ │ │ │ │ │ │
1 0 1		4,207,708 101,288 4,308,996	2,403 6,752 9,155	1,117,653,537 2,642,535,628 3,760,189,165	99.57 17.63 98.49	99.40 16.10 98.08	113,293,458 159,112 113,134,346	現 繰 <b>計</b>	合 計
17		5,921,874	10,100	3,506,693,154	98.48	98.13	272,333,479	計	平成17年度決算
16		1,612,878	945	253,496,011	0.00	0.05	159,199,133	計	差引增減額

### 状 況 調 (事務所別)

1

4,308,996

区分 未 還 付 未 納 収 λ 率 数 税 件 額 件 数 税 額 事務所 122,600 333 56,826,344 上 97.22 村 707 157,000 97.59 新 発 田 320,416,847 津 0 576 95,865,709 97.50 新 澙 1,748,796 3,900 1,763,912,269 98.33 新 1 条 98.30 64,100 640 221,380,273 91,000 1,222 98.34 長 畄 376,825,143 沼 98,800 637 206,136,608 96.98 南 魚 0 68 53,688,511 98.04 + 日 町 崎 204 98.46 柏 44,700 84,736,154 1,593,500 577 507,703,245 96.68 上 越 379,700 13 21,726,476 98.83 糸 魚 Ш 97.51 佐 渡 8,800 278 50,971,586 100.00 税 務 課

3,760,189,165

9,155

### 8 県税調定収

#### (1) 個人県民税

(単位:円)

	Ė	周	定	Ц	X	<u>(+座:13)</u> 入
月 別	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	414	78,823,179	228.17	414	78,823,179	226.69
5月	240	3,526,584,262	102.59	240	264,546,648	147.11
6月	365	5,385,111,763	121.07	365	1,992,496,771	102.04
7月	2,540	26,558,504,236	114.00	2,540	4,560,513,045	115.37
8月	244	141,538,208	147.33	244	4,211,136,850	116.27
9月	313	129,251,954	149.40	313	3,293,641,247	112.13
10月	359	159,472,922	145.39	359	3,075,625,455	118.99
11月	237	152,447,773	124.80	237	3,307,198,587	114.98
12月	485	186,724,365	168.29	485	3,057,911,756	116.18
平成19年 1 月	1,558	1,361,529,831	90.91	1,558	3,590,936,895	101.65
2月	256	230,731,919	109.12	256	3,365,287,179	120.73
3月	308	164,206,583	169.59	308	2,889,355,947	115.99
4月	-	45,665,948	89.97	-	2,087,803,563	91.18
5月	-	22,179,823	94.14	-	1,857,010,280	140.22
計	7,319	38,142,772,766	113.44	7,319	37,632,287,402	113.36

<sup>(</sup>注) 件数は、配当割及び株式等譲渡所得割の件数。均等割・所得割の件数は除いてある。

#### (2) 法人県民税

(単位:円)

							(半位·门)
В	別	訓	<b></b>	定	Ц:	X	入
月	נימ	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
				%			%
平成18年	4月	5,494	600,073,100	110.85	1,782	251,850,305	134.18
	5月	12,120	2,850,291,600	113.44	13,381	3,038,265,867	113.56
	6月	7,524	3,351,037,700	119.57	6,511	3,365,547,291	121.37
	7月	4,799	455,469,100	117.97	4,846	436,657,138	116.53
	8月	6,262	907,270,300	121.47	5,601	541,161,099	111.30
	9月	4,385	342,747,600	109.55	5,014	667,059,985	106.06
1	10月	5,459	586,214,400	111.84	5,152	419,679,184	116.21
	11月	10,069	3,972,211,800	124.68	6,755	840,190,312	118.76
1	12月	3,963	405,847,400	112.99	8,448	3,735,670,805	122.70
平成19年	1月	2,475	259,175,800	113.75	3,063	267,854,959	129.02
	2月	6,674	672,715,900	101.62	4,316	455,559,928	110.00
	3月	3,675	559,663,500	93.77	6,028	846,589,108	83.38
	4月	1	1,509,900	-	1,408	76,826,272	-
	5月	1	133,000	-	297	4,915,820	-
計			(1,540,960,067)	120.35		(1,539,574,000)	120.43
		72,897	14,961,075,300	116.36	72,602	14,947,828,073	116.43

<sup>(</sup>注)「調定・収入」の欄の()書は、超過課税相当分である。

#### (3) 県民税利子割

						(羊位:口)
月 別	訂	<b></b>	定		X	λ
נית רא	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
		•	%			%
平成18年4月	1,325	162,370,941	46.42	1,325	162,370,941	46.42
5月	1,205	158,875,756	56.41	1,205	158,875,756	56.41
6月	1,159	135,252,636	70.34	1,161	135,252,736	70.34
7月	1,241	145,340,505	82.44	1,239	145,340,405	82.44
8月	1,249	171,391,284	98.83	1,249	171,391,284	98.83
9月	1,218	170,616,773	110.45	1,218	170,616,773	110.45
10月	1,309	168,077,779	104.43	1,309	168,077,779	104.43
11月	1,241	151,515,989	94.78	1,241	151,515,989	94.78
12月	1,155	111,238,993	70.94	1,155	111,238,993	70.94
平成19年 1 月	1,284	169,792,996	75.82	1,284	169,792,996	75.81
2月	1,223	166,047,367	98.65	1,223	166,047,367	98.65
3月	1,183	188,447,408	118.55	1,183	188,447,408	118.56
4月	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-
計	14,792	1,898,968,427	80.57	14,792	1,898,968,427	80.57

# 入 状 況 調 (月 別) (4) 個人事業税

(注) この調は、現年課税分である。

	176					(単位:円)_
	訓	問	定	Ц	Z .	λ
月別	件 数	税 額	対前年度比	件数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年 4 月	128	15,250,000	66.40	40	5,143,200	58.09
5月	1	91,200	3.01	33	2,780,100	62.92
6 月	50	16,350,600	470.72	41	6,770,700	140.11
7月	68	7,505,400	132.04	51	7,595,100	247.59
8月	31,157	2,339,856,800	110.58	7,667	545,612,000	100.71
9月	429	32,489,300	94.45	7,301	575,906,400	120.79
10月	113	8,878,500	456.24	1,135	61,446,400	102.22
11月	235	20,930,300	143.69	6,623	505,661,200	107.28
12月	321	30,814,000	248.33	7,707	630,419,400	114.37
平成19年 1 月	268	25,782,400	159.16	1,028	65,939,867	143.43
2月	164	18,548,700	164.64	488	32,219,133	112.46
3月	4	215,700	20.67	339	24,800,373	152.63
4月	_	-	-	117	6,890,904	128.81
5月	-	-	-	129	9,710,328	155.95
計	32,938	2,516,712,900	112.20	32,699	2,480,895,105	111.51

#### (5) 法人事業税

(<u>単位:円)</u>

											( -	半位 ( 门)
		Ī	周		定			Ц	X		入	
月 別		件 数	税	額	対前年度と	t	件	数	税	額	対前年	度比
			•			%						%
平成18年4月	<b>∃</b>	2,495	2,495,	776,300	118	49		881	1,068,	351,000		146.52
5 A		5,823	13,445,8	866,500	88	18	6	,478	14,166,	054,700		90.38
6 A	<b>∃</b>	4,474	19,758,	554,800	148	90	3	,786	20,366,	200,000		152.21
7 🗜		2,008	1,835,	911,000	132	96	2	,370	1,477,	965,270		100.51
8 月		3,187	4,236,	851,900	138	.08	2	,603	2,251,	246,308		127.85
9 月	<b>∃</b>	1,910	1,284,	131,000	119	64	2	,443	3,039,	618,722		118.13
10,5		2,477	2,445,2	290,000	115	76	2	,369	1,616,	034,965		119.61
11,5	<b>∃</b>	6,607	24,006,	510,800	116	39	3	,451	3,663,	146,889		123.65
12,5		2,263	1,766,0	031,700	127	14	5	,712	22,977,	746,178		115.21
平成19年 1 月	<b>∃</b>	1,476	1,100,	885,900	119	.05	1	,676	1,100,	316,294		141.93
2 月		2,988	2,676,2	297,000	99	44	2	,112	1,819,	719,101		109.58
3 F		1,983	2,398,	510,100	105	87	2	,930	3,708,	770,162		92.73
4 F	<b>∃</b>	3	6,	119,500		-		614	117,	752,836		-
5 A	<b>∄</b> │	2		468,500		-		136		988,599		-
計		37,686	77,444,	029,000	117.	.06	37	,561	77,371,	933,826		117.10

#### (6) 地方消費税(譲渡割)

月 別	İ	周	定	Ц	X	λ
נימ רא	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	1	3,640,370,833	74.38	1	3,640,370,833	74.38
5月	1	1,614,293,784	119.30	1	1,614,293,784	119.30
6月	1	2,754,147,190	172.34	1	2,754,147,190	172.34
7月	1	5,526,779,302	107.27	1	5,526,779,302	107.27
8月	1	322,848,800	54.97	1	322,848,800	54.97
9月	1	2,028,214,216	213.87	1	2,028,214,216	213.87
10月	1	3,480,504,417	80.99	1	3,480,504,417	80.99
11月	1	1,318,147,799	72.81	1	1,318,147,799	72.81
12月	1	2,475,821,541	138.68	1	2,475,821,541	138.68
平成19年 1 月	1	3,792,353,434	100.42	1	3,792,353,434	100.42
2月	1	1,023,630,152	93.92	1	1,023,630,152	93.92
3月	1	2,373,508,802	104.33	1	2,373,508,802	104.33
4月	0	-	-	0	0	-
5月	0	-	-	0	0	-
<u>計</u>	12	30,350,620,270	102.65	12	30,350,620,270	102.65

(貨物割)

	(貝彻刮	)				(¥/ <del>-</del> . m)
						(単位:円)
月 別	調		定	ЦУ	ζ	λ
נית רו	件数	税 額	対前年度比	件数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	1	282,398,992	104.42	1	282,398,992	104.42
5月	1	366,206,880	136.47	1	366,206,880	136.47
6月	1	357,906,514	213.12	1	357,906,514	213.12
7月	1	285,192,346	64.56	1	285,192,346	64.56
8月	1	266,234,710	304.19	1	266,234,710	304.19
9月	1	300,790,829	118.96	1	300,790,829	118.96
10月	1	274,352,047	79.73	1	274,352,047	79.73
11月	1	213,028,999	84.17	1	213,028,999	84.17
12月	1	350,372,990	128.82	1	350,372,990	128.82
平成19年1月	1	277,874,224	113.12	1	277,874,224	113.12
2月	1	236,448,401	144.52	1	236,448,401	144.52
3月	1	493,820,626	148.22	1	493,820,626	148.22
4月	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-
計	12	3,704,627,558	119.49	12	3,704,627,558	119.49

#### (7) 不動産取得税

(単位:円)

	i	<b></b>	定	4	Σ .	入
月別	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	4,439	1,019,133,100	62.85	1,686	235,360,800	47.58
5月	1,252	208,681,100	42.12	2,972	782,295,500	58.75
6月	7,002	1,392,767,200	102.24	4,824	858,207,141	87.96
7月	4,965	865,637,600	106.10	4,554	898,523,901	113.84
8月	3,034	823,263,800	125.41	4,027	686,551,959	95.63
9月	2,916	530,519,100	81.91	2,612	782,608,600	141.16
10月	2,404	501,142,600	100.51	2,807	487,175,900	83.46
11月	2,079	474,694,000	100.20	2,414	502,207,463	98.33
12月	2,331	447,496,200	57.48	2,091	490,864,325	93.18
平成19年1月	2,356	536,981,800	121.34	2,378	423,889,074	62.11
2月	937	514,415,800	98.64	2,141	494,760,216	107.56
3月	131	12,182,200	2.77	560	482,063,140	62.61
4月	16	4,335,500	-	80	35,080,826	20.33
5月	2	1,571,400	-	145	25,474,740	103.69
計	33,566	7,321,007,600	83.69	33,291	7,185,063,585	83.60

#### (8) 県たばこ税

 月 別	1	周	定	Ц	Z	λ
מ א	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年 4 月	8	417,270,101	100.49	1	1,453	-
5月	6	384,632,534	88.69	10	801,880,095	94.55
6月	8	417,168,647	105.95	7	417,069,136	105.92
7月	8	632,181,079	149.52	460	637,263,929	411,355.64
8月	2,110	282,273,380	66.51	509	264,580,801	31.23
9月	29	433,407,615	95.16	228	2,932,322	0.64
10月	12	414,756,398	97.60	150	849,098,351	199.81
11月	14	425,022,771	105.51	105	426,004,903	105.75
12月	14	412,922,914	101.36	249	2,217,795	0.54
平成19年 1 月	16	478,126,814	101.25	467	896,328,634	189.82
2月	10	361,563,551	105.63	41	361,845,763	105.70
3月	12	372,742,258	105.32	15	220,625	0.06
4月	-	-	-	6	372,635,481	342,096.52
5月	-	-	-	1	11,226	-
<u>計</u>	2,247	5,032,068,062	101.69	2,247	5,032,068,062	101.69

#### (9) ゴルフ場利用税

(単位:円) 収 調 定 λ 月 別 対前年度比 対前年度比 数 税 額 件 数 税 額 平成18年4月 5月 6月 7月 8月 9月 160.57 21 18,897,700 163.98 8 5,605,800 38 59,783,300 95.47 46 65,666,900 111.52 100,287,600 92.85 25 48,600,050 124.43 48 80,840,150 47 98,193,250 99.58 39 67.76 47 81,210,150 87.36 49 93,567,250 94.66 80,875,900 101.05 46 108.64 49 81,718,000 10月 47 96,329,650 100.88 45 88,910,300 102.22 11月 45 114,763,600 93.21 50 106,631,000 102.34 12月 平成19年1月 57 75,606,000 103.51 59 105,822,350 88.68 45 41 364.30 13,823,850 48,708,800 203.22 2月 3月 23 11,292,900 6.898.53 31 12,725,800 150.41 23 11,635,300 533.41 27 13,358,600 560.70 4月 5月 7 5,127,300 259.30 4 39.40 2,571,782 計 481 759,854,082 101.50 486 762,699,200 101.48

#### (10) **自 動 車 税** (普通徴収分)

(単位:円)

	<u> </u>	 周	 定	ll ll	<u> </u>	λ (+ω·13)
月 別						
7.3 733	件数	税額	対前年度比	件数	税額	対前年度比
			%			%
平成18年 4 月	1,011,628	35,568,350,500	99.34	318	12,933,900	164.24
5月	94	231,951,000	87.87	438,498	14,902,754,246	89.92
6 月	660	308,206,700	86.35	392,368	13,463,541,733	116.63
7月	166	210,877,300	82.42	96,878	3,408,231,962	94.09
8月	286	157,798,600	85.22	45,602	1,518,668,681	97.89
9月	131	144,627,200	90.29	15,962	449,210,965	90.92
10月	1,210	75,343,300	56.18	7,997	178,837,409	126.43
11月	45	110,177,400	91.26	4,333	44,618,735	193.22
12月	26	75,685,300	85.99	3,851	58,052,250	160.43
平成19年 1 月	16	45,126,000	95.08	1,620	3,851,684	22.34
2月	13	34,538,600	95.02	1,304	13,125,579	99.15
3月	47	14,040,100	35.68	1,048	15,733,521	75.30
4月	-	-	-	514	17,284,880	84.53
5月	-	-	-	716	21,932,063	83.60
計	1,012,550	34,159,979,000	100.12	1,011,009	34,101,074,240	100.13

#### (証紙徴収分)

月 別	訓		定	Ц	Σ .	入
נית רו	件数	税 額	対前年度比	件数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	6,693	215,690,800	66.48	-	-	-
5月	6,595	192,201,700	68.49	6,688	215,287,800	66.62
6月	7,928	210,393,900	72.67	6,593	192,218,300	69.16
7月	7,167	165,322,200	70.24	7,926	210,216,000	73.40
8月	5,414	109,525,800	67.88	7,172	165,688,300	69.55
9月	8,132	140,672,900	76.98	5,412	109,171,800	69.08
10月	5,994	86,578,700	73.16	73.16 8,133 141,105,900		77.25
11月	6,082	69,385,000	73.08	5,993	86,434,200	71.25
12月	5,172	44,944,400	72.14	6,087	69,526,200	72.12
平成19年 1 月	4,132	23,533,700	82.54	5,172	44,814,300	73.34
2月	7,437	21,459,500	84.57	4,133	23,587,200	75.75
3月	5	103,800	11.62	7,434	21,588,300	82.25
4月	1	4,200	-	3	37,700	-
5 月	-	-	-	-	-	-
計	70,740	1,279,600,600	70.99	70,740	1,279,600,600	70.99

#### (11) 鉱 区 税

	化					(単位:円)_
		調	定		収	λ
月 別	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
		•	%		•	%
平成18年4月	1,076	55,544,400	102.26	2	9,200	-
5月	-	-	-	94	4,371,600	22.96
6月	10	158,000	-	972	50,662,100	144.70
7月	-	-	-	16	539,900	1,329.80
8月	13	388,800	-	1	44,200	-
9月	1	6,000	0.80	13	420,600	-
10月	18	272,400	-	1	100,600	-
11月	3	35,500	-	18	358,600	-
12月	8	75,700	34.88	3	7,400	-
平成19年 1 月	1	2,200	-	8	115,200	27.38
2月	4	41,000	-	1	11,200	-
3月	-	-	-	4	41,000	51.19
4月	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-
計	1,134	56,524,000	102.13	1,133	56,480,400	102.05

#### (12) 核 燃 料 税

(単位:円)

	訓	Ħ	 定	Ц	ν	λ
月 別	件数	税額	対前年度比	件数	税額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-
7月	1	1,693,369,600	-	-	-	-
7月 8月 9月	-	-	-	1	1,693,369,600	-
9月	-	-	-	-	-	-
10月	-	-	-	-	-	-
11月	1	461,418,200	-	-	-	-
12月	-	-	-	1	461,418,200	-
平成19年 1 月	1	6,157,600	1.07	1	6,157,600	-
2月	-	-	-	-	-	-
3月	1	1,478,405,700	-	-	-	-
4月	-	-	-	1	1,478,405,700	-
2月 3月 4月 5月	-	-	-	-	-	-
計	4	3,639,351,100	170.50	4	3,639,351,100	170.50

#### (13) 県固定資産税

													<u> </u>
月	別		Ē	周		定			Ц)	X		入	
Ħ	נימ	件	数	税	額	対前年	度比	件	数	税	額	対前年	度比
							%				•		%
平成18			-		-		-		-		-		-
	5月		1	1,091,	559,100		-		-	272,	892,100		75.74
	6月		-		-		-		-		-		-
	7月		-		-		-		-		-		-
	8月 9月		-		-		-		-	272,	889,000		75.74
	9月				-		-		-		-		-
	10月		-		-		-		-		-		-
	11月		-		-		-		-		-		-
	12月		-		-		-		-	272,	889,000		75.74
平成19	年1月		-		-		-		-		-		-
	2月		-		-		-		-		-		-
	3月		-		-		-		1	272,	889,000		75.61
	4月		-		-		-		-		-		-
	4月 5月		-		-		-		-		-		-
i	†		1	1,091,	559,100		75.71		1	1,091,	559,100		75.71

#### (14) 自動車取得税

	<del>ታ</del> የንጌ					(単位:円)_
月 別	訂	ā a	定	Ц	Z	λ
月 別	件 数	税 額	対前年度比	件数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年 4 月	11,219	666,042,200	101.70	1	25,000	-
5月	10,479	658,682,400	97.46	11,222	667,317,500	101.90
6月	12,707	823,196,900	102.45	10,479	658,707,600	97.46
7月	11,300	716,077,200	95.96	12,706	823,118,000	102.44
8月	8,766	551,555,200	96.00	11,301	716,156,100	95.99
9月	12,958	862,591,100	104.28	8,766	551,555,200	95.98
10月	9,643	585,498,900	99.75	12,958	862,636,300	104.28
11月	10,304	645,342,700	102.52	9,642	585,481,200	99.75
12月	8,576	531,048,700	105.17	10,304	645,272,300	102.53
平成19年 1 月	6,811	420,836,000	103.15	8,573	529,766,100	104.87
2月	12,067	749,965,200	105.19	6,810	420,821,000	103.14
3月	21,466	1,401,690,400	96.10	12,068	749,980,200	105.19
4月	-	-	-	21,466	1,401,690,400	96.11
5月	-	-	-	-	-	-
計	136,296	8,612,526,900	100.34	136,296	8,612,526,900	100.34

#### 15) 軽油引取税

(単位:円)

	È	周	定	Ц	Z	入
月 別	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成18年4月	285	2,662,287,707	94.71	17	35,540,912	129.26
5月	291	2,562,563,440	100.52	330	2,347,477,813	115.23
6 月	278	2,250,030,881	101.44	132	360,517,580	107.38
7月	273	2,495,697,466	93.75	271	2,455,094,385	97.85
8月	288	2,574,909,337	97.26	275	2,530,719,546	94.79
9月	297	2,532,473,458	94.36	274	2,338,497,396	94.23
10月	779	2,512,087,357	92.51	298	2,557,636,892	92.96
11月	282	2,614,208,672	97.39	772	2,586,492,950	93.52
12月	283	2,683,937,822	94.74	293	2,607,774,127	93.81
平成19年 1 月	317	2,781,458,325	89.27	285	2,574,871,637	92.99
2月	331	1,989,722,149	81.74	334	2,609,310,532	90.09
3月	297	2,252,489,634	94.80	369	2,541,968,358	59.58
4月	-	-	-	213	2,242,720,185	225.26
5月	-	-	-	119	1,827,995,569	77.00
計	4,001	29,911,866,248	94.27	3,982	29,616,617,882	93.55

#### (16) 狩猟税

月 別		調		定		l	又		λ
נית כי	件数	税	額	対前年度比	件	数	税	額	対前年度比
				%					%
平成18年 4 月	-		-	-		-		-	-
5月	-		-	-		-		-	-
6月	-		-	-		-		-	-
7月	-		-	-		-		-	-
8月	-		-	-		-		-	-
9月	-		-	-		-		-	-
10月	0.000	00	-	-		-	00	-	-
11月	2,098		522,500	57.86		098		522,500	63.37
12月	1,330		340,000	<del>.</del>	1,	330		340,000	520.81
平成19年 1 月	27		423,500	2,566.67		16		242,000	1,466.67
2月	8		132,000	-		3		49,500	-
3月	3		49,500	-		3		49,500	-
4月	-		-	-		0		0	-
5 月	-		-	-		0		0	-
計	3,450	55	203,500	96.83	3	,450	55	203,500	96.83

#### (17) 産業廃棄物税

(単位:円) 収 調 定 λ 月 別 数 税 額 対前年度比 数 税 額 対前年度比 % 平成18年4月 54,823,659 99.00 148.71 52 20 38,250,774 5月 2 154.40 35 16,593,142 2,980 55.95 6月 23.22 1 17,277 7月 60 61,858,585 96.95 25 45.360.690 102.53 8月 35 16,497,895 84.78 9月 10月 58 52,676,180 82.61 25 28,524,794 49.71 11月 2 9,190 34 24,064,576 0.28 245.06 12月 1,285 57,346,760 平成19年1月 60 92.27 32 40,112,216 75.93 2月 28 17,291,809 178.44 3月 \_ -4月 5月 1 37,450 計 235 226,733,346 235 226,733,346

(18) 合 計

(単位:円) 調 定 収 λ 月 別 数 対前年度比 件 税 額 対前年度比 件 数 税 平成18年4月 1,045,279 47.953.103.512 93.27 6.497 5.817.036.289 82.70 5月 38,149 26,888,365,536 98.35 481,234 39.687,560,431 93.00 6月 40,896 36,644,174,908 131.62 427,266 45,027,844,842 131.10 7月 34,313 41,332,161,569 116.01 133,923 20,999,231,523 103.52 8月 62,059 12,651,319,869 108.87 86,338 16,268,364,383 112.13 9月 32,770 8,724,160,545 115.09 49,604 14,391,963,055 109.55 89.92 10月 29,884 11,296,788,950 42,740 14,289,545,493 100.52 11月 39,346 34,563,018,193 113.24 43,768 14,394,705,902 99.53 38,074,365,610 12月 25,986 9,468,536,140 109.39 47,777 114.18 平成19年1月 20,841 11.260.959.134 94.03 27,208 13.826.222.546 103.51 2月 3月 4月 32,095 8,638,208,939 95.99 23,223 11,052,439,860 99.94 28,774 11.693.423.811 113.34 32,319 14,623,184,670 87.03 21 33,696,848 72.92 24,423 7,842,180,647 161.20 5月 3,748,648,207 5 20,006,923 92.43 1,546 104.13 計 1,430,366 106.81 261,167,924,877 1,427,866 260,043,293,458 106.71

# 9 税目別県税収

#### (1) 個人県民税

		区分	調	定	ЧΣ	Л	未	納
事務	斩		件数	税 額	件数	税額	件数	税額
村		上	_	843,549,870	_	833,403,236	_	10,146,634
新	発	田	_	2,495,998,103	_	2,457,762,776	_	38,188,946
新	,,	津	-	744,659,815	-	731,686,701	_	12,973,114
新		澙	-	13,855,540,164	-	13,618,216,245	-	237,507,578
Ξ		条	-	3,404,596,101	-	3,354,868,413	-	49,620,623
長		岡	-	5,458,178,238	-	5,424,492,054	-	33,045,449
南	魚	沼	-	1,382,055,454	-	1,357,112,632	-	24,942,822
+	日	田丁	-	832,423,353	-	821,256,859	-	11,166,494
柏		崎	-	1,547,139,663	-	1,530,177,115	-	16,922,625
上		越	-	3,724,825,024	-	3,672,097,071	-	52,677,231
糸	魚	Ш	-	664,420,983	-	655,810,222	-	8,610,761
佐		渡	-	765,868,809	-	751,886,889	-	13,981,920
税	務	課	7,319	2,423,517,189	7,319	2,423,517,189	-	0
	計			38,142,772,766		37,632,287,402		509,784,197

<sup>(</sup>注) この調は、現年課税分である。(各税目同じ)

#### (2) 法人県民税

		区分	調	定	ЧΣ	Д	未	納
事務	斩		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	1,507	87,448,700	1,503	87,368,700	4	80,000
新	発	田	3,587	362,238,300	3,559	360,210,400	27	2,046,400
新		津	2,533	183,559,000	2,521	183,317,540	12	241,460
新		澙	32,513	9,997,355,400	32,379	9,991,304,277	117	4,941,763
Ξ		条	7,299	1,180,049,700	7,276	1,179,479,405	23	591,095
長		岡	10,712	1,494,504,000	10,662	1,492,112,502	50	2,391,498
南	魚	沼	3,012	319,855,400	2,999	319,447,300	13	416,900
+	日	田丁	1,865	171,039,900	1,861	170,943,800	4	96,100
柏		崎	2,143	245,775,300	2,139	245,647,100	1	20,000
上		越	5,290	727,702,000	5,275	726,610,539	14	1,084,266
糸	魚	Ш	1,056	87,776,800	1,056	87,884,300	0	0
佐		渡	1,380	103,770,800	1,372	103,502,210	7	239,600
	計		72,897	14,961,075,300	72,602	14,947,828,073	272	12,149,082

#### (3) 県民税利子割

区分		区分	調		定収				λ		未	納		
事務	所		件数	税	額	件	数	税	額	件	数	税		額
税	務	課	14,792	1,898	3,968,427	14,	792	1,	,898,968,427		0			0
	計		14,792	1,898	3,968,427	14,	792	1,	,898,968,427		0			0

# 入 状 況 調 (事務所別)

(単位:円)

未	Ę	還	付	7	不	納欠	損	収	λ	率	X	分	
件	数	税	額	件	数	税	額	ЧХ	入	平			事務所
										%			
	-		0		-		0			98.80	村		上
	-		0		-		46,381			98.47	新	発	
	-		0		-		0			98.26	新		津
	-		342,235		-		158,576			98.29	新		澙
	-		0		-		107,065			98.54	Ξ		条
	-		0		-		640,735			99.38	長		岡
	-		0		-		0			98.20	南	魚	沼
	-		0		-		0			98.66	+	日	囲丁
	-		0		-		39,923			98.90	柏		崎
	-		0		-		50,722			98.58	上		越
	-		0		-		0			98.70	糸	魚	Ш
	-		0		-		0			98.17	佐		渡
	-		0		-		0			100.00	税	務	課
			342,235				1,043,402			98.66		計	

(単位:円)

未	還	付	不	納	欠 損	ЧХ	λ	率	X	分	
件 数	対 税	額	件 数	税	額	ЧХ	入	华			事務所
								%			
	0	0	0		0			99.91	村		上
	0	38,500	1		20,000			99.44	新	発	田
	0	0	0		0			99.87	新		津
	0	222,988	17		1,332,348			99.94	新		潟
	0	20,800	0		0			99.95	Ξ		条
	0	0	0		0			99.84	長		岡
	0	8,800	0		0			99.87	南	魚	沼
	0	0	0		0			99.94	+	日	囲丁
	0	0	3		108,200			99.95	柏		崎
	0	10,000	1		17,195			99.85	上		越
	0	107,500	0		0			100.12	糸	魚	Ш
	0	0	1		28,990			99.74	佐		渡
	0	408,588	23		1,506,733			99.91		計	

	未	還	付		不	納	欠	損	ПΔ	ΙΙΌ λ	 入 率	区 :	分	
件	数	税	額	件	数	税		額	чх	収 入			-	事務所
											%			
	0		0		0			0			100.00	税	務	課
	0 0		0			0				100.00		計		

#### (4) 個人事業税

		区分	調	定	ЧΣ	А	未	納
事務戶	<b>听</b>		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	754	48,520,300	751	48,328,900	3	191,400
新	発	田	2,225	147,611,400	2,210	142,063,300	15	5,554,600
新		津	1,329	73,060,500	1,312	72,048,500	17	1,012,000
新		潟	10,359	944,057,500	10,289	934,811,709	70	9,248,891
Ξ		条	3,663	253,114,000	3,637	249,988,500	26	3,125,500
長		岡	5,788	440,056,900	5,730	430,133,500	58	9,923,400
南	魚	沼	1,801	138,494,000	1,789	135,826,896	12	2,667,104
+	日	囲丁	1,298	93,389,200	1,297	93,087,700	1	301,500
柏		崎	1,387	103,302,900	1,386	103,172,900	1	130,000
上		越	2,985	187,811,200	2,951	184,411,000	34	3,400,200
糸	魚	Ш	748	51,318,700	748	51,318,700	0	0
佐		渡	601	35,976,300	599	35,703,500	2	272,800
	計		32,938	2,516,712,900	32,699	2,480,895,105	239	35,827,395

#### (5) 法人事業税

	_	区分	調	定	収	Л	未	納
事務院	听		件数	税額	件 数	税額	件 数	税額
村		上	655	281,794,400	655	281,794,400	0	0
新	発	田	1,706	1,438,160,800	1,689	1,428,914,923	16	9,223,491
新		津	945	641,278,100	944	641,270,200	1	7,900
新		潟	19,374	55,663,258,900	19,324	55,647,779,500	41	10,061,300
Ξ		条	3,396	5,390,101,100	3,386	5,389,383,700	10	721,200
長		岡	5,105	7,052,332,300	5,085	7,045,590,000	20	6,742,300
南	魚	沼	1,287	1,262,656,700	1,276	1,231,640,700	11	31,016,000
+	日	町	890	704,467,600	889	704,348,400	1	119,200
柏		崎	1,020	1,096,980,000	1,017	1,096,684,500	1	28,300
上		越	2,285	3,172,273,300	2,275	3,163,875,103	10	9,936,697
糸	魚	Ш	456	361,906,600	455	362,134,500	1	44,300
佐		渡	567	378,819,200	566	378,517,900	1	301,300
	計		37,686	77,444,029,000	37,561	77,371,933,826	113	68,201,988

#### (6) 地方消費税

	▼ :		調			定		ЧΣ		λ		未			納	
事務	昕		件	数	税	額	件	数	税	額	件	数	税	į	額	
税	務	課		24	34,05	5,247,828		24	34,0	055,247,828		0			0	
	計			24	34,05	5,247,828		24	34,0	)55,247,828		0			0	

(単位:円)

未	還 付	不	納 欠 損	ЧХ	 入 率	区分	
件 数	税 額	件 数	税	額	入  率		事務所
					%		
0	0	0		0	99.61	村	上
0	6,500	0		0	96.24	新	発 田
0	0	0		0	98.61	新	津
0	3,100	0		0	99.02	新	潟
0	0	0		0	98.77	Ξ	条
0	0	0		0	97.74	長	岡
0	0	0		0	98.07	南	魚 沼
0	0	0		0	99.68	+	日 町
0	0	0		0	99.87	柏	崎
0	0	0		0	98.19	上	越
0	0	0		0	100.00	糸	魚 川
0	0	0		0	99.24	佐	渡
0	9,600	0		0	98.58		計

(単位:円)

ā	ŧ	還	付		不	納ケ	と 損	<b>-</b> 以又	λ	率	X	分	
件	数	税	額	件	数	税	額	ЧХ	λ	平			事務所
										%			
	0		0		0		0			100.00	村		上
	0		38,600		1		60,986			99.36	新	発	田
	0		0		0		0			100.00	新		津
	0		716,300		9		6,134,400			99.97	新		澙
	0		3,800		0		0			99.99	三		条
	0		0		0		0			99.90	長		岡
	0		0		0		0			97.54	南	魚	沼
	0		0		0		0			99.98	+	日	囲丁
	0		0		2		267,200			99.97	柏		崎
	0		1,538,500		0		0			99.74	上		越
	0		272,200		0		0			100.06	糸	魚	Ш
	0		0		0		0			99.92	佐		渡
	0		2,569,400		12		6,462,586			99.91		計	

	未	還	付		不	納欠	損	収	λ	率	区约	<del>分</del>	
件	数	税	額	件	数	税	額	ЧХ	人	<del>*</del>			事務所
		•								%			
	0		0		0		0			100.00	税	務	課
	0		0		0		0			100.00		計	

#### (7) 不動産取得税

		区分	調	定	ЧΣ	λ	未	納
事務戶	<b>近</b>		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	1,037	164,543,000	1,027	156,237,099	10	8,305,901
新	発	田	2,508	556,156,800	2,489	551,218,800	19	4,942,400
新		津	1,876	322,395,600	1,860	315,726,460	16	6,669,140
新		澙	9,408	2,710,480,600	9,351	2,639,175,913	57	71,186,972
Ξ		条	3,063	668,899,000	3,046	661,168,600	17	7,730,400
長		岡	5,643	1,119,072,500	5,597	1,106,480,364	46	12,592,136
南	魚	沼	3,022	436,042,700	2,941	430,493,249	81	5,549,451
+	日	囲丁	948	124,522,800	939	111,796,300	9	12,726,500
柏		崎	1,343	291,577,700	1,342	291,228,700	1	349,000
上		越	3,417	744,538,900	3,399	738,774,700	18	5,764,200
糸	魚	Ш	601	93,881,000	601	93,881,000	0	0
佐		渡	700	88,897,000	699	88,882,400	1	14,600
	計		33,566	7,321,007,600	33,291	7,185,063,585	275	135,830,700

#### (8) 県たばこ税

		区分	調	定	ЧΣ	λ	未		納
事務原	听		件 数	税 額	件数	税 額	件数	税	額
村		上	71	909,473	71	909,473	0		0
新	発	田	168	2,111,445	168	2,111,445	0		0
新		津	119	1,246,639	119	1,246,639	0		0
新		潟	671	8,516,276	671	8,516,276	0		0
Ξ		条	218	2,195,673	218	2,195,673	0		0
長		岡	337	3,854,585	337	3,854,585	0		0
南	魚	沼	117	1,115,497	117	1,115,497	0		0
+	日	囲丁	56	620,322	56	620,322	0		0
柏		崎	94	1,108,495	94	1,108,495	0		0
上		越	215	2,111,286	215	2,111,286	0		0
糸	魚	Ш	44	411,625	44	411,625	0		0
佐		渡	51	396,512	51	396,512	0		0
税	務	課	86	5,007,470,234	86	5,007,470,234	0		0
	計		2,247	5,032,068,062	2,247	5,032,068,062	0		0

未	還付		不	納	欠 損	- ЧХ	λ	率	X	分	
件 数	税	額件	数	税	額	ЧХ	λ	平			事務所
		•						%			
0		0	0		0			94.95	村		上
0	4,	400	0		0			99.11	新	発	田
0		0	0		0			97.93	新		津
1		785	1		118,500			97.37	新		澙
0		0	0		0			98.84	Ξ		条
0		0	0		0			98.87	長		岡
0		0	0		0			98.73	南	魚	沼
0		0	0		0			89.78	+	日	囲丁
0		0	0		0			99.88	柏		崎
0		0	0		0			99.23	上		越
0		0	0		0		1	100.00	糸	魚	Ш
0		0	0		0			99.98	佐		渡
	_									٠.	
1	5,	185	1		118,500			98.14		計	

(単位:円)

Ä	ŧ	還	付	不	納 欠	損	収	入	率	X	分	
件	数	税	額	件 数	税	額	ЧХ	Х				事務所
									%			
	0		0	0		0			100.00	村		上
	0		0	0		0			100.00	新	発	田
	0		0	0		0			100.00	新		津
	0		0	0		0			100.00	新		澙
	0		0	0		0			100.00	Ξ		条
	0		0	0		0			100.00	長		岡
	0		0	0		0			100.00	南	魚	沼
	0		0	0		0			100.00	+	日	囲丁
	0		0	0		0			100.00	柏		崎
	0		0	0		0			100.00	上		越
	0		0	0		0			100.00	糸	魚	Ш
	0		0	0		0			100.00	佐		渡
	0		0	0		0			100.00	税	務	課
	0		0	0		0			100.00		計	

#### (9) ゴルフ場利用税

		区分	調	定	ЧΣ	А	未	納
事務原	斩		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	*	*	*	*	*	*
新	発	田	137	303,490,600	137	303,490,600	0	0
新		津	47	62,503,300	42	59,658,182	5	2,845,118
新		澙	*	*	*	*	*	*
Ξ		条	41	75,230,900	41	75,230,900	0	0
長		岡	50	94,451,100	50	94,451,100	0	0
南	魚	沼	24	19,726,600	24	19,726,600	0	0
+	日	田丁	16	29,249,500	16	29,249,500	0	0
柏		崎	47	52,212,000	47	52,212,000	0	0
上		越	63	83,156,900	63	83,156,900	0	0
糸	魚	Ш	19	13,950,100	19	13,950,100	0	0
佐		渡	20	2,919,400	20	2,919,400	0	0
	計		486	762,699,200	481	759,854,082	5	2,845,118

<sup>(</sup>注)「\*」の表示は、施設を特定できるため数値の公表を差し控えたものである。

#### 110) 自動車税

		区分	調	定	ЧΣ	А	未	約
事務所	f		件数	税額	件数	税 額	件数	税額
村		上	29,850	1,018,913,300	29,803	1,017,379,256	44	1,616,719
新	発	田	84,289	2,888,783,000	84,133	2,882,582,103	148	5,997,397
新		津	57,644	1,982,747,300	57,542	1,978,828,495	102	3,918,805
新		澙	352,392	11,519,625,700	351,907	11,501,257,568	454	17,729,712
Ξ		条	98,379	3,342,545,300	98,215	3,336,640,954	164	5,943,846
長		岡	148,808	5,059,135,600	148,589	5,050,696,016	214	8,382,974
南	魚	沼	46,003	1,553,396,800	45,890	1,549,085,315	111	4,334,273
+	日	囲丁	23,569	804,704,800	23,550	804,033,852	19	670,948
柏		崎	39,641	1,391,515,800	39,607	1,390,216,624	31	1,221,974
上		越	93,008	3,279,515,500	92,878	3,274,139,056	122	5,097,244
糸	魚	Ш	18,118	635,939,900	18,117	635,899,324	1	40,576
佐		渡	20,849	683,156,000	20,778	680,315,677	69	2,768,623
税	務	課	70,740	1,279,600,600	70,740	1,279,600,600	0	0
	計		1,083,290	35,439,579,600	1,081,749	35,380,674,840	1,479	57,723,091

#### (11) 鉱 区 税

	区分	調		定	ЧХ		λ	未		納
事務所		件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額
新	潟	1,134		56,524,000	1,133		56,480,400	1		43,600
,	計	1,134		56,524,000	1,133		56,480,400	1		43,600

(単位:円)

未	還	付	不	納欠	損	<b>-</b> 以又	λ	率	X	分	
件 数	税	額	件 数	税	額	ЧХ	λ	<del>*</del>			事務所
								%			
*		*	*		*			*	村		上
0		0	0		0			100.00	新	発	田
0		0	0		0			95.45	新		津
*		*	*		*			*	新		潟
0		0	0		0			100.00	≡		条
0		0	0		0			100.00	長		岡
0		0	0		0			100.00	南	魚	沼
0		0	0		0			100.00	+	日	田丁
0		0	0		0			100.00	柏		崎
0		0	0		0			100.00	上		越
0		0	0		0			100.00	糸	魚	Щ.
0		0	0		0			100.00	佐		渡
0		0	0		0			99.63		計	
								22.00		H	

(単位:円)

7	未	還	付		不	納	欠 損	収	λ	率	X	分	
件	数	税	額	件	数	税	額	чх	λ	平			事務所
	_									%			
	0		122,600		3		39,925			99.85	村		上
	0		69,000		8		272,500			99.79	新	発	田
	0		0		0		0			99.80	新		津
	0		362,100		31		1,000,520			99.84	新		潟
	0		39,500		0		0			99.82	Ξ		条
	0		91,000		5		147,610			99.83	長		岡
	0		90,000		2		67,212			99.72	南	魚	沼
	0		0		0		0			99.92	+	日	町
	0		44,700		3		121,902			99.91	柏		崎
	0		45,000		8		324,200			99.84	上		越
	0		0		0		0			99.99	糸	魚	Ш
	0		8,800		2		80,500			99.58	佐		渡
	0		0		0		0			100.00	税	務	課
	0		872,700		62		2,054,369			99.83		計	

	未	還	付		不	納欠	損	ЧХ	λ	率	区分	
件	数	税	額	件	数	税	額	ЧХ	Λ	华		事務所
				•						%		
	0		0		0		0			99.92	新	澙
	0		0		0		0			99.92	i	it

### (12) 核燃料税

		区分	調		定	収		λ	未		納
事務戶	'n		件 数	税	額	件数	税	額	件数	税	額
税	務	課	4	ļ	3,639,351,100	4		3,639,351,100	0		0
	計		4	ļ	3,639,351,100	4		3,639,351,100	0		0

#### (13) 県固定資産税

	区分	調	定	収	λ	未	約
事務所		件数	税額	件数	税額	件数	税 額
柏	崎	1	1,091,559,100	1	1,091,559,100	0	0
i	it	1	1,091,559,100	1	1,091,559,100	0	0

#### (14) 自動車取得税

	区分	調	定	収	λ	未	約
事務所		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
税 務 <b>計</b>	課	136,296 136,296	8,612,526,900 8,612,526,900	136,296 136,296	8,612,526,900 8,612,526,900	0 0	0

#### (15) 軽油引取税

		区分	調	定	ЧΣ	Д	未	納
事務原	折		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	0	0	0	0	0	0
新	発	田	343	5,092,539,631	341	5,085,303,138	2	7,236,493
新		津	0	0	0	0	0	0
新		潟	1,538	15,460,626,732	1,522	15,399,485,426	16	61,141,306
Ξ		条	0	0	0	0	0	0
長		岡	1,420	3,386,907,677	1,420	3,386,907,677	0	0
南	魚	沼	176	1,897,697,533	176	1,897,697,533	0	0
+	日	町	0	0	0	0	0	0
柏		崎	0	0	0	0	0	0
上		越	474	4,032,929,554	473	3,806,058,987	1	226,870,567
糸	魚	Ш	0	0	0	0	0	0
佐		渡	50	41,165,121	50	41,165,121	0	0
	計		4,001	29,911,866,248	3,982	29,616,617,882	19	295,248,366

(単位:円)

	未	還	付		不	納欠	損	ЧХ	λ	率	区 :	分	
件	数	税	額	件	数	税	額	ЧХ	Х	平		Į	事務所
		•		•						%			
	0		0		0		0			100.00	税	務	課
	0		0		0		0			100.00		計	

(単位:円)

;	未	還	付		不	納欠	損	ПΔ	λ	<b>1</b>	区分	
件	数	税	額	件	数	税	額	収	Л	率		事務所
										%		
	0		0		0		0			100.00	柏	崎
	0		0		0		0			100.00	盲	†

(単位:円)

	未	還	付		不	納欠	損	ПΔ	λ	率	区:	<del>分</del>	
件	数	税	額	件	数	税	額	収	Л	平		Į	事務所
		•						•		%			
	0		0		0		0			100.00	税	務	課
	0		0		0		0			100.00		計	

ā	ŧ	還	付	不	納欠	損	ПΔ	١	₹.	X	分	
件	数	税	額	件 数	税	額	ЧΣ	λ	率			事務所
									%			
	0		0	0		0			-	村		上
	0		0	0		0			99.86	新	発	田
	0		0	0		0			-	新		津
	0		0	0		0			99.60	新		潟
	0		0	0		0			-	Ξ		条
	0		0	0		0			100.00	長		畄
	0		0	0		0			100.00	南	魚	沼
	0		0	0		0			-	+	日	囲丁
	0		0	0		0			-	柏		崎
	0		0	0		0			94.37	上		越
	0		0	0		0			-	糸	魚	Ш
	0		0	0		0			100.00	佐		渡
	0		0	0		0			99.01		計	

### (16) 狩猟税

	[	区分	調	定	ЧΣ	入	未	納
事務戶	<b>新</b>		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	268	4,295,500	268	4,295,500	0	0
新	発	田	364	5,863,000	364	5,863,000	0	0
新		津	190	2,981,000	190	2,981,000	0	0
新		潟	1,010	16,236,000	1,010	16,236,000	0	0
Ξ		条	361	5,637,500	361	5,637,500	0	0
長		岡	230	3,762,000	230	3,762,000	0	0
南	魚	沼	294	4,774,000	294	4,774,000	0	0
+	日	囲丁	143	2,189,000	143	2,189,000	0	0
柏		崎	118	1,925,000	118	1,925,000	0	0
上		越	305	4,933,500	305	4,933,500	0	0
糸	魚	Ш	64	1,056,000	64	1,056,000	0	0
佐		渡	103	1,551,000	103	1,551,000	0	0
	計		3,450	55,203,500	3,450	55,203,500	0	0

#### (17) 産業廃棄物税

		区分	調	定	ЧΣ	λ	未		納
事務所	f		件数	税 額	件数	税 額	件数	税	額
村		上	12	595,616	12	595,616	0		0
新	発	田	37	9,738,705	37	9,738,705	0		0
新		津	16	3,608,900	16	3,608,900	0		0
新		潟	38	6,564,557	38	6,564,557	0		0
Ξ		条	11	274,329	11	274,329	0		0
長		岡	42	141,456,775	42	141,456,775	0		0
南	魚	沼	4	1,490	4	1,490	0		0
+	日	囲丁	8	1,055,944	8	1,055,944	0		0
柏		崎	28	52,287,970	28	52,287,970	0		0
上		越	12	5,339,017	12	5,339,017	0		0
糸	魚	Ш	7	5,492,070	7	5,492,070	0		0
佐		渡	20	317,973	20	317,973	0		0
	計		235	226,733,346	235	226,733,346	0		0

(単位:円)

未	還	付	不	納欠	損	<b>-</b> ЦХ	λ	率	X	分	
件 数	税	客頁	件 数	税	額	ЧХ	λ	<del>*</del>			事務所
								%			
0		0	0		0			100.00	村		上
0		0	0		0			100.00	新	発	田
0		0	0		0			100.00	新		津
0		0	0		0			100.00	新		潟
0		0	0		0			100.00	Ξ		条
0		0	0		0			100.00	長		畄
0		0	0		0			100.00	南	魚	沼
0		0	0		0			100.00	+	日	囲丁
0		0	0		0			100.00	柏		崎
0		0	0		0			100.00	上		越
0		0	0		0			100.00	糸	魚	Ш
0		0	0		0			100.00	佐		渡
0		0	0		0			100.00		計	

未	還	付	不	納欠	損	- ЧХ	λ	率	X	分	
件 数	税	額	件 数	税	額	ЧХ	λ	平			事務所
								%			
0		0	0		0			100.00	村		上
0		0	0		0			100.00	新	発	田
0		0	0		0			100.00	新		津
0		0	0		0			100.00	新		潟
0		0	0		0			100.00	≡		条
0		0	0		0			100.00	長		畄
0		0	0		0			100.00	南	魚	沼
0		0	0		0			100.00	+	日	田丁
0		0	0		0			100.00	柏		崎
0		0	0		0			100.00	上		越
0		0	0		0			100.00	糸	魚	Ш
0		0	0		0			100.00	佐		渡
0		0	0		0			100.00		計	

(18) 合 計

		区分	調	定	ЧΣ	Л	未	納
事務院	斩		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	34,164	2,454,970,959	34,100	2,434,712,980	61	20,340,654
新	発	田田	95,364	13,302,691,784	95,127	13,229,259,190	227	73,189,727
新		津	64,699	4,018,040,154	64,546	3,990,372,617	153	27,667,537
新		澙	428,449	110,260,193,829	427,636	109,841,235,871	756	411,861,122
Ξ		条	116,431	14,322,643,603	116,191	14,254,867,974	240	67,732,664
長		岡	178,135	24,253,711,675	177,742	24,179,936,573	388	73,077,757
南	魚	沼	55,740	7,015,816,174	55,510	6,946,921,212	228	68,926,550
+	日	田丁	28,793	2,763,662,419	28,759	2,738,581,677	34	25,080,742
柏		崎	45,822	5,875,383,928	45,779	5,856,219,504	35	18,671,899
上		越	108,054	15,965,136,181	107,846	15,661,507,159	199	304,830,405
糸	魚	Ш	21,113	1,916,153,778	21,111	1,907,837,841	2	8,695,637
佐		渡	24,341	2,102,838,115	24,258	2,085,158,582	80	17,578,843
税	務	課	229,261	56,916,682,278	229,261	56,916,682,278	0	0
	計		1,430,366	261,167,924,877	1,427,866	260,043,293,458	2,403	1,117,653,537

(単位:円)

;	未	還	付		不	納	欠	損	- <b>以</b>	λ	率	X	分	
件	数	税	額	件	数	税		額	чх	Λ	<del>**</del>			事務所
		•									%			
	0		122,600		3			39,925			99.17	村		上
	0		157,000		16			399,867			99.45	新	発	H
	0		0		0			0			99.31	新		津
	1		1,647,508		58			8,744,344			99.62	新		澙
	0		64,100		0			107,065			99.53	≡		条
	0		91,000		5			788,345			99.70	長		岡
	0		98,800		2			67,212			99.02	南	魚	沼
	0		0		0			0			99.09	+	日	囲丁
	0		44,700		8			537,225			99.67	柏		崎
	0		1,593,500		9			392,117			98.10	上		越
	0		379,700		0			0			99.57	糸	魚	Л
	0		8,800		3			109,490			99.16	佐		渡
	0		0		0			0			100.00	税	務	課
	1		4,207,708		98			11,185,590			99.57		計	

# 10 県税徴収金(税

区分	調定	7 × •	Ė	周 定		収 入	未
科目	区分	予算額	件数	金額	件 数	金額	件数
延 滞 金	現	264,000,000	-	274,912,066	-	274,912,066	-
過少申告加算金	現 繰 <b>計</b>		323 70 393	9,492,400 7,075,900 16,568,300	322 4 326	8,738,800 10,400 8,749,200	1 66 67
不申告加算金	現 繰 <b>計</b>	180,000,000	329 954 1,283	8,424,600 98,828,426 107,253,026	270 87 357	6,974,300 2,241,825 9,216,125	59 805 864
重加算金	現 繰 <b>計</b>		1,224 168 1,392	152,713,300 138,113,089 290,826,389	1,189 28 1,217	141,880,892 24,816,076 166,696,968	27 137 164
滞納処分費	現 繰 <b>計</b>	814,000	4 - 4	390,310 - 390,310	4 - 4	390,310 - 390,310	- - -
過 料 罰金及び科料相当額 通 告 処 分 費	現現現	2,000	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
合 計	現 繰 <b>計</b>	444,816,000	1,880 1,192 3,072	445,932,676 244,017,415 689,950,091	1,785 119 1,904	432,896,368 27,068,301 459,964,669	87 1,008 1,095
前年度決算差引増減	計 計	307,007,000 137,809,000	2,849 223	593,175,441 96,774,650	1,537 367	342,838,172 117,126,497	1,194 99

# 11 税外収入科目別調

$\overline{}$	X	分	督	促引	F 数	料	延	清	带 金	ì	過少申告	加 算	金		不申台	5 加
Ì			調	定	収	λ	調	定	収 入	調	定	ЧΣ	λ	調	定	ЧΖ
事剂	务所		件数	金額	件数	金額	金	•	額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
村		上	-	-	-	-	9,575	5,314	9,575,314	5	93,300	5	93,300	2	7,900	2
新	発	田	-	-	-	-	23,549	9,451	23,549,451	6	18,400	6	18,400	111	30,259,100	91
新		津	-	-	-	-	6,773	3,047	6,773,047	5	202,900	5	202,900	2	10,200	2
新		潟	-	-	-	-	120,294	1,274	120,294,274	258	9,272,000	222	6,277,600	716	65,349,916	140
Ξ		条	-	-	-	-	20,753	3,983	20,753,983	9	147,200	9	147,200	13	140,900	11
長		岡	-	-	-	-	26,630	),536	26,630,536	14	1,790,400	13	675,900	278	9,920,540	29
南	魚	沼	-	-	-	-	22,734	1,536	22,734,536	1	9,100	1	9,100	12	89,500	9
+	日	囲丁	-	-	-	-	8,447	7,494	8,447,494	3	778,800	2	25,200	39	252,700	23
柏		崎	-	-	-	-	9,461	,023	9,461,023	-	-	-	-	3	4,600	3
上		越	-	-	-	-	17,967	7,675	17,967,675	34	3,005,700	5	49,100	56	972,670	4
糸	魚	Ш	-	-	-	-	2,617	7,696	2,617,696	3	11,400	3	11,400	1	1,000	1
佐		渡	-	-	-	-	4,879	9,437	4,879,437	2	2,800	2	2,800	13	161,000	6
税	務	課	-	-	-	-	1,227	7,600	1,227,600	53	1,236,300	53	1,236,300	37	83,000	36
	計		-	-	-	-	274,912	2,066	274,912,066	393	16,568,300	326	8,749,200	1,283	107,253,026	357

# 外収入)決算額調

(単位:円)

 納	未	還	付	不	納	欠	 損	収	率	X	分		
金 額	件数	金	額	件数	金		額	本年度	前年度			科	目
-	-		-	-			-	100.00	100.00	延		滞	金
753,600 7,065,500 7,819,100	- -		- - -	- -			-	92.06 0.15 52.81	99.96 0.32 52.73	過:	少申	告加	算 金
1,450,300 96,365,931 97,816,231	- - -		- - -	- 62 62			- 220,670 220,670	82.78 2.27 8.59	38.15 0.37 3.39	不	申告	计加拿	章 金
8,690,708 112,800,505 121,491,213	- - -		- -	8 3 11			2,141,700 496,508 2,638,208	92.91 17.97 57.32	90.35 13.52 45.59	重	加	算	金
- - -	- - -		- - -	-			-	100.00	100.00	滞	納	処 分	<b>)</b> 費
- - -	- - -		- - -	-			- - -	-	-			科料相 処 分	
10,894,608 216,231,936 227,126,544	- -		- -	8 65 73			2,141,700 717,178 2,858,878	97.08 11.09 66.67	95.37 8.06 57.80	合			計
244,060,915 16,934,371	-		41,400 41,400	118 45			6,317,754 3,458,876	57.80 8.87	44.78 13.02	前差	年 引	度 決 増	· 算 減

## 定収入状況調(事務所別)

算	金	Ī	重 加	算	金	清	带納 処	分費	等		言	†		X	分	$\overline{/}$
	入	調	定	収	入	調	定	収	λ	調	定	収	λ			
金	額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金額	件数	金 額	件数	金 額		事務	肵_
	7,900	14	1,184,087	14	1,184,087	1	336,840	1	336,840	22	11,197,441	22	11,197,441	村		上
4,61	3,500	92	10,583,900	75	7,669,800	-	-	-	-	209	64,410,851	172	35,851,151	新	発	田
1	0,200	24	480,000	23	475,800	-	-	-	-	31	7,466,147	30	7,461,947	新		津
2,83	88,125	714	171,558,514	617	74,075,800	-	-	-	-	1,688	366,474,704	979	203,485,799	新		澙
12	29,500	102	18,831,700	97	18,145,600	-	-	-	-	124	39,873,783	117	39,176,283	Ξ		条
1,27	9,600	207	37,621,800	185	29,635,900	-	-	-	-	499	75,963,276	227	58,221,936	長		畄
8	35,200	33	2,869,600	33	2,869,600	1	42,500	1	42,500	47	25,745,236	44	25,740,936	南	魚	沼
14	3,400	31	12,123,200	30	11,761,300	-	-	-	-	73	21,602,194	55	20,377,394	+	日	町
	4,600	39	6,360,600	39	6,360,600	-	-	-	-	42	15,826,223	42	15,826,223	柏		崎
1	6,200	114	25,012,288	82	10,317,781	1	5,570	1	5,570	205	46,963,903	92	28,356,326	上		越
	1,000	6	199,300	6	199,300	1	5,400	1	5,400	11	2,834,796	11	2,834,796	糸	魚	Ш
1	1,800	16	4,001,400	16	4,001,400	-	-	-	-	31	9,044,637	24	8,895,437	佐		渡
7	75,100	-	-	-	-	-	-	-	-	90	2,546,900	89	2,539,000	税	務	課
9,21	6,125	1,392	290,826,389	1,217	166,696,968	4	390,310	4	390,310	3,072	689,950,091	1,904	459,964,669		計	

# 第3 課税に関する調

- 1 県税納税義務者数等調
- 2 個人県民税
- 3 法人県民税
- 4 県民税利子割
- 5 県民税配当割
- 6 県民税株式等譲渡所得割
- 7 個人事業税
- 8 法人事業税
- 9 地方消費税
- 10 不動産取得税
- 11 県たばこ税
- 12 ゴルフ場利用税
- 13 特別地方消費税
- 14 自動車税
- 15 鉱 区 税
- 16 狩 猟 税
- 17 県固定資産税
- 18 自動車取得税
- 19 軽油引取税
- 20 減免申請等の処理状況調
- 21 工場誘致条例等による減免額調
- 22 不服申立ての処理状況調

## 1 県税納税義

	税	目	ĥ	<b>A</b>	税			個人事	事業 税		法	人事業	税
事務	务所		個人	法人	計	利子割	第1種	第2種	第3種	計	普 通	特別	計
村		上	35,932	1,296	37,228	-	329	1	55	385	1,051	97	1,148
新	発	田	95,194	2,944	98,138	-	995	0	154	1,149	2,509	167	2,676
新		津	33,574	2,146	35,720	-	590	0	116	706	1,909	127	2,036
新		澙	401,284	22,387	423,671	-	4,391	1	926	5,318	18,567	626	19,193
Ξ		条	124,038	5,660	129,698	-	1,633	0	251	1,884	5,179	253	5,432
長		畄	250,216	8,391	258,607	-	2,559	0	413	2,972	7,620	281	7,901
南	魚	沼	65,369	2,462	67,831	-	844	0	103	947	2,204	96	2,300
+	日	町	34,731	1,470	36,201	-	589	0	78	667	1,234	95	1,329
柏		崎	50,366	1,787	52,153	-	612	0	89	701	1,531	117	1,648
上		越	120,039	4,531	124,570	-	1,273	0	230	1,503	3,843	227	4,070
糸	魚	ЛI	24,811	832	25,643	-	323	5	38	366	706	57	763
佐		渡	30,105	1,145	31,250	-	261	5	43	309	950	83	1,033
税	務	課	-	-	-	392	-	-	-	-	-	-	-
	計		1,265,659	55,051	1,320,710	392	14,399	12	2,496	16,907	47,303	2,226	49,529
記	載内	容	糾	]税義務者	数	特別徴 収義務 者 数		納	税	義 務	者	数	

<sup>(</sup>注1) 自動車税の税務課分は,証紙徴収分

## 2 個 人

#### (1) 個人県民税の賦課状況調 (事務所別)

$\overline{}$	区分		納 税 義		
事務所	Ť \	均等割のみ	所得割のみ	均等割及び所得割	計
村	上	4,819	45	30,853	35,717
新発	善田	11,061	190	83,036	94,287
新	津	3,988	42	28,891	32,921
新	澙	25,803	977	360,083	386,863
Ξ	条	16,609	390	105,239	122,238
長	岡	22,274	833	162,418	185,525
南魚	沒沒	17,981	29	46,852	64,862
十 日	目町	4,691	0	29,732	34,423
柏	崎	4,747	756	44,003	49,506
上	越	12,073	147	107,340	119,560
糸 魚	i III	2,575	0	22,173	24,748
佐	渡	4,071	0	25,899	29,970
計	t	130,692	3,409	1,046,519	1,180,620

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分 (当初賦課分) である。

<sup>(</sup>注2) 核燃料税の納税義務者数は、1

# 務 者 数 等 調

	不	動産	取得	税	県たば	ゴルフ場	自	動	鉱区税	狩猟税	自重	前車	軽	油	税	目	/
土	地	家	屋	計	こ税	利用税	車	税	到4年 1月 1日	<b>ያህ </b> ንጢ ተπ	取得	导税	引耳	双税		事	務所
	581		456	1,037	-	1	29	9,850	-	268		-		_	村		上
,	1,433	1	,075	2,508	-	12	84	1,289	-	364		-		20	新	発	田
,	1,166		710	1,876	-	5	57	7,644	-	190		-		-	新		津
Ę	5,421	3	3,987	9,408	-	1	352	2,392	1,097	1,010		-		105	新		潟
,	1,870	1	,193	3,063	-	4	98	3,379	-	361		-		-	Ξ		条
3	3,424	2	2,219	5,643	-	5	148	3,809	-	230		-		57	長		畄
,	1,347	1	,675	3,022	-	3	46	5,003	-	294		-		15	南	魚	沼
	519		429	948	-	2	23	3,569	-	143		-		-	+	日	町
	787		556	1,343	-	4	39	9,641	-	118		-		-	柏		崎
,	1,983	1	,434	3,417	-	7	93	3,249	-	305		-		38	上		越
	325		276	601	-	2	18	3,118	-	64		-		-	糸	魚	Ш
	439		261	700	-	1	20	),849	-	103		-		1	佐		渡
	-		-	-	11	-	70	0,740	-	-	136	,296		-	税	務	課
19	9,295	14	1,271	33,566	11	47	1,083	3,532	1,097	3,450	136	,296		236		計	
詩	<b>#</b>	税	件	数	有申告 義 務	収義務	課	税	課税	納税義	課	税	特別	§務	記	載内	容
					者 数	者 数	延台	1 釵	件数	務者数	件	数	者	数			

## 県 民 税

Į.	 武 課	額	事務所	7
均等割	所 得 割	計	N N	分
33,932,500	799,546,200	833,478,700	村	上
90,055,100	2,390,476,580	2,480,531,680	新 発	田
31,256,100	708,269,433	739,525,533	新	津
373,362,800	13,431,214,250	13,804,577,050	新	澙
109,360,200	3,287,523,744	3,396,883,944	Ξ	条
176,629,431	5,363,826,144	5,540,455,575	長	畄
62,428,900	1,315,772,400	1,378,201,300	南魚	沼
32,495,700	799,712,001	832,207,701	十 日	囲丁
46,617,800	1,503,572,255	1,550,190,055	柏	崎
115,050,400	3,583,007,412	3,698,057,812	上	越
23,359,900	637,542,800	660,902,700	糸 魚	Ш
27,968,000	727,039,295	755,007,295	佐	渡
1,122,516,831	34,547,502,514	35,670,019,345	計	

#### (2) 個人県民税の徴収方法別賦課状況調 (市町村別)

(単位:人,円)

$\overline{}$		分		平 成	18		(当 初)	(羊位:八,门)
			普通	徴収	特別	徴収		計
ī	市町村		人員	税額	人 員	税額	人 員	税 額
村	上	市	8,190	140,450,800	6,080	231,753,300	14,270	372,204,100
関	Ш	村	1,607	21,114,000	1,474	42,230,500	3,081	63,344,500
荒	Ш	町	2,846	45,214,600	2,634	85,861,700	5,480	131,076,300
神	林	村	2,551	42,401,900	2,076	64,099,200	4,627	106,501,100
朝	日	村	2,635	31,047,900	2,516	65,844,500	5,151	96,892,400
Щ	北	囲丁	1,850	24,724,000	1,364	35,636,700	3,214	60,360,700
粟	島浦	村	62	895,500	47	2,204,100	109	3,099,600
	計		19,741	305,848,700	16,191	527,630,000	35,932	833,478,700
新	発 田	市	23,072	434,404,000	26,975	982,499,300	50,047	1,416,903,300
阿	25 日		11,046	158,564,000	11,648	358,792,100	22,694	517,356,100
胎	内	市	7,940	134,822,681	8,209	264,876,599	16,149	399,699,280
聖	籠	町	2,942	43,225,700	3,362	103,347,300	6,304	146,573,000
	76	,	_,0	.0,==0,: 00	0,002	.00,0,000	3,00 .	0,0 . 0,000
	計		45,000	771,016,381	50,194	1,709,515,299	95,194	2,480,531,680
五	泉	市	12,840	197,031,033	14,525	413,597,400	27,365	610,628,433
冏	賀	囲丁	3,233	43,730,300	2,976	85,166,800	6,209	128,897,100
	計		16,073	240,761,333	17,501	498,764,200	33,574	739,525,533
新	潟	市	182,581	4,365,752,600	218,703	9,438,824,450	401,284	13,804,577,050
	計		182,581	4,365,752,600	218,703	9,438,824,450	401,284	13,804,577,050
Ξ	条	市	26,412	538,589,341	26,718	939,595,400	53,130	1,478,184,741
加	茂	市	8,208	142,912,900	7,402	244,756,000	15,610	387,668,900
燕		市	22,085	429,861,303	22,236	825,294,200	44,321	1,255,155,503
弥	彦	村	2,378	42,959,800	2,044	67,065,100	4,422	110,024,900

<sup>(</sup>注) 1 この調は現年課税分(当初賦課分)である。

<sup>2</sup> 特別徴収の税額には、翌年度に調定すべきものを含む。

	N N	分		平 成	, 18	年 度	(当 初)	
			普 通	徴収	特別	徴収		計
	5町村		人 員	税 額	人 員	税額	人 員	税額
田	上	町	3,275	47,748,100	3,280	118,101,800	6,555	165,849,900
	計		62,358	1,202,071,444	61,680	2,194,812,500	124,038	3,396,883,944
長	岡	市	62,636	1,433,854,211	140,986	2,952,841,564	203,622	4,386,695,775
小	千 谷	市	8,638	155,584,900	11,214	377,195,900	19,852	532,780,800
見	附寸	市	11,321	180,372,400	10,342	348,468,400	21,663	528,840,800
出	雲 崎	町	1,477	20,821,200	1,087	33,478,100	2,564	54,299,300
Ш	П	町	1,326	14,282,700	1,189	23,556,200	2,515	37,838,900
	計		85,398	1,804,915,411	164,818	3,735,540,164	250,216	5,540,455,575
魚	沼	市	11,347	196,459,900	8,828	302,783,800	20,175	499,243,700
南	魚 沼	市	19,327	290,404,000	12,587	468,428,700	31,914	758,832,700
湯	沢	囲丁	11,873	66,945,200	1,407	53,179,700	13,280	120,124,900
	計		42,547	553,809,100	22,822	824,392,200	65,369	1,378,201,300
+	日 町	市	16,536	291,995,057	12,957	427,114,544	29,493	719,109,601
津	南	町	3,017	42,637,600	2,221	70,460,500	5,238	113,098,100
	計		19,553	334,632,657	15,178	497,575,044	34,731	832,207,701
柏	崎	市	21,221	377,374,555	26,651	1,097,858,500	47,872	1,475,233,055
ΧIJ	羽	村	1,101	17,967,400	1,393	56,989,600	2,494	74,957,000
	計		22,322	395,341,955	28,044	1,154,848,100	50,366	1,550,190,055
妙	高	市	9,538	154,486,400	9,025	356,772,200	18,563	511,258,600

	×	分		平成	龙 18	年 度	(当 初)	
			普通	鱼 徴 収	特別	徴収		計
市	町村		人 員	税 額	人員	税 額	人 員	税 額
上	越	市	47,465	944,082,982	54,011	2,242,716,230	101,476	3,186,799,212
	計		57,003	1,098,569,382	63,036	2,599,488,430	120,039	3,698,057,812
糸	魚川	市	12,393	216,848,400	12,418	444,054,300	24,811	660,902,700
	計		12,393	216,848,400	12,418 444,054,300		24,811	660,902,700
佐	渡	市	16,411	268,234,900	13,694	486,772,395	30,105	755,007,295
	計		16,411	268,234,900	13,694	486,772,395	30,105	755,007,295
合		計	581,380	11,557,802,263	684,279	24,112,217,082	1,265,659	35,670,019,345
市		計	539,207	11,052,086,363	655,209	23,204,995,282	1,194,416	34,257,081,645
町	村	計	42,173	505,715,900	29,070	907,221,800	71,243	1,412,937,700

#### (3) 個人県民税と個人市町村民税の割合 (年度別)

年 度	平成9年	度	平成10年	度	平成11年	度	平成12年	度	平成13年	度
区分	調 定 額	割合	調定額	割合	調定額	割合	調 定 額	割合	調定額	割合
		%		%		%		%		%
個人県民税	44,469,090	29.7	36,105,943	28.4	37,506,549	29.7	35,927,012	29.9	35,313,595	29.9
個人市町村民税	105,116,007	70.3	90,885,272	71.6	88,871,657	70.3	84,404,577	70.1	82,867,718	70.1
計	149,585,097	100.0	126,991,215	100.0	126,378,206	100.0	120,331,589	100.0	118,181,313	100.0

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

### (4) 個人県民税の調定収入状況調 (市町村別)

$\overline{}$		X	分		課 税	分		滞	納	 繰
				<b>49 4</b>	III \	収ノ	\ 率	· 中	1177	``
市田	订村			調 定	収 入	本年度	前年度	調 定	収	入
						%	%			
	村	上	市	379,333,356	373,603,081	98.49	98.39	27,887,694		6,466,544
村	関	Ш	村	63,109,011	62,983,699	99.80	99.77	849,493		313,045
上	荒	Ш	町	131,241,043	130,628,796	99.53	99.02	3,484,004		1,693,816
県	神	林	村	107,034,337	105,226,346	98.31	98.91	4,682,933		683,901
	朝	日	村	98,220,914	97,490,253	99.26	99.20	2,868,324		700,920
税	Щ	北	町	61,351,316	60,311,868	98.31	98.74	5,802,449		685,507
	東	島浦	i村	3,259,893	3,159,193	96.91	100.00	0		0
		計		843,549,870	833,403,236	98.80	98.78	45,574,897		10,543,733
新	新	発 田	市	1,432,139,826	1,412,382,012	98.62	98.88	52,961,364		17,108,817
新発田県税	冏	賀野	市	518,618,578	509,814,089	98.30	98.23	34,945,094	•	5,806,018
県	胎	内	市	398,483,007	391,242,516	98.18	98.39	24,601,612		6,993,736
税	聖	籠	町	146,756,692	144,324,159	98.34	98.30	7,181,145		2,529,175
		計		2,495,998,103	2,457,762,776	98.47	98.63	119,689,215		32,437,746
新津	五	泉	市	615,083,501	602,924,794	98.02	98.01	46,594,244		5,883,789
新津県税	阿	賀	町	129,576,314	128,761,907	99.37	99.53	2,373,407		877,993
		計		744,659,815	731,686,701	98.26	98.27	48,967,651		6,761,782
新潟県税	新	潟	市	13,855,540,164	13,618,216,245	98.29	98.37	814,228,825	1	52,342,946
		計		13,855,540,164	13,618,216,245	98.29	98.37	814,228,825	1	52,342,946
	Ξ	条	市	1,477,802,509	1,451,759,779	98.24	98.63	89,319,734		12,361,253
三夕	加	茂	市	389,432,818	384,503,652	98.73	98.69	25,143,495		2,168,508
三条県税	燕		市	1,260,786,245	1,245,488,953	98.79	98.82	52,459,993		11,477,975
税	弥	彦	村	110,898,860	109,684,535	98.91	98.78	2,715,967		902,459
	田	上	町丁	165,675,669	163,431,494	98.65	98.59	9,413,516		1,287,718
		計		3,404,596,101	3,354,868,413	98.54	98.71	179,052,705		28,197,913

(単位:千円)

_											(1121113)
	平成14年	度	平成15年	度	平成16年	度	平成17年	度	平成18年	度	年 度
	調定額	割合	調 定 額	割合	調定額	割合	調定額	割合	調 定 額	割合	区分
		%		%		%		%		%	
	34,165,125	29.9	32,402,454	29.9	31,199,469	29.9	31,431,184	29.9	35,719,256	30.2	個人県民税
	80,283,216	70.1	75,909,637	70.1	73,040,688	70.1	73,640,923	70.1	82,520,833	69.8	個人市町村民税
	114,448,341	100.0	108,312,091	100.0	104,240,157	100.0	105,072,107	100.0	118,240,089	100.0	計

(単位:円)  $\overline{\mathsf{X}}$ 越 分 計 分 収 収 率 λ 率 λ 収 調 定 λ 本年度 前年度 本年度 前年度 差 市町村 % % % % 23.19 18.76 407,221,050 380,069,625 93.33 91.85 1.48 村 上 市 36.85 23.11 63,958,504 63,296,744 98.97 98.45 0.52 関 Ш 村 村 48.62 48.17 134,725,047 132,322,612 98.22 96.68 1.54 荒 Ш 町 上 14.60 16.69 105,910,247 94.80 94.82 0.02 神 林 村 111,717,270 県 0.59 24.44 9.17 101,089,238 98,191,173 97.13 96.54 朝 日 村 税 90.83 Щ 北 町 11.81 12.12 67,153,765 60,997,375 90.47 0.36 粟島浦 0.00 0.00 3,259,893 3,159,193 96.91 100.00 3.09 村 計 23.13 20.71 889,124,767 843,946,969 94.92 93.87 1.05 新発田市 32.30 28.53 1,485,101,190 1,429,490,829 96.26 95.66 0.60 新発田 16.61 17.90 553,563,672 515,620,107 93.15 92.48 0.67 叼 賀 野 市 28.43 24.73 423,084,619 398,236,252 94.13 93.60 0.53 胎 内 市 **県税** 籠 町 35.22 36.09 153,937,837 146,853,334 95.40 94.81 0.59 聖 27.10 25.32 2,615,687,318 2,490,200,522 95.20 94.60 0.60 計 新津県税 五 泉 12.63 12.31 661,677,745 608,808,583 92.01 91.65 0.36 市 36.99 叼 賀 町 74.22 131,949,721 129,639,900 98.25 98.02 0.23 計 13.81 21.17 793,627,466 738,448,483 93.05 92.75 0.30 澙 18.71 17.98 14,669,768,989 13,770,559,191 93.87 93.33 0.54 新 計 18.71 17.98 14,669,768,989 13,770,559,191 93.87 93.33 0.54 13.84 15.17 1,567,122,243 1,464,121,032 93.43 92.61 0.82 Ξ 条 市 三条県 加 茂 市 8.62 7.88 414,576,313 386,672,160 93.27 92.88 0.39 燕 市 21.88 19.67 1,313,246,238 1,256,966,928 95.71 95.17 0.54 33.23 42.41 弥 彦 村 税 113,614,827 110,586,994 97.34 97.10 0.24 13.68 13.41 175,089,185 164,719,212 94.08 94.01 0.07 田 上 町 15.75 15.90 3,583,648,806 3,383,066,326 93.81 0.59 計 94.40

		区分		現	年	課	税	分			滞	納	———— 繰
市中	订村		調	定		ЧΣ	λ	収 <i>)</i> 本年度	前年度	調	定	収	λ
1   1	נדני		1					<b>华干</b> 及	m十度 %				
	長	岡市		4,319,992,99	98	4,296,1	110,152	99.45	99.16		214,734,235		37,676,382
長	小日	F谷市		524,563,88	31	520,0	094,763	99.15	99.15		15,937,752		2,358,019
長岡県税	見	附 市		522,632,86	35	517,6	606,739	99.04	99.03		19,923,010		3,219,180
税	出雲	雲 崎 町		54,202,00	01	54,0	017,517	99.66	99.74		300,693		117,920
	Ш	口町		36,786,49	93	36,6	662,883	99.66	99.59		283,004		99,340
		計		5,458,178,23	38	5,424,4	492,054	99.38	99.16		251,178,694		43,470,841
南魚沼県税	魚	沼 市		500,074,36	62	492,6	631,306	98.51	98.64		17,977,663		4,821,454
沼	南魚	魚沼 市		760,514,09	92	746,8	386,217	98.21	98.49		57,827,326		8,291,146
税	湯	沢町		121,467,00	00	117,5	595,109	96.81	96.96		16,560,811		2,338,247
		計		1,382,055,4	54	1,357,	112,632	98.20	98.41		92,365,800		15,450,847
十日	( + E	3 町市		718,716,63	32	708,0	060,343	98.52	99.10		25,284,479		4,227,347
十日町県税	津	南町		113,706,72			196,516	99.55	99.77		1,093,894		435,980
176		計		832,423,3	53	821,2	256,859	98.66	99.20		26,378,373		4,663,327
柏崎	∫柏	崎 市		1,472,762,30	05	1,456,1	180,718	98.87	99.06		68,524,362		10,604,574
柏崎県税	[k]	羽村		74,377,35	58	73,9	996,397	99.49	99.46		1,894,594		169,207
		計		1,547,139,66	63	1,530,	177,115	98.90	99.08		70,418,956		10,773,781
上越県税	∫妙	高市		519,596,65	54	512,2	238,571	98.58	99.23		14,943,798		3,609,070
県税	上	越市		3,205,228,37	70	3,159,8	358,500	98.58	98.64		149,665,743		27,904,285
Ų.		計		3,724,825,02	24	3,672,0	097,071	98.58	98.72		164,609,541		31,513,355
糸魚川県税	<b>糸魚</b>	東川 市		664,420,98	33	655,8	310,222	98.70	98.87		22,132,455		8,300,760
		計		664,420,98	33	655,8	810,222	98.70	98.87		22,132,455		8,300,760
佐渡県税	佐	渡市		765,868,80	09	751,8	386,889	98.17	98.73		27,663,723		3,630,116
170		計		765,868,80	09	751,8	886,889	98.17	98.73		27,663,723		3,630,116
	合	計		35,719,255,5	77	35,208,7	770,213	98.57	98.65		1,862,260,835	3	348,087,147

	}		 計				区分	
収力	\ 率	±m ==	IIT À	ЧΣ	λ	率		
本年度	前年度	· 調 定	収 入	本年度	前年度	差		市町村
%	%			%	%			<u> </u>
17.55	18.16	4,534,727,233	4,333,786,534	95.57	94.00	1.57		市
14.80	13.62	540,501,633	522,452,782	96.66	95.69	0.97	小千名	市人民
16.16	17.53	542,555,875	520,825,919	95.99	95.42	0.57	見附	市 市 市 一長岡県税
39.22	20.83	54,502,694	54,135,437	99.33	99.37	0.04	出雲崎	, ,
35.10	83.57	37,069,497	36,762,223	99.17	98.90	0.27	Ш П	町丿
17.31	18.10	5,709,356,932	5,467,962,895	95.77	94.36	1.41	計	
26.82	25.45	518,052,025	497,452,760	96.02	95.73	0.29	魚沼	市   南
14.34	14.08	818,341,418	755,177,363	92.28	91.62	0.66	南魚沼	3 市 {沼
14.12	24.57	138,027,811	119,933,356	86.89	86.76	0.13	湯 沢	市市市町
16.73	18.16	1,474,421,254	1,372,563,479	93.09	92.56	0.53	計	
16.72	61.90	744,001,111	712,287,690	95.74	96.14	0.40	十日町	市   十日町県税
39.86	42.78	114,800,615	113,632,496	98.98	98.93	0.05		町 県
00.00	12.70	111,000,010	110,002,100	00.00	00.00	0.00	/ <del>+</del> 123	税
17.68	61.35	858,801,726	825,920,186	96.17	96.53	0.36	計	
15.48	15.26	1,541,286,667	1,466,785,292	95.17	94.73	0.44	柏崎	市)柏
8.93	16.01	76,271,952	74,165,604	97.24	96.76	0.48	刈羽	市村島県税
								ተፓ
15.30	15.29	1,617,558,619	1,540,950,896	95.26	94.82	0.44	計	
24.15	36.09	534,540,452	515,847,641	96.50	96.44	0.06	妙高	市人越
18.64	22.40	3,354,894,113	3,187,762,785	95.02	94.62	0.40		市員機県
								祝
19.14	24.03	3,889,434,565	3,703,610,426	95.22	94.87	0.35	計	
								)糸
37.50	20.60	686,553,438	664,110,982	96.73	96.23	0.50	糸 魚 川	市   糸魚川県税
								」 規 税
37.50	20.60	686,553,438	664,110,982	96.73	96.23	0.50	計	
								)佐
13.12	18.04	793,532,532	755,517,005	95.21	95.94	0.73	佐 渡	市
								<sup>」</sup> 税
13.12	18.04	793,532,532	755,517,005	95.21	95.94	0.73	計	
18.69	20.14	37,581,516,412	35,556,857,360	94.61	93.99	0.62	合	計 

#### (5) **個人県民税の徴収取扱費調**(市町村別)

	市町	村名	7	18年6月~19年3月 交 付 分		市町	村名	, 1	18年6月~19年3月 交 付 分
新	;	舄	市	1,001,995,745	田	1	-	町	11,760,877
長	ſ	到	市	308,494,839	南	蒲	原	郡	11,760,877
Ξ	ş	条	市	103,542,554	冏	<u>"</u>	i	囲丁	9,290,802
柏	U	崎	市	104,573,385	東	蒲	原	郡	9,290,802
新	発	田	市	103,702,133	出	雲	崎	町	3,949,631
小	千	谷	市	39,808,983	=	島	ł	郡	3,949,631
加	ī	芠	市	28,282,023	Ш		l	町	2,691,220
+	日	町	市	51,749,012	北	魚	沼	郡	2,691,220
見	[	附	市	37,859,487	湯	沂	Į.	町	9,484,185
村	-	L	市	26,935,514	南	魚	沼	郡	9,484,185
燕			市	91,489,527	津	南	Ī	町	8,300,679
糸	魚	Ш	市	46,924,899	中	魚	沼	郡	8,300,679
妙	Ī	高	市	37,162,932	Į	37	]	村	5,278,558
五	ì	泉	市	44,045,614	刈	骐	]	郡	5,278,558
上	į.	越	市	230,006,428	関	Л	l	村	4,470,101
冏	賀	野	市	37,170,892	荒	Л	l	囲丁	9,461,190
佐	ž	度	市	53,607,852	神	材	7	村	7,004,836
魚	ì	召	市	35,892,423	朝	E		村	7,089,939
南	魚	沼	市	54,804,071	Щ	北	i.	町	4,426,378
胎	ı	内	市	28,245,163	粟	島	浦	村	215,852
市			計	2,466,293,476	岩	船	}	郡	32,668,296
聖	Í	笔	町	10,449,992					
北	蒲	原	郡	10,449,992	県			計	2,567,896,892
弥	j	<b></b>	村	7,729,176					
西	蒲	原	郡	7,729,176					

#### 法人県民税の調定状況調

あったもの				額	割	人 税	)	法	Ţ	確								
確定申告のあったもの 決定したもの 確定申告のおったもの 決定したもの 確定 申告のおったもの 決定したもの ないもの あったもの 決定したもの ない もの あったもの みったもの みったもの おりにもの ない もの あったもの 決定したもの ない もの ない もの あったもの みりにもの ない もの あったもの みりにもの ない もの もの 4,993,437 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		額	!		税				数数	度	年		事		$\triangle$		ᅜ	
普通 法人 問題 (大) <td>申告のもの</td> <td>確定申録</td> <td>たもの</td> <td>決定した</td> <td>告 の 5 の</td> <td>確定申急</td> <td><b>ま</b>の</td> <td>定申告いも</td> <td>の   f</td> <td>:ŧ(</td> <td>定した</td> <td>決</td> <td>確定申告の あったもの</td> <td></td> <td>71</td> <td></td> <td></td> <td></td>	申告のもの	確定申録	たもの	決定した	告 の 5 の	確定申急	<b>ま</b> の	定申告いも	の   f	:ŧ(	定した	決	確定申告の あったもの		71			
普通     人     うち連結分     277     -     -     234,992     -       法人     40,902     27     16     3,522,289     229       うち連結分     32     -     -     45,583     -       計     47,386     29     24     10,507,252     229       うち連結分     315     -     -     311,535     -       特別法人人     1,284     1     -     239,091     -       うち連結分     -     -     -     -     -       公益法人等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -     -	3,256		-		1,526	1,991	2		-				1,045	内		「県	(,,	
普通     人     うち連結分     277     -     -     234,992     -       法人     40,902     27     16     3,522,289     229       うち連結分     32     -     -     45,583     -       計     47,386     29     24     10,507,252     229       うち連結分     315     -     -     311,535     -       特別     法人人     1,284     1     -     239,091     -       立ち連結分     -     -     -     -     -       公益法人等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -	-		-		80,960	30	-		-				6	結分	ち連	う	割	
通     こうち連結分     277     -     -     234,992     -       法人     40,902     27     16     3,522,289     229       うち連結分     32     -     -     45,583     -       計     47,386     29     24     10,507,252     229       うち連結分     315     -     -     311,535     -       特別法人人     1,284     1     -     239,091     -       うち連結分     -     -     -     -     -       公益法人等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -     -	12,745	1	-		3,437	4,993	6		2				5,439	外		県	法	ग्रेट
うち連結分   32	-		-		34,992	234	-		-				277	結分	ち連	う	]^	通
うち連結分   32	1,156		229		2,289	3,522	16		27	2			40,902	人	法	内	県	法人
うち連結分     315     -     -     311,535     -       特別法人 うち連結分     1,284     1     -     239,091     -       公益法人等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -     -	-		-		5,583	45	-		-				32	結分	ち連	う		
特別法人     1,284     1     -     239,091     -       うち連結分     -     -     -     -     -       公益法人等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -     -	17,157	1	229		7,252	10,507	24		29	2			47,386		計			
うち連結分     -     -     -     -     -     -       公 益 法 人 等     733     1     -     32,556     -       寮等のみを有する法人     -     -     -     -     -     -	-		-		1,535	311	-		-				315	結分	ち連	う	l	
公 益 法 人 等     733     1     - 32,556     -       寮等のみを有する法人	-		-		89,091	239	-		1				1,284	人	法		別	特
寮等のみを有する法人	-		-		-		-		-				-	結分	ち連	う		
	-		-		32,556	32	-		1				733	等	人	法	益	公
人 枚 か き 対 団 笙 │     2/2     1	-		-		-		-		-				-	法人	する	を有	€のみ	寮氰
八伯 & C 拉 回 夺	-		-		2,900	2	-		1				242	等	社 団	き	格な	人
清 算 法 人 509 2,654 -	-		-		2,654	2	-		-				509	人	法		算	清
特 定 信 託	-		-		-		-		-				-	託	信		定	特
<b>合 計</b> 50,154 32 24 10,784,453 229	17,157	1	229		34,453	10,784	24		32	;			50,154				合	
うち連結分 315 - 311,535 - 311,535 -	-		-		1,535	311	-		-				315	結分	ち連	う		

			既還付請求利子	中間納付額0	D歳出還付額	現事業年度分調定額	過事業年度分
	X	分	割額が過大である場合の納付額	前年度に収入した もの	当該年度に収入した もの	+ - +	調 定 額
	[_	[ 県 内	4	34,390	-	2,182,252	56,128
	割	うち連結分	-	119	-	37,963	-
ग्रेट	分割法人	県 外	-	66,173	-	5,578,231	124,184
普通法人		しうち連結分	-	20,950	-	292,080	2,547
法	県	内 法 人	31	124,650	-	3,834,244	118,643
		うち連結分	-	908	-	75,201	2,236
		計	35	225,213	-	11,594,727	298,955
	l	うち連結分	-	21,977	-	405,244	4,783
特	別	法 人	-	-	-	239,091	41,215
		うち連結分	-	-	-	-	-
公	益	法 人 等	-	-	-	32,556	1,432
寮等	<b>デのみ</b>	を有する法人	-	-	-	-	-
人	格な	き 社 団 等	-	-	-	2,900	238
清	算	法 人	-	847	-	932	281
特	定	信 託	-	-	-	-	-
	合	計	35	226,060	-	11,870,206	342,121
		うち連結分	-	21,977	-	405,244	4,783

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

# 県 民 税

. 1111)	,—I±•	,										
					限が 納付額	5 期 5 見 i	確 定 申 告翌年度となる	度になる 告 額	翌年	確定申告が翌 中 間 <sup>6</sup>	額に対応する 中 間 申 告 額	確定法人税割 前 年 度 分 の
<b>ं</b>	分		X		額	税	事業年度数	額	税	事業年度数	税額	事業年度数
, ]	分	内		県	-		1	699,822		441	546,746	422
J	割法	結分	ち連絲	ゔ	-		-	17,563		6	10,679	5
<del>.</del>		外		県	1,189		11	2,108,381		3,137	1,603,694	2,915
通	人人	結分	ち連糸	う	35		9	132,888		264	96,785	223
普通法人	人	法	内	県	13,409		4	1,161,816		6,095	989,107	5,486
		結分	ち連絲	う	-		1	48,701		27	19,991	19
		計	言		14,598		16	3,970,019		9,673	3,139,547	8,823
J		結分	ち連糸	う	35		10	199,152		297	127,455	247
人	法	IJ	別	特	-		-	-		-	-	-
		結分	ち連絲	う	-		-	-		-	-	-
等	人	法	益	公	-		-	-		-	-	-
法人	する	⊁を有	等のみ	寮	-		-	-		-	-	-
団 等	社区	きょ	格な	人	-		-	-		-	-	-
人	法	氧	算	清	-		-	53		2	2,622	5
託	信	Ĕ	定	特	-		-	-		-	-	-
it	討		合		14,598		16	3,970,072		9,675	3,142,169	8,828
		結分	ち連糸	ゔ	35		10	199,152		297	127,455	247

法人税割調定額	均等割調定額	合 計	当該年度に発生した歳出還付額	のうち利子割に 係る額	区	分
2,238,380 37,963 5,702,415 294,627 3,952,887 77,437 11,893,682 410,027	85,473 924 1,298,708 116,125 1,075,986 3,306 2,460,167 120,355	2,323,853 38,887 7,001,123 410,752 5,028,873 80,743 14,353,849 530,382	- - - - - 81,697 1,369	- - - - - 49,722	県う県う県う 場う 県 う 県 う 県 う 県 う 県 う 県 う ま 計 結 計 結 計 結 計 結 分	分割法人
280,306	70,347	350,653	-	-	特別うち連結分	法 人
33,988 - 3,138 1,213 - 12,212,327 410,027	19,716 174,406 7,061 17,051 - 2,748,748 120,355	53,704 174,406 10,199 18,264 - 14,961,075 530,382	- - - - 91,507 1,369	- - - - 58,337	公 益 法 寮等のみを有 人 格 な き 清 算 特 定	人 等 する法 句 社 団 法 信 <b>計</b>

## 4 県 民 税 利 子 割

#### (1) 利子割額に関する調

(単位:千円)

	種類類	税額	課税支払額	非課税支払額	左のうち非居 住者・外国法 人 に 係 る 額
	公 社 債 利 子	285,286	5,718,819	3,505,146	50
	銀 行 預 金 利 子	240,385	4,936,873	451,760	919
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	97,132	2,036,067	1,414,207	361
公 社	勤務先預金等の利子	17,138	344,778	587	-
債	合同運用信託の収益の分配	9,351	187,911	12,729	55
利	公社債投資信託の収益の分配	13,332	273,302	101,689	266
子 等	郵 便 貯 金 利 子	828,218	16,596,794	3,074,890	-
-	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	1	8	-	-
	国外公社債等の利子等	362,505	7,294,819	3,669,282	272
	<sup>し</sup> 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	7,664	153,306	19,367	-
私運の 募用収 公投益	√ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	79	1,963	116	-
公投金 社信分	社債的受益証券の収益の分配	-	-	-	-
賃託配 等等等	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	9,101	182,409	346	-
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	3,114	62,473	-	-
_	定期積金の給付補てん金	8,382	199,964	187	-
金 融	掛金の給付補てん金	3	-	-	-
類	抵当証券の利息	-	-	-	-
似	貴金属等の売戻し条件付売買の利益	-	-	-	-
商 品	外貨建預貯金等の為替差益	83	6,612	-	-
	一時払養老保険、一時払損害保険等の差益	17,200	416,498	-	-
	小計	28,776	685,547	187	-
	計	1,898,968	38,412,596	12,250,306	1,923

### (2) 利子割の特別徴収義務者等に関する調

(単位:人,件)

区 分	ì	特別徴収義務者数	営 業 所 数
銀 行	等	18	283
郵 便	局	1	535
信 用 金 庫	等	27	286
農林中央金	庫 等	29	289
証 券 会	社	16	44
保 険 会 社	等	33	79
社 内 預 金 実 地	企 業	151	175
その他の金融機	関 等	116	121
合 計		391	1,812

#### (3) **県民税利子割交付金の交付額調**(市町村別)

								(半位・十口)
	市町	村名		交付額合計		市町村名	宫	交付額合計
県			計	962,143	冏	賀 野	市	14,087
市			計	922,785	魚	沼	市	13,355
郡			計	39,358	南	魚 沼	市	20,776
					胎	内	市	11,115
新	溩	3	市	373,560	聖	籠	囲丁	3,919
長	冠	ij	市	112,265	弥	彦	村	2,928
上	起	<u>t</u>	市	86,979	田	上	町	4,562
Ξ	务	2	市	40,922	冏	賀	町	3,626
柏		5	市	38,795	出	雲 崎	町	1,492
新	発	田	市	38,527	Ш	П	囲丁	1,323
小	千	谷	市	14,297	湯	沢	囲丁	3,442
加	艿	Ė	市	10,522	津	南	囲丁	3,315
+	日	囲丁	市	19,025	ĮĮ	羽	村	2,006
見	图	4	市	13,761	関	Ш	村	1,751
村	1	=	市	10,337	荒	Ш	囲丁	3,625
燕			市	33,416	神	林	村	2,852
糸	魚	Ш	市	17,907	朝	日	村	2,708
妙	言	5	市	14,192	Щ	北	囲丁	1,710
五	泉	₹	市	17,062	粟	島浦	村	99
佐	渡	ŧ	市	21,885				

### 5 県 民 税 配 当 割

#### (1) 県民税配当割に関する調

(単位:千円,枚)

· 種	類	税額	課税支払額	非課税支払額	納入申告書数
上場株式	等 の 配 当 等	416,856	14,113,433	12,702	-
公募証券投資信託の以	双益の分配に係る配当等	947,212	32,893,946	38,034,863	-
特定投資法人の	)投資口の配当等	-	-	-	-
合	計	1,364,068	47,007,379	38,047,565	7,077

### (2) **県民税配当割交付金の交付額調**(市町村別)

	市町	寸 名		交付額合計		市町村	名	交付額合計
	県	計		838,434	佐	渡	市	19,040
	市	計		804,174	魚	沼	市	11,631
	郡	計		34,260	南	魚  沼	市	18,113
					胎	内	市	9,676
新	澙		市	325,738	聖	籠	町	3,418
長	岡		市	97,734	弥	彦	村	2,553
Ξ	条		市	35,590	田	上	町	3,975
柏	崎		市	33,821	冏	賀	町	3,158
新	発	田	市	33,587	出	雲崎	町	1,300
小	千	谷	市	12,412	Ш	П	町	1,138
加	茂		市	9,168	湯	沢	町	2,995
+	日	町	市	16,583	津	南	町	2,886
見	附寸		市	11,987	Į	羽	村	1,745
村	上		市	9,000	関	Ш	村	1,523
燕			市	29,134	荒	Л	囲丁	3,156
糸	魚	Ш	市	15,589	神	林	村	2,484
妙	高		市	12,372	朝	日	村	2,355
五	泉		市	14,863	Щ	北	囲丁	1,488
上	越		市	75,856	粟	島浦	村	86
冏	賀	野	市	12,280				

### 6 県民税株式等譲渡所得割

#### (1) 県民税株式等譲渡所得割に関する調

(単位:千円,枚)

<del></del> 種	類	税	額	課税支払額	還付分支払額	非課税支払額	納入申告書数
特定株式等詞	譲渡 所 得 金 額		1,059,450	51,208,081	14,768,123	1,209	242

### (2) **県民税株式等譲渡所得割交付金の交付額調**(市町村別)

								(半位・十円)
	市町	村名		交付額合計		市町村	名	交付額合計
	県	計		670,267	佐	渡	市	15,083
	市	計		643,061	魚	沼	市	9,271
	郡	計		27,206	南	魚	沼 市	14,520
					胎	内	市	7,691
新	涛	<u>ਤ</u> ਹ	市	261,359	聖	籠	町	2,743
長	ð	1	市	77,693	弥	彦	村	2,047
Ξ	务	Z.	市	28,134	田田	上	囲丁	3,175
柏	Ш <del>і</del>	菿	市	27,098	冏	賀	囲丁	2,516
新	発	田	市	26,918	出	雲	崎 町	1,032
小	千	谷	市	9,708	Ш	П	囲丁	837
加	芦	हैं	市	7,322	湯	沢	囲丁	2,371
+	日	囲丁	市	13,280	津	南	町	2,297
見	ß	₫	市	9,557	ĮЦ	展	村	1,382
村	L	=	市	7,158	関	Л	村	1,205
燕			市	23,363	荒	Л	町	2,511
糸	魚	Ш	市	12,394	神	林	村	1,980
妙	言	5	市	9,903	朝	日	村	1,862
五	身	₹	市	11,860	Щ	北	町	1,182
上	赴	<u> </u>	市	60,915	粟	島	浦村	66
阿	賀	野	市	9,834				

#### (1) **個人事業税の所得金額等調**(業種別)

第 1 種 事 業

	種				課	税 人	員	所
	狸		別		所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
Ŋ	品	販	売	業	1,743	111	1,854	9,034,990
7		険		業	-	-	-	-
ž	銭	貸	付	業	6	-	6	33,765
Ŋ	品	貸	付	業	42	-	42	247,181
7	動	産 貸	付	業	2,913	46	2,959	21,077,408
틸		造		業	1,065	84	1,149	5,756,021
Ī	気	供	給	業	-	-	-	-
-	石	採	取	業	5	1	6	30,790
Ī	気	通 信	事	業	4	-	4	15,771
Ē		送		業	269	25	294	1,105,302
1	送	取	扱	業	4	-	4	22,343
ì	舶て	いけ	い場	業	-	-	-	-
ì		庫		業	-	-	-	-
È	車		場	業	63	-	63	545,895
ŧ		負		業	6,183	374	6,557	30,999,391
]		刷		業	37	2	39	259,919
1		版		業	2	-	2	27,326
ï		真		業	33	1	34	143,351
Ē		貸		業	-	-	-	-
Ē		館		業	69	2	71	352,936
1	理		店	業	116	1	117	521,161
7	食		店	業	731	48	779	3,372,247
]		旋		業	33	-	33	207,994
-		理		業	174	10	184	847,551
1		立		業	13	-	13	77,232
1		屋		業	27	1	28	144,615
ij		替		業	-	-	-	-
`	衆	浴	場	業	2	-	2	7,369
Ę	劇	興	行	業	-	-	-	-
<u> </u>	技		場	業	10	-	10	644,765
<u> </u>	覧		所	業	-	1	1	-
Ī	品	取	引	業	-	-	-	-
	動	產 売	買	業	26	-	26	146,941
		告		業	20	-	20	98,416
Į	信		所	業	-	-	-	-
=		内		業	-	-	-	-
£	婚	葬	祭	業	9	1	10	62,223
		計			13,599	708	14,307	75,782,903

- (注) 1 この調は現年課税分である。 2 この調は他県本店のものを除いたものである。
  - 3 前各号は第2種事業及び第3種事業においても同様である。

第2種事業

	種		9il		課	税 人	員	所
	作里		別		所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
畜		産		業	-	-	-	=
水		産		業	12	-	12	68,550
薪	炭	製	造	業	-	-	-	-
		計			12	-	12	68,550

## 事 業 税

(単位:人,千円)

	別			種		差引課税所得金額	事業主控除額	額	得 金
	נימ			作里		-		計	所得税失格者
Ì	売		販	品	物	4,155,635	5,317,405	9,473,040	438,050
j			険		保	-	-	-	-
j	付		貸	銭	金	17,090	16,675	33,765	-
Ì	付		貸	品	物	126,589	120,592	247,181	-
Ì	付	貸	産	動	不	12,799,985	8,467,058	21,267,043	189,635
į			造		製	2,789,550	3,297,308	6,086,858	330,837
;	給		供	気	電	-	-	-	-
;	取		採	石	土	19,028	17,400	36,428	5,638
;	事	信	通	気	電	4,171	11,600	15,771	-
;			送		運	349,482	847,043	1,196,525	91,223
	扱		取	送	運	10,743	11,600	22,343	<u>-</u>
	い場	け	١J	舶て	船	-	-	-	<u>-</u>
			庫		倉	-	-	-	_
	場	‡	<u> </u>	耳	駐	365,128	180,767	545,895	<u>-</u>
			負		請	13,627,959	18,871,550	32,499,509	1,500,118
			刷		EП	155,886	110,925	266,811	6,892
			版		出	21,526	5,800	27,326	· <u>-</u>
			真		写	50,135	98,600	148,735	5,384
			貸		席	=	- -	- -	· <u>-</u>
			館		旅	157,307	202,034	359,341	6,405
	店	Æ	<b>E</b>	理	料	188,930	338,092	527,022	5,861
	店			1	飲	1,320,775	2,230,107	3,550,882	178,635
			旋		周	114,226	93,768	207,994	, -
			理		代	353,523	530,219	883,742	36,191
			立		仲	39,532	37,700	77,232	, -
			屋		問	66,579	81,200	147,779	3,164
			替		両	, -	, -	, -	, -
	場		浴	衆	公	2,052	5,317	7,369	_
	行		興	劇	演	, -	, -	, -	_
	場	‡	ţ	ž	遊	615,765	29,000	644,765	_
	所				遊	1,380	2,900	4,280	4,280
	 引		取	品	商	-	_,	-,	-
		売	産	動	不	71,541	75,400	146,941	_
	, ,		告	243	広	40,416	58,000	98,416	<u>-</u>
	所			信	興	-	-	-	<u>-</u>
	**1		- 内	"	案	<u>-</u>	-	<u>-</u>	<u>-</u>
	祭		葬	婚	冠	36,214	29,000	65,214	2,991
	\J\		計	<b>^</b> □	ی ر	37,501,147	41,087,060	78,588,207	2,805,304

						(单	单位:人,	千円)
得金	額	事業主控除額	差引課税所得金額		種		eil.	
所得税失格者	計		-		俚		別	
-	-	<del>-</del>	-	畜		産		業
-	68,550	34,559	33,991	水		産		業
-	-	-	-	薪	炭	製	造	業
	68,550	34,559	33,991			計		

第 3 種 事 業

	 種 別		課	税人	員	所
			所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
医		業	101	=	101	663,700
歯	科 医	業	83	-	83	512,804
薬	剤 師	業	3	1	4	16,045
助	産師	業	2	-	2	13,485
あ	ん 摩 等 の 事	業	60	4	64	283,014
獣	医	業	49	1	50	418,796
装	蹄師	業	-	-	-	-
弁	護   士	業	113	1	114	1,805,473
司	法 書 士	業	157	10	167	1,316,519
行	政 書 士	業	36	4	40	234,369
公	証   人	業	11	-	11	103,073
弁	理   士	業	6	1	7	106,611
税	理   士	業	313	59	372	3,749,432
公	認 会 計 士	業	33	4	37	494,634
計	理   士	業	-	-	-	-
社	会保険労務士	業	37	8	45	256,596
コ	ンサルタント	業	105	5	110	538,483
設	計 監督 者	業	325	44	369	1,636,937
不	動 産 鑑 定	業	20	-	20	323,723
デ	ザ イ ン	業	65	3	68	321,779
諸	芸 師 匠	業	93	12	105	444,275
理	容	業	137	12	149	520,947
美	容	業	305	17	322	1,421,065
ク	リーニング	業	25	3	28	107,467
公	衆 浴 場	業	3	-	3	9,481
歯	科 衛 生 士	業	1	-	1	3,892
歯	科 技 工 士	業	92	9	101	360,227
測	量  士	業	19	5	24	93,966
土	地家屋調査士	業	74	16	90	469,754
海	事 代 理 士	業	-	-	-	· -
ED	刷製版	業	-	-	-	-
	計		2,268	219	2,487	16,226,547

#### (2) 個人事業税の所得金額等調 (事務所別)

	_	区分	課	税 人	員	所
事務所			所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
村		上	366	15	381	1,949,807
新	発	田	1,134	4	1,138	6,007,924
新		津	703	1	704	3,458,320
新		潟	5,204	99	5,303	33,036,227
Ξ		条	1,687	185	1,872	9,354,457
長		岡	2,680	285	2,965	15,729,259
南	魚	沼	865	71	936	5,074,296
+	日	囲丁	667	1	668	3,677,108
柏		崎	640	56	696	3,654,196
上		起	1,303	174	1,477	6,882,432
糸	魚	Ш	335	29	364	1,739,476
佐		渡	295	7	302	1,514,498
	計		15,879	927	16,806	92,078,000

<sup>(</sup>注) 1 この調は現年課税分である。

<sup>2</sup> この調は他県本店のものを除いたものである。

(単位:人,千円)

	. · 人,T						差引課税所得金額	事業主控除額	 額	
	別			種				_ <b>-</b>	計	所得税失格者
業						医	386,747	276,953	663,700	-
業		医		科		歯	279,111	233,693	512,804	-
業		師		剤		薬	10,599	11,600	22,199	6,154
業	i	師		産		助	7,685	5,800	13,485	-
業			等	摩	h	あ	111,899	185,600	297,499	14,485
業			医			獣	277,265	145,000	422,265	3,469
業	i	師		蹄		装	-	<del>-</del>	-	-
業		土		護		弁	1,483,736	329,634	1,813,370	7,897
業	$\pm$		書	去	;	司	879,902	484,300	1,364,202	47,683
業	$\pm$		書	女	1	行	143,071	115,034	258,105	23,736
業		人		証		公	75,763	27,310	103,073	-
業		$\pm$		理		弁	93,104	20,300	113,404	6,793
業		土		理		税	3,182,014	1,069,619	4,251,633	502,201
業	$\pm$	計	눛	4	認	公	458,845	107,300	566,145	71,511
業		土		理		計	-	<del>-</del>	-	-
業	務士	労 🤻	険	保	숲	社	170,094	130,500	300,594	43,998
業	ント	タ	ル	サ	ン	コ	250,655	311,751	562,406	23,923
業	者	督	益	Ē	計	設	767,258	1,063,818	1,831,076	194,139
業	定	寍	Ĕ	Ē	動	不	265,723	58,000	323,723	-
業	ン		1	<del>ブ</del>	4	デ	134,052	195,025	329,077	7,298
業	匠	i	師	츳	=	諸	186,859	300,151	487,010	42,735
業		!	容			理	128,416	432,100	560,516	39,569
業		!	容			美	548,526	932,834	1,481,360	60,295
業	グ	ン	=	_	IJ	ク	35,425	81,200	116,625	9,158
業	場	;	浴	景	Ę	公	781	8,700	9,481	-
業	$\pm$	生	ij	í	科	歯	992	2,900	3,892	-
業	$\pm$	I	支	ŧ	科	歯	96,838	292,900	389,738	29,511
業	<del>.</del>	土		量		測	61,063	68,876	129,939	35,973
業	査 士	調	屋	家	地	土	286,458	259,792	546,250	76,496
業	$\pm$	理	ť	ſ	事	海	-	-	-	-
業	版	ļ	製	削	F	ED	-	-	-	-
		-	計				10,322,881	7,150,690	17,473,571	1,247,024

(単位:人,千円)

 得 金	額	事業主控除額	差引課税所得金額	区分		
所得税失格者	計		-			事務所
46,793	1,996,600	1,081,948	914,652	村		上
13,897	6,021,821	3,290,536	2,731,285	新	発	田
1,201	3,459,521	2,029,278	1,430,243	新		津
325,177	33,361,404	15,238,082	18,123,322	新		澙
776,109	10,130,566	5,374,922	4,755,644	Ξ		条
1,211,897	16,941,156	8,490,745	8,450,411	長		岡
280,633	5,354,929	2,694,831	2,660,098	南	魚	沼
3,103	3,680,211	1,922,219	1,757,992	+	日	囲丁
323,035	3,977,231	1,987,958	1,989,273	柏		崎
878,116	7,760,548	4,254,308	3,506,240	上		越
167,721	1,907,197	1,046,418	860,779	糸	魚	Ш
24,646	1,539,144	861,064	678,080	佐		渡
4,052,328	96,130,328	48,272,309	47,858,019		計	

#### (3) 個人事業税課税所得金額の階層別調 (事業別)

	区分		30	0万円以下		5円超 310万円以下		5円超 320万円以下	320万円超 330万円以下		
事	業 別		人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所得金額	
		所得税課税者	624	1,836,526	619	1,885,051	546	1,719,135	581	1,881,706	
第	1 種事業	所得税失格者	72	212,430	73	218,365	46	142,468	41	130,508	
		計	696	2,048,956	692	2,103,416	592	1,861,603	622	2,012,214	
		所得税課税者	-	-	-	-	-	-	-	-	
第2	2種事業	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	助産師 業等以 外のも	所得税課税者	87	256,499	85	259,006	73	226,517	76	245,390	
		所得税失格者	17	49,982	17	51,910	8	25,228	10	32,556	
第 3	o o	計	104	306,481	102	310,916	81	251,745	86	277,946	
種	D1	所得税課税者	7	20,614	1	3,065	4	12,463	3	9,749	
事業	助産師 業等	所得税失格者	-	-	-	-	1	3,103	-	-	
耒	214.5	計	7	20,614	1	3,065	5	15,566	3	9,749	
	小	計	111	327,095	103	313,981	86	267,311	89	287,695	
		所得税課税者	718	2,113,639	705	2,147,122	623	1,958,115	660	2,136,845	
合	計	所得税失格者	89	262,412	90	270,275	55	170,799	51	163,064	
		計	807	2,376,051	795	2,417,397	678	2,128,914	711	2,299,909	

		区分		5円超 380万円以下		 5円超 390万円以下		5円超 400万円以下		万円超 500万円以下
事	業別		人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額
		所得税課税者	413	1,545,505	400	1,529,265	388	1,522,430	2,877	12,748,402
第	1種事業	所得税失格者	33	123,773	22	79,595	21	80,699	138	593,498
		計	446	1,669,278	422	1,608,860	409	1,603,129	3,015	13,341,900
		所得税課税者	1	3,753	1	3,526	-	-	2	9,298
第2	2 種事業	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	3,753	1	3,526	-	-	2	9,298
	「助産師 業等以 外のも	所得税課税者	68	254,735	64	246,447	42	165,872	395	1,756,930
		所得税失格者	5	18,762	6	23,217	6	23,796	30	133,513
第 3	σ°	計	73	273,497	70	269,664	48	189,668	425	1,890,443
種		所得税課税者	1	3,713	-	-	-	-	16	70,031
事業	助産師 業等	所得税失格者	-	-	1	3,851	-	-	1	4,195
美	<i>*</i>	計	1	3,713	1	3,851	-	-	17	74,226
	小	計	74	277,210	71	273,515	48	189,668	442	1,964,669
		所得税課税者	483	1,807,706	465	1,779,238	430	1,688,302	3,290	14,584,661
合	計	所得税失格者	38	142,535	29	106,663	27	104,495	169	731,206
		計	521	1,950,241	494	1,885,901	457	1,792,797	3,459	15,315,867

<sup>(</sup>注) 1 この調は現年課税分である。

<sup>2</sup> 所得金額は事業主控除前のものである。

(単位:人,千円)

·W·人,113)	(+								
	区分	350万円超 360万円超 360万円以下 370万円以下				5円超 350万円以下		5円超 340万円以下	3307
		3/0/10/0/ 1		200기미以 1				340기미以 1	
事業別		所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員
	所得税課税者	1,363,826	378	1,762,689	498	1,741,136	507	1,618,267	484
第1種事業	所得税失格者	129,737	36	113,577	33	137,353	41	167,174	50
	計	1,493,563	414	1,876,266	531	1,878,489	548	1,785,441	534
	所得税課税者	-	-	3,585	1	-	-	3,339	1
第2種事業	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	3,585	1	-	-	3,339	1
助産師	所得税課税者	211,473	58	246,036	70	227,881	66	294,592	89
業等以 外のも	所得税失格者	29,329	8	42,667	12	38,771	12	10,811	4
の 第	計	240,802	66	288,703	82	266,652	78	305,403	93
} 種	所得税課税者	18,242	5	10,653	3	10,329	3	-	-
助産師 事業等 業	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	3,336	1
業等	計	18,242	5	10,653	3	10,329	3	3,336	1
計	小	259,044	71	299,356	85	276,981	81	308,739	94
	所得税課税者	1,593,541	441	2,022,963	572	1,979,346	576	1,916,198	574
合 計	所得税失格者	159,066	44	156,244	45	176,124	53	181,321	55
	計	1,752,607	485	2,179,207	617	2,155,470	629	2,097,519	629

500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		1	 5円超 00万円以下	1,00	00万円超	合	計	区分		
	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		事 業	別
64	8,982,914	1,076	6,861,906	1,464	11,870,990	1,080	16,913,155	13,599	75,782,903	所得税課税者		
50	264,774	16	99,018	27	199,586	9	112,749	708	2,805,304	所得税失格者	第1種	事業
14	9,247,688	1,092	6,960,924	1,491	12,070,576	1,089	17,025,904	14,307	78,588,207	計	J	
2	10,592	1	6,089	2	16,091	1	12,277	12	68,550	所得税課税者	]	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	所得税失格者	第2種	事業
2	10,592	1	6,089	2	16,091	1	12,277	12	68,550	計	J	
36	1,269,184	157	1,004,638	249	2,032,927	391	7,231,921	2,206	15,930,048	所得税課税者	助産師	
22	118,651	18	115,895	16	129,397	24	388,054	215	1,232,539	所得税失格者	業等以外のも	
58	1,387,835	175	1,120,533	265	2,162,324	415	7,619,975	2,421	17,162,587	計	0	第 3
8	44,574	3	18,675	5	39,862	3	34,529	62	296,499	所得税課税者		種
-	-	-	-	-	-	-	-	4	14,485	所得税失格者	助産師業等	事
8	44,574	3	18,675	5	39,862	3	34,529	66	310,984	計	来寸	業
66	1,432,409	178	1,139,208	270	2,202,186	418	7,654,504	2,487	17,473,571	小	計	
10	10,307,264	1,237	7,891,308	1,720	13,959,870	1,475	24,191,882	15,879	92,078,000	所得税課税者	}	
72	383,425	34	214,913	43	328,983	33	500,803	927	4,052,328	所得税失格者	合	計
82	10,690,689	1,271	8,106,221	1,763	14,288,853	1,508	24,692,685	16,806	96,130,328	計	<u> </u>	

## (1) 法人事業税の調定状況調

								現	事		業		年		
							7	隺	定	額			応する前	業税額に対 前年度分の 申 告 額	確定申になる
[	X			分		事業年歷	度数	所得 (収入)	税	額	確定申 決 定 <i>0</i> 中 間		事業	税額	事業
					7	確定申告 があった もの	決定 した もの	金 額	確定申告が あったもの	決定 した もの	事 業年度数	税額	年度数	7儿 音泉	年度数
		分割法		本	1	901	-	35,759,753	3,364,206	-	2	16,185	310	986,134	324
所	普通	法人		他 県本店分	<b>具</b>	3,020	2	47,344,695	4,459,633	-	3	4,095	1,075	1,122,530	1,187
得	法	県	内	法丿		39,863	27	181,437,408	15,413,824	1,191	12	1,751	5,075	4,216,231	5,690
課 税	人		小	計(	$\mathcal{D}$	43,784	29	264,541,856	23,237,663	1,191	17	22,031	6,460	6,324,895	7,201
分 ①	特	別	法	人〔	3	2,134	1	25,384,740	1,656,733	-	-	-	-	-	-
(外形対象法人分を除く)	公主	益 法	き 人	、等《		733	1	3,003,789	267,322	-	-	-	-	-	-
法人公	人格	おなき	き社	団等①		242	1	247,129	16,455	-	-	-	-	-	-
を除く	清	算	法	人①	9	506	-	55,906	5,366	-	-	-	4	3,928	2
J	特	定	信	託〔	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(A) + (E) +	(B) -	計 + ©	+ D +		47,399	32	293,233,420	25,183,539	1,191	17	22,031	6,464	6,328,823	7,203
収入	金	額割	果稅	4分€		70	-	895,716,050	11,609,769	-	-	-	58	6,133,048	62
	標準課	の特 税	·例 分	による ①		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外刑	肜 対	象;	去ノ	し 分 I		2,705	-	-	33,708,879	-	4	198,532	2,049	10,627,246	2,165
<b>2</b>	<b>i</b> G + H	+	I +	<b>計</b>		50,174	32	-	70,502,187	1,191	21	220,563	8,571	23,089,117	9,430

<sup>(</sup>注) 1 この調は現年課税分である。 2 事業年度数は、事業年度が1年であると6ヵ月であるとにかかわらず、事業年度ごとにそれぞれ1件とした。

## 事 業 税

(単位:千円) 度 分 過事業年度分 確定申告期限 中間納付額 告が翌年度 当該年 が翌年度とな の歳出還付 中間申告額 度にお る見込納付額 額 得 所 計れて発 合 X 分 調定額 生した (収入) 調定額 当該年 前年度に 歳出還 度に収 額収入した 税 額 税 金 額 付額 入した 年度数 もの もの 本 県 本店分 分割法-1,051,314 106,659 3,552,230 2,343,587 200,265 3,752,495 普 1,388,398 2 13,107 4,843,841 398,208 101,138 4,616,546 5,242,049 本店分 通 所 法 得 4,934,662 523,768 16,657,774 6,796,510 535,353 17,193,127 県内法人 課 7,374,374 13,107 731,565 25,053,845 13,756,643 1,133,826 26,187,671 計A 税 分 1,656,733 5,159,605 227,317 1,884,050 特別法人圖 (外形対象法人分を除く) 267.322 3.141.712 10.018 277,340 公益法人等① 22,260 人格なき社団等① 16,455 1,218 17,673 236 清算法人 🗈 3,928 5,602 1,549 7,151 特定信託图 高 | (A) + (B) + (C) + (D) + | (E) + (F) | (C) 7,374,610 26,999,957 22,080,220 1,373,928 28,373,885 13,107 735,493 収入金額課税分册 5,733,122 11,492 11,221,335 74,363 967 11,222,302 課税標準の特例による 課 税 分① 13,939,407 65,717 37,847,842 外形対象法人分① 183,075 37,468,364 379,478 27,047,139 16 90,316 918,568 75,689,656 - 1,754,373 | 77,444,029 | 1,112,920 G + H + I + J

#### (2) 法人事業税課税所得金額の階層別調

			欠損 法人	年所行 以下	导400万円	年所得 800万F	400万円超 円以下		800万円超 7円以下	年所得1,000万円 超5,000万円以下	
X		分	事 業 年度数	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
	分割	軽 減 税 率 適用法人係	-	-	-	-	-	-	-	_	-
事業年度	法人	その他®	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年2回法人	県 内	法人◎	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	(A) + (B)	計 3)+© ①	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	分割	軽 減 税 率 適用法人⑥	316	84	125,588	24	142,939	9	80,223	134	3,792,298
事業年度	法人	その他®	92	10	20,121	8	45,862	4	33,988	64	1,778,936
年1回法人	県内	法人 ©	25,910	8,540	10,207,837	1,880	10,725,417	521	4,604,110	2,441	52,497,980
	$\mathbb{E} + \mathbb{E}$	<b>計</b> ①+⑥ ⑪	26,318	8,634	10,353,546	1,912	10,914,218	534	4,718,321	2,639	58,069,214
<b>合</b> ①	+ 1	<b>計</b> ⑪	26,320	8,634	10,353,546	1,912	10,914,218	534	4,718,321	2,639	58,069,214

<sup>(</sup>注) 1 この調は、平成18年度において確定した普通法人に係る法人の事業税額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する所得金額

<sup>2</sup> 軽減税率適用法人については、その総所得金額によって区分した。

<sup>3</sup> 事業年度が年2回の法人の所得の区分については「年所得400万円以下のもの」の欄には200万円以下のものを記載したもので

<sup>4</sup> 分割法人については、本県本店の分についてその所得の総額を記載してあり、他県本店の分については記載していない。

(単位:千円)

( ,									
	₽	計	合	引0億円を 3もの	年所得 超える	得 1 億円 億円以下		5,000万円 5円以下	
分		所得金額	事 業年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業年度数
	軽減税率 適用法人 分割	-	-	-	-	-	-	-	-
   事業年度	その他®∫法人	-	-	-	-	-	-	-	-
年2回法人	県内法人の	-	2	-	-	-	-	-	-
	計 (A + B + C	-	2	-	-	-	-	-	-
	軽減税率 過用法人 ② 分割	33,358,754	692	9,762,682	5	16,135,135	74	3,319,889	46
事業年度	その他® 法人	121,465,541	348	82,729,086	29	34,315,062	105	2,542,486	36
年1回法人	県内法人⑥	207,647,779	40,051	22,168,414	12	78,980,238	333	28,463,783	414
	# E+F+G H	362,472,074	41,091	114,660,182	46	129,430,435	512	34,326,158	496
<b>計</b> ⑪	<b>合</b> ① +	362,472,074	41,093	114,660,182	46	129,430,435	512	34,326,158	496

のうち現事業年度分について作成した。

あり、以下の所得区分についても同様とした。

## (3) 法人事業税の月別調定状況調

(3) 法人事業税(	の月別調定状況調					(単位:千円)
区分	県 内 法		県 外 法	人	計	各月の 調定割合
月 別	調 定 額	構成比	調 定 額	構成比		
平成18年4月	1,785,481	71.5	710,295	% 28.5	2,495,776	3.2
5月	10,982,754	81.7	2,463,112	18.3	13,445,866	17.4
6月	2,014,677	10.2	17,743,878	89.8	19,758,555	25.5
7月	1,127,009	61.4	708,902	38.6	1,835,911	2.4
8月	2,539,621	59.9	1,697,231	40.1	4,236,852	5.5
9月	956,672	74.5	327,459	25.5	1,284,131	1.7
10月	1,661,741	68.0	783,549	32.0	2,445,290	3.1
11月	8,065,043	33.6	15,941,468	66.4	24,006,511	31.0
12月	1,361,400	77.1	404,632	22.9	1,766,032	2.3
平成19年1月	769,678	69.9	331,208	30.1	1,100,886	1.4
2月	1,905,413	71.2	770,884	28.8	2,676,297	3.4
3月	1,037,647	43.3	1,360,863	56.7	2,398,510	3.1
4月	6,069	99.2	50	0.8	6,119	-
5月	431	91.9	38	8.1	469	-
計	34,200,636	44.2	43,243,393	55.8	77,444,029	100.0

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

## (5) 法人事業税の資本金額段階別法人数調

		:	分 割	副 污	5 人			県	内法
区分	利	益法	人	欠	損法	人	.1. ±1	利	欠
資 本 金 別	2 県に またが るもの	3 以上 の県に またが るもの	計	2 県に またが るもの	3 以上 の県に またが るもの	計	小 計	益 法 人	損 法 人
300 万 円 未 満	2	-	2	6	-	6	8	171	573
300万円以上 1,000万円未満	41	4	45	65	4	69	114	6,670	15.494
1,000 万 円	83	24	107	95	19	114	221	3,772	6,039
1,000万円超 5,000万円未満	150	81	231	86	29	115	346	2,862	2,993
5,000万円以上 1億円未満	58	70	128	39	14	53	181	447	418
1 億 円	10	10	20	5	1	6	26	35	43
1 億円超 10億円未満	21	39	60	10	21	31	91	89	79
10 億 円	-	3	3	-	1	1	4	1	-
10億円超 50億円未満	4	18	22	3	3	6	28	5	10
50 億 円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円超 100億円未満	1	5	6	-	1	1	7	-	-
100 億 円 以 上	-	4	4	-	3	3	7	-	-
合 計	370	258	628	309	96	405	1,033	14,052	25,649

## (4) 法人事業税等の非課税の状況調

(4) 法人	、事業祝寺の	非詸孙	といれて	<b>江</b> 調												(単	位:=	<u>千円)</u>
X	分			法				人					個				人	
<u> </u>	Л	法	人	数	事 業	年月	度 数	所	得	金	額	人		員	所	得	金	額
林	業		2	20		2	20			1,291				-			-	
鉱物の抗	屈採事業			2			2		19	8,694	1			-			-	
農	業		6	69		(	69		10	2,436	3			-			-	
	it .		Ç	91		(	91		30	2,421				-			-	

人	合		計		そ 0	D 他			7
小 計	利益法人+	欠損法人+	計 +	不申告法人	休法 業 中 の人	清法 算 中 の人	所在不明の 人	区 分資 本 金 別	
744	173	579	752	70	21	176	53	300 万 円 未 満	
22,164	6,715	15,563	22,278	996	154	499	778	300万円以上 1,000万円未満	
9,811	3,879	6,153	10,032	308	54	236	310	1,000 万 円	
5,855	3,093	3,108	6,201	160	38	112	169	1,000万円超 5,000万円未満	
865	575	471	1,046	21	5	16	16	5,000万円以上 1億円未満	
78	55	49	104	-	1	-	-	1 億 円	
168	149	110	259	1	-	8	1	1 億円超 10億円未満	
1	4	1	5	-	-	-	-	10 億 円	
15	27	16	43	-	-	1	-	10億円超 50億円未満	
-	-	-	-	-	-	-	-	50 億 円	
-	6	1	7	-	-	-	-	50億円超 100億円未満	
-	4	3	7	-	-	-	-	100 億 円 以 上	
39,701	14,680	26,054	40,734	1,556	273	1,048	1,327	合 計	

## 9 地 方 消 費 税

## (1) 地方消費税の調定状況調

(単位:千円)

X		分	前年度2,3月調定額	調定額合計	左のうち当年度2,3月調定額
譲	渡	割	3,364,913	30,350,620	3,397,139
<b>化</b> 貝	物	割	496,779	3,704,628	730,269
合		計	3,861,692	34,055,248	4,127,408

## (2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位:千円)

区分	期収入・ 支出額等	期収入・支出額等	期収入・ 支出額等	期収入・支出額等	収入・支出額等 合 計
清算対象額	7,754,420	10,875,722	6,632,441	8,402,412	33,664,995
清算金収入額 (a)	4,549,330	6,315,237	1,932,805	4,613,529	17,410,901
清算金支出額 (b)	652,718	695,102	743,085	597,818	2,688,723
差 引(a) - (b)	3,896,612	5,620,135	1,189,720	4,015,711	14,722,178
地 方 消 費 税 交 付 金 額	5,825,518	8,247,929	3,911,084	6,209,059	24,193,590

## (3) **地方消費税交付金の交付額調**(市町村別)

(S) Ju	3万/月夏	【优义】	サービスの文化	<b>ソ合共記の</b> (ロロリイソカリ) 					(単位:千円)
市	町	村	名	交付額合計	市	町	村	名	交付額合計
県			計	24,193,590	湯	沂	ļ	町	114,672
市			計	22,900,658	津	南	Ī	町	109,076
郡			計	1,292,932	ĮĮ	J.	l	村	47,848
新	Ä	舄	市	7,957,908	関	Л		村	63,348
長	F	到	市	2,932,075	荒	Л		町	105,407
Ξ	<del>2</del>	条	市	1,108,573	神	材		村	88,847
柏	Ш	奇	市	946,153	朝	E		村	90,529
新	発	田	市	984,779	Щ	北	;	囲丁	67,764
小	千	谷	市	423,255	粟	島	浦	村	5,892
加	j.	<b>芝</b>	市	296,751					
+	日	町	市	614,550					
見	ß	付	市	382,399					
村	-	Ŀ	市	325,943					
燕			市	915,560					
糸	魚	Ш	市	508,831					
妙	Ī	高	市	394,846					
五	Ę	泉	市	525,426					
上	ŧ	或	市	2,088,301					
冏	賀	野	市	428,046					
佐	Ĭ	度	市	691,939					
魚	ž	召	市	427,706					
南	魚	沼	市	623,108					
胎	P	勺	市	324,509					
聖	Ê	籠	町	173,623					
弥	ī.	늴	村	81,323					
田	-	L	囲丁	105,068					
冏	ž Š	買	囲丁	141,452					
出	雲	崎	囲丁	48,449					
Ш	[	]	町	49,634					

10 不 動 産

## (1) **不動産取得税の取得区分別課税状況調** (種類別)

		区分	承	継  取	得		原始
種	類		件数	地積,床面積	調定税額	件 数	地積,床面積
				m²			m²
	「宅	地	15,120	6,889,352.44	2,217,803,400	-	-
土	_	〔農 地	2,019	7,431,490.51	51,571,600	-	-
	そ	∫山 林	549	9,281,045.63	93,793,400	-	-
	そ の 他	その他	1,607	5,009,338.95	363,396,800	-	-
地		小 計	4,175	21,721,875.09	508,761,800	-	-
	計	+	19,295	28,611,227.53	2,726,565,200	-	-
	ſ.	(住 宅	3,182	432,164.38	208,788,200	3,410	589,588.95
	木	併用住宅	523	150,079.69	52,546,700	239	45,413.52
家	造	その他	495	136,724.34	106,513,500	1,153	118,143.82
		小計	4,200	718,968.41	367,848,400	4,802	753,146.29
	}	(住 宅	1,008	130,762.52	217,906,500	886	152,207.60
	非木造	併用住宅	163	129,759.13	158,829,600	65	40,599.41
屋	造	その他	1,676	735,016.38	1,166,807,000	1,471	700,063.99
		小計	2,847	995,538.03	1,543,543,100	2,422	892,871.00
	計	+	7,047	1,714,506.44	1,911,391,500	7,224	1,646,017.29
合	,	計 +	26,342	30,325,733.97	4,637,956,700	7,224	1,646,017.29

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

#### (2) **不動産取得税の取得区分別課税状況調**(事務所別)

	X	分		承	継	取	得		原
Ì			土	地	家	屋		計	家
事系	务所		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
村		上	581	53,187,800	164	25,629,700	745	78,817,500	292
新	発	田	1,433	222,047,600	448	106,862,200	1,881	328,909,800	627
新		津	1,166	113,674,000	339	94,424,200	1,505	208,098,200	371
新		澙	5,421	1,161,572,700	2,067	705,194,500	7,488	1,866,767,200	1,920
Ξ		条	1,870	246,839,100	565	144,057,300	2,435	390,896,400	628
長		畄	3,424	397,430,500	975	232,360,700	4,399	629,791,200	1,244
南	魚	沼	1,347	76,114,500	1,213	232,976,100	2,560	309,090,600	462
+	日	町	519	32,301,700	180	36,604,600	699	68,906,300	249
柏		崎	787	98,304,100	273	94,876,400	1,060	193,180,500	283
上		越	1,983	282,101,000	618	194,188,500	2,601	476,289,500	816
糸	魚	Ш	325	20,601,700	106	18,924,800	431	39,526,500	170
佐		渡	439	22,390,500	99	25,292,500	538	47,683,000	162
	計		19,295	2,726,565,200	7,047	1,911,391,500	26,342	4,637,956,700	7,224

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

# 取 得 税

(	単位	٠	円)	١

取得		計		区分		
調定税額	件数	地積,床面積	調定税額		種	類
		m				
-	15,120	6,889,352.44	2,217,803,400	宝 地	]	
-	2,019	7,431,490.51	51,571,600	農地	_	土
-	549	9,281,045.63	93,793,400	山林	その	
-	1,607	5,009,338.95	363,396,800	その他	他	
-	4,175	21,721,875.09	508,761,800	小計		地
-	19,295	28,611,227.53	2,726,565,200	計 +	J	
647,070,50	0 6,592	1,021,753.33	855,858,700	住 宅)	1	
40,139,90		195,493.21	92,686,600	併用住宅	木	
164,905,80		254,868.16	271,419,300	その他	造	家
852,116,20		1,472,114.70	1,219,964,600	小計	坦	-3.
253,799,80		282,970.12	471,706,300	住宅	}	
94,417,40		170,358.54	253,247,000	併用住宅	非	
1,482,717,50		1,435,080.37	2,649,524,500	その他	非木造	屋
1,830,934,70		1,888,409.03	3,374,477,800	小計	~=	_
2,683,050,90	14,271	3,360,523.73	4,594,442,400	計 +	J	
2,683,050,90	33,566	31,971,751.26	7,321,007,600	合 計	+	

(単位:円

始	取	得		合			計		×	分 /
	屋		土	地	家	屋		計		
税		額	件数	税 額	件 数	税 額	件数	税 額		事務所
	85,72	25,500	581	53,187,800	456	111,355,200	1,037	164,543,000	村	上
	227,24	17,000	1,433	222,047,600	1,075	334,109,200	2,508	556,156,800	新	発 田
	114,29	7,400	1,166	113,674,000	710	208,721,600	1,876	322,395,600	新	津
	843,71	3,400	5,421	1,161,572,700	3,987	1,548,907,900	9,408	2,710,480,600	新	澙
	278,00	2,600	1,870	246,839,100	1,193	422,059,900	3,063	668,899,000	三	条
	489,28	31,300	3,424	397,430,500	2,219	721,642,000	5,643	1,119,072,500	長	畄
	126,95	52,100	1,347	76,114,500	1,675	359,928,200	3,022	436,042,700	南	魚沼
	55,61	6,500	519	32,301,700	429	92,221,100	948	124,522,800	+	日 町
	98,39	7,200	787	98,304,100	556	193,273,600	1,343	291,577,700	柏	崎
	268,24	19,400	1,983	282,101,000	1,434	462,437,900	3,417	744,538,900	上	越
	54,35	54,500	325	20,601,700	276	73,279,300	601	93,881,000	糸	魚川
	41,21	4,000	439	22,390,500	261	66,506,500	700	88,897,000	佐	渡
	2,683,05	50,900	19,295	2,726,565,200	14,271	4,594,442,400	33,566	7,321,007,600		計

## (3) 家屋に関する調

		区分			去第73条 <i>0</i> こないも <i>0</i>		の 2 に	規定す		法第73条 第 5 項に が同条第 以下のも	こ該当 育1項	íする	るもので	でその	の価格の	D全額
種	類		件数	面	積	İ	価	格	ſ	牛数	面		積		価	格
	ſ	専用住宅 「住宅部分	66	 	17 20			千円 9,429		8,983			856,35	m² 57	61	千円 1,836,625
木	建併築用物	{非住宅部分 【小 計	10		9 30	)2 )0		126 55 181		-				- - -		- -
*		その他 小計 専用住宅	26 102 152		17 64 10,22	.9 !9		3,618 13,228 11,357		8,983 1,146			856,35 135,43			- 1,836,625 3,995,039
造	承 併継 用	{ 住宅部分 { 非住宅部分   小 計	- - 22		2,19 1,06 3,25	64 69		984 739 1,723		- - -				- - -		- - -
	73	そ の 他 小 計 計 A	58 232 334		3,15 16,64 17,29	3		3,094 16,174 29,402		1,146 10,129			135,43 991,79			3,995,039 5,831,664
	建併	専用住宅 「住宅部分 {非住宅部分	20			19 - -		3,294		2,298			146,22		15	5,203,376
非	建併築用物	小計 その他 小計	- 8 28			- 66 05		- 893 4,187		- - 2,298			146,22	- - 26	15	- 5,203,376
木造	承併	専用住宅 「住宅部分 「非住宅部分	19		26 1			628 15 24		480			33,90			2,812,341
	承 併 継 用	<sup>し</sup> 小 計 そ の 他	1 39		2 35	26 57		39 2,802		-			00.00	- - -		-
	<u> </u>	小 計 計 ® <b>計</b> A+®	59 87 421		64 74 18,03	2		3,469 7,656 37,058		480 2,778 12,907			33,90 180,12 1,171,92	27	18	2,812,341 3,015,717 3,847,381
\				控	除		額									
		区分	3 項まで するもの	の14第 ひび第 ) ( に	除 1項から 5項に該 該当する	当	額計	+		課税標 が法第 税点に	73条0	カ15	の 2 に			
種	類	区分	3 項まで するもの のを除く 件	の14第 7及び第 0 ( に 。) 数	1項から 5項に該 該当する	当 も 	計	+	òx	が法第一税点に	73条(満た)	の15 ない	の 2 に もの	規定	する免	件数
種	類	区分	3項までするもののを除く	の14第 7及び第 0 ( に 。) 数	1項から 5項に該 該当する 控 除	当も額	計	+ 控 除	額	が法第の税点に対	73条(満たが	カ15	の 2 に もの 積	規定	ごする免  格	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二)
種	<u> </u>	専用住宅 〔住宅部分	3 項まで するもの のを除く 件	の14第 7及び第 0 ( に 。) 数	1項から 5項に該 該当する 控 除	当も 額	計	+ 控 除 29,764, 2,047,	千円 416 519	が法第一税点に対	73条( 満た <sup>が</sup> 数	の15 ない 面	の 2 に もの 積 <sup>㎡</sup> 32,156 250	規定	を を を を を を を を を を を を を を を を を を り	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二)
種	類建築物併用	専用住宅 (日本 事住宅 (日本 事住宅 計 (日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	3 項まで するもの のを除く 件 適用件数 2,459	での14第 でのででである。) 数 全額控除のもの(ハ)	1項から 5項に該 該当する 控除 29,302,5	当も 額 F円 662 -	計 件 数 2,630 250 - 280	+ 控 除 29,764, 2,047, 32, 2,079,	千円 416 519 089 608	が法第 税点に 件	73条( 満たが 数 (二)	の15 ない 面	の 2 に もの 積 <sup>㎡</sup> 32,156	規定	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) 3 5,453 - 277
木	建併無物	専住住部部 用宅宅 の 用 用の 用 手が子小専 用	3 項まで するを除く 件 適用件数 2,459 250 - 2,709 31	での14第第に う	1項から 5項に該 5項に該 控除 29,302,5 1,974,6 31,277,2 107,3	当も 額 円662 - 42 - 04:15	計 件 数 2,630 250 - 280 25 2,935 32	+ 控除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107,	千円 416 519 089 608 901 925 970	が法第 税点に 件	73条( 満たが 数(二) 266 - 13 - 279 4	か15 ない 面	の2に もの 積 32,156 250 110 360 - 32,516 602	規定	格 千円 43,894 1,511 665 2,176 46,070 64	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) 3 5,453
	建築物 承継	東住非小そ小専住非小 中住部部 の 田宅住 用宅宅 の 田宅住 日本宅 の 日本部 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本	3 項までのを除く 件 適用件数 2,459 250 - 250 - 2,709 31 32 - 32	(の14第年 (で) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	1項から 5項に該 5項に該 控 除 29,302,5 1,974,6 1,974,6 31,277,2	当も 額 FD:62 42 - 04 533 - 04 533 - 04	計 件数 2,630 250 280 25 2,935	+ 控除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107, 91,	千円 416 519 089 608 901 925 970	が法第 税点に 件	73条で 満たが 数(二) 2666 - 13 - - 279 4 - - 2	か15 ない 面	の 2 に もの 積 32,156 250 110 360 - 32,516	規定	格 千円 43,894 1,511 665 2,176 46,070 64 53 40 93	件 数 (イ) - (ロ) - (ィ) - (二) 3 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531
木	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	東住非小そ小専住非小そ小計 中住部部 の 田宅宅 の 用宅宅 の 用宅宅 の 用宅宅 の 用宅 の 用宅 の 日本部 の 日本部 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の	3 項ものののを 件 適用件数 2,459 250 - 2,709 31 32 - 32 - 63 2,772	(の14年) (での14年) (では、	1項から 5項に該 1項に該 控除 29,302,5 1,974,6 31,277,2 107,3 91,8 91,8 199,1 31,476,3	当も 額 千円 162 162 162 162 163 163 163 163 163 163 163 163	件 数 2,630 250 25 2,935 32 32 - 32 - 64 2,999	+ 控除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107, 91, 199, 32,079,	千円 416 519 089 608 901 925 970 833 - 803 728	が法第 税点に 件 2 2	73条(た) 数 (二) 266 - 13 - 179 4 - 2 - 6 185	の15ない  面	の2に 積 32,156 250 110 360 - 32,516 602 36 27 63 - 665 33,181	規定	格 千円 43,894 1,511 665 2,176 46,070 64 53 40 93 157 46,227	(子 数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) ] 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531 503 4,252 11,219
木	建築物 承継分 建	東住非小そ小専住非小そ小計専住非 明宅宅の 用宅宅の 用宅住 用宅宅の 用宅宅の 田宅住部部 日本会 の 住部部	3 項までののを除 件 適用件数 2,459 250 - 250 - 2,709 31 32 - 32 - 63 2,772 931 58 -	(の14年) (で14年) (で15分)。 (の15分)。 (015) (0	1項から 5項に該 該当する 控除 29,302,5 1,974,6 1,974,6 31,277,2 107,3 91,8 91,8 199,1 31,476,3 10,775,5 1,591,7	当も 額 円662 - 42 - 442 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 -	件 数 2,630 250 - 280 25 2,935 32 32 - 32 - 4 2,999 953 58 -	字 除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107, 91, 91, 199, 32,079, 10,834, 1,604, 6,	千円 416 519 089 608 901 925 970 833 - 803 728 384 218 055	が法第 税点に 件 2 2	73条(た) 数(二) 66・13・794・・2・68510・・	の15ない  面	の2に 積 32,156 250 110 360 32,516 602 36 27 63 - 665 33,181 9,841 21 13	規定	格 千円 43,894 1,511 665 2,176 46,070 64 53 40 93 - 1577 46,227 19,196 512 329	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) 3 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531 503 4,252 11,219 2,317 - -
木造	建築物承継分	「「全」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 項ものく 件 適用件数 2,459 250 - 2,709 31 32 - 2,772 931 58	(の14年) (ででは、14年) (で	1項から 5項に該 1項に該 控除 29,302,5 1,974,6 31,277,2 107,3 91,8 91,8 199,1 31,476,3 10,775,5	当も 額 円 1662 - 42 - 204 - 233 - 33 - 48 - 251 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 -	件 数 2,630 250 - 280 25 2,935 32 32 - 32 - 64 2,999 953 58	+ 控除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107, 91, 91, 199, 32,079, 10,834, 1,604,	千円 416 519 089 608 901 925 970 833 - 803 728 384 218 055 273 160	が法第 税点に 件 2 2	73条(た) 数 (二) 266 - 13 - 179 4 - 2 - 6 185	の15ない  面	の2に 積 32,156 250 110 360 32,516 602 36 27 63 -63 -63 33,181 9,841 21	規定	格 千円 43,894 1,511 665 2,176 46,070 64 53 40 93 - 157 46,227 19,196 512	(子 数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) ] 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531 503 4,252 11,219
木造	建築物 承継分 建築物 承 併用 併用 併用 併用	電子 ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる	3 項も のを 件 適用件数 2,459 250 2,709 31 32 - 32 - 63 2,772 931 58 - 58 -	(の14年) (014年) (014年)	1項から 5項に該 5項に該 29,302.5 1,974.6 1,974.6 31,277.2 107,3 91,8 91,8 199,1 31,476,3 10,775.5 1,591,7	当も 額 円662 - 642 - 643 - 633 - 33 - 48 2511 79 - 79 - 99 69	件 数 2,630 250 280 25 2,935 32 32 32 - 64 2,999 953 58 - 61 31	字 除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 107, 91, 91, 199, 32,079, 10,834, 1,604, 6, 1,610, 235, 12,679, 574, 355,	千円 416 519 089 608 901 925 970 833 803 728 834 218 055 273 160 817 604 641	が法第 税点に 件 2 2	73条(7) 数 (二) 66・・13・79・4・・・2・・68510・・・4 1	の15ない  面	の2に 積 m <sup>32,156</sup> 250 110 360 - 32,516 602 36 27 63 - 665 33,181 9,841 11 13 34 17	規定	本 本 本 本 43,894 1,511 1,615 2,176 - 46,070 64 53 40 93 - 157 46,227 19,196 512 329 841 229	件数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) 3 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531 503 4,252 11,219 2,317 - 70 1,556
木造非木	建築物 承継分 建築物 併用	「大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 項を (中数 2,459 250 2,709 31 32 - 2,772 931 58 989 74 9	(の14年) (014年) (014年)	1項から語 5項に該 5項に該 29,302,5 1,974,6 1,974,6 31,277,2 107,3 91,8 91,8 199,1 31,476,3 10,775,5 1,591,7 1,591,7 12,367,2 416,4	当も 額 円6642 - 44 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 -	件 数 2,630 250 25 2,935 32 32 - 32 - 64 2,999 953 58 - 61 31 1,045 76	+ 控 除 29,764, 2,047, 32, 2,079, 35, 31,879, 107, 91, 199, 32,079, 10,834, 1,604, 6, 1,610, 235, 12,679, 574,	千円 5089 608 901 925 970 833 833 803 8728 87384	が法第 税点に 件 2 2	73条(7) 数 (二) 66・・13・79・4・・・2・68510・・・4・15	の15ない  面	の2に 積 が 32,156 250 110 360 - 32,516 602 36 27 63 - 665 33,181 9,841 11 13 34 17 9,892	規定	本 本 本 本 本 43,894 1,511 665 2,176 - 46,070 64 53 40 9 157 46,227 19,196 512 329 20,266 189	(件 数 (イ) - (ロ) - (ハ) - (二) 3 5,453 - 277 1,237 6,967 3,218 - 531 503 4,252 11,219 2,317 - 70 1,556 3,943

:+ 空70	<b>夕</b>	240	· 4470	タカー	7 ± ~ T	スッパンナ <i>の</i> ナロリ			ß:	<del></del> 余	額					
海第10条					/ までが 3以外 <i>0</i>	ひび法附則 Dもの	11条等	条の14第 の課税標 するもの	準の特別	列に該当る			区分	/		
						1 m²	-	,。 件	数数	<del>'</del>			_			
件数 (イ)	面		積	価	格	I		件数	全額担 もの		控	除額			種	類
			m²		Ŧ	- 円 F	9			(-)		千円				
5,777			4,288 7,223	5	56,294,60 3,227,1			171 -		8		461,854 72,877	専用住 住宅部			]
-		8	3,076		552,20	06 68,376		-		-		32,089	非住宅部	₩分 }	併建 用築物	
292 1,237			5,299 5,378		3,779,38 6,086,59			30 25		2		104,966 35,901	小その	計力	物物	木
7,306			5,965	6	6,000,3 36,160,6			226		10		602,721	小	計		}
3,222			5,006 3,055		7,114,1 1,024,1			1		-		655	専用住	宅		
-			2,677		760,1			-		-		-	住宅部   非住宅部	部分~	併 承 用 継	造
534			0,732		1,784,2			-		-		-	小	計丿	H M	
503 4,259			7,805 3,543	1	3,272,00 12,170,30			- 1		-		655	その小	他 計		J
11,565		1,689	508,	7	78,331,00	07 46,363		227		10		603,376	- 東田台	計	(A)	
2,442			5,633 0,733	2	20,463,4° 3,082,3			22 -		14 -		58,873 12,439	専用住 住宅部		134	
-		12	2,339		1,773,3	51 143,719				-		6,055	非住宅部		併建用築	
74 1,561			3,072 0,882	F	4,855,69 52,233,20			3 31		- 4		18,494 235,160	小 そ の	計亅	物物	非
4,077			),587		77,552,3			56		18		312,527	小	計		
1,003			1,286 7,342		7,847,90 2,905,3			2		-		158,135	専用住 住宅部	ミ		
-			2,418		3,018,2			-		-		312,179 417,853	非住宅部		併承	造
163			760	,	5,923,50	68 45,650		4		-		730,032	小	計亅	用継分	
1,681 2,847			6,545 7,591		37,334,5! 51,106.0!			11 17		-	1	667,628	その小	他 計		J
6,924		1,968	3,178	12	28,658,4	14 65,369		73		18	1	,868,322	-	計	B	_
18,489		3,657	,686 ,	20	6,989,42	21 56,590		300		28	2	,471,698	合	計	(A) +	(B)
誄	ŧ	税	標	準		減免等される	7項, 7 の27の 第73条の まで.法	条の2第 去第73条 2から3 の27の5 第73条 の	1の規 法の	73条の3 記定,他 規定に	調	定額	区分			
<b>課</b>	ţ	税	標	準		さ れ る 前の税額	7項, の27の 第73条( まで,法 27の87 則第11	去 第73条 2 かの 第73条 法 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	1の規 法の	定,他		定 額  調定額)				
無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	ţ	左	<b>の</b>	内	訳	される	7 項, デ の27の 第73条に まで,法 27の第11 規定した	去 73 条 2 73 第 73 第 73 系 3 表 5 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8	1の規 法の よる	記定,他 規定に 減免額					種	類
—————————————————————————————————————			の部分	内	以外 部 分	される 前の税額 (調定額)	7 の第までの 第までの 第までの 11 27 9 11 11 11 12 13 14 15 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	ま2 か 第か27 の 第か27 の 第か27 の 第か3 で の 第で の の の の の の の の の の の の の	1の規 法の よる 件数	記定,他 規定に 減免額 金額		調定額) -			種	類
価格  1	行	左住宅部	の 『分 千円	内に	以外	される 前の税額 (調定額) 千円	7 の第までの 第までの 第までの 11 27 9 11 11 11 12 13 14 15 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	去 73 条 2 73 第 73 第 73 系 3 表 5 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8	1の規 法の よる 件数	記定,他に 規定額 滅免額 金 額 千円		調定額) - 千円			種	類
—————————————————————————————————————	F円 56	左	の 部分 千円 5,356	内に	以外 部 分	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425	7 の第までの 第までの 第までの 11 27 9 11 11 11 12 13 14 15 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	ま2 か 第か27 の 第か27 の 第か27 の 第か3 で の 第で の の の の の の の の の の の の の	1の規 法の よる 件数	記定,他に 規定額 金 千円 147,354		調定額) -	専用住			]
価格  7 26,486,3 1,178,1 519,4	F円 56 46 52	左 住宅音 26,486 1,178	の 野分 千円 5,356 3,146	内 に 住宅 の 部	以外 部分 千円 - 19,452	される 前の税額 (調定額)	7 の第までの 第までの 第までの 11 27 9 11 11 11 12 13 14 15 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	ま2 か 第か27 の 第か27 の 第か27 の 第か3 で の 第で の の の の の の の の の の の の の	1の規 法の よる 件数 1,151 -	記定,他に 減免額 金 額 千円 147,354 7,471 3,290		- - 千円 647,071 27,868 12,272	専用住 住宅部 非住宅部	3分 ] 8分 }		]
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5	F円 56 46 52 98	左 住宅音 26,486	の 野分 千円 5,356 3,146	内 住宅 の 5 5	以外 部 分 千円 - -	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901	7 項7の第1で、 第ま27の第1にした 27の第1にした 件数 	ま2か735の所の免 額 円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1の規 法の よる 件数 1,151 - 64	記定,他に 規定額 金 額 千円 147,354 7,471 3,290 10,761		- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140	専用住 住宅宅 非住宅部	分計他	種(併用)	]
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6	F円 56 46 52 98 90 44	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664	の 手円 5,356 3,146 - 3,146 - 4,502	内 住宅 の 5 6,0	以外 新分 千円 - 19,452 19,452	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234	7 の第3 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ま2 か 第か27 の 第か27 の 第か27 の 第か3 で の 第で の の の の の の の の の の の の の	1の規 法る 件数 1,151 - 64 135 1,350	程定,他 規定額 金 額 千円 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625		- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116	申住主中の	3分計 計 計 他計		]
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0	F円 56 46 52 98 90 44 84	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006	の 手円 5,356 3,146 - 3,146 - 4,502 6,084	内 住宅 の 5 6,0	以外 新分 千円 - 19,452 19,452 50,690	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829	7 0277の第127の第127の第127の第122を数 9	ま2か736の条より (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1の規 法の よる 件数 1,151 - 64 135 1,350 29	程定,他 規定に 減免額 千円 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041		- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788	専住非小そ小専用記記の日	分分計他計宅	併 建 物	*
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0	F円 56 46 52 98 90 44 84 33 91	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932	の 野分 千円 3,356 3,146 - 4,502 5,084 2,233	内 住宅 の 5 6,0 6,5	以外 形分 千円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - - 60,091	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917	7 の第ま27則規等 件 9 9	ま2か736の条より (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1の規 法る 件数 1,151 - 64 135 1,350 29 -	定,他 規定額 金 額 千円 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124		- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793	専住非小そ小専住非小そ小専住非	分分計他計宅分分	併 建 物	*
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3	F円 56 46 52 98 90 44 84 33 91 24	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932	の 手円 5,356 3,146 - 3,146 - 4,502 6,084	内 住宅 の 5 6,0 6,5	以外 新分 千円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817	7の第ま27則規等 件 99 8	ま2か736の条より (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1の規 法る 件数 1,151 - 64 135 1,350 29 - 8	程定,他に 規定額 金 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 269		- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548	専住非小そ小専住非小そ小専住非小	分分計他計宅分分計		*
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4	F円 556 446 552 98 990 444 84 333 91 224 000 008	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938	の 手円 5,356 3,146 - 4,502 5,084 2,233 - 2,233 - 3,317	内 住宅 の 5 5,5 6,0 6,5 7,7 7,7 3,2 4,0	以外 部分 干円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091 72,000 32,091	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590	7 の第ま27則規等 件 99 89177 - 8	ま2 か3 で	1の規 法 よる 件数 1,151 - 64 135 1,350 29 - 8 9 46	程定,他に 規定額 金 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124 269 430 1,740	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850	専住非小そ小専住非小そ小専住非小	分分計他計完分分計他計	併用 併用	本
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0	F円 566 46 52 98 90 44 83 33 91 22 00 00 08 52	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602	の 千円 5,3,356 - 3,146 - 4,502 6,084 2,233 - 2,233 - 2,283 - 2,283	内 住宅 の 5 5,5 6,0 6,5 7,7 7,7 3,2 4,0	(以外 新分 千円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - - 60,091 60,091 72,000	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824	7の第ま27の第1にした 数 99 891726	ま2か73での発生は 金 千	1の規 法る 件数 1,151 - 64 1,350 29 - 8 9 46 1,396	程定,他に規定額 金 平 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124 430 1,740 175,365	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966	専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小用宅住の用宅住の用宅住のの目部部のは部部のはいる。	分分計他計完分分計他計	併用 併用	本
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4	F円 56 46 99 99 44 84 33 91 22 00 00 08 52 337	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938	の 手分 千円 5,356 3,146 - 4,502 6,084 2,233 - 2,233 - 2,283 3,317 2,819 9,837	内 住宅 の 5 5,5 6,0 6,5 7,7 7,7 3,2 4,0	以外 部分 干円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091 72,000 32,091	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327	7 の第ま27則規等 件 99 89177 - 8	ま2か376の条は1額 金 1,493 1,493 4 10	1の規 法 よる 件数 1,151 - 64 135 1,350 29 - 8 9 46	定,他に 規定額 金 千円 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124 269 430 1,74	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538	専住非小そ小専住非小そ小 専住 用宅住 の 住部宅 の 住部宅 の 住部宅 の 住部	分分計他計完分分計他計 完分————————————————————————————————————	併用 併用 孫継分 ②	
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0 9,609,8 1,477,6	F円 556 446 52 98 99 44 83 33 91 24 00 00 08 52 37 116 67	左 住宅部 26,486 1,178 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477	の 千円 5,356 3,146 - 4,502 4,502 2,233 - 2,233 - 7,616 -	内 住宅の 5 5 6,0 6,5 7 7 7 3,2 4,0 10,6	以外 所分 干円  19,452 19,452 50,690 70,142  60,091 60,091 72,000 32,091 02,233  66,967	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023	7の第ま27則規等 件 99 8977261 99 8977261	ま2か773との第2条は12 金 年 1,493 1,493 1,493 4 10 135	1の規 法る。 件数 1,151 - 64 1,350 29 - 8 9 46 1,396 282 	定,他に 規定額 金 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124 269 430 1,740 175,365 36,4579 3,009	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 (219,966 253,800 39,538 54,879	専住非小そ小専住非小そ小 専住非 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 用宅住	分分計他計完分分計他計 完分分一	併用 併用 孫継分 ②	木
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,6 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0 9,609,8 1,477,6	F円 556 446 522 988 990 444 833 391 224 000 008 52 316 67 83	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609	の 千円 5,356 3,146 - 4,502 4,502 2,233 - 2,233 - 7,616 -	内 住宅の 5 5,0 6,5 7,7 3,2 4,0 10,6 1,7,7	以外 千円 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091 72,000 32,091 02,233 -	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327	7の第ま27則規等 件 99 8 9 176 1 99 8 9 176 1	ま2 か3 で	1の規 法る 件数 1,151 - 64 1,350 29 - - 8 9 46 1,396 282 -	定規 規定 規定 (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述)	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の	分分計他計完分分計他計 完分分計他	併用 併用	
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0 9,609,8 1,477,6 1,766,9 3,244,5 51,997,8 64,852,2	F円 56 56 52 98 990 44 84 83 33 91 22 67 88 19 83 19 39	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477 1,477	の 千円 5,356 3,146 - 4,502 4,502 2,233 - 2,233 - 2,233 - 7,616 - 7,616	内 住宅の 5 5 6,0 6,5 7,7 3,2 4,0 10,6 1,7 1,7 1,7,7 51,9	以外 所分 干円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091 72,000 32,091 02,233 - 66,967 66,967	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110	7の第ま27則規等 件 99 8917261 146	ま2か773との第2条は12 金 年 1,493 1,493 1,493 4 10 135	1の規 法よる 件数 1,151 - 64 1,350 29 - 8 9 46 1,396 282 - 24 232 538	定規 規定 規定 (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述)	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 482,717 ,830,934	専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小専住非小その用宅住ののは部語のは部語のは部語のはいません。	38岁計他計完分分計他計 完分分計他計 ——————————————————————————————————	併用 併用 孫継分 ②	
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 34,234,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0 9,609,8 1,477,6 1,766,9 3,244,5 51,997,8 64,852,2 7,273,1	F円 56 44 48 43 33 90 44 84 83 37 16 67 83 19 39 76	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477 11,087 7,273	の 示行 3,356 3,146 - 4,502 6,084 2,233 - 2,2819 9,837 7,616 - 7,616 - 7,453 3,176	内 住宅の 5 5 6,0 6,5 7,7 3,2 4,0 10,6 1,7 1,7 1,7,7 51,9	以外 所分 干円 - 19,452 19,452 50,690 70,142 - 60,091 60,091 72,000 32,091 02,233 - 66,967 66,967 97,819	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110 218,127	7の第ま27則規等 件 99 8917261 14	ま2 か3 で	1の規 法よる 件数 1,151 - 64 1,350 29 - 8 9 46 1,396 282 - 24 232	定,他に 規定額 金 千円 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 124 269 430 1,740 175,365 36,409 4,579 3,009 7,588 168,368 212,365 220	(差引	- 千円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 ,482,717 ,830,934 217,907	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 日	分分計他計完分分計他計 完分分計他計完 一个一 計 一个一	併用 併用 併用 併用	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
価格  26,486,3 1,178,1 519,4 1,697,5 6,050,6 7,006,0 932,2 760,0 1,692,3 3,272,0 11,970,4 46,205,0 9,609,8 1,477,6 1,766,9 3,244,5 51,997,8 64,852,2 7,273,1 2,549,7 2,600,3	F円 56 46 52 98 90 44 83 33 91 24 00 83 16 67 83 19 67 83 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90	左 住宅部 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 7,938 35,602 9,607 1,477 11,087 7,273 2,549	の 千円 3,356 3,146 - 4,502 6,084 2,233 - 7,616 - 7,616 - 7,453 - 7,616 - 7,453 - 7,616 - 7,7453 - 7,745	内 住宅の 5 5,5 6,0 6,5 77 7,3,2 4,0,0 10,6 1,7,7 1,7,7 51,9,9 53,7,7	以外 第分 干円 - - 19,452 19,452 50,690 70,142 - - 60,091 60,091 72,000 32,091 02,233 - - 66,967 97,819 64,786 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	される 前の税額 (調定額) デア 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110 218,127 76,486 82,551	7の第ま27則規等 件 99 8917261 146	ま2 か3 で	1の規 法る 件数 1,151 - 64 1,355 1,350 - 8 9 46 1,396 282 - 24 232 538 3 	定 規 規 規 を	(差引	下円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 ,482,717 ,830,934 217,907 76,407 82,423	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小 用宅住 用宅住 の 用宅住 の 用宅住	3分别,他引定分分引他引作。另分引,他引定分分一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	併用 併用 併用 併用 併	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
価格 	F円 556 446 52 98 99 44 83 391 24 000 83 19 709 65 74	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477 11,087 7,273	の 千円 3,356 3,146 - 4,502 6,084 2,233 - 7,616 - 7,616 - 7,453 - 7,616 - 7,453 - 7,616 - 7,7453 - 7,745	内 住宅 の 5 5 6,0 6,5 7 7 7 3,2 4,0 10,6 1,7 1,7 51,9 53,7 2,6 2,6	以外 第分 干円 - - 19,452 19,452 50,690 70,142 - - 60,091 60,091 72,000 32,091 02,233 - - 66,967 97,819 64,786 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110 218,127 76,486 82,551 159,037	7の第ま27則規等 件 99 8917261 146	ま2 か3 で	1の規 法 よ も 1,151 - 64 1,350 29 - - 8 9 46 1,396 282 - - 24 232 538 3 - 1	定,他に規定額 金 不	(差引	下円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 ,482,717 ,830,934 217,907 76,407 82,423 158,830	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専住非小そ小専住非小その 住部語 の 住部語	3分阶計他計完分分計他計 完分分計他計完分分計 ——————————————————————————————————	併用 併用 併用 併用	木
価格 	F円 546 552 98 990 44 884 391 224 000 88 52 37 66 67 88 83 19 39 66 57 47 77	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477 1,477 11,087 7,273 2,549 9,822	の 千円 5,356 3,146 - 4,502 6,084 4,502 2,233 - 2,233 - 7,616 - 7,453 3,176 9,709 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 -	内 住宅の 5 5 6,00 6,5 7,7 7,7 3,2 4,00 10,60 1,7,7 1,7,7 51,9 53,70 2,66 2,66 36,66 39,20	以外 所分 干円 	される 前の税額 (調定額) 千円 794,425 35,339 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110 218,127 76,486 82,551 159,037 1,170,558 1,547,722	7の第ま27則規等	ま2 か3 ない 1 493 1493 15,811	1の規 は 1,151 - 64 135 1,350 29 - 8 9 46 1,396 282 - 24 232 538 3 - 1 8 12	定規 規定 (根定額) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(差引 1 1 1 1 1	十円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 ,219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 1,482,717 1,830,934 217,907 76,407 76,407 82,423 158,830 1,166,806 ,543,543	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専住非小そ小専住非小そ小 用宅住 用宅住 の 用宅住 の 用宅住	3分别的他引完3分别的创制,完3分别的创制完3分别引他引	併用 併用 併用 併用 併用 強総分 ② 建築物 承継分	
価格 	F円 56 56 52 98 90 44 84 83 33 91 22 67 88 83 19 39 66 76 77 77	左 住宅音 26,486 1,178 1,178 27,664 7,006 932 932 7,938 35,602 9,609 1,477 1,477 11,087 7,273 2,549	の 千円 6,356 5,356 - 4,502 6,084 4,502 2,233 - 2,233 - 7,616 - 7,616 - 7,453 3,176 9,709 - 9,709	内 住宅の 5 5 6,00 6,5 7,7 7,7 3,2 4,00 10,60 1,7,7 1,7,7 51,9 53,70 2,66 2,66 36,66 39,20	以外 所分 干円 	される 前の税額 (調定額) 15,562 50,901 181,908 1,027,234 209,829 27,900 24,917 52,817 106,944 369,590 1,396,824 290,213 44,327 58,023 102,350 1,666,547 2,059,110 218,127 76,486 82,551 159,037 1,170,558	7の第ま27則規等 件 99 8917261 146	ま2 か3 で	1の規 はよる 件数 1,151 - 64 1355 1,350 29 - 8 9 46 1,396 282 - 24 232 538 3 - 1 8 12 550	定規 規定 規定 第 147,354 7,471 3,290 10,761 15,510 173,625 1,041 145 269 430 1,740 175,365 36,409 7,588 168,368 212,365 220 79 128 207 3,752 4,179 216,544	(差引	十円 647,071 27,868 12,272 40,140 164,905 852,116 208,788 27,755 24,793 52,548 106,514 367,850 (219,966 253,800 39,538 54,879 94,417 (,482,717 ,830,934 217,907 76,407 82,423 158,830 1,166,806	専住非小そ小専住非小そ小 専住非小そ小専住非小そ 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 用宅住 の 田宅住 の 田宅住 の 田宅社 の 日部宅 の 住部宅 の	3分分計他計完分分計他計 完分分計他計完分分計他一一	併用 併用 併用 併用 併用 強総分 ② 建築物 承継分	

## (4) 土地に関する調

種	類	分			が法第7 に満たな			こ規定		に法	573条の1 所則第1 , 全額哲	1条等の	課税標		I
1至	ᄍឣ		件	数	面	積	価	格	特例適用前 の 価 格	호   IT	数	面	積	価	格
						m²		千円	千円	3			m²		千円
住宅	官用	宅地	8	329	24,5	86	51,	161	99,682		45	15,	487	147,	035
上記	以外(	の宅地		28	1,9	01	1,	517	2,866		3	2,	237	21,	366
農		地	1,4	26	690,0	87	48,	914	49,784		76	276,	524	40,	569
山		林	4	144	668,4	56	16,	943	21,779		-		-		-
そ	တ	他	4	70	270,9	40	15,	268	22,410		6	5,	348	26,	864
	計		3,1	197	1,655,9	970	133,	,803	196,521		130	299,	,596	235,	834

<sup>...</sup>法附則第11条の5第1項の適用前の額 (固定資産税評価額) である。

種	区類	分		თ15თ 2		i用した後 でする免税。		- 1	課税標準額	減免等さ れる前の 税額 (調定額)	第11	条の3	D24及び法附則 3の規定の適用 領減額されるも
1=	^~		件	数	面	積	価	格			件	数	減額した額
						m²	Ŧ	円	千円	千円			千円
住宅	月	宅 地		9		150	494		82,168,060	2,467,030	3,73	37	253,716
上記	以外の	D宅地		-		-	-		6,094,130	182,738		4	300
農		地		182		281,761	12,965		1,755,487	53,161		5	232
Щ		林		1		2,339	80		3,233,253	96,964	1	12	257
そ	の	他		3		1,122	227		12,707,828	381,139	10	)6	9,101
	計			195		285,372	13,76	6	105,958,758	3,181,032	3	,864	263,606

	法附則第	条の3から第73 第10条並びに )(課税対象)	3条の7まで及び に該当する以		第14項まで 第11条等の	D14第8項から で並びに法附則 D課税標準の特 したもので 以	X 3	種類
特例適用前 の 価 格	件	数面	積 価 格	特例適用前 の 価 格	件 数	控 除額		1至 大兵
千円			m 千円	千円		千円		
304,265	18,467	6,759,336	83,021,049	167,140,943	147	852,495	住宅	用宅地
43,338	512	679,629	6,142,436	12,616,149	4	48,306	上記以	外の宅地
50,666	2,213	7,741,851	1,921,583	2,955,391	998	153,131	農	地
	562	9,285,676	3,233,831	4,432,109	2	498	Щ	林
49,460	1,723	5,032,865	12,741,675	23,424,629	16	33,620	そ	の 他
447,729	23,477	29,499,357	107,060,574	210,569,221	1,167	1,088,050		計
447,729	23,477	29,499,357	107,060,574	210,569,221	1,167	1,088,050		吉

3 O	則第11条の 規定に該当 もので 以 もの	の規 した	73条の24 定に該当 もので のもの	第73 規定 より	うち,法 3条の25の Eの適用に でいるも	から 7の 法附 第12 第3	73条の27の 2 法第73条の2 ) まで3条の2 ) まで並びに 則第11条の4, 条及び第39条 頃の規定によ 免等をしたも	その によ	73条の31, )他の規定 り減免等 たもの	調定額 (差引調定額)  	X	分種	類
件数	減額した額	件数	減額した額	件数	徴収猶予額	件数	減額等した額	件数	減額等した額			111	7.H
	千円		千円		千円		千円		千円	千円			
-	-	1,803	155721	28	48,764	5	236	101	20,964	2,036,393	住马	官用宅	地
-	-	6	448	-	-	-	-	5	581	181,409	上記	以外の	宅地
-	-	16	1062	-	-	7	82	1	214	51,571	農		地
-	-	16	2456	1	326	-	-	3	457	93,794	Щ		林
-	-	68	7090	4	3,864	3	209	14	1,341	363,398	そ	Ø	他
0	0	1,909	166,777	33	52,954	15	527	124	23,557	2,726,565		計	

## 11 県 た ば こ 税

#### 県たばこ税の月別調定状況調

(単位:本、円)

					(単位:本, <u>円)</u>
区分	平 成 18	年 度	平成 19 年度	比較	対 前 年 比
月別	売渡本数⑷	税 額	売渡本数®	(A) - (B)	(A) / (B)
					%
平成18年4月	435,574,950	417,270,101	433,481,004	2,093,946	100.48
5 月	401,349,947	384,632,534	452,770,623	51,420,676	88.64
6 月	435,679,802	417,168,647	411,350,295	24,329,507	105.91
7月	659,270,052	632,181,079	441,708,202	217,561,850	149.25
8月	244,309,467	258,345,651	443,058,588	198,749,121	55.14
9月	408,636,251	433,020,064	475,559,520	66,923,269	85.93
10月	391,356,954	414,716,868	443,805,746	52,448,792	88.18
11月	400,891,191	424,966,795	420,614,895	19,723,704	95.31
12月	389,692,848	413,225,418	425,361,954	35,669,106	91.61
平成19年 1 月	450,167,026	477,715,571	492,937,116	42,770,090	91.32
2月	340,503,872	361,514,858	357,061,689	16,557,817	95.36
3月	351,122,579	372,712,648	368,636,652	17,514,073	95.25
計	4,908,554,939	5,007,470,234 (24,597,828)	5,166,346,284	257,791,345	95.01

<sup>(</sup>注) たばこの売渡本数は課税免除,返還控除分にかかる本数を除いたものである。

税額計の()内は、手持品課税分を外書きした。

平成18年7月1日から税率改正。

<sup>(</sup>旧3級品以外のたばこ 0.969円/1本 1.074円/1本、旧3級品のたばこ 0.461円/1本 0.511円/1本)

## 12 ゴルフ場利用税

## (1) ゴルフ場利用税の調定状況調

									(単位:	人,千円)
					非 課	税利用	人員			
X	分	施設数	利用人員	75条の2 第1号に 該当する 者 (18歳 未満の者)	該当する 者 (70歳	75条の2 第3号に 該当する 者 (障害 者)	75条の3 第1号に 該当する 者 (国体 参加選手)	第2号に 該当する 者 (学校	差引利用 人員 - ( + + + + )	調定額
18 ホールを起	超えるもの	12	455,857	1,319	30,076	1,217	218	168	422,859	322,925
18 ホール		32	736,055	1,157	40,417	1,399	0	420	692,662	427,218
18 ホール未満 9 ホールを超		-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 ホール		3	32,373	94	872	18	0	0	31,389	12,556
計		47	1,224,285	2,570	71,365	2,634	218	588	1,146,910	762,699

## (2) ゴルフ場利用税交付金の交付額調 (市町村別)

(単位:円)

	市町	村名	i	交付額合計		市町	村 名	交付額合計
	県	計		526,827,910	胎	内	市	49,763,209
	市	計		422,832,521	聖	籠	囲丁	25,838,989
	郡	計		103,995,389	田	上	囲丁	28,139,160
					冏	賀	囲丁	24,946,880
新	澙	3	市	31,559,850	出	雲	崎 町	15,508,150
長	田	j	市	38,649,660	湯	沢	囲丁	6,481,650
Ξ	条	<u>.</u>	市	25,899,580	荒	Ш	囲丁	3,080,560
柏	﨑	j	市	38,233,300				
新	発	田	市	93,616,782				
小	千	谷	市	11,603,060				
+	日	町	市	20,474,650				
糸	魚	Ш	市	9,660,910				
妙	高	5	市	25,970,598				
上	起	<u> </u>	市	30,914,062				
冏	賀	野	市	37,165,870				
佐	渡	ŧ	市	1,994,020				
魚	滔	3	市	7,326,970				

# 13 特 別 地 方 消 費 税

## 特別地方消費税交付金の交付額調

市	囲丁	村	名	交	付	額
新	新湯湯		市		494,0	00
	吉	†			494,0	00

## 自動車税の車種別課税状況調

	X	分	賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	のうち 非 課 税 台 数	のうち 課税免除 台 数	のうち 減免台数	差引課税 台 数 -( + + )	積る率をも の雪軽 の雪 を で で の で の の の の の の の の の の の の の	がいます がいます がいます がいまま でいま でいま でいま でいま でいま でいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	が化重用た も ちンる適けの	賦 課 期 日現在調定額
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
		1,000cc 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	営	1,000cc 超 1,500cc 以下	39	40	-	1	1	38	-	-	8	323
		1,500cc 超 2,000cc 以下	3,365	3,364	-	-	-	3,364	-	-	1	31,967
		2,000cc 超 2,500cc 以下	88	88	-	-	-	88	-	-	36	1,261
乗		2,500cc 超 3,000cc 以下	343	343	-	-	-	343	-	12	62	5,434
<i>_</i>	業	3,000cc 超 3,500cc 以下	1	1	-	-	-	1	-	-	-	17
		3,500cc 超 4,000cc 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4,000cc 超 4,500cc 以下	2	2	-	-	-	2	-	-	-	47
	用	4,500cc 超 6,000cc 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6,000cc 超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小 計	3,838	3,838	-	1	1	3,836	-	12	107	39,049
用		1,000cc 以下	36,556	36,500	15	437	429	35,619	-	2,756	1,592	1,021,243
		1,000cc 超 1,500cc 以下	292,312	294,071	467	4,475	4,415	284,714	1	21,631	11,525	9,536,658
	自	1,500cc 超 2,000cc 以下	309,802	307,323	1,232	4,263	4,127	297,701	1	10,743	25,164	11,982,736
		2,000cc 超 2,500cc 以下	124,939	125,076	215	1,845	1,823	121,193	2	5,027	11,957	5,409,768
		2,500cc 超 3,000cc 以下	51,992	51,089	249	787	722	49,331	1	586	10,235	2,554,741
	家	3,000cc 超 3,500cc 以下	14,212	14,276	30	233	225	13,788	-	306	796	795,954
車		3,500cc 超 4,000cc 以下	6,602	6,309	13	82	78	6,136	-	-	1,442	417,561
		4,000cc 超 4,500cc 以下	3,993	3,898	10	59	58	3,771	-	40	467	291,270
	用	4,500cc 超 6,000cc 以下	2,122	1,986	1	30	30	1,925	-	1	302	172,035
		6,000cc 超	35	28	-	-	-	28	-	-	7	3,185
		小 計	842,565	840,556	2,232	12,211	11,907	814,206	5	41,090	63,487	32,185,151
		計 A	846,403	844,394	2,232	12,212	11,908	818,042	5	41,102	63,594	32,224,200
Ĺ	.	1トン以下	194	193	-	-	-	193	-	-	25	1,269
		2 トン以下	2,849	2,847	-	-	-	2,847	-	-	714	26,265
ラー・被	兼用業	2 トン超 3 トン以下	1,871	1,869	-	-	-	1,869	-	-	527	23,060
ッ <u>   </u>	貨客兼用車を除く営業用	3 トン超 4 トン以下	3,456	3,454	-	-	-	3,454	-	2	688	52,828
ク ク ・	門門用	21231	395	394	-	-	-	394	-	-	113	7,492
		5 トン超 6 トン以下	198	198	-	-	-	198	-	-	45	4,455

車税

のうち に係る 調 定 額	年度末現在登録台 数	年度末現在非課税 台数	年 度 末現在課税免除台数	年度末 現在減免 台 数	, の うち 身体障害 者等に係 るもの	年度末現在課税台 数	の	のタを シノ動 をとす 動 自動 数	年 度 末現在調定額	区	分	
千円	台 -	台 -	台 -	台 -	台 -	台 -	台 -	台 -	千円 -	1,000cc 以下		
_	55	_	1	1	1	54	-	-	459	1,000cc 超 1,500cc 以下		
-	3,362	-	-	-	-	3,361	-	-	31,937	1,500cc 超 2,000cc 以下	営	
-	80	-	-	-	-	80	-	-	1,150	2,000cc 超 2,500cc 以下		
-	321	-	-	-	-	321	-	-	5,156	2,500cc 超 3,000cc 以下		垂
-	2	-	-	-	-	2	-	-	35	3,000cc 超 3,500cc 以下	業	乗
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,500cc 超 4,000cc 以下		
-	2	-	-	-	-	2	-	-	47	4,000cc 超 4,500cc 以下		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,500cc 超 6,000cc 以下	用	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000cc 超		
-	3,822	-	1	1	1	3,820	-	-	38,784	小 計		
-	35,772	17	445	438	438	34,830	-	-	1,010,338	1,000cc 以下		用
24	300,453	463	4,751	4,688	4,688	292,843	-	-	9,972,568	1,000cc 超 1,500cc 以下		
52	298,029	1,177	4,260	4,123	4,123	286,732	28	-	11,120,405	1,500cc 超 2,000cc 以下	自	
31	125,003	229	1,867	1,841	1,841	121,093	-	-	5,458,389	2,000cc 超 2,500cc 以下		
39	49,295	242	776	707	707	46,759	-	-	2,445,823	2,500cc 超 3,000cc 以下		
-	14,854	28	242	236	236	14,410	-	-	837,808	3,000cc 超 3,500cc 以下	家	
-	6,247	12	78	72	72	5,744	-	-	391,863	3,500cc 超 4,000cc 以下		車
-	4,087	8	52	51	51	3,861	-	-	299,076	4,000cc 超 4,500cc 以下		
-	2,309	1	35	35	35	2,112	-	-	187,634	4,500cc 超 6,000cc 以下	用用	
-	37	-	-	-	-	30	-	-	3,418	6,000cc 超		
146	836,086	2,177	12,506	12,191	12,191	808,414	28	-	31,727,322	小 計		
146	839,908	2,177	12,507	12,192	12,192	812,234	28	-	31,766,106	計	٩	
-	198	-	-	-	-	197	-	-	1,294	1 トン以下		
-	2,837	-	-	-	-	2,835	13	-	26,132	1 トン超 2 トン以下	営ん	)   
-	2,041	-	-	-	-	2,039	14	-	25,086	2 トン超 3 トン以下	事 ・ 業	兼ラ
-	3,434	-	-	-	-	3,432	11	-	52,784	3 トン超 4 トン以下	<del>*</del>    <u> </u>	は 質客兼用車を除く アーラーツーク
-	377	-	-	-	-	376	-	-	7,217	4 トン超 5 トン以下	用耳	
-	190	-	-	-	-	190	-	-	4,327	5 トン超 6 トン以下		

		X	分	賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日現在台数	のうち 非 課 税 台 数	のうち 課税免除 台 数	のうち減免台数	差引課税 台 数 -( + +)	積る軽の受 の雪軽が あまれ で で も の で も の で も の で も の で の で の で り の で も も り の り し り り り り り り り り り り り り り り り り	がいます がいます がいます がいまま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	がいます。 がいに課をも がいまの受けの	賦 課 期 日現在調定額
			6 L \ 177	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
		営	6 Fン超 7 Fン以下	329	328	-	-	-	328	-	-	70	8,539
		業用	7 トン超 8 トン以下	329	328	-	-	-	328	-	-	128	10,047
	けん	,,,	8トン超	6,796	6,793	-	-	-	6,793	-	-	1,130	340,189
	ん引車		1トン以下	17,634	17,038	76	11	8	16,943	1	-	6.346	140,621
	・ 被 け	_	1 トン超 2 トン以下	40,731	39,311	289	29	12	38,981	1	1	19,238	469,435
	ん引車	自	2 トン超 3 トン以下	8,745	8,461	25	-	-	8,436	1	1	4,290	141,829
	٠ ا		3 トン超 4 トン以下	8,007	7,775	37	-	-	7,738	-	-	2,769	164,162
۲	貨客兼用車を除く	家	4 トン超 5 トン以下	677	657	4	-	-	653	-	-	216	17,191
	用車を		5 トン超 6 トン以下	242	234	-	-	-	234	-	-	90	7,290
	除く	用	6 Fン超 7 Fン以下	428	423	5	-	-	418	-	-	126	15,071
			7 トン超 8 トン以下	538	526	3	-	-	523	-	-	289	22,337
ラ			8トン超	3,685	3,576	1	2	2	3,571	-	-	1,739	196,876
			小 計	97,104	94,405	440	42	22	93,901	3	4	38,543	1,648,956
		曾	小 型 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	け	業用	普通車	2,110	2,109	-	-	-	2,109	-	-	443	32,511
ッ	ん引	自自	小型車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	車	家用	普通車	137	130	-	-	-	130	-	-	71	2,820
			小 計	2,247	2,239	-	-	-	2,239	-	-	514	35,331
		営	小型車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		業	普 通 車 (8 t 以下)	40	40	-	-	-	40	-	-	-	300
ク	被は	用	普 通 車 (8 t 超)	2,358	2,355	-	-	-	2,355	-	-	-	143,382
	けん	自	小型車	1	1	-	-	-	1	-	-	-	5
	引車	家	普 通 車 (8 t 以下)	13	12	-	-	-	12	-	-	-	122
		用	普 通 車 (8 t 超)	134	125	-	-	-	125	-	-	-	11,306
			小 計	2,546	2,533	-	-	-	2,533	-	-	-	155,115
	貨	営	1,000cc 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	貨客兼用	業	1,000cc 超 1,500cc 以下	18	18	-	-	-	18	-	-	3	204
	車	用	1,500cc 超	367	364	-	-	-	364	-	-	51	4,783

のうち に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年度末現在非課税 台数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	, の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	の	の タタ動す ショ ショ か を 動 車 数 数	年 度 末 現在調定額	区	5.	<b>)</b>	
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	 千円				Π
-	351	-	-	-	-	350	-	-	9,127	6 トン超 7 トン以下	営		
-	350	-	-	-	-	349	-	-	10,698	7 トン超 8 トン以下	業		
-	6,927	-	-	-	-	6,923	-	-	351,015	8トン超	用	ij	
-	17,028	74	9	5	5	16,415	-	-	136,548	1トン以下		る 引車	
10	40,000	290	28	11	11	38,414	6	-	463,686	1 トン超 2 トン以下		被	
14	8,831	25	1	1	1	8,524	9	-	143,552	2 トン超 3 トン以下	自	けん引車	
17	8,132	40	-	-	-	7,868	-	-	167,615	3 トン超 4 トン以下			
-	652	4	-	-	-	633	-	-	16,729	4 トン超 5 トン以下	家	貨客兼	۲
-	251	-	-	-	-	244	-	-	7,680	5 トン超 6 トン以下		用車を	
-	444	5	-	-	-	433	-	-	15,645	6 トン超 7 トン以下	用	除く	
-	535	4	-	-	-	519	-	-	22,159	7 トン超 8 トン以下	///		
-	3,633	1	2	2	2	3,511	-	-	196,696	8トン超			Þ
41	96,211	443	40	19	19	93,252	53	-	1,657,990	小言	t		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小型車	営		
-	2,144	-	-	-	-	2,143	-	-	33,150	普通車	業用	け	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小型車	自家	ん引	ッ
-	129	-	-	-	-	122	-	-	2,655	普通車	用	車	
-	2,273	-	-	-	-	2,265	-	-	35,805	小言	t		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小型車	営		
-	39	-	-	-	-	39	-	-	292	普 通 車 (8 t 以下)	業		
-	2,403	-	-	-	-	2,400	-	-	148,276	普 通 車 (8 t 超)	用	被	ク
-	1	-	-	-	-	1	-	-	5	小型車	Á	けん	
-	16	1	-	-	-	14	-	-	142	普 通 車 (8 t 以下)	自家	引車	
-	128	-	-	-	-	117	-	-	10,638	普 通 車 (8 t 超)	用		
-	2,587	1	-	-	-	2,571	-	-	159,353	小 計			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000cc 以下	営	貨	
-	20	-	-	-	-	20	-	-	226	1,000cc 超 1,500cc 以下	業	貨客兼用車	
	375	-	-	-	-	372	-	-	4,911	1,500cc 超	用	車	

		X	分	賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日現在台数	のうち 非 課 税 台 数	のうち 課税免除 台 数	のうち減免台数	差引課税 台 数 -( + +)	積る率をも の雪軽が通け ので で で で の で の で の で の で の で の で の で の	のリーよの グルに課を 軽悪を も	がいます がいます がいます がいまま でいま でいま でいま でいま でいま でいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	賦 課 期 日現在調定額
				台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
۲	貨客	自	1,000cc 以下	12	8	-	-	-	8	-	-	7	114
ラ	兼	家	1,000cc 超   1,500cc 以下	20,414	20,209	620	128	47	19,414	-	1,482	1,165	274,293
ッ	用車	用	1,500cc超	49,958	48,648	1,005	161	66	47,416	-	444	10,762	783,697
ク			小 計	70,769	69,247	1,625	289	113	67,220	-	1,926	11,988	1,063,091
_		計	В	172,666	168,424	2,065	331	135	165,893	3	1,930	51,045	2,902,493
			30人以下	41	41	-	-	-	41	-	-	-	492
			30人超40人以下	71	71	-	-	-	71	-	-	-	1,029
		_	40人超50人以下	78	78	-	-	-	78	-	-	-	1,365
	営	般乗	50人超60人以下	155	155	-	-	-	155	-	-	-	3,100
		合	60人超70人以下	262	262	-	-	-	262	-	-	-	5,895
		用	70人超80人以下	436	436	-	-	-	436	-	-	-	11,119
			80人超	286	286	-	-	-	286	-	-	-	8,294
	業		小 計	1,329	1,329	-	-	-	1,329	-	-	-	31,294
バ	*		30人以下	347	347	1	-	-	346	-	-	140	9,533
		_	30人超40人以下	23	23	1	-	-	22	-	-	11	739
		般	40人超50人以下	69	69	-	-	-	69	-	-	45	2,793
		乗	50人超60人以下	353	353	3	-	-	350	-	-	180	16,192
	用	合用	60人超70人以下	10	10	-	-	-	10	-	-	6	535
		以	70人超80人以下	10	10	-	-	-	10	-	-	9	621
		外	80人超	5	5	-	-	-	5	-	-	5	352
			小 計	817	817	5	-	-	812	-	-	396	30,765
ス		30	0人以下	4,196	4,157	521	114	-	3,522	-	-	1,660	119,564
	自	30	0人超40人以下	202	202	66	6	-	130	-	-	31	3,704
		40	0人超50人以下	246	245	67	7	-	171	-	-	109	8,708
		50	0人超60人以下	148	146	51	11	-	84	-	-	57	4,993
	家	60	0人超70人以下	23	22	11	-	-	11	-	-	7	730
		70	0人超80人以下	28	27	16	-	-	11	-	-	8	791
	用	80	0人超	15	15	2	-	-	13	-	-	10	937
			小 計	4,858	4,814	734	138	-	3,942	-	-	1,882	139,427
		ŧ	t c	7,004	6,960	739	138	-	6,083	-	-	2,278	201,486

	分	区	年 度 末現在調定額	タル かり かり かり かり かり かり かり かり かり かり かり かり かり	の	年 度 末 現在課税 台 数	, の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在減免 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年度末現在登録台 数	のうち に係る 調 定 額
			千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
貨上		1,000cc 以下	113	-	-	8	-	-	-	-	10	-
客 兼 ラ		1,000cc 超 1,500cc 以下	286,548	-	20	19,982	39	39	116	600	20,905	-
東ッ	l I	1,500cc 超	748,825	-	15	45,066	72	72	178	979	47,305	-
+ 		小 計	1,040,623	-	35	65,448	111	111	294	1,579	68,615	-
	В	計	2,893,771	-	88	163,536	130	130	334	2,023	169,686	41
		30人以下	528	-	-	44	-	-	-	1	45	-
		30人超40人以下	1,058	-	-	73	-	-	-	-	73	-
	_	40人超50人以下	1,417	-	3	81	-	-	-	-	81	-
営	般	50人超60人以下	3,120	-	-	156	-	-	-	1	157	-
	乗合	60人超70人以下	6,210	-	-	276	-	-	-	-	276	-
	用用	70人超80人以下	11,296	-	-	443	-	-	-	-	443	-
		80人超	7,250	-	-	250	-	-	-	-	250	-
		小 計	30,879	-	3	1,323	-	-	-	2	1,325	-
業パ		30人以下	9,797	-	-	354	-	-	-	-	354	-
	_	30人超40人以下	841	-	-	25	-	-	-	1	26	-
	般	40人超50人以下	3,336	-	-	82	-	-	-	-	82	-
	乗	50人超60人以下	17,133	-	-	370	-	-	-	2	372	-
用	合品	60人超70人以下	701	-	-	13	-	-	-	-	13	-
	用以	70人超80人以下	684	-	-	11	-	-	-	-	11	-
	外	80人超	211	-	-	3	_	-	-	-	3	-
		小 計	32,703	_	_	858	_	_	_	3	861	_
ー ス		30人以下	116,943	-	-	3,444	_	-	117	515	4,123	-
自		30人超40人以下	3,951	-	-	139	-	-	6	68	213	-
		40人超50人以下	7,903	-	_	155	-	-	5	67	230	-
		50人超60人以下	4,331	-	-	73	_	-	14	54	143	-
家		60人超70人以下	730	-	-	11	_	-	_	8	20	-
		70人超80人以下	788	-	-	11	-	-	-	16	28	-
用		80人超	709	_	_	10	_	_	_	2	12	_
			135,355	_	_	3,843	_	_	142	730	4,769	_
			198,937	_	3	6,024	_		142	735	6,955	_

X	分		賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	のうち 非 課 税 台 数	のうち 課税免除 台 数	のうち減免台数	差引課税 台 数 -( + +)	のうち 積雪軽減 る軽減 の の り けた の	のリーよの グリーよの 軽課の 軽悪でも の	のリーよの グリーよの 連課を も の の の の の の の の の の の の の の の の の の	賦 課 期 日現在調定額
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
	営業	用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三輪の小型 自 動 車	自 家	用	28	12	-	-	-	12	-	-	2	70
	計	D	28	12	-	-	-	12	-	-	2	70
	営業	用	4,922	4,952	4	38	37	4,873	-	-	862	134,154
特種用途車	自家	用	23,210	24,089	3,633	2,066	1,665	16,725	-	-	5,635	458,242
	計	E	28,132	29,041	3,637	2,104	1,702	21,598	-	-	6,497	592,396
合 計A+	合 計A+B+C+D+E		1,054,233	1,048,831	8,673	14,785	13,745	1,011,628	8	43,032	123,416	35,920,645

のうち に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	, の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	の	のうち メタリー ルを動力 源とす 自動車 台 数	年 度 末 現在調定額		区	分
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	営	業用	
-	27	-	-	-	-	10	-	-	57	自	家 用	三輪の小型 自 動 車
-	27	-	-	-	-	10	-	-	57	計	D	
-	5,020	3	44	43	43	4,966	2	-	138,295	営	業用	
-	23,102	3,572	2,249	1,859	1,859	16,458	7	-	442,414	自	家 用	特種用途車
-	28,122	3,575	2,293	1,902	1,902	21,424	9	-	580,709	計	E	
187	1,044,698	8,510	15,276	14,224	14,224	1,003,228	128	0	35,439,580	合	計A	+B+C+D+E

15 鉱 区 税

## 鉱区税の調定状況調

		X	分		総	鉱	X		非	課 税 鉱	X	課和	说対象釒	広区	調	定	カモ
			<b>л</b>	件	数	面積又	は延長	件	数	面積又は	延長	件数	面積又	は延長	问	<b>正</b>	額
						百	īa, ∓m			百a	, 千m		百	āa, 千m			千円
	試 堀	{石油又は  鉱 区	は天然ガス 以 外		7		1,969		-		-	7		2,008		2	263
鉱鉱 業を 権目	鉱区	石油又lä 鉱	t 天 然 ガ ス 区	24	14	(	60,052		-		-	284		70,308		8,2	225
ΣŪ	採掘	石油又li 鉱 区	は天然ガス 以 外	į	57		10,898		1		307	60		11,502		4,	414
	鉱区	石油又lä 鉱	は天然ガス 区	77	75	1	63,113	1	0	1	,095	776	1	63,818		43,0	609
権 と す 鉱る	砂鉱を		条第1項第 定する鉱区		1		2		-		-	1		300			1
の鉱区鉱業	目的		13条の規定 受ける鉱区		11		15		-		-	11		20			12
		計			-		-		-		-	-		-		56,	524

16 狩 猟 税

## 狩猟税の調定状況調

(単位:円)

								( .	<del>+  4                                   </del>
	<i>A</i>		登	録	件	数		税	安百
X	分	網・わな	1	種	2	種	計	竹兀	額
税率	16,500円該当	362		2,805		-	3,167	52,	255,500
税率	11,000円該当	40		213		_	253	2	783,000
176-	11,000 182	40		210			200	۷,	700,000
税率	5,500円該当	-		-		30	30		165,000
合	計	402		3,018		30	3,450	55	203,500
В	P.I	402		3,010		30	3,430	55,	203,300

## 17 県 固 定

## (1) 大規模償却資産に係る固定資産税の算出基礎

所在	次立	. E. A	平成18年度大規模	模型資産に係る	平成17年度 基準財政 需要額	基準財政需 要額の増等 (B) × 160/100	平成17年度 基 準 財 政 収 入 額	D)に算入された大規模 関却資産に 係る税収見	又は第 34	条の4第1項 9条の5第1 によって市
市町村	) 資圧	区分	決定価格	課税標準額	而女郎	~ 220/100	4% 八 競	係る柷収見 込額		税できる額
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	人口	課税定額(F)
刈羽	在	来	617,531,180	583,713,807	-	-	-	-	4,806	500,000,000
刈羽	在	来	162,208,985,680	162,208,985,680	-	-	-	-	4,806	500,000,000
	在:	来計	162,826,516,860	162,792,699,487	1,244,107,000	1,990,571,200	1,996,021,000	896,103,800		1,000,000,000
	i	計	162,826,516,860	162,792,699,487					計	1,000,000,000

#### (注) 資産区分 新設資産なし

#### (計算根拠)

		(C)欄 (法349の5 )	⑤欄 (法施行規則15の2 中)
在	来	(B) <b>x</b> 160/100	$(500,000,000 \times 2) \times 1.4/100 \times 75/100$

(E)欄 平成17年度のM欄計 1.4/100×75/100

## (2) 固定資産税 (大規模償却資産) の課税状況

IEWS	事務所	調定額	収入額	収入率	課	税 標 準 額	の内	 訳
<b>示机</b> =	<b>争</b> 初771	神 人 (	収入額	収 入 率	所在市町村	課税標準額	内	訳
		円	円	%			県分	77,968,509,011
柏	崎	1,091,559,100	1,091,559,100	100	刈羽村	162,792,699,487	村分	84,824,190,476

# 資 産 税

							单)	<u> 单位:円,人)</u>
$ \begin{cases} (F) \times Id \\ (F) + (L) \\ \times 1.4/100 \\ \times 75/100 \end{cases} $	基準財政収入見込額(D)一(E)+(G)	基準財政 収入見込額 不足分 (C)-(H)	(I) に係る 課税標準額 (I)×100/75 ×100/1.4	(A) — (F)	市町村が課税 定額を増額 して課税 できる額	市町村が課税 で き る 額 (課税標準額) (F)+(L)	県 が 課 税 で き る 額 (課税標準額) (A) - (M)	税 額
(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	
-	-	-	-	-	-	583,713,807	-	-
-	-	-	-	-	-	84,240,476,669	77,968,509,011	-
10,500,000	1,110,417,200	880,154,000	83,824,190,476	161,792,699,487	83,824,190,476	84,824,190,476	77,968,509,011	-
				161,792,699,487	83,824,190,476	84,824,190,476	77,968,509,011	1,091,559,100

# 18 自 動 車 取 得 税

## (1) **自動車取得税の調定状況調** (新車)

		X	-		分			新規登録, 新規検査 又は届出 台数	非課税, 課税免除 及び免税 点以下台 数	のうち 身体障害 者等に係 る減免台 数	課税台数	取得価額	低 燃 費 車 特 例 に 係 る 控 除 額	課税標準額	税額
					.,,,	NIK.	_					千円	千円		
		चेर	<b>:</b> 图	=	営自	業家	用田	10		-	10 705	•		27,993	
	乗	普	通	車	=	割計	用	19,034 19,044		263 263					
					営	業	用	378		-	378			560,365	
	用	小	型	車	自	家	用	36,904		634		•			
		-	_	•	_	計		37,282		634					
	車				営	業	用	388		-	388			588,358	
			計		自	家	用	55,938	961	897	54,977	104,851,800	6,034,900	98,816,900	4,905,052
						計		56,326	961	897	55,365	105,440,158	6,034,900	99,405,258	4,922,638
		けん	引車	被	営	業	用	991	-	-	991	9,261,091	-	9,261,091	258,162
自		∣客≢	₹用耳	巨を	自	家	用	3,578		=	3,564			12,372,915	
_		除し	たき	もの		計		4,569		-	4,555			21,634,006	
	١.				営	業	用	159		-	159			2,193,818	
		ゖ.	ん弓	車	自	家	用	9		-	9	•		131,955	•
	_				224	計	_	168		-	168		-	2,325,773	
	ラ	٠			営	業	用	157		-	157		-	622,787	
		桜「	ナんき	川里	自	家	用	8		-	5		-	19,900	
動	ッ				224	計	_	165	3	-	162		=	642,687	,
		145.75	<b>&gt; →</b> = =	-=	営	業家	用田	61	-	-	61	•		126,305	
	ク	貝名	字兼月	H早	自		用	5,160	66 66	6	•				•
					営	<u>司</u> 業	用	5,221 1,368		6	5,155 1,368		49,100 -	8,090,322 12,204,001	
			計		自自	家	用用	8,755		- 6					
			пΙ		=	計	т	10,123		6			•		
					<u>_</u> ŧ	 投乗:6	 <b>全田</b>	44		-	21		43,100	745,901	18,212
車	バ	営	業	用	I	乗合用		31	-	_	31	,	_	749,828	
		自					用	224	29	_	195	•	_	993,023	
	ス	_			; <del>†</del>		,,,	299		-	247		-	2,488,752	
					営	業	用	_	-	-	-	-	-	-	, -
	三	#II F	論 自 動	の声	自	家	用	-	-	-	-	-	-	-	-
	۱,۱,	王 :	3 到	<b>+</b>		計		-	-	-	-	-	-	-	-
					営	業	用	320	9	-	311	2,752,616	=	2,752,616	79,656
	特	種月	用 途	車	自	家	用	1,188	387	219	801	3,215,846	-	3,215,846	160,429
						計		1,508	396	219	1,112	5,968,462	-	5,968,462	240,085
					営	業	用	2,151	32	-	2,119	17,040,704	-	17,040,704	
	合			計	自	家	用	66,105		1,122					
						計		68,256		1,122					
	_				営	業	用	6		-	2			2,500	
	四	輪き	乗 用	車	自	家	用	41,162		209			2,811,000		1,176,441
軽					224	計	_	41,168		209			2,811,000		1,176,517
	m.	+A I	_	_	営	業	用	411	-	-	411			407,196	
自	四	輪ト	ラッ	ワク	自	家	用	13,826		16			12,000		
					224	計	_	14,237	491	16	13,746	11,489,123	12,000	11,477,123	342,709
動	≡	ā	碖	車	営自	業 家	用 用	_	-	-	-	-	-	-	-
	=	4	:HH	半	=	割計	Н	_	-	-	-	-	-	-	-
車	_				営	業	用	417	4	-	413	409,696	-	409,696	- 12,271
	合			計	自	家	用用	54,988		225			2,823,000		
	-			н	-	計	, 13	55,405		225			2,823,000		
					営	業	用	2,568		-	2,532			17,450,400	
	総		計		自	家	用	121,093		1,347			8,907,000		
						計		123,661	2,324	1,347			8,907,000		

## (2) **自動車取得税の調定状況調**(中古車)

_		٥	₹		分			新規登 録、検 規 以 は 出 出 台 数	移転登 録台数	自動車検 査証(軽自 動車に の の もの もの もの	計 + +	非課税, 課税免び 免税 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	の身害に減数 ち障等る台	課税台 数 -	取得価額	低燃費 車特例 に係る 控除額	課 税 標 準 額 -	税額
					営	業	用	8	13	7	28	27	_	1	千円 679	千円	千円 679	
		普	通	車	自	家	用	5,455	27,903		39,011	34,679	58	4,332		47,000		
	乗	_	~		_	計	, .,	5,463	27,916		39,039	34,706		4,333	4,577,884	47,000	, ,	
					営	業	用	25	88	146	259	258	-	1	672	-	672	20
	用	小	型	車	自	家	用	7,756	42,474	10,095	60,325	56,822	42	3,503	2,564,498	165,600	2,398,898	114,137
						計		7,781	42,562	10,241	60,584	57,080		3,504	2,565,170	165,600	2,399,570	114,157
	車		4.1		営	業	用	33	101	153	287	285		2		-	1,351	40
			計		自	家	用	13,211	70,377	15,748	99,336	91,501	100	7,835	7,141,703	,	, ,	
		1+ 4	. 리古	<b>.</b> 2世		<u>計</u> 業	_	13,244	70,478	15,901	99,623	91,786		7,837	7,143,054	212,600	, ,	
		けん	引車 引車	・貨	営自	末家	用 用	237 1,563	1,253 5,036	2,059 2,181	3,549 8,780	3,415 8,616		134 164	325,400 234.838	_	325,400 234,838	9,757 11,737
自		客≢	€用す ↑たも	巨を	=	計	т	1,800	6,289	4,240	12,329	12,031	-	298	560,238	-	560,238	
		PJT V	1/2	ر0 ر	営	業	用	24	157	271	452	440	_	12	,	_	42,213	
	۲	け	ん引	車	自	家	用	3	163	10	176	175		1	644	_	644	
				-		計		27	320	281	628	615	-	13	42,857	-	42,857	
	ラ				営	業	用	19	116	182	317	310	-	7	9,512	-	9,512	286
		被广	ナん弓	車	自	家	用	4	3	9	16	14	-	2	1,683	-	1,683	84
番九	ッ					計		23	119	191	333	324	-	9	11,195	-	11,195	370
動					営	業	用	14	30	85	129	127	-	2	1,248	-	1,248	37
	ク	貨額	字兼月	車	自	家	用	1,528	3,483	1,614	6,625	6,445	-	180	147,520	-	147,520	7,371
						計		1,542	3,513	1,699	6,754	6,572	-	182	148,768	-	148,768	7,408
					営	業	用	294	1,556	2,597	4,447	4,292		155	378,373	-	378,373	,
			計		自	家	用	3,098	8,685	3,814	15,597	15,250		347	384,685	-	384,685	,
						計		3,392	10,241	6,411	20,044	19,542		502	763,058	-	763,058	,
車	バ	営	業	用	l .	投乗1		19	68	134	221	216		5	4,830	-	4,830	
-						乗合用		40	63	51	154	146		8	21,213	-	21,213	
	ス	自			<u>x</u>		用	80	248	144	472	453		19	18,649	-	18,649	
					営	業	用	139	379	329	847	815	-	32	44,692	_	44,692	1,715
	Ξ		論	ص ب	自自	家	用	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
	小	型	自動	車	-	計	т	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
					営	業	用	70	404	620	1,094	1,057	_	37	60,377	_	60,377	1,811
	特	種丿	用途	車	自	家	用	328	1,883			3,225	4	28	40,340	_	40,340	
						計		398	2,287			4,282		65	100,717	_	100,717	
					営	業	用	456	2,192			5,996		207	466,144	-	466,144	
	合			計	自	家	用	16,717	81,193		118,658	110,429	104	8,229	7,585,377	212,600	7,372,777	
						計		17,173	83,385	24,303	124,861	116,425	104	8,436	8,051,521	212,600	7,838,921	375,733
					営	業	用	-	-	4	4	4		-	-	-	-	-
	兀	輪	乗 用	車	自	家	用	4,300	379	73,324	78,003			5,784			3,163,704	
軽						計		4,300	379	73,328	78,007	72,223		5,784		201,000	3,163,704	
	_				営	業	用	18	1	245		242		22		-	12,072	
自	四	輪卜	・ラッ	ク	自	家	用	1,694	143	29,734		30,854		717	391,104	-	391,104	
					224	計		1,712	144	29,979	31,835	31,096	-	739	403,176	-	403,176	12,065
動	_		岭	<b>=</b>	営	業家	用田		-	-	-	-	-	-	=	-	=	-
	Ξ		輪	車	自	家 計	用	1 1	=	3	4	4		=	-	=	-	-
車					営	業	用	18	1	3 249	268	246		22	12,072	-	- 12,072	361
	合			計	自自	素家	用用	5,995	522		109,578			6,501		201 000	3,554,808	
	П			дΙ	🗖	計	713	6,013	523		109,846			6,523			3,566,880	
_					営	 業	用	474	2,193		6,471	6,242		229	478,216	_01,000	478,216	
	総		計	•	自	家	用	22,712	81,715		228,236	•			11,341,185	413.600	10,927,585	
						計	2	23,186	83,908		234,707				11,819,401		11,405,801	
											•					, -		

## (3) 自動車取得税の課税標準額段階別に関する調(新車)

	X			分		50万 以了 もの	⊽の∣	50 100	万円を超え 万円以下の	もの	100 150	万円を超え 万円以下の	もの	150 200	万円を超え 万円以下の	もの
						台	数	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額
		垂	普	通	車		8	4	3,112	156	416	594,082	28,291	3,220	5,924,733	274,348
		乗用車	小	型	車		7	2,082	1,960,205	78,422	19,967	25,090,307	1,127,744	10,922	18,558,282	882,573
	自	単		計			15	2,086	1,963,317	78,578	20,383	25,684,389	1,156,035	14,142	24,483,015	1,156,921
自	П	۲		車・被けん引  車を除いた			-	-	-	-	396	527,733	26,349	513	905,831	44,580
		=	け	ん引	車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動	N)	被	けん引	車		2	-	-	-	-	-	-	18	32,152	965
家	里刀		貨	客兼用	車		10	240	229,014	11,445	2,939	3,701,127	182,885	637	1,083,917	54,176
		ク		計			12	240	229,014	11,445	3,335	4,228,860	209,234	1,168	2,021,900	99,721
	車	バ			ス		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用	+	三	論の/	小型自動	加車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特	種	用途	車		20	7	4,943	247	90	127,147	6,356	36	61,995	2,951
			合	計			47	2,333	2,197,274	90,270	23,808	30,040,396	1,371,625	15,346	26,566,910	1,259,593
車	#⊅	四	輪	乗 用	車		42	20,380	18,070,698	493,440	20,326	23,235,122	677,035	118	202,922	5,858
	1	四	輪丨	トラッ	ク		435	11,774	9,355,034	279,869	1,959	2,112,280	62,734	13	21,809	106
	軽自動車	Ξ		輪	車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	_		合	計			477	32,154	27,425,732	773,309	22,285	25,347,402	739,769	131	224,731	5,964
		総		計			524	34,487	29,623,006	863,579	46,093	55,387,798	2,111,394	15,477	26,791,641	1,265,557

## (4) **自動車取得税の課税標準額段階別に関する調**(中古車)

	X	<u>.</u>		5	r)		50万円 以下の もの	50 70	万円を超え 万円以下の	もの	70 90	万円を超え 万円以下の	もの		万円を超え 万円以下の:	もの
							台 数	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額
		垂	普	ij	<b></b>	車	32,049	1,263	750,190	37,098	911	725,164	35,513	636	633,043	31,130
		乗用車	小	西	빝	車	54,599	1,871	1,095,786	47,379	1,024	799,240	35,262	378	374,419	17,515
	_	単		言			86,648	3,134	1,845,976	84,477	1,935	1,524,404	70,775	1,014	1,007,462	48,645
自	自	<b> </b>	けん引 客兼用	車・被  車を隙	けん引! 針いたも	車・貨 5の	11,328	52	30,287	1,377	42	33,281	1,320	27	27,312	1,186
		9	け	h	引	車	452	1	644	32	2	1,733	52	1	935	28
	動	ッ	被	けん	ᆝ	車	324	2	1,200	49	-	-	-	5	5,207	177
家	当儿		貨	客兼	東用	車	6,343	89	52,742	2,609	33	26,888	1,343	30	30,436	1,521
		ク		青	†		18,447	144	84,873	4,067	77	61,902	2,715	63	63,890	2,912
	車	バ				ス	701	9	5,886	281	10	8,290	315	1	932	47
用	-	三	論の	小型	自動	車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特	種	用	途	車	3,700	15	8,748	323	6	4,701	171	12	11,644	427
			合		計		109,496	3,302	1,945,483	89,148	2,028	1,599,297	73,976	1,090	1,083,928	52,031
車	±7	匹	輪	乗	用	車	70,208	5,333	3,025,626	85,076	447	334,889	9,728	3	2,893	78
	<b>駐</b> 自	四	輪	トラ	ッツ	ク	30,960	736	399,872	11,966	-	-	-	1	1,080	32
	軽自動車	Ε		輪		車	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			合		計		101,172	6,069	3,425,498	97,042	447	334,889	9,728	4	3,973	110
		総		計			210,668	9,371	5,370,981	186,190	2,475	1,934,186	83,704	1,094	1,087,901	52,141

(単位:千円)

										(里	<u> 位:十円)</u>
200 250	0 万円を超え 0 万円以下の=	もの	250 300	万円を超え 万円以下のも	5 <b>0</b>	300	万円を超える	もの	·	合 i	計
台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額
5,676	12,749,346	594,823	4,862	13,231,738	638,587	4,557	19,153,914	918,186	18,735	51,656,925	2,454,391
3,272	7,150,513	330,317	377	989,446	47,546	10	34,480	1,645	36,630	53,783,233	2,468,247
8,948	19,899,859	925,140	5,239	14,221,184	686,133	4,567	19,188,394	919,831	55,365	105,440,158	4,922,638
652	1,416,179	69,949	310	864,431	40,798	2,684	17,919,832	691,118	4,555	21,634,006	872,794
-	-	-	-	-	-	168	2,325,773	66,238	168	2,325,773	66,238
8	18,600	558	22	65,217	2,013	114	526,718	16,142	162	642,687	19,678
1,010	2,183,128	106,548	259	670,668	33,371	70	271,568	13,333	5,155	8,139,422	401,758
1,670	3,617,907	177,055	591	1,600,316	76,182	3,036	21,043,891	786,831	10,040	32,741,888	1,360,468
14	33,899	1,695	30	79,382	3,915	203	2,375,471	81,781	247	2,488,752	87,391
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	148,720	7,064	130	360,272	17,326	783	5,265,385	206,141	1,112	5,968,462	240,085
10,698	3 23,700,385	1,110,954	5,990	16,261,154	783,556	8,589	47,873,141	1,994,584	66,764	146,639,260	6,610,582
3	6,139	184	-	-	-	-	-	-	40,827	41,514,881	1,176,517
-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,746	11,489,123	342,709
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	6,139	184	-	-	-	-	-	-	54,573	53,004,004	1,519,226
10,701	23,706,524	1,111,138	5,990	16,261,154	783,556	8,589	47,873,141	1,994,584	121,337	199,643,264	8,129,808

(単位:千円)

11( 13(	) 万円を超え ) 万円以下の=	もの	130 150	万円を超え 万円以下のも	50 B	150	万円を超える	もの	ŕ	合	計
台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額
467	555,800	27,295	377	525,182	25,934	679	1,388,505	68,494	4,333	4,577,884	225,464
143	168,939	8,031	69	96,472	4,537	19	30,314	1,433	3,504	2,565,170	114,157
610	724,739	35,326	446	621,654	30,471	698	1,418,819	69,927	7,837	7,143,054	339,621
18	21,859	851	14	19,675	927	145	427,824	15,833	298	560,238	21,494
-	-	-	1	1,486	45	8	38,059	1,142	13	42,857	1,299
-	-	-	-	-	-	2	4,788	144	9	11,195	370
18	21,089	1,054	8	11,219	561	4	6,394	320	182	148,768	7,408
36	42,948	1,905	23	32,380	1,533	159	477,065	17,439	502	763,058	30,571
1	1,181	59	5	6,954	264	6	21,449	749	32	44,692	1,715
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	5,935	274	6	8,427	338	21	61,262	2,293	65	100,717	3,826
652	774,803	37,564	480	669,415	32,606	884	1,978,595	90,408	8,436	8,051,521	375,733
1	1,296	39	-	-	-	-	-	-	5,784	3,364,704	94,921
2	2,224	67	-	-	-	-	-	-	739	403,176	12,065
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	3,520	106	-	-	-	-	-	-	6,523	3,767,880	106,986
655	778,323	37,670	480	669,415	32,606	884	1,978,595	90,408	14,959	11,819,401	482,719

#### (5) 自動車取得税交付金の交付額調 (市町村別)

	市町村名		交付額合計		市町村名		交付額合計
			(千円)				(千円)
県		計	5,741,000	田	上	町	42,308
市		計	5,221,588	冏	賀	町	55,933
郡		計	519,412	出	雲 崎	町	18,142
				Ш		町	17,862
新	潟	市	1,401,226	湯	沢	囲丁	34,393
長	岡	市	678,080	津	南	町	41,088
上	越	市	562,385	ΧIJ	聚	村	18,209
Ξ	条	市	218,241	関	Ш	村	45,580
柏	崎	市	212,707	荒	Ш	囲丁	35,423
新	発 田	市	230,581	神	林	村	59,090
小	千 谷	市	88,615	朝	日	村	53,401
加	茂	市	66,667	Щ	北	囲丁	21,270
+	日 町	市	205,452	粟	島浦	村	2,312
見	附寸	市	82,744				
村	上	市	52,090				
燕		市	198,490				
糸	魚 川	市	125,481				
妙	高	市	131,290				
五	泉	市	123,386				
佐	渡	市	285,373				
冏	賀 野	市	126,247				
魚	沼	市	164,807				
南	魚 沼	市	185,811				
胎	内	市	81,915				
聖	籠	囲丁	42,713				
弥	彦	村	31,688				

19 軽 油

## (1) **軽油引取税の調定状況調** (事務所等別)

事系	务所等	宇名	X	5	ने	項	目	総引渡数量	非課税又は課税 免除の数量 (B)	差 し 引 き (A) - (B) (C)
			納	λ	申	告	分	165,576,551.770	6,499,241.190	159,077,310.580
新	発	田	納	付	申	告	分	1,464,398.030	306,502.600	1,157,895.430
			普	通	徴	収	分	-	-	-
				小		計		167,040,949.800	6,805,743.790	160,235,206.010
			納	入	申	告	分	1,066,456,832.340	581,055,738.910	485,401,093.430
新		澙	納	付	申	告	分	1,168,948.490	507,472.790	661,475.700
			普	通	徴	収	分	-	-	-
				小		計		1,067,625,780.830	581,563,211.700	486,062,569.130
			納	入	申	告 	分 	143,486,876.670	37,783,219.990	105,703,656.680
長		岡	納	付	申	告	分	924,954.328	60,812.930	864,141.398
			普	通	徴	収	分	-	-	-
				小.		計		144,411,830.998	37,844,032.920	106,567,798.078
			納	入 	申	告 	分 	64,051,285.070	4,399,510.990	59,651,774.080
南	魚	沼	納	付	申	告	分	71,067.600	8,980.461	62,087.139
			普	通	徴	収	分	-	-	-
				<u>小</u>		計		64,122,352.670	4,408,491.451	59,713,861.219
			納	入	申	告	分	169,498,554.700	43,276,350.840	126,222,203.860
上		越	納	付	申	告	分	5,286,381.360	4,610,787.160	675,594.200
			普	通	徴	収	分	-	-	-
			/-±	小	_	計		174,784,936.060	47,887,138.000	126,897,798.060
			納	入 (+	申	告生	分八	1,613,822.090	341,577.000	1,272,245.090
佐		渡	納普	付 通	申徴	告 収	分 分	22,880.340		22,880.340
					1±X		'n	4 020 702 420	244 577 000	4 205 425 420
			納	小 入	申	計 <b>告</b>	分	1,636,702.430	341,577.000	1,295,125.430
			納納	付	申	告	分	1,610,683,922.640	673,355,638.920	937,328,283.720
	計		船 普	נין 通	田 徴	口収	分	8,938,630.148	5,494,555.941	3,444,074.207
			百	合	眩	計		1,619,622,552.788	678,850,194.861	940,772,357.927

<sup>(</sup>注) この調は現年課税分である。

# 引 取 税

(F) <b>のうち更正・決定額</b> (G)	調 定 税 額 (F)	課税標準量 (C) - (D) (E)	欠 減 量 (D)
	5,055,317,780	157,486,537.430	1,590,773.150
29,982,04	37,168,373	1,157,895.430	-
53,47	53,478	1,666.000	-
30,035,52	5,092,539,631	158,646,098.860	1,590,773.150
123,97	15,439,349,373	480,976,627.388	4,424,466.042
4,123,27	21,233,158	661,475.700	-
44,20	44,201	1,377.000	-
4,291,44	15,460,626,732	481,639,480.088	4,424,466.042
15,88	3,359,156,291	104,646,619.990	1,057,036.690
895,35	27,738,547	864,141.398	-
12,83	12,839	399.980	-
924,08	3,386,907,677	105,511,161.368	1,057,036.690
	1,895,704,244	59,056,208.320	595,565.760
158,83	1,992,968	62,087.139	-
32	321	10.000	-
159,15	1,897,697,533	59,118,305.459	595,565.760
	4,011,235,989	124,960,625.767	1,261,578.093
973,04	21,686,503	675,594.200	-
7,06	7,062	220.000	-
980,10	4,032,929,554	125,636,439.967	1,261,578.093
	40,430,671	1,259,522.636	12,722.454
	734,450	22,880.340	-
	0.000	0.000	-
	41,165,121	1,282,402.976	12,722.454
139,86	29,801,194,348	928,386,141.531	8,942,142.189
36,132,54	110,553,999	3,444,074.207	-
117,90	117,901	3,672.980	-
	29,911,866,248	931,833,888.718	8,942,142.189

#### (2) **軽油引取税の課税免除等の状況調**(納入申告分)

		☑分	元売・特約業者 間等の引渡数量	課税済軽油等 (法700		免税軽油数量 (法700条の 6)	合衆国軍隊へ	計
事務	所等		(法700条の3)	輸 出	課税済	(Á)	の引渡数量	
新	発	田			4,577,434.19	1,921,807.00		6,499,241.19
新		澙	439,777,187.00	113,000.00	72,528,921.74	68,613,140.17	23,490.00	581,055,738.91
長		岡			35,638,207.87	2,145,012.12		37,783,219.99
南	魚	沼	432,000.00		2,992,031.68	975,479.31		4,399,510.99
上		越	30,090,740.00		8,588,889.84	4,596,721.00		43,276,350.84
佐		渡			41,507.00	300,070.00		341,577.00
	計		470,299,927.00	113,000.00	124,366,992.32	78,552,229.60	23,490.00	673,355,638.92

<sup>(</sup>注) 本表は、(1)表の(B)欄の納入申告分の内訳である。

		☑分						(	A)	欄	内		訳
事務	所等		セメント製品	港湾運送	倉 庫	貨	物	廃棄物処理	木 材	加工	木	材市	「場
新	発	田	92,970.00	11,600.00	7,200.00			31,102.00					
新		澙	230,590.00	1,254,471.20	437,419.30		4,800.00	65,300.00	278	3,710.00		33,17	0.00
長		岡	99,997.00		914.00			87,008.00	22	2,590.00			
南	魚	沼	1,400.00	21,400.00	8,200.00								
上		越	800.00	219,269.00					1	,400.00			
佐		渡											
	計		425,757.00	1,506,740.20	453,733.30		4,800.00	183,410.00	302	2,700.00		33,17	0.00

(単位:リットル)

	(A)	欄	内 訳	(免 税 軽	油数量)		
漁業	漁業以外の船舶	航路標識等	鉄道・軌道	農業	林  業	鉱物掘採	とび土エ
116,630.00	334,270.00			204,539.00	11,870.00	1,014,250.00	14,778.00
9,417,009.00	13,342,152.00	41,530.00	5,305,410.00	8,306,112.67	10,950.00	2,334,849.00	249,850.00
128,885.41	279,740.71		154,330.00	425,999.00		484,899.00	76,689.00
406,150.00	5,398.00			11,330.00		222,000.00	4,865.00
265,600.00	205,000.00		92,530.00	95,450.00	26,000.00	3,359,200.00	47,820.00
4,360.00	56,200.00			9,590.00		229,920.00	
10,338,634.41	14,222,760.71	41,530.00	5,552,270.00	9,053,020.67	48,820.00	7,645,118.00	394,002.00

(免 税 輔	圣油数量	量)					
航空運輸	電気供給	石油製品	バークたい肥	索道	生コン製造	ゴルフ場	合 計
				75,098.00		7,500.00	1,921,807.00
50,880.00	180,000.00	26,000,693.00	27,600.00	1,033,944.00		7,700.00	68,613,140.17
				377,160.00		6,800.00	2,145,012.12
				291,276.31		3,460.00	975,479.31
				279,652.00		4,000.00	4,596,721.00
							300,070.00
50,880.00	180,000.00	26,000,693.00	27,600.00	2,057,130.31	0.00	29,460.00	78,552,229.60

#### (3) 更正・決定状況調

	事務所等名		新	発 田		新	潟		長	岡
区分	項目	義務 者数	調定件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額
納	入申告分				1	5	123,975	1	1	15,889
	元・特の燃料炭 化水素油販売									
	販売店の燃料炭 化水素油販売	2	34	2,767,975	4	2	122,111			
٨	軽油以外の自動 車燃料消費				2	26	19,292	1	1	298
納	特別徴収義務者 の消滅									
付申	自己消費							1	1	963
告	免税軽油譲渡	1	2	1,364	9	9	872,734			
分	免税軽油の用途 外消費				5	26	14,113	4	485	885,424
71	特徴者以外の自 己消費	1	27	23,164	1	1	4,494			
	輸入軽油譲渡									
	小 計	4	63	2,792,503	21	64	1,032,744	6	487	886,685
普	通徴収分	2	2	53,478	3	5	4,421	4	4	12,839
	合 計	6	65	2,845,981	25	74	1,161,140	11	492	915,413

<sup>(</sup>注) 本表は、(1)表の(G)欄の内訳である。

	南	 魚 沼		上	 越		佐			合	 計
義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額
									2	6	139,864
									0	0	0
									6	36	2,890,086
1	4	3,212	3	3	9,469				7	34	32,271
									0	0	0
									1	1	963
1	1	6,741	5	5	928,491				16	17	1,809,330
3	6	53,993	2	2	3,585				14	519	957,115
4	1	67,884							6	29	95,542
									0	0	0
9	12	131,830	10	10	941,545	0	0	0	50	636	5,785,307
1	1	321	2	2	762				14	14	71,821
10	13	132,151	12	12	942,307	0	0	0	66	656	5,996,992

# 20 減 免 申 請 等 の

#### (1) 申請の処理区分

区分		減	免	申	請					処
		以前に申請 っ た も の		要中に申請った もの		計		の取下げを た も の		の許可を かったもの
科目	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法人県民税	2	13,300	134	1,616,400	136	1,629,700	-	-	-	-
個人事業税	-	-	2	70,500	2	70,500	-	-	-	-
不動産取得税	-	-	1,907	418,259,200	1,907	418,259,200	-	-	16	2,918,400
自動車税	-	-	18,354	672,185,100	18,354	672,185,100	1	23,000	299	12,001,300
自動車取得稅	-	-	1,514	140,848,600	1,514	140,848,600	2	62,400	) -	-
延 滞 金	-	-	23	7,303,046	23	7,303,046	-	-	1	8,500
合 計	2	13,300	21,934	1,240,282,846	21,936	1,240,296,146	3	85,400	316	14,928,200

#### (2) 減免等の理由別内訳

	区分	地		震	火		災	風	水	害	開	発 公	社	開放	型病	院等	都市	再開発	Ě等
科	目	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額
法人	県民税	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
個人	事業税	1	10	,000	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
不動	産取得税	1,620	225,511	,200	36	3,214	,600	57	5,2	29,400	-		-	-		-	-		-
自 動	加車 税	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
自動車	車取得税	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
	計	1,621	225,521	,200	36	3,214	,600	57	5,2	29,400	-		-	-		-	-		-
延	滞 金	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
合	計	1,621	225,521	,200	36	3,214	,600	57	5,2	29,400	-		-	-		-	-		-

	区分	の用	i公共[ iに供 in 産 f	した	<del>そ</del> 知	の 事 協	他認識	身似戦		害者病者	日本	赤十	字社	構造	造 変	更車	社法	<del>会</del>	福 祉 、等
科目	■ \	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額
法人员	県民税	-		-	3		60,000	-		-	-		-	-		-	-		-
個人	事業 税	-		-	1	;	30,000	-		-	-		-	-		-	-		-
不動産	取得税	1		7,700	7	4,6	81,100	-		-	-		-	-		-	-		-
自 動	車 税	-		-	-		-	13,85	525	5,895,400	) -		-	1,878	51,7	729,100	265	8	,970,200
自動車	取得税	-		-	-		-	1,17	89	9,543,900	) 5	2,7	753,600	278	41,3	353,500	-		-
言	計	1		7,700	11	4,7	71,100	15,02	6 615	5,439,300	) 5	2,7	753,600	2,156	93,0	082,600	265	8	,970,200
延	滞金	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
合	計	1		7,700	11	4,7	71,100	15,02	6 615	5,439,300	) 5	2,	753,600	2,156	93,0	082,600	265	8	,970,200

# 処 理 状 況 調

												(単位:円)_
理	済					受理7	から決定 期	まで 間				区分
	一 部	3 減 〔	免	全音	部 減 免	15 日 以内の も の	530日までの	31 日 以上の も の	未	処	理	
件数	当初の税額	減 免 額	減免後の 税 額	件数	減 免 額	件数	件数	件数	件数	税	額	科目
-	-	-	-	136	1,629,700	52	37	47	-		-	法人県民税
1	60,500	30,000	30,500	1	10,000	2	-	-	-		-	個人事業税
664	247,403,400	104,023,200	143,380,200	1,227	167,937,400	1,882	17	8	-		-	不動産取得税
1,670	64,394,200	16,349,300	48,044,900	16,384	595,766,600	16,339	1,207	807	-		-	自 動 車 税
53	7,929,800	794,600	7,135,200	1,459	132,856,400	1,503	-	-	-		-	自動車取得税
12	7,083,400	3,077,800	4,005,600	28	433,146	23	-	-	-		-	延 滞 金
2,400	326,871,300	124,274,900	202,596,400	19,235	898,633,246	19,801	1,261	862	-		-	合 計

																(単1	立:円)
補	助	金	公 [	民 館	等	公 益 地 縁 N	法 団 P	人 · 体 · O	^		団体等 の 譲 渡	非公代	: 共 替 耳	事業以得	X į	画	整 理
件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税	額
-		-	-	•	-	133	1	,569,700	-		-	-		-	-		-
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
13	5,4	172,900	107	12,6	07,400	2		890,100	13	2	2,080,400	6	;	337,800	29	11,9	928,000
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
13	5,4	172,900	107	12,6	07,400	135	2	,459,800	13	2	2,080,400	6	;	337,800	29	11,9	28,000
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
13	5,4	472,900	107	12,6	07,400	135	2	,459,800	13	2	2,080,400	6		337,800	29	11,9	928,000

生活	路線バス	廃止	路線バス	商品「	中古自動車		車運転免許	そ	Ø	他		計	
						技能	试験提供車						
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税	額	件数	税	額
_	-	-	-	-	-	-	-	-		-	136	1,62	29,700
-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	2	4	10,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	1,891	271,96	60,600
179	4,432,500	186	3,935,000	1,670	16,349,300	26	804,400	-		-	18,054	612,11	5,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	1,459	133,65	51,000
179	4,432,500	186	3,935,000	1,670	16,349,300	26	804,400	-		-	21,542	1,019,39	7,200
-	-	-	-	-	-	-	-	40	3,510	946	40	3,51	0,946
179	4,432,500	186	3,935,000	1,670	16,349,300	26	804,400	40	3,510	,946	21,582	1,022,90	08,146

## 21 工場誘致条例等による減免額調

区分	低工法等に基づ	く地方交付税の基	基準財政収入額の	控除の対象とな	る減免額 (千円)	その他の 減 免 額
税目	低工法	新産法	過 疎 法	農工法	離島法	その他のもの
個人事業税	-	-	-	-	-	45
法人事業税	91,692	-	19,285	130,317	34,651	151,724
不動産取得税	-	-	29,510	37,848	2,367	80,591
固定資産税 (特例分)	-	-	-	-	-	-
合 計	91,692	-	48,795	168,165	32,535	232,360

### 22 不服申立ての処理状況調

区分	要	処耳	理 件	数			処	理	済 件	数		± 50 TE
税目	前年度からの繰起	本登発	年度生	合 討	- 却	下棄	却	一部取消	全部取消	取下	合 計	未処理 件 数
法 人 県 民 税 及 び 事 業 税	1		-	1		-	-	-	-	-	0	1
不動産取得税	5		8	13		-	7	3	-	1	11	2
軽油引取税	-		1	1		-	-	-	-	-	0	1
自動車税	-		-	0		-	-	-	-	-	0	0
個 人 事 業 税	-		3	3		-	2	-	-	1	3	0
徵    以	-		2	2		-	-	-	-	-	0	2
合 計	6		14	20		0	9	3	0	2	14	6

# 第4 徴収に関する調

- 1 滞納整理状況調
- 2 督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調
- 3 滞納額に対する処置状況調
- 4 徴収猶予処理状況調
- 5 滞納処分の停止状況調 (税目別)
- 6 過誤納金等の還付充当状況調
- 7 不納欠損理由別処理状況調

# 1 滞 納 整

	E /	調定	額	期	限内山	又 入 額	
	区分	件 数	税額	件数	左 の う ち 証紙徴収に 係 る も の	税額	左 の う ち 証紙徴収に 係 る も の
	法人県民税	72,897	14,961,075	65,624	-	14,614,698	-
	法 人 事 業 税	37,686	77,444,029	34,369	-	76,211,899	-
現	個 人 事 業 税	32,938	2,516,713	24,709	-	2,019,932	-
年	不動産取得税	33,566	7,321,008	28,038	-	6,385,792	-
課	自 動 車 税	1,083,290	35,439,580	781,162	70,741	24,740,804	1,279,605
税	自動車取得税	136,296	8,612,527	136,296	136,296	8,612,527	8,612,527
分	軽油 引取税	4,001	29,911,866	3,760	-	29,470,719	-
	その他の県税	29,668	15,186,623	29,253	-	15,132,139	-
	計 (A)	1,430,342	191,393,421	1,103,211	207,037	177,188,510	9,892,132
滞	納繰 越分(B)	9,952	1,636,391	-	-	-	-
	合 計 (A) + (B)	1,440,294	193,029,812	1,103,211	207,037	177,188,510	9,892,132

(単位:千円)

	区分	滞納額 ち整理 差押律 滞納処:	型済額 数収	収 入	計 +	<i>0</i> . 還付	) う ち 未済額	欠損タ	処 分	整理。	F済額 + -
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	法人県民税	34	1,336	72,602	14,947,828	-	409	23	1,507	272	12,149
	法 人 事 業 税	21	2,961	37,561	77,371,934	-	2,569	12	6,462	113	68,202
現	個 人 事 業 税	54	2,940	32,699	2,480,895	-	10	-	-	239	35,828
年	不動産取得税	30	3,031	33,291	7,185,064	1	5	1	119	275	135,830
課	自 動 車 税	1,206	50,610	1,081,749	35,380,675	-	872	62	2,054	1,479	57,723
税	自動車取得税	-	-	136,296	8,612,527	-	-	-	-	-	-
分	軽油 引取税	1	867	3,982	29,616,618	-	-	-	-	19	295,248
	その他の県税	-	-	29,662	15,183,734	-	-	-	-	6	2,889
	計 (A)	1,346	61,745	1,427,842	190,779,275	1	3,865	98	10,142	2,403	607,869
滞	納繰越分(B)	367	34,250	2,076	268,754	-	17	1,124	73,305	6,752	1,294,349
	合 計 (A) + (B)	1,713	95,995	1,429,918	191,048,029	1	3,882	1,222	83,447	9,155	1,902,218

### 理 状 況 調

		 滞 納	額			滞納	額のう	うち整理源	音 額	
			_			任意	数 収		差押律	<b>女</b> 4 又
	件数	左 の う ち 徴収猶予等	税額	左 の う ち 徴収猶予等	件数	左 の う ち 徴収猶予等	税額	左 の う ち 徴収猶予等	任意:	納税
L	T 女X	に係るもの	竹兀 合具	に係るもの	1十 奴	は、低るもの	作儿 合具	低係るもの	件数	税額
	7,273	-	346,377	-	6,938	-	331,632	-	6	162
	3,317	-	1,232,130	-	3,169	-	1,157,025	-	2	49
	8,229	-	496,781	-	7,921	-	456,638	-	15	1,385
	5,528	29	935,216	50,176	5,201	3	792,678	397	22	3,563
	302,128	-	10,698,776	-	298,926	-	10,574,193	-	455	15,068
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	241	8	441,147	286,349	221	3	136,538	1,459	-	8,494
	415	-	54,484	-	409	-	51,276	-	-	319
	327,131	37	14,204,911	336,525	322,785	6	13,499,980	1,856	500	29,040
	9,952	12	1,636,391	58,992	1,471	-	198,264	-	238	36,240
	337,083	49	15,841,302	395,517	324,256	6	13,698,244	1,856	738	65,280

- (注) 1 個人県民税均等割・所得割及び地方消費税を除く。
  - 2 「納期内収入 」欄は充当及び徴収猶予に係るものを除いた数値を示す。
  - 3 「任意徴収」」欄は納期限後、差押前までに納税者等が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。
  - 4 「任意納税」欄は差押済のもので、納税者が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。
  - 5 「滞納処分徴収」欄は、公売処分によるものを示し、交付要求又は参加差押により配当を受けた場合で税額に充当したものを含む。
  - 6 滞納繰越分については、3月31日現在の状況による。
  - 7 徴収猶予の期間内に収入されたものは、「任意徴収 」欄に含む。

### 2 督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調

区 分 税 目	現年分督促状発付 件 数 (A)	繰越分督促状発付 件 数 (B)	処 分 票 作 成 枚 数
法 人 県 民 税	2,448	-	1,964
個 人 事 業 税	5,482	3	3,483
法 人 事 業 税	1,501	-	2,749
不動産取得税	(365) 3,663	-	2,441
ゴ ル フ 場 利 用 税	32	-	26
自 動 車 税	149,888	1	49,015
鉱 区 税	4	-	3
軽油 引取税	139	-	133
特別地方消費税	-	-	-
自動車取得税	-	-	-
計	(365) 163,157	4	59,814

- (注) 1 個人県民税を除く。
  - 2 督促状の発付欄については、平成18年度(18.4.1~19.3.31)中において発付したものを示す。
  - 3 () 書きは連帯納税義務者等に対するもので、外書きである。
  - 4 滞納処分票の作成枚数は、現年課税と滞納繰越分の合計枚数であり、前年度から繰越した枚数を含んでいる。

### 3 滞 納 額 に 対

	✓ 🗵	分	滞	納 分	財産	差押中	換個	猶	予 中	徴収	猶 予 中	滞納	処分の停止	徴収	嘱託中
税	<u> </u>	\	件数	税 額	件数	税 額	件数	税	額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	法人県目	₹税	272	12,149,082	6	634,229	-		-	-	-	-	-	-	-
	個人事業	€ 税	239	35,827,395	13	1,125,900	-		-	-	-	4	92,700	-	-
現	法人事第	€税	113	68,201,988	2	8,068,484	-		-	-	-	-	-	-	-
年	不動産取行	导税	275	135,830,700	19	20,537,837	-		-	26	50,175,500	2	220800	-	-
課	ゴルフ場利	用税	5	2,845,118	5	2,845,118	-		-	-	-	-	-	-	-
杯	自動車	税	1,479	57,723,091	57	2,167,892	-		-	6	219,400	85	3,629,113	-	-
税	鉱区	税	1	43,600	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
分	自動車取行	导税	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
,,	軽油引耳	又税	19	295,248,366	2	7,236,493	-		-	5	286,348,705	-	-	-	-
	計		2,403	607,869,340	104	42,615,953	-		-	37	336,743,605	91	3,942,613	-	-
滞	納繰越	分	6,752	1,294,348,803	601	276,847,978	-		-	653	59,026,960	2,519	165,774,842	-	-
小		計	9,155	1,902,218,143	705	319,463,931	( )		( )	690	395,770,565	2,610	169,717,455	-	
		現	33,086	509,784,197	267	6,104,556				20	841,852	112	1,254,447	-	_
個。	人県民税。	繰	53,772	1,348,186,825	2,020	126,252,985				24	529,688	3,018	114,747,669	-	-
		計	86,858	1,857,971,022	2,287	132,357,541				44	1,371,540	3,130	116,002,116	-	-
合		計	-	3,760,189,165	-	451,821,472				-	397,142,105	-	285,719,571	-	-

- (注) 1 換価猶予中の ( ) 書きは差押中である。
  - 2 法令等措置不可の() 書きは、不動産の生前贈与に係る納期限の延長中のもので、内書きである。
  - 3 個人県民税の件数は人員数。

## する処置状況調

(単位:円)

														(+1	<u> </u>	٦,
交付	寸要 求 中	参 加	差 押 中	法令	等措置不可	有価語	証券受託中	納利	说誓 約 中	未	達収入	住(居)	所、財産等調査中	そ	の	他
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税	額
10	713,900	-	-	-	-	8	427,000	13	709,600	3	130,800	232	9,533,553	-		-
7	463,100	9	9,398,800	-	-	5	903,200	13	2,339,100	-	-	188	21,504,595	-		-
4	299,200	-	-	-	-	1	42,500	18	6,501,200	3	9,200	85	53,281,404	-		-
2	209,600	11	16,349,000	-	-	8	1,967,000	24	5,329,000	-	-	183	41,041,963	-		-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
14	558,800	-	-	-	-	-	-	32	1,147,432	7	192,000	1,278	49,808,454	-		-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	43,600	-		-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1,663,168	-		-
37	2,244,600	20	25,747,800	-	-	22	3,339,700	100	16,026,332	13	332,000	1,979	176,876,737	-		-
120	24,810,240	89	11,969,063	(5) 6	(183,790) 250,290	3	116,626	340	463,879,249	7	181,303	2,414	291,492,252	-		-
157	27,054,840	109	37,716,863	(5) 6	(183,790) 250,290	25	3,456,326	440	479,905,581	20	513,303	4,393	468,368,989	-		-
		237	4,111,988	_	-	13	1,147,632	_	-	_	-	32,437	480,195,589	_		_
		1,164	87,071,227	-	-	15	1,795,138	_	-	_	_	47,531	1,012,339,363	_		_
		1,401	91,183,215	_	_	28	2,942,770	_	_	_	_	79,968	1,492,534,952	_		_
			155,954,918	-	250,290	-	6,399,096	-	479,905,581	-	513,303	-	1,960,903,941	-		-

<sup>4</sup> 個人県民税及び合計について、徴収猶予中の額には換価猶予中を含み、参加差押中の額には交付要求中を含む。

<sup>5</sup> 個人県民税及び合計について、住(居)所、財産等調査中には、徴収嘱託中、法令等措置不可、納税誓約中、未達収入及びその他を含む。

# 4 徴 収 猶 予

#### (1) 該当条項別

			前任日	<b>きから繰越</b>		ži	<u></u>	予 申	į	請		
[	X	分	した行	受がら繰越 数収猶予中 額 (A)	予の	度に猶 申請の た額(B)		度中に猶予の のあった額(C)	(B) +	計 + (C) (D)		ついて許可図) した額図
			件数	税 額	件数	税額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法	第 15 条	該 当	8	3,203,100	-	-	17	559,300	17	559,300	17	559,300
法	第 15 条の	法 人 県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	該 当	法 人 事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	法第73条 の 25 等	現 年課税分	-	-	-	-	39	53,615,700	39	53,615,700	37	53,246,400
不動産取得税	該当に係 る も の	滞 納 繰越分	20	33,273,200	-	101,200	-	-	-	101,200	-	101,200
取得税	本法附則第 12 条	現 年課税分	-	-	-	-	6	364,300	6	364,300	6	351,200
176	該当に係 る も の	滞 納 繰越分	742	46,320,610	-	-	-	-	-	-	-	-
法系	第 700 条 0 る 軽 油 引	) 21 に   取 税	-	-	-	-	717	15,177,538,358	717	15,177,538,358	717	15,177,538,358
	第 699 条の 14 係る自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	去第122条の2 る料理飲食等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧流に	去第 122 条の 系る特別地方	)2 該当 前費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計		770	82,796,910	-	101,200	779	15,232,077,658	779	15,232,178,858	777	15,231,796,458

#### (2) 事務所別

			前任日	 度から繰越		ði	 ğ	予 申	İ	 青		
事系	条所	☑ 分		受いる深趣 徴収猶予中 額 (A)	予の	度に猶 申請の た額®		度中に猶予の のあった額♡	(B) -	計 + (C) (D)		ついて許可   別) した額(E)
J - J.			件数	税 額	件数	税額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
村		上	107	4,335,500	-	-	-	=	-	=	-	- ]
新	発	田	106	7,331,420	-	-	50	2,910,553,662	50	2,910,553,662	50	2,910,553,662
新		津	73	7,138,070	-	-	2	181,200	2	181,200	2	181,200
新		潟	128	40,241,380	-	101,200	464	6,958,086,307	464	6,958,187,507	464	6,958,187,507
Ξ		条	86	4,885,580	-	-	-	-	-	=	-	-
長		岡	119	10,254,710	-	-	161	442,998,807	161	442,998,807	161	442,998,807
南	魚	沼	11	3,144,310	-	-	14	1,535,408,063	14	1,535,408,063	12	1,535,038,763
+	日	町	5	231,140	-	-	-	-	-	=	-	-
柏		崎	-	=	-	-	-	-	-	=	-	-
上		越	26	1,542,530	-	-	87	3,384,835,019	87	3,384,835,019	87	3,384,821,919
糸	魚	Ш	5	121,620	-	-	-	-	-	=	-	-
佐		渡	104	3,570,650	-	-	1	14,600	1	14,600	1	14,600
	計		770	82,796,910	-	101,200	779	15,232,077,658	779	15,232,178,858	777	15,231,796,458

# 処 理 状 況 調

(単位:円)

(A)	計 + (E) (F)	(F)のう を取消	っち、徴収猶予 áした額 G	徴収猶 後調定	i予許可 (承認) ご減した額 ⑷	までの	ち、徴収猶予 ざ出納閉鎖期日 もので滞納に 程年度へ繰越し (I)	(F)のう期日期 の額	っち、出納閉鎖 見在徴収猶予中 (J)
件数	税 額	件数	税 額	件 数	税 額	件数	税 額	件数	税額
25	3,762,400	-	-	-	-	2	2,612,200	7	253,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	53,246,400	-	271,900	15	3,067,400	2	82,800	20	49,824,300
20	33,374,400	3	293,700	9	14,317,900	-	-	7	18,036,700
6	351,200	-	-	-	-	-	-	6	351,200
742	46,320,610	8	306,520	91	5,058,330	-	-	645	40,955,760
717	15,177,538,358	-	-	-	-	-	-	5	286,348,705
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,547	15,314,593,368	11	872,120	115	22,443,630	4	2,695,000	690	395,770,565

(単位:円)

(A)	計 + (E) (F)		っち、徴収猶予 áした額 (G)	徴収猶 後調定	予許可 (承認) 3減した額 (H)	までの	うち、徴収猶予 ド出納閉鎖期日 のもので滞納に 翌年度へ繰越し (I)	(F)のう 期日現 の額	っち、出納閉鎖 見在徴収猶予中 (J)
件数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
107	4,335,500	3	57,160	13	635,740	-	-	91	3,642,600
156	2,917,885,082	-	48,800	14	638,260	-	-	96	7,115,060
75	7,319,270	1	18,070	14	715,050	-	-	60	6,586,150
592	6,998,428,887	4	726,600	36	15,189,300	-	-	119	132,785,618
86	4,885,580	-	-	8	504,630	-	-	78	4,380,950
280	453,253,517	3	18,390	13	3,517,210	-	-	111	9,455,810
23	1,538,183,073	-	-	-	-	2	2,612,200	7	504,110
5	231,140	-	-	-	-	-	-	5	231,140
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
113	3,386,364,449	-	-	6	913,680	2	82,800	24	227,695,117
5	121,620	-	-	1	11,910	-	-	4	109,710
105	3,585,250	-	3,100	10	317,850	-	-	95	3,264,300
1,547	15,314,593,368	11	872,120	115	22,443,630	4	2,695,000	690	395,770,565

# 5 滞 納 処 分 の

区分					停	止後	の暑	星 動 丬	大況 (B	3)	 停		 止 中
		停	⊥L (A)	停	止	取	消	不	納	欠 扌	[ / A \		止 中 - (B)
税目		件数	税 額	件数	税		額	件数	税	į	頁 件数	税	額
	現	23	1,506,733	-			-	23		1,506,73	-		-
法人県民税	繰	96	2,626,201	-			-	91		2,442,5	1 5	5	183,690
	計	119	4,132,934	-			-	114		3,949,2	14	5	183,690
	現	4	92,700	-			-	-			- 4	1	92,700
個 人 事 業 税	繰	248	30,129,089	-			-	66		9,173,70	66 182	2	20,955,323
	計	252	30,221,789	-			-	66		9,173,7	186	6	21,048,023
	現	12	6,462,586	-			-	12		6,462,58	- 86		-
法人事業税	繰	16	6,602,591	-			-	16		6,602,59	- 1		-
	計	28	13,065,177	-			-	28	1	13,065,1	7 -		-
	現	3	339,300	-			-	1		118,50	00 2	2	220,800
不動産取得税	繰	118	35,355,136	-			-	49	2	22,109,0	69	)	13,246,085
	計	121	35,694,436	-			-	50	2	22,227,5	51 7	l	13,466,885
	現	-	-	-			-	-			-   -		-
ゴルフ場利用税	繰	-	-	-			-	-			-   -		-
	計	-	-	-			-	-			-   -		-
	現	149	5,757,482	2		74	,000	62		2,054,30	85	5	3,629,113
自動車税	繰	2,852	105,166,712	51		2,198	,247	831	2	29,927,6	1,970	)	73,040,826
	計	3,001	110,924,194	53		2,272	,247	893	3	31,982,0	2,055	5	76,669,939

<sup>(</sup>注)1 「不納欠損」には、滞納処分の停止中に時効が完成したことにより不納欠損処分したものを含む。

<sup>2</sup> 個人県民税の件数は、人員数。

# 停 止 状 況 調(税目別)

(単位:円)

						 ・止 後 の 昇	星動 4	大 況	(B)	(単位:)		
区分		停	IL (A)	停	止	取 消	不	納	欠 損	<b>停</b>   (A)	止 中 - (B)	
税目		件数	税 額	件数	税	額	件数	税	額	件数	税 額	
	現	-	-	-		-	-		-	-	-	
鉱 区 税	繰	12	350,400	-		-	-		-	12	350,400	
	計	12	350,400	-		-	-		-	12	350,400	
	現	-	-	-		-	-		-	-	-	
軽油引取税	繰	61	51,067,061	-		-	-		-	61	51,067,061	
	計	61	51,067,061	-		-	-		-	61	51,067,061	
	現	-	-	-		-	-		-	-	-	
料 理 飲 食 等 消   費   税	繰	17	904,887	-		-	-		-	17	904,887	
	計	17	904,887	-		-	-		-	17	904,887	
	現	-	-	-		-	-		-	-	-	
特別地方消費税	繰	274	9,076,487	-		-	71		3,049,917	203	6,026,570	
	計	274	9,076,487	-		-	71		3,049,917	203	6,026,570	
	現	191	14,158,801	2		74,000	98		10,142,188	91	3,942,613	
小 計	繰	3,694	241,278,564	51		2,198,247	1,124		73,305,475	2,519	165,774,842	
	計	3,885	255,437,365	53		2,272,247	1,222		83,447,663	2,610	169,717,455	
	現	177	2,297,849	-		-	65		1,043,402	112	1,254,447	
個人県民税	繰	6,010	215,205,539	135		7,091,098	2,857		93,366,772	3,018	114,747,669	
	計	6,187	217,503,388	135		7,091,098	2,922		94,410,174	3,130	116,002,116	
	現	-	16,456,650	-		74,000	-		11,185,590	-	5,197,060	
合 計	繰	-	456,484,103	-		9,289,345	-		166,672,247	-	280,522,511	
	計	-	472,940,753	-		9,363,345	-		177,857,837	-	285,719,571	

# 6 過 誤 納 金 等 の

			現	年 度 還	付 取	扱 額		
区分		還		·	額		未	還付額
税目		した額		もした額		計		
	件 数	金額	件数	金額	件 数	金 額	件数	金額
個 人 県 民 税	-	-	-	-	-	-	-	425,919
法人県民税	2,777	189,764,474	320	13,072,008	3,097	202,836,482	15	423,088
個 人 事 業 税	176	7,198,067	8	425,500	184	7,623,567	3	9,600
法人事業税	3,012	1,969,317,359	193	18,437,995	3,205	1,987,755,354	13	2,572,504
不動産取得税	2,275	210,916,756	20	2,840,000	2,295	213,756,756	2	5,185
ゴルフ場利用税	5	2,350	1	1,400	6	3,750	-	-
特別地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	66,469	1,048,130,545	1,316	29,645,959	67,785	1,077,776,504	24	872,700
鉱 区 税	9	216,300	-	-	9	216,300	-	-
軽油引取税	24	6,243,395	4	141,307	28	6,384,702	-	-
自動車取得税	24	1,463,100	-	-	24	1,463,100	-	-
県 た ば こ 税	28	553,557	-	-	28	553,557	-	-
利 子 割	143	52,985	1	10,218	144	63,203	-	-
配 当 割	2	41,906	-	-	2	41,906	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物税	3	1,685	-	-	3	1,685	-	-
計	74,947	3,433,902,479	1,863	64,574,387	76,810	3,498,476,866	57	4,308,996
税外収入	1,361	8,027,909	161	1,150,170	1,522	9,178,079	-	-
合 計	76,308	3,441,930,388	2,024	65,724,557	78,332	3,507,654,945	57	4,308,996

# 還 付 充 当 状 況 調

(単位:円)

		過	年 度 還	付 取	扱額		
	還	付 (充	当) した	額		未還付額	区分
還 付	けした額	充当	した額		計	小 返 门 競	税目
件数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件数 金額	
-	-	2	14,187,382	2	14,187,382	-	個人県民税
2,537	244,608,952	292	15,646,845	2,829	260,255,797		法人県民税
75	2,856,400	4	267,700	79	3,124,100		個人事業税
2,591	1,108,030,459	120	15,938,243	2,711	1,123,968,702	-	法人事業税
1,438	192,079,000	27	10,887,900	1,465	202,966,900		不動産取得税
-	-	1	11,000	1	11,000		ゴルフ場利用税
-	-	-	-	-	-		特別地方消費税
46	1,000,176	105	3,534,729	151	4,534,905		自動車税
4	18,700	-	-	4	18,700		鉱区税
34	26,291,093	-	-	34	26,291,093		軽油引取税
6	1,425,000	-	-	6	1,425,000		自動車取得税
1	747,874	-	-	1	747,874		県たばこ税
13,531	64,697,634	1,477	483,030	15,008	65,180,664		利 子 割
-	-	-	-	-	-		配当割
-	-	-	-	-	-		株式等譲渡所得割
-	-	-	-	-	-		産業廃棄物税
20,263	1,641,755,288	2,028	60,956,829	22,291	1,702,712,117		計
57	31,744,100	27	339,400	84	32,083,500		税外収入
20,320	1,673,499,388	2,055	61,296,229	22,375	1,734,795,617		合 計

## 7 不納欠損理由別処理状況調

(単位:円)

												(単位:円)
	B:	詩効完成に	基づく	くもの	滞如	処分の	法第	15 条の 7 第	5項	こよる消滅		
区分	滞約	処分の	左	以 外	停业経過	後3年	法人	の解散に	左	以 外	合	計
税目	停止	中のもの	တ	もの	除去	したもの	ょ	るもの	o O	もの		
	件数	税 額	件数	税額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法人県民税	-	-	-	-	1	20,000	71	2,832,258	42	1,096,986	114	3,949,244
事業税個人	13	955,963	-	-	50	7,854,138	-	-	3	363,665	66	9,173,766
事 業 税 法 人	-	-	-	-	-	-	23	12,857,189	5	207,988	28	13,065,177
不動産取得税	5	692,793	-	-	24	2,415,758	12	1,871,700	9	17,247,300	50	22,227,551
ゴルフ場利用税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	221	8,460,896	-	-	431	15,827,204	146	4,626,168	95	3,067,740	893	31,982,008
鉱 区 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油 引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 に よ る 税 料理飲食等消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 に よ る 税 特別地方消費税	21	546,066	-	-	50	2,503,851	-	-	-	-	71	3,049,917
小計	260	10,655,718	-	-	556	28,620,951	252	22,187,315	154	21,983,679	1,222	83,447,663
個 人 県 民 税	1,731	45,819,668	4,599	72,703,775	773	30,074,148			429	18,516,358	7,532	167,113,949
合 計	-	56,475,386	-	72,703,775	-	58,695,099			-	62,687,352	-	250,561,612

<sup>(</sup>注) 1 個人県民税の件数は、人員数。

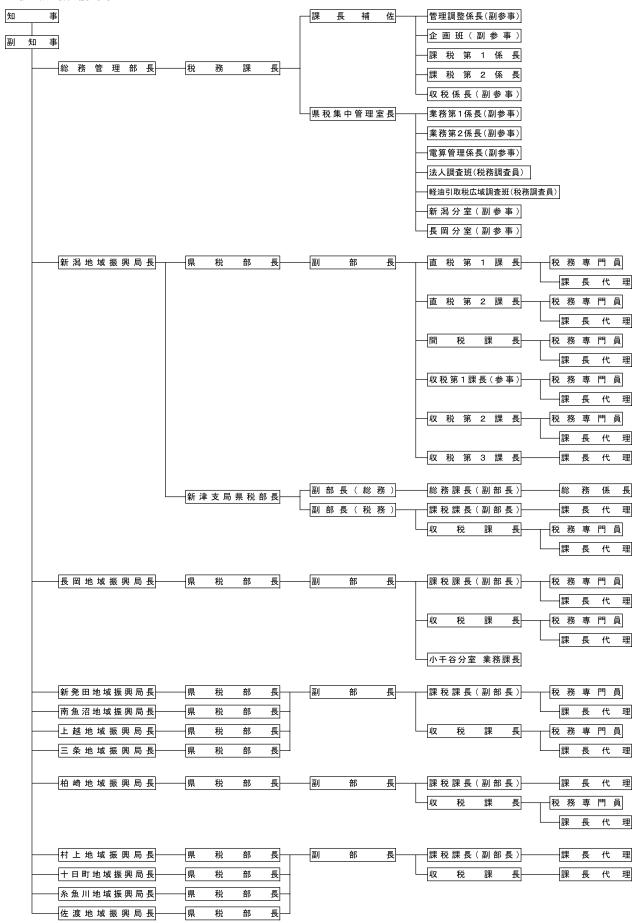
<sup>2</sup> 個人県民税及び合計について、法第15条の7第5項による消滅の左以外のものには、法人の解散によるものを含む。

# 第5参考資料

- 1 税務機構等
- 2 税務職員の定数等調
- 3 特殊勤務手当の支給に関する条例等
- 4 徴税費に関する調
- 5 徴税費の科目別調 (決算額)
- 6 口座振替に関する調
- 7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調
- 8 個人県民税徴収成績優良市町村
- 9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調
- 10 各都道府県税の調定収入状況調
- 11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調
- 12 県税の税率等の推移
- 13 地域振興局県税部等一覧
- 14 管 内 図

### **1 税 務 機 構 等** (平成19年4月1日現在)

#### (1) 税務機構図



#### (2) 税務課事務分掌

(管理調整係)

分 掌 事 務

- 1 人事、服務、表彰に関する事項
- 2 税務研修に関する事項
- 3 予算管理に関する事項
- 4 県税部の運営に関する事項

#### (企 画 班)

分 掌 事 務

- 1 税制の調査研究に関する事項
- 2 県税の広報企画に関する事項
- 3 県税収入の見積りに関する事項
- 4 県税条例等の制定、改廃に関する事項
- 5 核燃料税に関する事項

#### (課税第1係)

分 掌 事 務

- 1 法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、鉱区税、県固定資産税に係る企画、指導に関する事項
- 2 上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
- 3 上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

#### (課税第2係)

分 掌 事 務

- 1 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、 狩猟税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、産業廃棄物税に係る企画、指導に関する事項
- 2 上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
- 3 上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

#### (収 税 係)

分 掌 事 務

- 1 収税事務、収納管理事務の企画、指導に関する事項
- 2 収税に係る不服申立て及び訴訟に関する事項
- 3 納税貯蓄組合に関する事項
- 4 滞納整理に関する事項
- 5 個人県民税に関する事項

#### (業務第1係)

分 掌 事 務

- 1 県税の収納管理に関する事項
- 2 口座振替、債権譲渡に関する事項
- 3 決算に関する事項
- 4 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の賦課、収納管理に関する事項

#### (業務第2係)

分 掌 事 務

- 1 自動車税、自動車取得税の課税事務に関する事項
- 2 自動車税の積雪軽減地区の指定に関する事項
- 3 自動車取得税に係る商品自動車調査に関する事項
- 4 原始家屋評価事務の企画、指導に関する事項
- 5 原始家屋評価計算、評価基準に関する事項

#### (電算管理係)

- 1 電算管理事務の企画、指導に関する事項
- 2 電算システムの維持管理に関する事項

#### (法人調査班)

	分	掌	事	務	
1 法人事業税の調査に関す	る事項				

#### (軽油引取税広域調査班)

	分	掌	事	務	
1 軽油引取税の調査に関する	事項				

#### (新潟・長岡分室)

	分	掌	事	務	
1 自動車税、	自動車取得税申告書及	び各種申告、	請求書の受付	審査に関する事項	Į

(3) 研	修概	要					(平	成19年1	0月1日	現在 <u> </u>
月	日	日数	項    目	受	講	者	研	修	内	容
4	6	1日	個人県民税初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	10 ~ 11	2日	税務初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	12	1日	収税事務初任者研修会(前期)	初	任	者	事	務	全	般
	13	1日	自動車税初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
5	17 ~ 22	4日	端末機操作研修会(課税)	初	任	者	端	末	操	作
	15 ~ 16	2日	法人二税初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	16 ~ 17	2日	不動産取得税初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	21	1日	間税事務初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	22	1日	個人事業税初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
6	7~8	2日	端末機操作研修会(自動車税・収納)	担	当	者	端	末	操	作
	19	1日	免税軽油初任者研修会	初	任	者	事	務	全	般
	20	1日	端末機操作研修会(電子申告)	担	当	者	端	末	操	作
	25 ~ 27	3日	法人税法・所得税法・調査事務研修会	担	当	者	事例	研究・	調査	事務
7	9	1日	収税事務初任者研修会(後期)	初	任	者	事	務	全	般
	13	1日	収税事務専門研修会(前期)	担	当	者	徴	収	実	務
5月~	~9月	各2日	不動産取得税現地同行研修(原始) (現地同行研修 上中下越)	初	任	者	実士	也 評	価 事	務
9	26 ~ 28	3日	会計学・財務諸表論研修会(前期)	担	当	者	事	例	研	究
10	10 ~ 11	2日	階層別実務者(部)研修会	担	当	者	総則	・課題	[討議・	接遇
	15	1日	免税軽油事務実務者研修会	担	当	者	事	務	全	般
	16 ~ 17	2日	会計学・財務諸表論研修会(後期)	担	当	者	事	例	研	究
	26 ~ 27	2日	階層別実務者(部)研修会	担	当	者	総貝	」・割	果題前	討議
11	9	1日	収税事務専門研修会(後期)	担	当	者	事	務	全	般
	9	1日	個人事業税実務者研修会	担	当	者	事	例	研	究
	26	1日	自動車税等実務者研修会	担	当	者	事	務	全	般
12	7	1日	個人県民税精算事務研修会	担	当	者	精	算	事	務
	10	1日	不動産取得税承継実務者研修会	担	当	者	事	例	研	究
	10 ~ 11	2日	軽油引取税調査事務研修会	担	当	者	調査	事務·	事例码	研究
2	下旬	1日	法人二税実務者研修会	担	当	者	事	例	研	究

### 2 税務職員の定数等調

#### (1) 税務職員数

		平成 12.4.1 現 在	平成 13.4.1 現 在	平成 14.4.1 現 在	平成 15. 4. 1 現 在	平成 16.4.1 現 在	平成 17.4.1 現 在	平成 18. 4. 1 現 在	平成 19. 4. 1 現 在
		人	人	人	人	人	人	人	人
定	<b>税務担当事務職員</b>	377	380	[59]294	[60]294	[25]297	[25]297	[13]296	[12]293
定 数 内	総務課事務職員							10	5
囚	総務課用員	27	41	3	3			4	2
	計	404	421	[59]297	[60]297	[25]297	[25]297	[13]310	[12]300
定	22 条 職 員	(4)	(2)	(5)	(4)	(7)	(4)	(4)	(2)
定 数 外	臨 時 ・ 嘱 託	57	57	57	57	58	58	58	65
か	事 務 員							3	
	計	57	57	57	57	58	58	61	65
	合 計	461	478	[59]354	[60]354	[25]355	[25]355	[13]371	[12]365

#### (2) 所属别内訳

(平成19.4.1現在)

		県税	部事務關	哉員定	.数			税	務課	事	務 職	員 定	数			用	職	
		県	総	課	収	管	企	課	課	収	業	業含	電	法	軽	員	員	託
		税部	務	税	税	理調整	画	税 第 1	税 第 2	税	務 第 1	務 第 2 分	算管理	人調査	軽油広域調査班	定数	定 数 計	員定数
		長	課	課	課	係	班	係	係	係	係	係室	係	班	掘	女义	a I	数
村	上	[1]		5	5												[1] 10	1
新	発 田	1		12	9												22	4
新	澙	1		34	32												67	12
新	津	[1]	5	6	6											2	[1] 19	2
Ξ	条	[1]		10	8												[1] 18	5
長	畄	1		18	13												32	5
小千名	谷分室		[5]														[5]	
南魚	魚 沼	1		12	8												21	4
+ 5	日町	[1]		5	4												[1] 9	1
柏	崎	[1]		6	5												[1] 11	2
上	越	1		13	10												24	5
糸 魚	魚川	[1]		4	4												[1] 8	1
佐	渡	[1]		6	4												[1] 10	1
県税部	部小計	[7]5	[5]5	131	108											2	[12]251	43
税	務 課					5	4	4	4	3	6	11	5	4	3		49	22
合	計	[7]5	[5]5	131	108	5	4	4	4	3	6	11	5	4	3	2	[12]300	65

<sup>\*1</sup> 県税部長の[]の数は、兼務職員数。

<sup>\*2</sup> 総務課の[]の数は小千谷分室の維持管理事務所の兼務職員数。

<sup>\*3</sup> 税務課の課長、課長補佐は管理調整係に、県税集中管理室長は業務第1係に含む。

<sup>\*4</sup> 副部長は、課税課に含む。

<sup>\*5</sup> 事務員は、研修期間として1年間配置された職員数。

<sup>\*6</sup> 上記の表には、休職等の職員を含む。

<sup>\*7</sup> 嘱託員は、税務事務嘱託員と税務調査嘱託員の合計数。

### 3 特殊勤務手当の支給に関する条例等 (税務職員関係抜すい)

職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年3月31日新潟県条例第3号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。) 第20条第2項及び市町村立学校職員の 給与に関する条例 (昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。) 第30条第2項 の規定に基づき、特殊勤務手当の種類及び支給される 職員の範囲並びにその額に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

:

- (14) 県税賦課徴収手当
- (15) 県税滞納処分手当

:

(県税賦課徴収手当)

- **第**16条 県税賦課徴収手当は、次に掲げる場合に支給する。
  - (1) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規 則で定める職員が専ら県税の賦課又は徴収に関する 業務に従事した場合
  - (2) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員(前号に該当する職員を除く。)が直接納税者等と接して行う県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合
- 2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

業務の区分	手 当 の 額
前項第1号に 掲げる業務	勤務 1 月につき 19,000 円(別に人事委員会 規則で定める職員にあっては、11,400 円)
前項第2号に 掲げる業務	業務に従事した日1日につき 550円

(県税滞納処分手当)

- 第17条 県税滞納処分手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が直接県税の滞納者と接して行う滞納処分その他人事委員会規則で定める滞納処分又は犯則事件の調査、検査若しくは取締りの業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき 550円とする。

特殊勤務手当に関する規則 (平成12年3月31日

新潟県人事委員会規則第6-1313号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年条例第3号。以下「条例」という。) 並びに 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。) 第28条及び 市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。) 第31条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(県税賦課徴収手当)

- 第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。
  - (1) 地域振興局
  - (2) 総務管理部税務課県税集中管理室 (電算管理係を 除く。)
- 2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める 職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。
  - (1) 地域振興局
  - (2) 総務管理部税務課
  - (3) 総務管理部税務課県税集中管理室
- 3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、 総務管理部税務課県税集中管理室長、地域振興局県 税部長 (兼職により当該職又は他の職を占めている 職員を除く。) とする。

(県税滞納処分手当)

- 第16条 条例第17条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。
  - (1) 地域振興局
  - (2) 総務管理部税務課
  - (3) 総務管理部税務課県税集中管理室
- 2 条例第17条第1項の人事委員会規則で定める滞納処分は、滞納者の親族その他の特殊関係者、滞納者の財産を所持又は占有する第三者等と直接接して行う預貯金、給与その他の債権、動産、有価証券等に係る滞納処分(不動産及び電話加入権に係る滞納処分を除く。)とする。

## 4 徴税費に関する調

	X				平 成 17 年	度	平 成 18 年 原	 芰
	予	算	額	( <del>1</del> )	244,502,000	千円	260,547,000	千円
税収入	調	定 (見込	) 額	$(\Box)$	248,541,969		264,666,576	
	収	定 ( 見 込 入 ( 見 込	) 額	(1)	244,774,333		260,660,134	
	ſ	〔職 員		給	1,313,314		1,312,535	
	人	超過	勤 務 手	当	94,863		86,633	
		千兴 고성		当	61,715		62,416	
	件	諸手当代の	他の手	当	705,436		706,743	
		小小	心の子	計				
	費	その他の	人件	費	862,014 508,364		855,792 507,916	
					300,304		307,910	
		計	t	A	2,683,692		2,676,243	
	旅	費		<b>B</b>	24,803		22,481	
	_	需用		費	93,465		87,383	
	需用費	通信運	搬	費	114,869		120,475	
	用	備品		費	1,651		1,314	
	貝	そ の		他	206,678		219,656	
					,		,	
徴 税 費		計	t	©	416,663		428,828	
		(納税)	通知書の数	分	60,444		75,231	
		道御収取扱り、一般のでは		分	2,184,220		2,442,752	
		にはいる。 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	S SEC IN	他	38,077		49,914	
		税扱   付税   小	0)	計	2,282,741		2,567,897	
	徴	の費地方	消費	税	118,053		125,675	
	以	小 (元 ))	// 具	計	2,400,794		2,693,572	
	以切		ᄼᇪᇚ					
	徴収取扱費等	納税貯蓄組	合補助地方消費	金税	1,000		1,000	
	等				7.500		7 202	
		教老に対す   コール		税	7,500		7,393	
		る交付金	由引取	税	754,606		792,633	
		小		計	762,106		800,026	
		そ の		他	55,018		52,732	
		計		1	3,218,918		3,547,330	
	合	計	B + C + D	(二)	6,344,076		6,674,882	
税収入に対	対	予 算 額	<u> </u>	(1)	2.59	%	2.56	%
祝収人に刈 する徴税費	対	調定額		( <del> </del> )	2.55	, 0	2.52	,,
の割合	<b>4</b> 4	以 入 額		(1)	2.59		2.56	
	Α.)	4X /\ fi	, ,	( )	2.09		2.50	
	吏			員	292	人	293	人
		託 , 雇 人	, 傭	人	62	^	60	
<b>少我去</b> 是	버크	式 , 准 人	,加加	^	02		00	
徴 税 吏 員 等  数	}	計		(斗)	354		353	
	臨	時	職	員	4		5	
	_			,				_
		人当たり徴和			691,453	千円	738,414	千円
徴税吏員1	人件		費) 🛭 + 🖺 /		7,651		7,645	
人当たり	物件	費(含徴収取扱費等	等) ©+D/	(斗)	10,270		11,264	
徴税費	ţ							
		計	(=) /	(計)	17,921		18,909	
	(托兰 茅	8事務のみを所管	する事数所	坳	4	箇所		箇所
車扱所粉		事務のみを所官 第事務を併せて所管			9	画川	- 40	画門
争伤所数	<b>介兀 </b>	事物で併せて所旨	ょりる事務別	女人	9		13	
	(	計			13		13	
		āſ			13		13	

## 5 徴税費の科目別調 (決算額)

(単位:円)

						(単位:円)
年度	平	成 17 年	度	平	成 18 年	度
節	徴税総務費	賦課徴収費	計	徴税総務費	賦課徴収費	計
報 酬	44,198,954	-	44,198,954	36,954,177	-	36,954,177
給料	1,313,313,522	-	1,313,313,522	1,312,535,323	-	1,312,535,323
﹐扶 養 手 当	48,904,024	_	48,904,024	46,841,000	_	46,841,000
通 勤 手 当	37,994,235	-	37,994,235	37,157,757	-	37,157,757
期末勤勉手当	552,431,441	-	552,431,441	559,315,767	-	559,315,767
寒冷地手当	24,428,593	-	24,428,593	18,819,880	-	18,819,880
時 間 外 勤 務 手 当	94,862,805	-	94,862,805	86,349,820	-	86,349,820
宿日直手当	-	-	-	12,600	-	12,600
<b>从口勘致千</b> 业	-	-	-	271,096	-	271,096
職員手当 物 手 里 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当	11,961,860	-	11,961,860	13,502,340	-	13,502,340
手初任給調整手当	_	-	-	_	-	-
祟 特殊勤務手当	61,715,383	-	61,715,383	62,416,223	-	62,416,223
	_	-	-	_	-	-
住 居 手 当	18,723,399	-	18,723,399	17,387,500	-	17,387,500
特 地 勤 務 手 当	4,770,020	-	4,770,020	5,112,444	-	5,112,444
児 童 手 当	3,930,000	-	3,930,000	5,210,000	-	5,210,000
単 身 赴 任 手 当	2,292,000	-	2,292,000	3,396,000	-	3,396,000
管理職員特別勤務手当	-	-	-	-	-	-
「特例一時金	-	-	-	-	-	-
小 計	862,013,760	-	862,013,760	855,792,427	-	855,792,427
共 済 費	407,288,050	-	407,288,050	409,269,617	-	409,269,617
賃金金	56,423,402	453,460	56,876,862	61,360,275	331,760	61,692,035
報 償 費	765,758,636	188,936	765,947,572	804,948,500	137,936	805,086,436
旅費	21,814,570	2,988,751	24,803,321	20,412,871	2,067,937	22,480,808
需 用 費	90,123,381	3,341,364	93,464,745	84,214,218	3,168,982	87,383,200
役 務 費	114,762,250	49,744,518	164,506,768	113,865,144	54,012,565	167,877,709
委 託 料	64,080,108	95,854,158	159,934,266	64,426,507	95,770,980	160,197,487
使用料及び賃借料	6,940,708	1,140,843	8,081,551	7,383,655	7,135,690	14,519,345
工 事 請 負 費	-	-	-	-	-	-
備 品 購 入 費	1,651,120	-	1,651,120	1,314,229	-	1,314,229
負担金・補助及び交付金	43,794,809	2,401,442,637	2,445,237,446	50,129,934	2,694,234,719	2,744,364,653
補償・補填及び賠償金	107,250	-	107,250	97,146	-	97,146
投資及び出資金	-	-	-	-	-	-
公 課 費	249,000	-	249,000	240,200	-	240,200
<u>計</u>	3,792,519,520	2,555,154,667	6,347,674,187	3,822,944,223	2,856,860,569	6,679,804,792

## 6 口座振替に関する調

(単位:件,千円)

	口 座 振 替 により納税が	の 税 額	当該年度の 税 収 入 額			の納付場所	折による区分	 汁
個人事業税	行われた件数		作成   4X   八   音具	/	銀 行	信用金庫	農業協同組合	その他
個人事業税	5,274	539,927	2,501,959	21.58%	344,120	63,582	84,627	47,598
自動車税	55,952	1,941,583	35,426,686	5.48%	840,131	80,399	889,683	131,370
計	61,226	2,481,510	37,928,645	6.54 <b>%</b>	1,184,251	143,981	974,310	178,968

## 7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調

補助金交付対象連合会	補助金額
新潟県納税貯蓄組合総連合会	1,000,000
<b>計</b>	1,000,000

### 8 個人県民税徴収成績優良市町村

#### 完納市町村 (該当なし)

当該年度の現年課税分の収入率が100%の市町村

所管県税	市町村名				平成 18 年度調定額
	該	当	な	U	

#### 徴収成績優良市町村(1町3村)

現年課税分の収入率が3年度連続向上し、特に徴収努力が顕著と認められる市町村

	314		市町村名			収	Д	率 (%)	
所官乐	所管県税					H16	H17	H18	H18 - H15
村	上	関	Ш	村	99.24	99.44	99.77	99.80	0.56
村	上	荒 川 町		98.50	98.52	99.02	99.53	1.03	
村	上	朝	日	村	99.13	99.19	99.20	99.26	0.13
三条		弥	彦	村	98.46	98.74	98.78	98.91	0.45
県平均収入率					98.58	98.35	98.65	98.57	0.01

<sup>「</sup>新潟県地方税徴収確保対策基本要領」に基づき感謝状贈呈の対象となった市町村のみ掲載した。 感謝状の贈呈は、市町村合併により贈呈日現在(平成19年度中)存在しない市町村は対象外とした。

### 9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調

(平成9年度~平成18年度)

区分					定				蓉	湏				
年 度	国	税	県	税	市	町	村	税	地	方	税	計	指	数
		千円		千円				千円				千円		
平成 9 年度		700,642,359		280,736,978		36	61,01	2,609		6	41,74	9,587		100
平成 10 年度		651,628,340		277,730,604		38	50,75	0,370		6	28,48	0,974		98
平成 11 年度		618,096,863		265,497,782		3	53,21	7,177		6	18,71	4,959		96
平成 12 年度		653,311,191		268,061,899		34	43,46	7,267		6	11,52	9,166		95
平成 13 年度		611,910,016		265,863,251		34	44,22	9,688		6	10,09	2,939		95
平成 14 年度		547,588,629		235,805,045		33	39,44	8,990		5	75,25	4,035		90
平成 15 年度		530,772,546		231,357,426		32	27,58	5,274		5	58,94	2,700		87
平成 16 年度		528,595,922		237,692,511		32	27,20	0,683		5	64,89	3,194		88
平成 17 年度		565,786,931		248,541,969		32	28,95	2,219		5	77,49	4,188		90
平成 18 年度		-		264,666,576		33	35,72	4,320		6	00,39	0,896		94

区分		県 民 1	世帯当	た り 税	額	
年 度	世帯数	国 税 1 世帯当たり	県 税 1 世帯当たり	市 町 村 税 1世帯当たり	地 方 税 1世帯当たり	指数
	世帯	円	円	円	円	
平成 9 年度	768,342	911,889	365,380	469,859	835,239	100
平成 10 年度	776,011	839,715	357,895	451,991	809,887	97
平成 11 年度	783,615	788,776	338,812	450,753	789,565	95
平成 12 年度	790,262	826,702	339,206	434,625	773,831	93
平成 13 年度	796,825	767,935	333,653	432,002	765,655	92
平成 14 年度	803,703	681,332	293,398	422,356	715,754	86
平成 15 年度	810,483	654,884	285,456	404,185	689,641	83
平成 16 年度	815,799	647,949	291,362	401,080	692,442	83
平成 17 年度	824,873	685,908	301,309	398,791	700,101	84
平成 18 年度	831,390	-	318,342	403,811	722,153	86

区分		県 民	1 人 当	たり税を	額	
年 度	人口	国 税 1人当たり	県 税 1 人当たり	市 町 村 税 1人当たり	地 方 税 1 人当たり	指数
	人	円	円	円	円	
平成 9 年度	2,490,637	281,311	112,717	144,948	257,665	100
平成 10 年度	2,487,980	261,911	111,629	140,978	252,607	98
平成 11 年度	2,482,386	248,993	106,953	142,289	249,242	97
平成 12 年度	2,475,900	263,868	108,268	138,724	246,993	96
平成 13 年度	2,470,641	247,673	107,609	139,328	246,937	96
平成 14 年度	2,463,740	222,259	95,710	137,778	233,488	91
平成 15 年度	2,455,996	216,113	94,201	133,382	227,583	88
平成 16 年度	2,445,807	216,123	97,184	133,780	230,964	90
平成 17 年度	2,438,482	232,024	101,925	134,900	236,825	92
平成 18 年度	2,425,683	-	109,110	138,404	247,514	96

- (注) 1 指数は地方税計のものであり、平成9年度を100とした。
  - 2 世帯数及び人口は当該年度末現在 (住民基本台帳) による。
  - 3 市町村税は、国民健康保険税を除く。
  - 4 平成 18 年度の国税関係は未発表である。

## 10 各都道府県税の調定収入状況調

(単位:千円)

区分	新			全		单位:十门)
税目	調定額	収 入 額	収入率	調定額	収 入 額	収入率
			%			%
個 人 県 民 税	40,005,034	37,980,374	94.9	2,920,390,952	2,712,568,407	92.9
法人県民税	15,006,865	14,958,676	99.7	1,128,877,141	1,117,168,443	99.0
県 民 税 利 子 割	1,898,968	1,898,968	100.0	159,489,050	159,489,170	100.0
個 人 事 業 税	2,676,308	2,501,959	93.5	235,871,808	216,454,979	91.8
法 人 事 業 税	77,667,873	77,406,686	99.7	5,412,994,896	5,362,676,615	99.1
地方消費税(譲渡割)	30,350,620	30,350,620	100.0	2,028,036,387	2,028,036,387	100.0
地方消費税(貨物割)	3,704,628	3,704,628	100.0	600,901,213	600,901,213	100.0
不動産取得税	7,647,878	7,246,112	94.7	547,922,406	485,030,278	88.5
県 た ば こ 税	5,032,068	5,032,068	100.0	280,790,578	280,668,587	100.0
ゴルフ場利用税	770,880	762,792	99.0	62,995,884	61,699,867	97.9
自 動 車 税	35,659,374	35,426,686	99.3	1,805,578,927	1,725,484,343	95.6
鉱 区 税	56,918	56,500	99.3	445,000	406,951	91.4
法 定 外 普 通 税	3,639,351	3,639,351	100.0	45,612,265	45,612,265	100.0
県 固 定 資 産 税	1,091,559	1,091,559	100.0	10,018,674	10,018,674	100.0
自動車取得税	8,612,527	8,612,527	100.0	457,160,950	457,033,640	100.0
軽油 引取税	30,542,849	29,707,421	97.3	1,090,016,870	1,050,650,556	96.4
狩 猟 税	55,204	55,204	100.0	2,467,272	2,467,238	100.0
法 定 外 目 的 税	226,733	226,733	100.0	7,867,166	7,859,072	99.9
旧法による税	20,939	1,270	6.1	883,446	62,157	7.0
合 計 	264,666,576	260,660,134	98.5	16,798,320,885	16,324,288,842	97.2

\_\_\_\_ (地方行財政調査資料より)

## 11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調

		区 分		1 人当だ	とり 税 額	1 世帯当	たり税額
都道府	景名		調定額	人口	税 額	世 帯 数	税 額
合		計	千円 16,798,320,885	人 127,053,471	円 132,215	世帯 51,713,048	円 324,837
北青岩宮秋	海	道森手城田	556,984,018 138,361,843 116,983,655 257,102,505 91,334,631	5,600,705 1,445,592 1,377,666 2,340,485 1,143,829	99,449 95,713 84,914 109,850 79,850	2,599,764 562,919 497,023 883,414 415,863	214,244 245,794 235,369 291,033 219,627
山福茨栃群		形島城木馬	105,536,523 216,006,649 371,956,852 264,206,571 236,924,030	1,204,099 2,089,439 2,986,115 2,006,363 2,016,236	87,648 103,380 124,562 131,684 117,508	394,212 736,288 1,079,882 730,557 745,233	267,715 293,372 344,442 361,651 317,919
埼 千 東 神	奈	玉葉京川	710,384,378 788,817,365 3,361,841,677 1,072,875,097	7,042,044 6,058,248 12,361,736 8,741,025	100,878 130,206 271,955 122,740	2,781,143 2,454,027 6,060,432 3,774,373	255,429 321,438 554,720 284,253
新		澙	264,666,576	2,425,683	109,110	831,390	318,342
富石福山長		山川井梨野	134,527,201 146,074,211 112,398,202 104,245,712 230,754,379	1,110,713 1,169,249 818,443 875,621 2,184,596	121,118 124,930 137,332 119,053 105,628	379,768 431,925 266,948 328,309 798,841	354,235 338,193 421,049 317,523 288,861
<b>岐静</b> 愛三滋		阜岡知重賀	232,919,046 502,891,205 1,259,803,774 247,002,987 162,428,559	2,100,413 3,775,367 7,145,614 1,857,090 1,371,577	110,892 133,203 176,304 133,005 118,425	724,887 1,397,457 2,774,999 701,695 487,389	321,318 359,862 453,984 352,009 333,263
京大兵奈和	歌	都 阪庫 良山	294,775,363 1,324,269,988 650,966,719 115,143,189 98,374,836	2,562,282 8,665,105 5,580,497 1,425,308 1,053,896	115,044 152,828 116,650 80,785 93,344	1,085,362 3,779,054 2,267,661 540,542 420,679	271,592 350,424 287,065 213,014 233,848
鳥島岡広山		取根山島口	51,492,687 62,515,822 235,172,359 341,709,513 181,255,573	606,695 739,080 1,951,420 2,867,423 1,489,176	84,874 84,586 120,513 119,170 121,715	222,832 272,241 758,762 1,198,083 633,395	231,083 229,634 309,942 285,214 286,165
徳 香 愛 高 福		島川媛知岡	79,617,198 120,071,217 141,715,916 61,252,703 562,236,149	811,678 1,023,074 1,479,775 792,419 5,030,311	98,090 117,363 95,769 77,298 111,770	314,289 401,497 618,521 346,228 2,104,652	253,325 299,059 229,121 176,914 267,140
佐長熊大宮		賀崎本分崎	81,786,705 105,399,469 155,135,818 117,015,766 91,047,609	868,562 1,482,146 1,852,073 1,218,066 1,167,509	94,163 71,113 83,763 96,067 77,985	302,591 601,788 712,952 495,120 489,832	270,288 175,144 217,596 236,338 185,875
鹿 沖 ———————————————————————————————————	児	島縄	138,707,949 101,630,691	1,751,510 1,387,518	79,193 73,246	775,541 532,688	178,853 190,788

<sup>(</sup>注) 1 調定額は、地方財政調査会資料平成 18 年度決算見込額による。

<sup>2</sup> 人口及び世帯数は、平成 19年3月31日現在の住民基本台帳による。

# 12 県 税 の 税 率 等 の

—————————————————————————————————————	į	目	課税客体,課税標準等	昭 和 25	年 度	昭	和:	26 年	度	昭和	27 左	E 度
県			均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	7								
税	法	人	均等割 法人税割 法人税額									
事業	個	人	個人の行う第1種事業,第2種 事業及び第3種事業	9税点 税率 第1種事業 第2種事業 特別所得税 第1種業務 第2種業務	年25,000円 12% 8% 6.4% 8%					基礎控除	年	38,000円
税	法	人	法人の行う事業	税率 普通法人特別法人 特別法人 収入金額課	12% 8% 税法人 1.6%							
不取	動得	産税	不動産の価格									
(昭 まで	和63 では、	年度県た	売渡等に係る製造たばこの本数 (36年度までは小売定価, 63年度までは売渡数量×全国 平均価格)									
利 (昭 まっ	用 和63 では	フ 場 ・年 ・年 ・明税)	ゴルフ場の利用 (63年度まで は娯楽施設の利用)									
消昭でま飲和では	費 和35 で 税 年 3 は 4 半	年度	料理店,飲食店等における料金	税率 芸者等の花代 カフェー, バー その他 旅館(宿泊)	100% 40% 20% 20%					税率 カフェー, 水の館(名 免税点 会 大 1人1 1品	l) :	20% 10% 10% 100円以下 50円以下
自	動車	亘 税	自動車の総排気量及び用途等 (トラック及びバス等につい ては、積載量、乗車定員等) に応じて区分	税率 普通 自 営 トラック等 小型 1,0 軽	15,000円 10,000円 10,000円 00~4,500円 500円							
鉱	X	税	鉱区の面積又は延長	税率	30~60円							
(昭和 では 昭和	和38年 狩猟者	度まで	狩猟者の登録を受ける者	税率	3,600円					税率		2,400円
県資	固産	定税	大規模償却資産の価格から市 町村が課する課税標準となる べき価額を控除した額									
自取	動得	車税	自動車の取得価額									
軽泊	由引耳	取税	元売業者又は特約業者からの 引取軽油の容量等									
λ	猟	税	狩猟者の登録を受ける者									

## 推 移 (昭和25年度~平成19年度)

昭 和 28 年 度	昭 和 29 年 度	昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度	税目
	(創設) 均等割 年 100円 所得割 5%		所得割 5.5%	個人
	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 5%	法人税割 5.3% (7/1 ~9/30) 5.4% (10/1~)		法人税
基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円 税率 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% 第3種中助産婦業等 4% 特別所得税が第3種事業とされた。	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	個 人 事
	税率 普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超 12% 収入金額課税法人 1.5% 生命保険事業を収入金額課税法人 とする。	損害保険事業を収入金額課税 法人とする。		法人税
	(創設) 税率 3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円	免税点 土地 1万円 家屋 (建築) 10万円 " (その他) 5万円		不動産取得税
	(創設) 課税標準 小売定価 税率 5 115		税率 8 100	県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)
	(創設) 税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% ぱちんこ, まあじゃん, たまつき場等は外形課税	税率 芸者の花代 30% その他の花代 15% 花代を伴う遊飲 15% カフェー,バー 15%		ゴルフ場 利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)
	免税点 大衆旅館 1人1泊 700円 甘味喫茶店 100円 大衆飲食店 120円	その他500円以下 5% 500円超 10% 旅館(宿泊) 1,000円以下 5% 1,000円超 10% 免税点等 飲食店, 喫茶店 200円 食券食堂1品 100円 基礎控除 500円 公給領収証制度の採用		特消(ます) 特消(ます) 明費(ます) のででででででです。 はび、までででは、まででは、までででです。 はでは、まででは、まででは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、まで
トラック等	軸距,燃料別,車種別,積載 トン数別,定員別に税率区分 を設定し,その引上げを行う。	種により税率適用区分を設ける(普通自動車からけん引車,	揮発油自動車以外の自動車の 税率を揮発油自動車の税率に 統一し、税率区分の増設を行 う。 売主、買主の共有に関する規 定を設ける。 月割課税規定を設ける。	自動車税
				鉱 区 税
税率 狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得税の納付義務 のない者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得に係る総所得 金額が諸控除額に満たない 者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円		狩猟者登録税 (昭和38年度ま では狩猟者税, 昭和53年度まで は狩猟免許税)
		(創設) 大規模償却資産に対する課税 権創設 税率 1.4%		県 固 定資 産 税
				自動車取得税
			(創設) 税率 1 kl 6,000円 (6/1 以降)	軽油引取税
			(V) : V)P4 /	入 猟 税

移	į	目	昭 和 32 年 度	昭 和 33 年 度	昭 和 34 年 度	昭 和 35 年 度
県民	個	人	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	
税	法	人				
事	個	人	税率 第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		基礎控除 年 200,000円	
税	法	人	税率 普通法人 年 50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 12% 地方鉄道軌道事業を所得課税 とする。		税率 普通法人 年 50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超 8%	
不取	動得	産税				
(昭)	和63年 県たに	こ 税 ∈度ま ばこ消				
利 (昭 ま <sup>つ</sup>	用 和63	年度 娯楽	ゴルフ場に係る定額課税の採 用 1人1日 200円		ゴルフ場の定額課税の税率 1級 1人1日 250円 2級 " 200円 3級 " 150円 4級 " 100円	
消昭を飲和で	では: 食税, 3年,	年遊,度理税度興昭ま飲	税率 芸者の花代 15% その他の飲食 10% 旅館(宿泊) 10% 免税点 旅館(宿泊) 800円 "(その他) 300円 飲食店等 300円 食券食堂1品 150円			
自	動車	ī 税		2輪小型自動車,軽自動車に 係る課税権を市町村へ移譲		
鉱	X	税			税率 90~270円	
まる者を	猟録38で、おります。 これ はいまま ままま こうしゅう こうしゅう はいき はいき いいき いいき いいき いいき いいき いいい はいいい は	狩猟 和53 では		税率 甲種免許,乙種免許 3,600円 上記の者のうち前年分の課税 総所得金額が諸控除額に満た ない者及び自家労力農家 1,800円 丙種免許 900円		
県 資	固 産	定 税	市町村の課税限度額の引上げ			
自取	動得	車税				
	由引耳		税率 1kl 8,000円 (4/11以降)		税率 1kl 10,400円	
λ	猟	税				

昭 和 36 年 度	昭和37年度	昭 和 38 年 度	昭 和 39 年 度	税目
	所得割 課税総所得金額 150万円以下 2% 150万円超 4%			個人民
				法人税
	税率 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業中助産婦業等 3%		事業主控除 年 220,000円	個人事
	税率 普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円以下 8%		税率 普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超 8%	法 人 税
			新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の税額控除 4.5万円 免税点 土地 5万円 家屋(建 築) 15万円 "(その他) 8万円	不 動 産取 得 税
	課税標準 売渡数量×全国平均 価格税率 9%			県たばこ税 (昭 和63年度までは 県たばこ消費税)
料金課税における税率 ゴルフ場 30% その他 15% 法定対象施設から,つりぼり,貸 船場を除外 ゴルフ場の定額税率 1級 1人1日 500円 2級 " 400円 3級 " 300円 4級 " 200円		ボーリングを条例施設に加える。 税率 1級 1台 20,000円 2級 " 16,000円 3級 " 12,000円 4級 " 8,000円 5級 " 6,000円		ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)
料理飲食等消費税に名称変更 免税点 旅館(宿 泊) 1,000円 "(その他) 500円 飲食店等 500円 食券食堂1品 250円	消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% 旅館における宿泊 10%			特消 明本 ( ま飲和で食
トラックにつき、自家用、営 業用の区分を廃止し、税率を 統一合理化	4輪の小型自動車につき, 総 排気量の区分に応じ, 税率区 分を合理化			自動車税
WG 다보IU	N E L AEIO			鉱区税
税率 甲種免許、乙種免許 3,600円 上記の者のうち所得割額の納 付を要しない狩猟業者、林業 者及び自家労力農家 1,800円		税率 甲種免許, 乙種免許 1,500円 上記の者のうち所得割額の納 付を要しない者 700円 丙種免許 450円		狩 猟録 年 和38年 和38年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10年 和10日 由10日 由
				県 固 定資 産 税
				自 動 車取 得 税
税率 1kl 12,500円 (5/1以降)			税率 1kl 15,000円	軽油引取税
		(創設) 税率 甲種免許, 乙種免許 1,000円 丙種免許 350円		入 猟 税

<del></del> 税	<u>.                                    </u>	目	昭 和 40	年 度	 昭 和	41 年	 度	昭	和	42 £	 F 度	昭	和	43	<del></del> 年	 度
		<del>-</del>				•									-	
県								均等割								
民	注		法人税割	E E 04	法人税割		5.8%	資本の	金額又		登金額 1,000円					
税	冱	人	<b>一次人忧剖</b>	5.5%	/公人忧剖		3.6 %	上記法		の法人	等					
事										白						
業	個	人	事業主控除	年 240,000円	事業主控除	年 250	0,000円	事業主	控除 	年	270,000円					
税	法	人														
		÷-														
不 取	動 得	産 税														
		こ税														
まて	ごは、	年度 県た						税率	10.3			43年度	に限り	売渡	本数	× 1.013
ばこ	消費	貴税)														
					ゴルフ場の記 税率	[額課税に	こおける									
利	用	7 場 税			代学 1級1人1日 2級 "	につき	750円 600円									
		年度娯楽			3級 "		450円									
		月税)			4級 "ゴルフ場所在	E市町村に	300円 ニ対して									
					1/6交付											
		肖費税 F度ま			免税点 飲食店,嗎	7	600円									
昭和	63年月	で食税, 度まで			食券食堂1		300円 1,200円									
は料:		食等消			奉仕料控除制	度の創設										
<u>.</u> .	-, _		自家用乗用車,													
目	動 耳	草税	動車及び観光貸 <sup>2</sup>  をそれぞれ50% <sup>2</sup>													
				- A- NK I - A-			<b>&gt;</b>									
鉱	X	税	砂鉱を目的とす 区について、税	率を面積100	的とする鉱業	€権の鉱区	えについ									
			アールごとに年	90円に統一	ての税率の3	分の1軽洞	Ĭ.									
<u></u> 狩	猟 録	者税														
(昭	和38	年度														
者稅	台,昭	狩猟 和53														
		で は f税)														
県資	固	定														
頁	産	税														
自	動	車										(創設) 税率				3%
取	得	税										免税点				10万円
軽泊	目引耳	収税														
入	猟	税														
			1									1				

昭 和 44 年 度	昭 和	45 年	度	昭 和	46 年	度	昭 和	47 £	F 度	税	,	亘
										個	人	県
	SE I TM rbul											民
	法人税割		5.6%							法	人	税
	事業主控除	年 320	0,000円	事業主控除	年 30	60,000円	事業主控除	年	600,000円	個	人	事
										法	人	業税
										不取	動得	産税
										(昭 <sup>2</sup> まて	: ばる 和63: ばはり : 消費	年度県た
				ゴルフ場所 1/3交付	在市町村	に対し				利 (昭 <sup>)</sup> まて	ル フ 用 和633 は は 利用	税 年度 娯楽
統一税率の採用 10% 免税点 飲食店, 喫茶店 800円 食券食堂1品 400円 旅館(宿泊) 1,600円				免税点 飲食店,「 食券食堂 旅館 基礎控除	喫茶店 1品	900円 450円 1,800円 1,000円				では記昭和の	035年 遊興飲 63年度 理飲食	度ま 食税, まで
							バスにつき-他に税率適月 一般乗合用 (標準課税) その他( "	月区分を 年額	合用とその を改める。 14,000円 30,000円	自引	動車	〕税
										鉱	X	税
				税率 甲種免許, 上記の者の 付を要しない 丙種免許	うち所得	4,500円 割額の納 2,000円 1,500円				まな者様年度	猟録 和38: 和38: は昭: ・まき	守猟 和53 では
										県資	固産	定税
免税点 15万円										自取	動得	車税
										軽油	引耳	—— 又税
				税率甲種免許,為丙種免許	乙種免許	3,000円 1,000円				Д	猟	税

—————————————————————————————————————	į	目	昭	和	48 1	<del>——</del>	 度	昭	和	49	年度		昭	和	50	年		昭和	51	年	度
県	個	人																均等割		年額	i 300円
民税	法	人						法人税割				5.2%		3.1か 去人	こつ	いて	6.2% ただし, [は, 6.2	均等割 資本の金額又し 1億円超 1千万円超 1千万円以下		年額 年額	6,000円 3,000円 1,800円
事	個	人	事業主持	空除	年	800	0,000円	事業主持	空除	年	1,500,	000円	事業主持	空除	年	1,8	00,000円	事業主控除	年	2,00	0,000円
業税	法 	人	新築住宅	'控除			230万円	年60	0万円 0万円 0万円	以下		6% 9% 12%	年70	0万円 0万円 0万円	以下		6% 9% 12%				
不取	動 得	産 税	免税点 土地 家屋(		)		10万円 23万円 12万円	年30	0万円 0万円	超	する。	6% 8%	年35	0万円 0万円	超	する。		新築住宅控除	È	3	350万円
(昭)	163年 県たに	こ 税 F度ま ばこ消																			
利 (昭 まっ	用 和63 ごは	フ 場 税 度 選 規税 り	- 1 2 3 4 4 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	8	000円 ,000円	]	1,000円 800円 600円 400円 300円 200円	ボーリン 1 <u>%</u> 20 <u>%</u>	1台 及	につき 70,00								ボーリング½ 1台 1級 ~ 22級	につ 70,0	00円	
(昭和 では 昭和	和35年 遊興飲 63年 理飲食	肖費税 F度ま 飲食まで 食事消	免税点 飲食/ 食券(	吉,喫 食堂1后 (宿泊	3		1,200円 600円 2,400円	基礎控隊	余		1,5	500円	免税点 飲食店 食券館 旅館 昭50.10.	食堂1 (宿涯	品 (主)		1,700円 850円 3,400円 3。				
自:	動車	亘 税						納期を知 賦課期日 た場合は 所有者の みなする	後所 は、当 D変更	有者の á該年 ēがあ	D変更/ 度のオ ったも	があっ k日に						一般乗合用/ 自家用車の科 30%, 営業F ては約15%の ただし、1 自動車の税 <sup>2</sup> の税率にする	税率に 月車の 引引 乱公割 なは、	こあっ の税率 ごげ 事 取和	ては約 にあっ び電気
鉱	X	税						納期を5	月中	とする	3.										
(昭和 では 昭和	和38年 狩猟者	度まで																			
県固	定資	産税																			
自取	動得	車税						につい 税率 昭49.4 自以外 ては, 9.30の	NTは 1.1~日 5の自 5%と	t,30 昭51.3 家用の とする )低公	.31の間 D取得I	する。 間の軽 こつい 0.4.1~ D取得		<b>私公</b> 国	事の しょうしゅうしゅう	)取	51.3.31の 得につい 。		る。 ごの軽 ついて ごの電	自以 には,	外の自家 5%とす 動車の取
軽泊	自引耳	取税																昭51.4.1~昭 取りに係る和 1kl につき19	発率に	つい	いては,
λ	猟	税																			

昭 和 52 年 度	昭	和	53	年	度	昭	和	54	年	度	昭	和	55	年	度	税		目
		(									均等割			年額	500円	個	人	県
均等割 資本の金額又は出資金額	15.55 \$1	200,0 100,0	00円															民
1億円超 年額 20,000円 1千万円超 年額 6,000円		6,0	00円 00円													法 	人	税
1千万円以下		( 2,0	00円													個	人	事
																		業
																法	人	税
																		176
																不取	動 得	産 税
																県 た (昭和	163年	度ま
																では 費税)		に 
ゴルフ場 (ゴルフ場に類する																ゴノ	L 7	1 煜
施設を含む。)   1人1日につき																	用	税
1級 1,000円																まで	゙はタ	県 楽
12級 250円																施設	. <b>个</b> リ / <del>+.</del>	1 作元 )
- TV -																#± 0:1+	바 <del>구 </del> 2년	· # #
免税点   飲食店,喫茶店 2,000円	基礎控	/全			2.000円											特別が	135年	度ま
食券食堂1品 1,000円 旅館(宿泊) 4,000円	超53.10.		適用													昭和6	3年度	まで
昭52.10.1から適用する。																は料理費税)		等用
	被けん									率適用基								
(1) There to Date Laboration	営業用7   (8				円 トン超)		]動車	の税率	ĭにあ	っては約								
(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の 鉱区 試掘鉱区	日多用的				円 トン超)	ては観光	と貸切,			率にあっ いてのみ						自重	<b>前</b> 車	税
両積 100アールごとに 180円   採掘鉱区		動車		_			加車の			50年度の								
面積 100アールごとに 360円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱		十反小	7 TJU <del>- 1-</del>	-10 9	Λ <u>E</u> C	が平に9	ん旦で	2 (111		∓度まで)								
区   下記の鉱区以外のもの																		
面積 100アールごとに 180円   河床に存するもの (鉱業法施行																鉱	X	税
法によるものに限る。) 延長1,000メートルごとに540円																		
甲種免許,乙種免許																עיצ היא	± 7°	63 TM
9,000円 上記の者のうち,所得割額の																狩猟(昭和	138年	度ま
  納付を要しない者   4,000円																では犯	3年度	まで
丙種免許 3,000円																は狩狐	m 光計	「化 <i>)</i>
																県固:	定資	産税_
税率 昭53.3.31までの53年度規制適合車		<b>σ. τ' =</b> *	h <del>de</del> 1-	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	- <b>-</b> 14 <del></del>						<b></b>	ъ́т=	€4. <del>=1=</del> •	_ 4_1 _4	<b>→ 1</b> ⊻ <del>./</del>			
の取得にあっては0.25/100 (電気 自動車にあっては2/100) を,	の特例]	<b></b>	(3%	5%	) 及び	昭56.3.					自家用の特例	昔置	(3%	5%	) 及び		動	車
昭53.4.1から昭53.8.31までの53年 度規制適合車の取得にあっては	30万円	の特例 ) の通	リ措置 9用期	t (15 月限を	5万円 5昭55.3.	取得に  する。	つい	ては、	, 2%	るを軽減	免税点( 30万円)					取	得	税
0.125/100 (電気自動車にあって は昭54.3.31までの取得に対して 2/100) を,軽減する。	31まで3										31まで	延長す	する。					
Z/ 10U/ で, #±/収りる。	出來の	<b>生</b> 石川七	+ 学	(15.0	nn田 /ki	P2 54 6	1 ~ 07	] <b>E</b> 0 2	21 M	間の引								
	19,50	0円/k	l) σ	適用	期限を	取りに	係る種	说率に	こつし	1ては,						軽油	引耳	双税
田種分類 フ種分類 6,000円	昭55.3.3	اعد (	姓技	. y ව	0	1kl ICT	J & 24	+,300	ا ے ز	<sub>າ ວ</sub> ູ								
甲種免許, 乙種免許 6,000円   丙種免許 2,000円																λ	猟	税
	•					-					•							

	———	目	昭 和 56 年 度	昭 和 57 年 度	昭 和 58 年 度
県	個	人			
民					
税	法	人	法人税割6% ただし、中小法人については6分の1 を減額。 均等割の税率適用区分を資本等の金額 に改めた。		均等割
事	個	人			
業税	法	人			
不 取	動 得	産 税	税率 4% 新築住宅控除 420万円		
(昭	和63年	こ 税 F度ま ばこ消			(1) ぱちんこ場1台につき 月額 280円
(昭	和63年 :娯楽放	利用税 F度ま 施設利			(2) まぁじゃん場1卓につき 月額 830円 (3) たまつき場1台につき 月額 1,300円 (4) ゴルフ場1人1日につき 1,100円 昭58.6.1から適用
(昭 <sup>)</sup> では 昭和	和35年 遊興的 163年 理飲1	肖費税 F度税, 食ま等 食き等消		免税点 飲食店,喫茶店 2,500円 旅館(宿泊) 5,000円 昭58.1.1から適用する。	基礎控除額 2,500円 昭59.1.1から適用する。
自	動車	巨 税	電気自動車 昭和50年度の税率にすえ置き (昭和57年度まで)		電気自動車 昭和54年度改正前の税率とした。(昭和59年度 まで)
鉱	X	税			(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区面積100アールごとに 年額 400円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 次の鉱区以外のもの面積100アールごとに 年額 200円 河床に存する鉱区 (鉱業法施行法によるものに限る) 延長1,000メートルごとに 年額 600円
(昭 <sup>元</sup> では 昭和	和38年 狩猟者	度まで			(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の(2) に掲げる者以外のもの10,000円(2) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象に関者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は、林業に従事している者を除く)以外の者4,500円(3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの3,300円
県固	定資	産税			
自取 取	動得		電気自動車の税率の軽減措置を昭58.3.31 まで延長		自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の 特例措置 昭60.331まで延長 電気自動車の税率の軽減措置 昭60.3.31まで延長
<u>軽</u> 消	曲引車猟	取 柷_ 税			(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円(2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

	昭 和 59 年 度		昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	税	目
基礎控		万3千円	基礎控除 26万円			
老人 同居	対象配偶者 25 控除対象配偶者 26 の特別障害者である控除対象配例 29	5万3千円 3万3千円 禺者 9万3千円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	配偶者控除 同居の特別障害者である控除対 象配偶者 34万円	個人	県
老人同居	親族 1人 25 扶養親族 1人 26 の特別障害者である扶養親族 1人 29	5万3千円 5万3千円 9万3千円 9万3千円	扶養親族1人26万円老人扶養親族1人27万円同居の特別障害者である扶養親族1人30万円同居老親等扶養親族1人31万円	夫養控除 同居の特別障害者である扶養親 族 1人 34万円		民
均等割			均等割 標準税率 年額 700円			-
(2)資本 る法本 (3)資法 (4)資あ	等の金額が1億円を超え10億円以	50万円 下である 10万円 引以下で 3万円			法人	、税
(0)貝件	・サの金額が1,000/111以下の/4/で	. 1/111	事業主控除 年 240万円			事
			新聞業,出版業等の非課税措置を廃止 個人事業税 昭61年以降の所得から 法人事業税 昭60.4.1以後に開始する事業年度から適用		法人	一 業
			新柴特別住宅を取侍した場合の誌税標準 の特例均陸 450万円	主宅及び住宅用土地に係る税率等 の特例措置について,平成元年6月 30日まで3年間延長された。	不 動 取 得	
			従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 a	従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 (ただし、昭和61年5月から昭和62年3月 までの間に行われた売渡し等分について よ,1,000本につき160円を加算する。)	県 た ば (昭和633 では県た 費税)	年度ま
	自 動 車 の 区 分	税率 (年額)	商信点转束		ゴルフ場(で田税) 特別 (で田税) 特別 地方(で昭和35: で昭和35: で昭和35: で昭和35: で昭は19年 (で昭は19年 ) を持ちます。	年度設 消費度 発 発 き き き き き き き き き き き き き き き き き
	普通自動車 営業用	円	電気自動車 昭和59年度改正前の税率とした。		自動	車 税
	総排気量が3リットル以下のもの 総排気量が3リットルを超え、6リットル以下のもの 総排気量が6リットルを超えるもの	25,000 27,500 54,500	(昭和61年度まで)			
	自家用 総排気量が3リットル以下のもの 総排気量が3リットルを超え、6リッ	81,500				<b>-</b> V
乗用車	トル以下のもの 総排気量が6リットルを超えるもの 四輪以上の小型自動車	148,500			鉱区	税
	営業用 総排気量が1リットル以下のもの 総排気量が1リットルを超え, 1.5リッ	7,500 8,500				
	トル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの 自家用	9,500				
	総排気量が1リットル以下のもの 総排気量が1リットルを超え, 1.5リットル以下のもの	29,500 34,500			狩猟者3 (昭和38:	
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	39,500			では狩猟昭和53年	者税,
ック	営業用 自家用 営業用	18,500等 25,500等			は狩猟免	
バス	昌 乗用 一般乗合用のもの 一般乗合用のもの以外のもの 自家用	14,500等 32,000等 41,000等				
三輪の小 型自動車		4,500 6,000			県固定資	€産税
過疎んで延長		1.3.31ま	自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の特例措置 昭63.3.31まで延長電気自動車の税率の軽減措置 昭62.3.31まで延長		自 動 取 得	車税
			税率の特例措置の適用期限を昭63.3.31まで延長		軽油引	取税
					入 猟	税

<del></del>	祖 目	昭	和	62	年	 昭 和 63 年 度	
						基礎控除	28万円
県民民	<b>人</b>					配偶者控除 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 同居の特別障害者である控除対象配偶者 (新設)配偶者特別控除 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。  扶養控除 扶養親族 1人 同居の特別障害者である扶養親族 1人 同居を親等扶養親族 1人 同居を親等扶養親族 1人 のにまれた。 2% 130万円といる金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 1 4% (2)超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に 率 (昭和63~平成3年度) (イ) 4% (ロ)総合課税で計算した場合の課税事業所得に対する税額の120%相当額 (3)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 4% (ロ)総合課税で計算した場合の課税事業所得に対する税額の120%相当額 (3)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち侵良住宅地等の譲渡所得(昭和63~平成3年度) (1) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農渡所得(昭和63~平成3年度)	28万円 29万円 36万円 14万円 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70
	法人						
	利子割					(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	
事業	個人						00,000円
税	法人						

<del></del> 税		目	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
	動 得	産税		
(昭 <sup>元</sup> まて	: ばる 和63: 『は』 消費	年度 県た	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12 月31日まで延長。 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3 月31日まで延長。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。
利 (昭	和63: ごは タ	税年度 娯楽		
消昭でま飲和で	引費35:13 は 13	年遊 度里税度興昭ま飲		
自動	動車	税		
鉱	X	税		
まて 者税 年度	猟録38:11,38:	年度 守猟 73 では		
県資	固産	定税		
自取	動得	車税		自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。
軽油	引耳	又税		
λ	猟	税		

税	目	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
		税率	基礎控除 30万円(A)	基礎控除 31万円
		ールー   所得割	配偶者控除	配偶者控除
		(1) 500万円以下の金額 2%	控除対象配偶者 30万円(A)	控除対象配偶者 31万円
		500万円を超える金額 4%	老人控除対象配偶者 (障害者を含む。)	老人控除対象配偶者 (障害者を含む。)
		(2) 土地建物等の譲渡所得に対する 税率	35万円(A,B) 同居の特別障害者である控除対象配	36万円 同居の特別障害者である控除対象配
		(イ) 長期譲渡取得のうち優良住宅	偶者 51万円(B)	偶者 52万円
		地等以外の譲渡所得	(新設)同居の特別障害者である老人	同居の特別障害者である老人控除対
		① 課税長期譲渡所得金額が	控除対象配偶者 56万円(B)	象配偶者 57万円
		4,000万円以下である場合 2% 回 課税長期譲渡所得金額が	配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額	配偶者特別控除 31万円 (配偶者に所得がある場合の控除額
		4,000万円を超える場合	は調整される。)	は調整される。)
		80万円と課税長期譲渡所得	扶養控除	扶養控除
		金額から4,000万円を控除し	扶養親族 1人 30万円(A)	扶養親族 1人 31万円
		た金額の2%に相当する金額 との合計額	老人扶養親族 (障害者を含む。)	老人扶養親族 (障害者を含む。)
		ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅	1人 35万円(A,B)   同居の特別障害者である扶養親族	1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族
		地等の譲渡所得(平成元年度~	1人 51万円(B)	1人 52万円
		3年度) 2%	(新設)同居の特別障害者である老人	同居の特別障害者である老人扶養親
県		(火) 長期譲渡所得のうち特定市街	扶養親族 1人 56万円(B)	族 1人 57万円
		化区域内農地等の譲渡所得 (平 成元年度~3年度)	同居の老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円(A,B)	同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 43万円
		② 課税長期譲渡所得金額が	(新設)同居の特別障害者である老親	同居の特別障害者である老親等扶養
		4,000万円以下である場合 2%	等扶養親族 1人 63万円(B)	親族 1人 64万円
		回 課税長期譲渡所得金額が	(新設)特定扶養親族	特定扶養親族 1人 36万円
		4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得	1人 35万円(A)   (新設)同居の特別障害者である特定	同居の特別障害者である特定扶養親 族 1人 57万円
		金額から4,000万円を控除し	扶養親族 1人 56万円(A,B)	税率
		た金額の2%に相当する金額	税率	所得割
		との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡に得等に対す	(1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%
_   _		<ul><li>(二) 長期譲渡所得のうち所有期間</li><li>10年を超える居住用家屋及びそ</li></ul>	(1) 株式等に係る譲渡所得等に対す る税率 (A)	550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る
民 個	固人	の敷地の譲渡所得(一定の居住	2%	事業所得に対する税率
		用財産に係る買換え (交換) の	(2) 資産合算課税制度の廃止(A)	(~平成10年度)
		特例の適用を受けるものを除く。)	(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (C)	(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4%
		4,000万円以下である場合	(~平成5年度)	(ロ) 総合課税で計算した場合の課
		1.3%	(1)又は(回)のいずれか多い金額	税事業所得等の金額に対する税
		□ 課税長期譲渡所得金額が	(1) 4%	額の120%相当額
		4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得	(ロ) 総合課税で計算した場合の課 税事業所得等の金額に対する税	(3) 土地建物等の譲渡所得に対する 税率
		金額から4,000万円を控除し	額の120%相当額	(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅
		た金額の1.6%に相当する金	(4) 土地建物等の譲渡所得に対する	地等以外の譲渡所得 3%
		額との合計額	税率(C)	(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街
税			(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅 地等の譲渡所得	化区域内農地等の譲渡所得廃止 (ただし,平成5年3月31日まで
			(~平成4年度)	の譲渡に係る分については、2.2
			(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街	%)
			化区域内農地等の譲渡所得 (~平成4年度)	(ツ) 長期譲渡所得のうち所有期間
			(~ 平成4年度)   平成2年度欄において, (A) とある	10年を超える居住用家屋及びそ の敷地の譲渡所得 (一定の居住
			のは昭和63年度 (昭和63年12月) 改正	用財産に係る買換え (交換) の
			によるものであり, (B) とあるのは	特例の適用を受けるものを除く。)
			平成元年度 (平成元年3月) 改正によ	① 課税長期譲渡所得金額が
			るものであり, (A, B) とあるのは, 昭和63年度改正により控除額が引き上	6,000万円以下である場合 1.3%
			げられ、平成元年度改正でその適用関	② 課税長期譲渡所得金額が
			係を拡大したもの、又は昭和63年度改	6,000万円を超える場合
			正で引き上げられた控除額を平成元年	78万円と課税長期譲渡所得
			度改正で更に引き上げたものであり、   (C) とあるのは平成2年度 (平成2年3	金額から6,000万円を控除し た金額の1.6%に相当する金
			(と) とめるのは十成2千度 (十成2千3   月) 改正で適用期限を延長したもので	額との合計額
			ある。	平成3年度「税率」欄のうち、(2)及
				び⑶は,平成5年度から適用される。

平 成 4 年 度	平成5年度	平成6年度	税	目
平成4年度  税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得 (~平成9年度) 1.6% (2)長期譲渡所得のうち特定市街化 区域内農地等の譲渡暦として平成3年12月31日までのは従前の税率適用)	平成5年度 税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち傷食・は一後の急渡所得のうち特定市街化底区域内農地等の譲渡所得のうち特定市場での選と1日から平成4年1度。1日から平成5年3月31日の東に係る分は2.2%)ち居及1日の一方の家屋の方の家屋の方の家屋の方の家屋の大きののででは、13%(1)は、1	平成6年度  扶養控除 特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円  税率 所得割 みなし法人課税制度廃止	税 人	県

———	 社 目	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
県民	法人	ТИЛИНИ	+ 成 2 年 度 法人税割5.8% ただし,中小法人については 5.8分の0.8を減額	T 103 T 102
税	利子割			
事	個人		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 800,000円 その他の事業専従者 年 470,000円	
業税	法 人	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% (ただし,一定の協同組合等については 年10億円超 9%) ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 8% (ただし,一定の協同組合等については 年10億円超 9%)		
不取	動 産 得 税	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特 例措置について,平成4年6月30日まで3 年間延長された。		
(昭 まつ	さばこ税 和63年度 では県た ご消費税)	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分は従 価割が廃止された。 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		
利 (昭 まっ	ル フ 場 用 税度 和63年楽 では娯楽 段利用税)	名称がゴルフ場利用税に変更された。 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 税率 1人1日 400~1,200円 ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付		

平 成 4 年 度	平	成 5	年		平 成 6 年 度	税		——目
					均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える 法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50 億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億 円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1 億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	法	人	県民
						利	子割	税
	事業主控除		年	2,700,000円		個	人	
						法	人	事業税
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特 例措置について、平成7年6月30日まで3 年間延長された。					宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	不取		
						(昭 <sup>元</sup> まて	: ばる 和63: 『は』 :消費	年度 県た
						利 (昭	和63: ごは女	税年度娯楽

 税 目		平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
	名称が特別地方消費税に変更された。	1 12 1 12	1 22
特消 間 35年的 18年前 18年前 18年前 18年前 18年前 18年前 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年	税率 1人1回の消費金額の3% 免税点 遊興を含むすべての利用行為につい て適用 旅館 1人1泊 10,000円	免税点 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点廃止 交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して 1/5交付 以上平成3年7月1日施行	
自動車税	乗用車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 34,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 39,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 45,000円 2.5ℓ超3ℓ以下 51,000円 3ℓ超3.5ℓ以下 58,000円 3.5ℓ超4ℓ以下 66,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 76,500円 4.5ℓ超6ℓ以下 88,000円 6ℓ超 111,100円		
鉱区税			
狩猟者登録税 (昭和38年度ま では狩猟者税, 昭和53年度まで は狩猟免許税)			
県 固 定資 産 税			
自動車取得税		免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)	
軽油引取税			
<u></u> 入 猟 税			

平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	平成6年度	税目
			特別地方消費税 (昭和35年度ま では遊興飲食税, 昭和63年度まで は料理飲食等消 費税)
			自 動 車 税
			鉱区税
			狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税, 昭和53年度まで は狩猟免許税)
	暫定措置がさらに5年間延長された。		資 産 税 自 動 車 取 得 税
	暫定措置が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。		軽油引取税
			入 猟 税

粉	<b>1</b> ■	課税客体,課税標準等	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	基礎控除 33万円 配偶者控除 23万円 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円(配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。) 扶養控除 技養親族 1人 33万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 38万円 同居の特別障害者である夫養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居の特別障害者である老利等扶養親族 1人 65万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 62万円 税 率 所得割 700万円以下の金額 2% 700万円と超える金額 4%	税 率 均等割 標準税率 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の3%に相当す る金額との合計額
	法人	均等割 法人税割 法人税額		
	利子割	利子等の額		
事	個 人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種事業		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円
業	法人	法人の行う事業		
地方消	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額		
費税	貨物割	課税貨物に係る消費税額		

平 成 9 年 度	平 成 10 年 度	<del></del> 税	目
税率 所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は回のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(~平成15年度) ①又は回のいずれか多い金額 ② 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(プ課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合と% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ② 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (コ) 短期譲渡所得金額が8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (コ) 短期譲渡所得金額が8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (コ) 短期譲渡所得金額が8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (コ) 短期譲渡所得金額が8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (コ) 短期譲渡所得金額が3% (コ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額	税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成14年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	個人	
		法人	
		個人	事
	普通法人 年400万円以下 5.6% 年400万円起800万円以下 8.4% 年800万円超及び清算所得 11% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11% 特別法人 年400万円以下 5.6% 年400万円起及び清算所得 7.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%	法 人	業税
(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 当分の間,国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行		譲渡割	地方
(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行		貨物割	一消 費 税

————— 税 目	課税客体,課税標準等		平	成	7	年	 度		平		8	年	 度	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	住宅及び信 について, れた。							合にお	いて	は, i	課税標	準を	
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)													
	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施 設の利用)													
特別 地 カ 費 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	料理店,飲食店等にお ける料金													
自 動 車 税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途 (トラッ ク及びバス等について は, 積載量, 乗車定員 等) に応じて区分													
鉱区税	鉱区の面積又は延長													
狩 猟 緑 銀 の の の の の の の の の の の の の	狩猟者の登録を受ける 者													
	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額													
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額													
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等													
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者													

平 成 9 年 度	平 成 10 年 度	税	目
宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月 31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1と する特例措置が講じられた。		不 動 取 得	
平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円		県たば (昭和63 までは ばこ消	3年度 県た
		ゴ ル 利 用 (昭和63 までは 施設利)	H 税 3年度 娯楽
交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付		特消昭で食のは第一年の19世界の19世界のでは、19世界の19世界の19世界の19世界の19世界の19世界の19世界の19世界の	年遊,度理税度興昭ま飲
		自動፤	車 税
		鉱区	税
		狩登昭で税度知で税度第	税 3年度 狩猟 3和53 では
		県 固資 産	
	暫定措置がさらに5年度間延長された。	自 動取 得	車 税
	暫定税率が5年度間延長された。	軽油引	取税
		入 猟	 税

——— 科	1 目	課税客体,課税標準等	平		11 🕏	
		·	基礎控除			
県民	個 人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	配偶者控除 同居の特別障害者である 同居の特別障害者である 扶養控除 同居の特別障害者である 同居の特別障害者である 同居の特別障害者である 特定扶養親族 同居の特別障害者である 特定扶養親族 同居の特別障害者である 税 率 所得割 (1) 土地建物等の譲渡 長期譲渡所得のう	老人控除対象配付 扶養親族 老規等扶養親族 老親等扶養親族 特定扶養親族 特定扶養親族 所得優良住が6,000万 得金額が6,000万 得金額の2% る事業所のである。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	期者 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1	合 2% 合 120万円と課税長期譲渡所得金額 顔との合計額
			定率減税			
税			平成11年度以降当分の間	、所得割額の159	%(4万円を上	限) を控除
170	法人	均等割 法人税割 法人税額				
	利子割	利子等の額				
_	個 人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種事 業	事業主控除    年	2,900,000円		
事						
			普通法人			
			年400万円以下			5%
			年400万円超800万円以下	_		7.3%
N/-			年800万円超及び清算所得 ただし、3以上の道府県に	=	ス法   で容木る	9.6% ≥≆
業			たたし、3以上の追桁県に 1.000万円以上の法人の所		シム人 (貝半3	5 <del>寸</del> 9.6%
	;+ I	は1の行き声光	特別法人			
	法人	法人の行う事業	年400万円以下			5%
			年400万円超及び清算所得	-	40/#FFF +TF	6.6%
<u></u>			(ただし、一定の協同組合 ただし、3以上の道府県に		,	
税			1,000万円以上の法人の所	得		6.6%
			(ただし,一定の協同組合 収入金額課税法人	<b>うまたついては年</b>	-10億円超7.9%)	1.3%
			コムノト344 ロミロボイル/ムノへ			1.0 /0
		課税資産の譲渡等に係				
地	譲渡割	る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を				
方		空にはる消費税額を				
消费		The state of the s				
費 税	化集集中间	課税貨物に係る消費税				
九	貨物割	額				

平	成	12	年	度		平	成	13	年	度	税	具
扶養控除 特定扶養親族 税 率 所得割 土地建物等の 長期譲渡所得		こ対する 急住宅等	税率		2 %						個人	県民
												税
											法人	
											利子割	
											個人	
											法人	事業税
											譲渡割	方
											貨物割	一 消 費 税

税目	課税客体,課税標準等		平	成	11	年	度
不動産取得税	不動産の価格						
(昭和63年度 までは県た	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	平成11年5月1日以降の 税率 紙巻たばこ等 旧3級品の紙巻たば		分 1,000本につき 1,000本につき		868円 413円	
ゴルフ場利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施 設の利用)						
特別 費 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	料理店,飲食店等における料金						
自動車税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途 (トラッ ク及びバス等について は,積載量,乗車定員 等)に応じて区分						
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長						
狩猟 婦 税 受昭和38年度 まではいいで 者税, まで 者でで 者で が 、まで が 、まで が 、まで が 、まで が 、まで が 、まで が の の の の の の り の り の り の り の り の り の り	狩猟者の登録を受ける 者						
	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額						
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額						
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等						
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者						

平	成	12	年	度	平	成	13	年	度	移	ŧ	目
宅地及び宅地比 年12月31日まで の2分の1とする4	に行われ	た場合にお	ういては						について平成16	不取	動得	産 税
										(昭 まで	和63 では	こ税 年度 県税)
										利 (昭 まっ	用 和63	フ場税度 誤税)
4月1日廃止										消昭でまかれて	費 和35 では 食税 3年	也 年遊,度理税方税度興昭ま飲)
										自:	動 尃	巨 税
										鉱	X	税
										登昭 ま者年	では <sup>説</sup> , 昭	税度 海 第 第 第 第 3 3 3 3 4 7 6 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7
										県資	固産	定税
										自取	動得	車 税
										軽泊	由引耳	取税
										λ	猟	—— 税

——	2 目					14	 年		
県		均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	(2) 土地建物 長期譲渡	用(~平成1 等の譲渡所得 所得のうち個 取引による所	事業所得等に 6年度) 骨に対する税 曼良住宅地等 所得に対する	率 以外の譲渡原		成16年度) :	2 % 年 3 月31日まで
民		均等割 法人税割 法人税額							
税	利子割	利子等の額							
	配当割	特定配当等の額							
	譲渡所	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額							
事業	個人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種 事業							
税	法人	法人の行う事業							
地方消	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額							
費税	省物制	課税貨物に係る消費税 額							
不取	動 産得 税	不動産の価格							
(昭 まで	こはこ祝 和63年度 ごは県た : 消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)							
利 (昭 まで		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)							

平 成 15 年 度	税	目
税		
所得割		
土地建物等の譲渡所得に対する税率		
長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成16年度)	個人	
(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合		
64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		
		県
	法人	民
	利子割	TM
(創設) (平成16年1月1日~)		税
(A) 税率 5 %	配当割	
(ただし、平成16年1月1日~平成20年3月31日までの間は3%)		
(創設) (平成16年1月1日~) 税率	株式等譲渡所	
5 % (ただし、平成16年1月1日~平成19年12月31日までの間は3%)	得割	
	個人	事
		業
		税
	法人	176
	譲渡割	地
		方消
		費
	貨物割	税
税率 平成15年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの 3 年間に限り税率を一律 3 %とする特別措置が講じられた。	不動	産 税
宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置が平成17年12月31日まで延長された。	取得	忧
	E  +_  +° -	— IX
平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率	県たばる(昭和634	
紙巻たばこ等 1,000本につき 969円	までは	
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	ばこ消費	税)
	ゴルフ	'場 税
	(昭和635	
	までは対	
	施設利用	

税目	課税客体,課税標準等	平 成 14 年	度
		税率等 トラック (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 1トン以下 9,000円 6トン超7トン以下 25,500円 1トン超2トン以下 9,000円 7トン超8トン以下 25,500円 2トン超3トン以下 12,000円 7トン超8トン以下 29,500円 3トン超4トン以下 15,000円 8トン超 29,500円に8トンを超える部分1トン4トン超5トン以下 18,500円自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 1トン以下 8,000円 5トン超6トン以下 35,000円 1トン超2トン以下 11,500円 6トン超7トン以下 35,000円 2トン超3トン以下 16,000円 7トン超8トン以下 40,500円 3トン超4トン以下 20,500円 8トン超40,500円に8トンを超える部分1トン4トン超5トン以下 25,500円 けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500円 普通自動車 15,100円 自家用 小型自動車 10,200円 普通自動車 10,200円 普通自動車 20,600円 被けん引自動車	
自動 車税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途 (トラッ ク及びバス等について は, 積載量, 乗車定員 等) に応じて区分	当連自動車	:5,100円を加算した額
鉱区税	鉱区の面積又は延長		
狩 猟 登 昭和38年親 者税 度 ま者税 , 田で 税 まで 猟 を 発 発 発 の の の の の の の の の の の の の	者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩狐 乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免 4月16日施行)	
	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額		
自動車取得税	自動車の取得価額		
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等		
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩狐 乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免 4 月16日施行)	

	平	成	15	年	度	税	į	目
	平	成	15	年	度			目 税
						鉱	区 猟	税 者
						登 (昭 まで 者称	録 和38 ご,昭 ま,第 (免)	税 年度 狩 和53 で は
暫定措置がさらに5年度間延長された。						自取	産動得	税 車 税
						軽油入	猟	

—— 税	<u> </u>	目	課税客体,課税標準等		平		16	年		
	個	人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額							
県	法	人	均等割 法人税割 法人税額							
民	利子	割	利子等の額							
税	配当	割	特定配当等の額							
	株式 譲渡 得割	肵	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額							
	個		個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種 事業							
事				平成16年4月1日以	以後に開始	する事業年度	から外形標準	課税が適	用されることとなっ?	 た。
業				所 得	割	付加価値割	資本割			
			年400万円以下	3.8%						
税	法	人	法人の行う事業	年400万円超 800万円以下	1 0	0.48%	0.2%			
				年800万円超	7.2%					
				ただし,事業年月	度終了の日	に資本の金額	又は出資金額	類が1億円	を超える法人が対象	
地方消費	譲渡	割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額							
税	貨物	割	課税貨物に係る消費税 額							
不取	動得	産 税	不動産の価格							
(昭 <sup>:</sup> まて	こばる 和63 <sup>4</sup> ごは 消費	年度 県た	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)							
利 (昭: まで	和63年	税年度娯楽	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)							

ゼ		<del></del>	理 超 安 休 理 超 煙 進 笙	717		16		
A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A		目	課税客体,課税標準等 自動車の車種及びがラックでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	平	成	16	年	度
鉱	X	税	鉱区の面積又は延長					
	固産	定税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額					
	動 得	車税	自動車の取得価額					
軽油	引取	双税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等					
狩 :	猟	税	狩猟者の登録を受ける 者	平成16年4月1日創設 1) 網・わな猟免許又は第1種銃の のもの 2) 網・わな猟免許又は第1種銃2 民税の所得割額を納付すること 民税の所得割額を納付すること る者(農業,水産業又は林業日 3) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の	猟免許に係 を要しない こ従事して	系る狩猟者 1もののう 11る者を	fの登録を うち, 控除	16,500円 受ける者で,当該年度の道府県 対象配偶者又は扶養親族に該当

粉	祖目	課税客体,課税標準等	平 成 17 年 度
県民	個人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止。 税率 所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(~平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良宅地等の譲渡所得 (~平成21年度) ④ 課税長期所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% 回 課税譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 3% 回 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得に対する税率 1.6%
税	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
		特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額	
事業	個人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種 事業	
税	法人	法人の行う事業	
地方消费	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
費 税	貨物割	課税貨物に係る消費税 額	
不取	動 産 得 税	不動産の価格	
(昭 まで	たばこ税 和63年度 では県た :消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	
利 (昭 まで		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)	

自動車の車種及び維持 気量が近れ間に(トラッ に対する) というながれる。 (大型 で ) にのいて (大型 ) にのいて (大	 税 目	課税客体,課税標準等	平		17	 年		
県 固 定 大規模償却資産の価格 から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額 自動車の取得価額 を控除した額 「一売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量等		自動車の車種及び総排 気を受ける。 がに用途(トラいてのでは、 積載量、乗車に員	Ψ	БX.	1/	<b>*</b>	度	
県	鉱区税	鉱区の面積又は延長						
取 得 税	県 固 定 資 産 税	から市町村が課する課 税標準となるべき価額						
軽油引取税がらの引取軽油の容量等		自動車の取得価額						
狩 猟 税 狩猟者の登録を受ける者	軽油引取税	からの引取軽油の容量						
	狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者						

——	ž <b>=</b>	課税客体,課税標準等	平 成 18 年 度
県民	個人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	老年者控除を廃止 定率減税 所得割額の7.5% (2 万円を上限)を控除
税	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所 得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額	
事業	個人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種 事業	
税	法人	法人の行う事業	
地方消费	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
費 税	貨物割	課税貨物に係る消費税 額	
不取	動 産 得 税	不動産の価格	税率 (本則 4 %) を一律 3 %とする特別措置を次のとおり変更 住宅・住宅用土地については平成21年 3 月31日まで延長 住宅用土地以外の土地について平成21年 3 月31日まで延長 住宅以外の家屋について特別措置を廃止 (ただし、平成18年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日 までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。) 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置が平成21年 3 月31日まで延長された。
(昭 ま	たばこ税 和63年度 では県た ご消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円
利 (昭 ま		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設	

税目	課税客体,課税標準等	平	成	18	年	
	自動車の車種及び総当の 車がに用途(フェーリー) がバス等(このでは) がバス等(このでは) に応じて区分	T			<del></del>	
鉱区税	鉱区の面積又は延長					
県 固 定資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額					
自動車取得税	自動車の取得価額					
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等					
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者					

移	<b>注</b> 目	課税客体,課税標準等	平 成 19 年 度
県民	個 人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	定率減税を廃止 税率 所得割 所得税から個人住民税への税源移譲により下記の通りとなる。 総合課税の場合 4% 分離課税 (ただし、退職所得及び山林所得は総合課税の税率と同じ) (1) 土地、建物等の長期譲渡所得 2% (2) 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 2,000万円以下の部分 1.6% (ロ) 2,000万円起の部分 2% (3) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 6,000万円以下の部分 1.6% (ロ) 6,000万円以下の部分 2% (4) 土地、建物等の短期譲渡所得 3.6% (国等に対する譲渡 2%) (5) 株式等に係る譲渡所得 2% (6) 上場株式に係る譲渡所得等 1.2% (7) 先物取引等に係る雑所得 2% (8) 土地の譲渡等に係る事業所得 4.8%
税	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	税率を3%とする特例措置を平成21年3月31日まで延長
	株式等 譲渡所 得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額	税率を3%とする特例措置を平成20年12月31日まで延長
事業	個 人	個人の行う第1種事業, 第2種事業及び第3種 事業	
税	法 人	法人の行う事業	
地方消	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
費税	貨物割	課税貨物に係る消費税 額	
不取	動 産 得 税	不動産の価格	
(昭 まっ	たばこ税 和63年度 では県た :消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価, 63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	
利 (昭 まっ		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設	

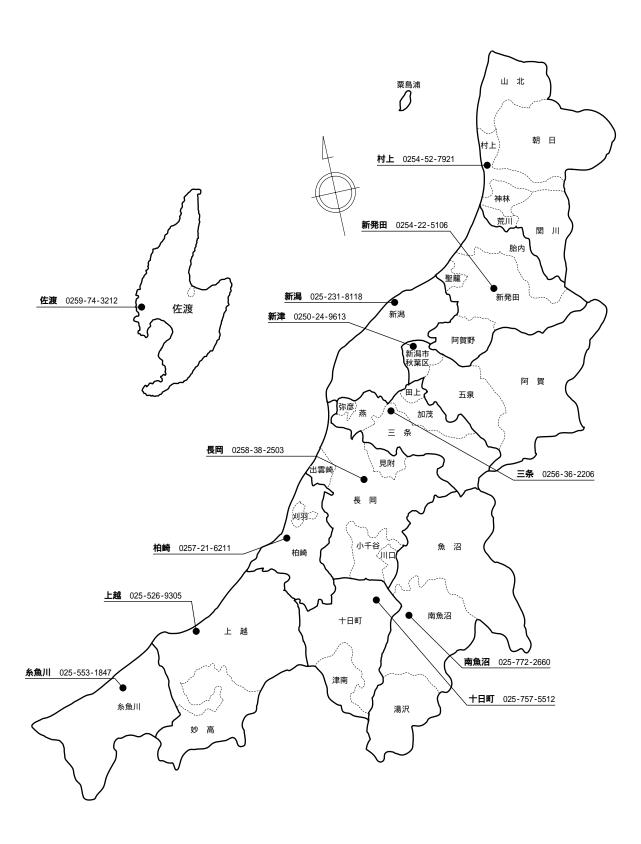
——和	<del></del> 兑	目	課税客体,課税標準等	平 成 19 年 度
			自動車の車種及び総排 気をでいては、 を受けては、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	T 10% 13 4 15%
鉱	X	税	鉱区の面積又は延長	
県資	固産	定税	大規模償却資産の価格 が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 取	動 得	車 税	自動車の取得価額	
軽氵	由引耳	取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
狩	猟	税	狩猟者の登録を受ける 者	税率 (1) 第1種銃猟免許(装薬銃を使用する狩猟の免許)に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2) に掲げる者以外のもの 16,500円 (2) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、その年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち控除対象配偶者、扶養家族(農業、水産業、林業に従事している者を除く)以外のもの 11,000円 (3) 網猟免許(網を利用する等の狩猟の免許)又はわな猟免許(わなを使用する狩猟の免許)に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、その年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち控除対象配偶者、扶養家族(農業、水産業、林業に従事している者を除く)以外のもの 5,500円

## 13 地域振興局県税部等一覧

(平成19年4月1日現在)

				(平成19年4月1日	コパ1工 <i>)</i>
事務所等名	所 在 地	郵 便番 号	電話	管轄市町村等	市町 村数
村上地域振興局 県 税 部	村上市田端町 6 番 25 号 (村上地域振興局内)	958 - 8585	0254(52)7921	村上市、岩船郡	7
新 発 田 地 域振 興 局 県 税 部	新発田市豊町3丁目3番2号 (新発田地域振興局内)	957 - 8511	0254(22)5106	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	4
新潟地域振興局 新津支局県税部	新潟市秋葉区新津 4524 - 1 (新潟地域振興局新津支局内)	956 - 0031	0250(24)9613	新潟市の一部(秋葉区)、五泉市、阿賀 町	3
新潟地域振興局 県 税 部	新潟市中央区川岸町 3 丁目18 番地 1 (新潟地域振興局内)	951 - 8575	025(231)8118	新潟市(秋葉区除く)	1
三条地域振興局 県 税 部	三条市興野 1 丁目 13 番 45 号 (三条地域振興局内)	955 - 0046	0256(36)2206	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村	5
長岡地域振興局 県 税 部	長岡市四郎丸町 173 番地 2 (長岡地域振興局内)	940 - 8567	0258(38)2503	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町、川口町	5
南魚沼地域振興局県税部	南魚沼市六日町 960 番地 (南魚沼地域振興局内)	949 - 6623	025(772)2660	魚沼市、南魚沼市、湯沢町	3
十日町地域振興局県税部	十日町市妻有町西2丁目1番地 (十日町地域振興局内)	948 - 0037	025(757)5512	十日町市、津南町	2
柏崎地域振興局 県 税 部	柏崎市三和町 5 番 55 号 (柏崎地域振興局内)	945 - 8558	0257(21)6211	柏崎市、刈羽村	2
上越地域振興局 県 税 部	上越市本城町5番6号 (上越地域振興局内)	943 - 8551	025(526)9305	上越市、妙高市	2
糸 魚 川 地 域 振 興 局 県 税 部	糸魚川市南押上1丁目 15番 1号 (糸魚川地域振興局内)	941 - 0052	025(553)1847	糸魚川市	1
佐渡地域振興局 県 税 部	佐渡市相川二町目浜町 20 番 1号 (佐渡地域振興局内)	952 - 1555	0259(74)3212	佐渡市	1
総務管理部税務課	新潟市中央区新光町4番地1	950 - 8570	025(280)5046	市20 町 9 村 6 計35	-
総 務 管 理 部 税 務 課 新 潟 分 室	新潟市中央区東出来島 14 番 28 号	950 - 0961	025(283)2279	国土交通省新潟陸運支局管轄区域 (自動車二税の証紙徴収に係る事務)	-
総 務 管 理 部 税 務 課 長 岡 分 室	長岡市平島1丁目2番地	940 - 1163	0258(22)1134	国土交通省長岡自動車検査登録事務 所管轄区域(自動車二税の証紙徴収 に係る事務)	-

## 14 管 内 図



平成 19 年 12 月 1 日 印 刷 平成 19 年 12 月 10 日 発 行

## 新潟県税務統 計要覧

発行人 新潟県税務課

新潟市中央区南出来島2丁目1番25号印刷所新高速印刷株式会社 TEL(025)285-3311

新 潟 県 税 務 課